

魯美命宣久、汝天穗比命、天皇命能手長大御世乎、堅石爾常石爾伊波比奉、伊賀志乃御世爾佐伎波閉奉、仰賜志次乃隨爾
供齋仕奉云々、神乃禮自利臣能禮自登、御禱乃神寶獻良久登奏と有などに就て考ふるに、野城は祈又願と同言にし
て出雲大神を祈奉り給ふ由の御名にぞ有りけらし、(神に仕へ奉る人を禰宜と云も右に同じ、又皇太神に仕奉り給ふ
内親王を齋内親王と申奉り、又春日大原野等の社に仕奉る女を齋女と云ふが如く、天穗日命をして禰宜大神と申さむ
が如し、然れば野を古は奴と耳云ふ事なれど、後に能義郡と成れるを思へば右の野は能に用ひたるなめり、祈又願を
禰宜と云へるを古事記朝倉宮段に其大縣主懼畏稽首白云々、故獻能美之御幣物と有りて稽首を能美と云ふも同言な
り、尙寶鏡開始章の傳に就て其言義を云ふべき也、)右等の例を以て見れば其時々御功に依りて負ひ坐せる御名を以
て彼國の古説は傳はりたるを、風土記は其云ふ所の任に記したる者なるが故に、此と彼と別神の如く見ゆる物から、
佗書に引合ひて其説の渾圓まる方有りて知らるゝ事右に註せるが如し、偕此熊野檉樟日命の熊野は地名にて、其天穗
日命の住み給へりし謂ゆる野城の地名なる事、天孫降臨章に就て傳す可し、檉樟日は四神出生章に日神の御事を、吾
息雖多未レ有ニ若レ此靈異之兒と御祖大神の詔給へる大御言見え、丹後風土記に天梯立の仆伏たる事を仍怪久志備坐
故云ニ久志備濱と有り、又天孫降臨章に榎日二上天浮橋と云ふ事有るなども、思測られざる事を異し云ふ言なり、
古語拾遺に大宮賣神の御事を是太玉命久志備所生と有るは、此の如く異なる所由有りて思測らず御子の生給ふを云
ふと聞ゆれば、此は男御子一柱生坐して其御誓は勝なるを、續きて生坐せる事の奇靈なるを以て、此く御名に負ひ坐
せるにて、穗日命と申よりは以前の事にて、生坐ながらの御名になむ御在し坐しける、又上に引ける馬見岡神社祝詞

に天穗日命乃和御魂乎云々、天翔奇日乃嶽仁齋比奉利國乃眞保良止崇奉利云々、奇日乃嶽爾座天穗日命云々と見え、又
奇日嶽神社正遷宮宣文に奇日仁稱辭竟奉皇神乃前仁白久云々、皇神乃乞渡乃隨仁奇日乃嶺乃荒木草乃根苺掃比下津岩
根仁宮柱太敷立乎云々と云へる山名も此神の鎮坐に因て負るなれば、實に天穗日命の元名檉樟日命に御在し坐しける
事此を以て曉る可くなむ有りける、(其は上にも云へる如く、天津彦根命の亦名活津彦根命とも申せる其活處は天の
事に在るが、又此奇日に生坐せる所由を以て然御名に稱奉れるをも思合す可し、斯れば活津彦根命と申すも天津彦根
命の亦名なるが、其即元名なりけむ事此の例の如くなる可し、記傳七に久須毘は久志須毘を約めたる也、其久志は
奇靈なり、須毘は熊野大隅命とも有る隅に同じ)と右の二に合せ説かれたれども強言なり、下に云ふべし)尙傳八
にも粗説ける如く、出雲風土記に出雲郡伊努郷那家西北八里七十二步、國引坐意美豆努命御子赤衾伊努意保須美比古
佐倭氣命之社即坐郷中、故云伊農、(神龜二年改字伊努)と有る國引坐意美豆努命は、其卷首に所_レ以號_レ出雲_レ者
八東水臣津努命詔_レ八雲立語_レ之故云_レ八雲立出雲_レと有るに據るに、素戔鳴尊の國引坐し、時の御名なる由已に傳八に
註せるが如し、赤衾は伊努と云ふ發語なるにて寢に係たり、意保須美は大隅にて熊野大隅命と地名より續けるを、此
は其地ならざる故に伊努大隅と續くるなり、比古佐倭氣は男眞別にて件劍より男神の三柱に別成坐せる謂なり、然る
に古事記に故其大年神娶_レ神活須毘神之女怒比賣_レ生子云々、次白日神、次聖神と有る伊怒は伊努の誤り、白日は向日の
誤なる由已に記傳に註されたる實に然る言にて、此伊努比賣の父を神活須毘神と云へるは、此の熊野檉樟日命の熊野
と云ふ地名を放ちて神活須毘神と申せるにて、活須毘は彌奇異にて其意然しも異ならぬを、右の赤衾伊努意保須美比

古佐倭氣命に打合へる實に奇しき事なり、又古事記に大年神又娶香用比賣生子云々、次御年神と有るは同じ事の重復れるにて、山城國乙訓郡向日神社記に、向日神者神須佐之男命子大歲神娶活須日神之女神須治囉姬命生子也と有るを以て正し考ふるに、右の伊努比賣香用比賣は一神なり、向日神聖神は共に御年神にて、向日は向飯なる可く、聖は飯知なる可ければ、外祖父天穗日命の御功を受繼ぎて國土に恩賴を幸ひ給ふ由に通ゆ、(此等の理を以ても天穗日命と熊野櫛樟日命は同一神と云ふ説彌以て約れりと云ふべきなり、然れば大年神は天穗日命の別なる御弟に坐せるが其御婚に坐せるなりけり、大年神御年神の稻穀を農作給ふ神と坐す幽契此に在りけり) 偕其天穗日命の女神にて坐す伊努比賣の御祖を求むるに、傳八に云へる如く水門神速秋津日命にして古事記(御身滌段)に見えたる伊豆能賣神になむ御在し坐しける、出雲風土記に秋鹿郡伊農郡家正西一十四里二百步、出雲郡伊農郡坐赤食伊農意保須美比古佐和氣能命之后天穗津日女命國巡行坐時、至坐此處而詔、伊農波夜詔、故云伊努(神龜三年改字伊農)と見えたる天穗津日女命是なり、神名式に出雲郡伊努神社同社神魂伊豆乃賣神社同社神魂伊豆乃賣神社同社比古佐和氣神社と合せて四社有る、其伊努神社は赤食伊努意保須美比古佐倭氣命の御父意美豆努命に坐す事右に引る風土記の文に依て曉る可し、次に神魂伊豆乃賣神と神魂の言を冠て申せるは神魂命に屬奉らせ給へる由に縁れるなる可し、次に神魂神社の御在し坐す事は、上章第十一、一書に保食神の状を見に天熊人を被遣たる事を天照太神の御名のみ出でたれども、古事記(大宜津比賣神段)には、故是神產巢日御祖命令取茲成種と有るが如く、此も神皇產靈神の抱づらはせ給へる所由傳十二に註せるが如し、天穗日命伊豆能賣神二柱御妹妹と成り給へるは此時に在りて、其も皇產靈神の御命に依りて

娶せ給へるに因りて然は神魂伊豆乃賣神と負ひ給へるなる可し、又同記大國主神の鎮坐せる件に於出雲國之多藝志之小濱造天之御舍、而水戸神之孫櫛八玉神爲膳夫獻天御饗と有る櫛八玉神は倭姬命世記に出雲神子出雲建子命一名伊勢都彥神一名櫛玉命と有ると同じ神なれば天穗日命の孫なるを、水戸神之孫と有るは其母方より傳へたる者なれば如此云ひても天穗日命の統脈は著明き者なるをや、(如此く此より彼へと轉りて其事の相結ばれるを以て、予が年頃考へ置たりし説の強ひざるを思ふ可し、此事に至りては記傳を始めて諸家に有來れる説とは一として合ふ可き者に非ざる事云ふも更なり、其諸註とは異なる所ぞ予が神に賜はれる奇説なる者なり) 偕右の熊野忍踏命の忍は大なる事上に云ひ、此にも第三、一書の熊野忍隅命を下章第三、一書には熊野大隅命と有るにても著明き事なり、踏は躡なり、天孫降臨章第五、一書に吾田鹿葦津姬益恨作無戸室入居其内誓之曰、妾所娠若非天神之胤者必亡、是若天神之胤者無所害、則放火焚室、其火明時躡踏出兒云々など躡踏と云ふ事四所有る是なり、其は最初に男御子の生坐せる時に素戔鳴尊の正哉吾勝と宣給へる故に御名を勝速日と負奉れるが如く、其次に生坐せる此御子も躡踏び名乗出給ふ可かめれば忍踏とは御名に負給ふ可き御事になむ有りける、又熊野大隅命と申す大隅は大進なる可し、上に註せるが如く三女神の中の田心姫は誥姫の義なり、又三女神を合せて須勢理毘賣命と申すも進姫命の意なるに准らへ思は、其大隅の大進ならむ事然も知られむかし、神名式に出雲國意宇郡志保美神社(風土記には斯保彌社と有り、同郡眞名井神社も其御誓に就て由有る事上に云へり、又當郡熊野坐神社名神大は素戔鳴大神に御在し坐せるを、神祇令義解に謂天神者云々出雲國造齋神等類是也、地祇者云々出雲大女神等類是也と有る如くなれば、國造の主と仕奉れる

は熊野大社の方なりけらし、風土記は天平五年に勘造せる書なるに、國造帶意宇郡大領外正六位上勳業出雲臣廣島と有れば、其頃までも猶意宇郡に住て熊野大社に仕へ奉りて其地より杵築大社の祭をも成したるなり、然れば天穗日命より次々其地に住來れるが故に神名にも熊野とは冠らせ奉れる者ならむかし。○凡五男矣は凡氏五柱能古神坐須と訓み來れるに従ふ可し、偕此五男の御事はしも古事記にも其終に并五柱と有りて、下に此の如く天照太御神告速須佐之男命是後所生五柱男子者物實因我物所成故自吾子也と有り、又第一一書の終には凡五男神矣と見え、第二一書にも凡五男神云爾と有りて五柱の數相違はざるなり、然るに第三一書には其外に燠之速日命一柱加はれる故に便取其六男以爲日神之子と見え、下章第三一書も其と同じく凡六男矣と有りて、五男と六男との異説古より有來れるを、予又上に説ける如く然定む可き證共の有るを論ひ究めて、實には凡せて三男のみ御在し坐すに定めたるなり、(神祇本紀には、吹棄氣吹狹霧之中化生六男之神云々と有りて其終に、天照太神勅曰云々、故化生六男神悉是吾兒乃取而子養と有るは此作者識見無かりし故に、數の多きを眞の古傳なる可しと思取れるなる可ければ更に云ふにも足らず。)然云ふ由は上に委しく註せるが如く、活津彥根命は天津彥根命の亦名なり、熊野櫛樟日命は天穗日命の亦名なるを別神の如く心得て、古人の已く五男子とは成せる者なり、且其燠之速日命と申すは、上章第六一書にも燠速日神と申す有りて、已に傳八に且々云へるを、其説は下に定め云ふべし、此をも除く時は此に五男六男の異説も有れども、其歸る所天忍穗耳尊天穗日命天津彥根命三柱御在し坐すのみなり、然云ふ時は此にも古事記にも天照太神の物根の事を宣ひける御言に、故彼五男神悉是吾兒と仰給へりしも徒事の如く成れる狀にて、甚々容易き申言にて可畏くは

有れども、日神の其時の大御言には三男神とか三男子とか宣へりけむを、後世に亦名の混れて別に一神の如く成りて傳はれる故に其を合せて數ふれば現に五男神なり、又然五男と見ゆる上は、假令大御命には三男と傳はるとも、其眞數に叶へて五男とは記さる可き筈なれば強て拘はる可きにも非ざるにや、第三一書には故日神云々便取其六男以爲日神之子使治天原と有るなども、後より合せて六男とは云へる者なるをや、(偕古より五男三女と傳はりて天下の人の異義も成さざる事なるに、三女を一神とし五男を三神と定め云ふ如きは、甚々強ひたる事の如くには有れども、其混れを正して其事の詳明なる上は然云はざる事を得ざる也、其然誤てる事の見えて著明きを記さむらむは、此紀に傳し奉る我身に取りては、却に其罪去り所無き心ち爲れば也)猶、上に註せる如く謂ゆる劔玉の御誓はしも第二一書實に正しき眞傳と見えて諸書にも合へるに、素戔鳴尊乃天照太神の御劔を賜りて三男神等を生坐せると爲る時は、此に天照太神乃素取素戔鳴尊十握劔打折爲三段云々と有り、古事記にも天照太御神先乞度建速須佐之男命所佩十拳劔、打折三段而云々と有るなどは、此男御子等の物根なるを混れて三女神の御事とは成れりし者なり、此三段に打折給へる段毎に各一柱神成坐せりと爲る時は、必三男神なる可き事彼三女神の御事に於けるが如し、又第一一書に日神云々、躬帶十握劔九握劔八握劔云々、先食所帶十握劔生兒云々、又食九握劔生兒云々、又食八握劔生兒云々、凡三女神矣、又第三一書にも於是日神先食十握劔化生兒云々、又食九握劔化生兒云々、又食八握劔化生兒云々と有るなどは異なる傳れども、十握劔九握劔八握劔の三劔より三女神の成坐せるを此男神の故事に換へて見る時は、此も三男神の外に出でざる者なり、然れば第二一書を本傳と立て置きて、其餘三女神の成坐せりし古傳を此

に取換へ見る時は、愈以て三男神に御在し坐す御事甚々明らかなる者なり、(但此事此の男御子の御事のみにては心行き難き人もや多かりなむ、立復りて上なる三女神の本説を見以て行かば少かも疑ふ所無からむ者ぞかし)

是時天照太神勅曰、原其物根、則八坂瓊之五百箇御統者是吾物也。

故彼五男神悉是吾兒、乃取而子養焉。又勅曰、其十握劍者是

素戔嗚尊物也。故此三女神悉是爾兒。便授之素戔嗚尊。此則

筑紫胸形君等所祭神是也。

此は先に素戔嗚尊の請與レ姉共誓、夫誓約之中必當レ生子、如吾所レ生是女者則可レ以爲有ニ濁心、若是男者則可レ以爲有ニ清心と申給へりし誓言驗有りて右の如く男御子を生み給へる故に、第三一書に便化ニ生男矣、則稱之曰ニ正哉吾勝、故因名之曰勝速日天忍穗耳尊云々と有る如く、誓勝給へりし由を申顯はし奉らせ給ひけるに依りて、故日神方知ニ素戔嗚尊元有ニ赤心と云ふに至り、此迄の御疑速に晴させ御在し坐して、今は詔給ふ可き御事全に無きに至らせ給へるが如し、(但其一書の始には日神云々乃立誓約曰、汝若不有ニ奸賊之心者汝所レ生子必男矣と有りて、此にては日神より誓言を立て其驗を試み給へるなり、何れにても有りなむ)第一一書にも故素戔嗚尊既得ニ勝驗、於是日神方知ニ素戔嗚尊固無ニ惡意と有りて實に勝驗を得させ給ひけり、然れども始昇天の所に此則神性雄健使ニ然也と有り、古事記(石屋戸段)に因レ此言者自我勝云而於ニ勝佐備云々と見えたるを以て考ふるに、神性雄健く御在し坐すに

依りて勝佐備に猶進ませ給ふ可き下の御心もや見えさせ給へりけむ、此を以て正哉吾勝と宣給ひて勝速ぶる其御心を抑止めさせ給ひて、其男御子女御子の生出させ給へりし物實を以て判斷し給ふ所なり、(日神の女御子を生坐せるに合せて素戔嗚尊の男御子を生坐せる、是にて相持にて何れにも勝劣は非ざりけるなり、女御子を生坐すに因りて日神の御負と申すには且て非ざるなり)故此御誓に依りて男御子の顯出させ給へるは、素戔嗚尊の固より清心の御在し坐せる驗の表はれたるなり、然れども其物實を以て成立を云ふ時は日神の大御子に坐す故に、誓には勝給へども御子は汝子には非ずと詔給へるなむ此一件の趣なりける、上に已に註せる如く、其始伊弉諾伊弉册二大神の何不レ生天下之主者一歟と詔給ひて、生坐せる御子神等に御在し坐しながら、素戔嗚尊に天下は事依し給へれども根國に罷坐す可き幽契有りて、所知看さず成り、又其最前に成坐せりし日神はしも、高天原を所知看す大御神に御在し坐せば、此國土はしも無主國の如くなるを、今茲に誓約の御中に成坐せる御子に依して、此天下を相持たせ給ふ可き幽契有りて、此二柱に互れる御子天忍穗耳尊なむ、天下の大君と定まり御在し坐す可き理の原はしも此時に至りて定まりたりけらし、天孫降臨章第一一書に天照太神曰、豐葦原中國是吾兒可レ王之也と見え、寶劍出現章第五一書に素戔嗚尊曰、韓鄉之島是有ニ金銀、若使吾兒所御之國、不レ有ニ浮寶者未ニ是佳也とも有るが如く、相共に吾兒と宣はせ御在し坐す事の起はた此時に在る事なり、(容易く思過す可からず、此と古事記とは此物根の事有りて條理甚々正しく聞ゆるを、一書共に此事を漏らせるは此に譲りたるとは云ひながら盡さざる事多き者ぞかし)○物根は物種と訓來れり、古事記には此を物實と有り、記傳七に佐泥と多泥とは其物も名も通へり、後世にも人の母を云ふには某腹と云ひ、人の

父を云ふには某種と云ふ、本草の種子も同じ、此も其意なり」と云はれたるが如く、此多泥と云ふ事はしも本草の種子と云ふが本にて、多とは田畑と云ふ多に同じく種子を蒔植うる地盤を云ひ、泥は根にて其蕃息り出づる本根を云ふ語なり、楮人の生るゝや母腹より生出づと雖も、其本根は父に在る故に其素姓を云ふ時には父祖の胤種を稱ふ事常なり、天孫降臨章に妾所_レ娠若非_二天孫之胤_一必當_二焦滅_一、如實天孫之胤火不能_レ害、第五一書にも妾所_レ娠若非_二天神之胤_一者必亡、是若天神之胤者無_レ所_レ害、第六一書に母誓已驗方知實是皇孫之胤など有り、又海宮遊行章第七一書に豐玉姫謂_二天孫_一曰、妾已有_レ娠、天孫之胤豈可_レ産_二於海中_一乎、第九一書に天孫之胤不宜_レ置_二此海中_一と有る、胤字を今本に美古と訓みたれども、父種より云ふ所なれば何れも多泥と訓むべき所なる者なり、(弘仁私記序に神胤皇裔指_レ掌灼然、慕_レ化古風舉明白と有り、姓氏錄序に萬方庶民陳_二高貴之枝葉_一、三韓蕃賓稱_二日本神胤_一と有る胤なども右の多泥に同じ事なり、根、字名義抄に泥とも加岐理とも波自米とも有るを、此に多泥と訓めるは謂ゆる義訓なり) 楮古事記に物實と有る實は、物種を佐泥と云へり、和名抄に核桃李之類皆有_レ核、和名佐禰核者子中之骨也と有り、此核より芽生る物なれば眞根と云ふ義なり、又酸棗和名佐禰布止と有るは核太の謂なり、又李衡和名加無之乃佐禰、柑子人名也、又桃奴桃人一名桃奴和名毛々乃佐禰と有り、此を以て記傳に佐泥と多泥とは其物も名も通へり」と云はれたる事の徴有るを曉る可し、名義抄に核に佐泥又麻許登又阿伎良加爾と云ふ訓有るに、同抄に又誠を麻許登又佐泥と有り、又此實に麻佐とも麻許登とも美とも佐泥とも云ふ訓有りて、其言も義も相等しきは字には異有れども其言は一なるが故なり、(又萬葉九に立易、月重而、雖不遇、核不所忘、面影思天と有るも實に通はして核、字を用ひたり、此佐泥は十四

(二十丁)に、安是登伊徹可、佐宿爾安波奈久爾、十五(三十四丁)に、伎美爾故布良牟、比等波佐禰安良自、二十(二十二丁)に伎美乎安我毛布、登伎波佐禰奈之など云ふ佐泥にて、俗に麻許登爾など云ふに同じければ此には用無き事なれども、右に云へる如く實をも核をも佐泥と訓む其例に引けるなり、又記傳に云はく崇神天皇御紀に倭國之物實云々、此云_二望能志呂_一と有るは別事なり、祝詞に禮代と云ひ、今商人の代物と云ふなどは此實なり、實基本記にも富物代と見ゆ」と云はれき、予が説は天孫降臨章第二一書大物主神事代主神の御名の並び出でたる所に云ふべきなり) ○原は多豆努禮婆と訓むべし、其物根に原づきて言を成し給へるなり、垂仁天皇二十五年御紀に微細未_レ探_二其源根_一以粗留_二於枝葉_一と有る探も多豆努にて此の例なり、萬葉九(二十丁)に手綱乃濱能、尋來名益、十九(十二丁)に鶺鴒八頭可頭氣氏、河瀬多頭禰牟、又(二十一丁)叔羅河、湍乎尋都追、二十(五十一丁)に夜麻加波乃、佐夜氣吉見都々、美知乎多豆禰奈など有り、(名義抄に原を波良とも麻奴加流とも由流須とも母登とも加叙布とも多豆奴とも多豆禰美禮婆とも訓み、又俗に母登豆久とも訓來れる字なり、漢書註に原謂_二尋_一其本_一と見えたるなり) ○八坂瓊之五百箇御統は右に謂ゆる物根なり、但此物根の本説は上に往々辨へたるが如く、第二一書に男御子の物根は劔にして、女御子の物根は玉なりける、是正説なれども、此を始として其餘の傳々共に其を誤りける者なりかし、且右に既而素戔鳴尊乞_二取天照太神髮鬘及腕所_一纏八坂瓊之五百箇御統と有るを、古事記にも左右の御鬘又御髮又左右御手に纏せる珠を乞度して、吹棄給へる毎に各一柱の男御子生坐して凡て五男神と云ふ傳には有れども、上に已に論め云へる如く、此時に生坐せる男御子は三柱にこそ御在し坐しけれ、其亦名の相重複れる爲に五柱と成れるなれば、其御鬘御髮御腕に纏持せる瓊の數に合

へればとて強て信み難き事なり、其上其八坂瓊之五百箇御統はしも日神の武備に裝給へるなれば、其物根と成れるとは本より異なる物なり、(何に在れ八坂瓊之五百箇御統より五男神の生坐せる傳は其正實の旨に合はざる者なり、然れば古事記などに各纏持せる所々より神の生坐せりと爲るは、其上なる武備の所に解御髮纏御美豆羅而乃於左右御美豆羅亦於御鬘亦於左右御手各纏持八尺勾瓊之五百津之美須麻流之珠而云々と有る數に合へるに依りて強て五男神の出自と爲せる中古人の杜撰なめり)右の八坂瓊と彼三女神の物根と成れる八坂瓊とは本より別なりける瓊なるなり、其は第二一書に素戔嗚尊將昇天、時有一神號羽明玉、此神奉迎而進以瑞八坂瓊之曲玉、故素戔嗚尊持其瓊玉而到之於天上也、是時天照太神疑弟有惡心、起兵詰問、素戔嗚尊對曰、吾所以來者、實欲與姊相見亦欲獻珍寶八坂瓊之曲玉耳、不敢別有意也云々、時天照太神謂素戔嗚尊曰、以吾所帶之劍今當奉汝、汝以汝所持八坂瓊之曲玉可以授予矣と有る瓊にて、日神の大御身の武備と成り給へるとは本より別なる瓊なり、故此傳を以ても五男神の物根はしも上に急握劍柄と所見たる劍にて瓊には非ざる事を曉る可し、古語拾遺にも於是素戔嗚神欲奉辭日神昇天之時、櫛明玉命奉迎、獻以瑞八坂瓊之曲玉、素戔嗚神受之、轉奉日神、仍共約誓、即感其玉、生天祖吾勝尊と有りて右と同じ傳なるが、轉奉日神と云ふ迄は宜しきを、感其玉生天祖吾勝尊と云ふに至りては誤なり、按ふに彼一書の傳を取られながら、劍より男御子の生坐せる傳は此一書を除きて外に見えざれば其多きに就て感其玉とは記されけむを、物根を相換へて男女の御子の別れ生坐せる本説には符合はざる者なり、(神祇本紀にも初に羽明玉神の素戔嗚尊に瑞八坂瓊之曲玉を進られし事を載せ、又素戔嗚尊の欲獻

珍寶八坂瓊之曲玉耳、不敢別有意矣と云ふまでは彼此取雜へて右と同じきを、其次に至りて物根を相換へ給ふ所の文を拙く作直して、天照太神素戔嗚尊共誓約曰、吾以所纏之玉可以授汝矣、汝以所帶之劍可以授吾矣、如此約束相共換取と記して、劍より女神、玉より男神の生坐せる傳に合せたるは、此にも彼にも背かじと拵へたりし者にて中々に拙き意味見えたり、古語拾遺の作者も亦其多き方に諛へる者なり、○是吾物也は古事記に是後所生五柱男子者物實因我物所成と有り、此吾物は此にては右の八坂瓊之五百箇御統の事には有れども、傳の誤にて即手握劍を云ふ由右に委しく辨へたるが如し、○故彼五男神悉是吾兒は古事記に自吾子也と宣へる如く、其物實はしも天照太神の大御劍より化生させ御在し坐せば、自然吾御子なりとは定めさせ給へる也、谷川士清説に夫根系統脈在父而不_レ在_レ母、如_レ五男_レ則日神猶_レ父也、素尊猶_レ母也、物根固出_レ于日神、非_レ日種_レ而何耶と云へる實に然る事なり、日神より物根を授け給へば素戔嗚尊此を受賜りて御子を成し奉らせ給へば、日神は女神に御在し坐して大御父の如く素戔嗚尊は男神に坐せども大御母の如くなむ御在し坐しける、然れども夫婦相嫁娶て生める尋常の子には非ず、奇異なる所由御在し坐して成坐せる御子に坐す故に、御子の方より右の二大神を指して御父と申さず御母と申さずと雖も、日神も吾兒と詔ひ素戔嗚尊も吾兒と宣へる事右に已に註せるが如し、(次なる三女神も此に准らへて同じ事なり、其は下なる故此三女神悉是爾兒と有る所に委しく云ふべき者なり)故天照太神素戔嗚尊二大神の貴御子と大坐々せども、右の物根の所由に緣りて天照太神の大御正統と立たせ御在し坐す御事なり、所以に第一一書に天孫と有を始として、天孫降臨章以下に天忍穗耳尊より次々皇御孫尊等を係けて天孫と有るは、古事記に天神之御子と有ると其訓を同

じく爲べき所なるなり、其第一、一書に天照太神因勅皇孫曰、葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可王之地也と有るは、已に云へる如く四神出生章に二柱御祖神の吾已生大八洲國及山川草木、何不_レ生_レ天下之主者歟、於是共生日神云々と有る御言の幸を以て、其御子孫の國土萬物の大君と齋かれさせ御在し坐すべき御幽契有るを以てなり、又彼御天降の所に天照太神之子と云へるを受けて天神之子と有り、此を以て天孫と申すは天照太神の御子と申奉るに同じきを曉る可し、故此天忍穗耳尊は大國主神にも御兄の如き狀に御在し坐せども、其御言に天神御子と申し崇め奉らせ給へるを以ても、男御子等は天照太神の大御子と立たせ御在し坐すが故なる事を明らむ可し、(又此に就ても三女神等も右の二大神に互る御子ながら、專素戔鳴尊の御子に渡らせ給へるに同じ事なり、)然れど其生成し奉り給へるは素戔鳴尊に御在し坐すが故に、此に物根を以て詔別け給へる御言有り、下章第三、一書に素戔鳴尊曰日神曰云々、吾以清心所_レ生兒等亦奉_レ於姊と有るは、此の詔別の御言の畏まりを申奉らせ給へる也、寶劍出現章第五、一書に韓鄉之島に對へて吾兒所_レ御之國と宣へるも皇國の事にて、右に引ける天照太神の御言に是吾子孫可_レ王之地也と大御勅爲給へるに同じく、又天孫降臨章第七、一書に勝速日尊兒天大耳尊、此神娶_レ丹鳥姬_レ生兒火瓊杵尊とも有るが如くなれば、天照太神と共に此素戔鳴尊も皇御孫尊の大御祖神に御在し坐す故に、同章第一、一書に故天照太神乃賜_レ天津彥彥火瓊瓊杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物と有る八坂瓊曲玉は天統の御璽なり、八咫鏡と草薙劍とは天照太神と素戔鳴尊の御璽に御在し坐す由縁を曉る可し、若て日神は天上に素戔鳴尊は根國に隔放りて御在し坐せども、其御靈月神と成り給ひて日神と更々に晝夜を守り給ひ、又上章第十一、一書に日神の大御使として保食神の許に到らせ御在し坐

し、時も、例の神性雄健が爲に事有りて日神の御怒は得奉らせ給へども、亦其事に因て天津日繼の瑞穗出來れるなど、何れも其御功天照太神に相並ばして尊く高き大神に御在し坐すを、古今の人共に此大神の御事とし云へば甚く等差を降して然計り天統の御方に重き所由有る事を知らず、知りても悉く究め盡して云ふ事能はざるは甚淺ましき事かなり、然れば此大神を貶し輕しめ奉れるは即皇御孫尊の天統を貶し輕しめ蔑如し奉るに當りて其罪去所無き者ぞとよ、(已にも云へるが如く此大神を又甚く惡しき神と云ひ思ふも當らず、御名にさへ素戔鳴尊と負ひ給ふ程の大神に御在し坐して其神性の雄健に因れる者なり、其御子に大國主神御在し坐して天下に御功高く御在し坐すなど、皆素戔鳴尊の餘光とも申奉る可き程の御事なる者なり)○取は御子とし給ふ事を云ふなり、俗に婿に爲る事を婿取と云ひ嫁に爲る事を嫁取と云ひ人の子を養ふ事を取子と云ふ取此に同じ、第三、一書に如生_レ男者予_レ以爲_レ子而令_レ治_レ天原云々、故日神方知_レ素戔鳴尊元有_レ赤心、便取_レ其六男_レ以爲_レ日神之子_レ令_レ治_レ天原と有る取も此に同じ、○子養焉は比多斯給比伎と訓むべし、例は寶劍出現章第二、二書に奇稻田媛を遷_レ置於出雲國簸川上而長養焉と有る長養を比多須と訓めり、天孫降臨章に故皇祖高皇產靈尊特鍾_レ憐愛_レ以崇養焉と有る崇養を加多氏養斯給布と有る、加多氏は上立の略にて貴御子と爲て傳_レづき育て給ふを云ふなり、其第五、一書に天神之子可_レ以私養_レ乎、海宮遊行章第三、一書に豐玉姬徑行_レ海郷、留_レ其女弟玉依姬_レ持_レ養兒_レ焉、其第七、一書に亦云彥火々出見尊取_レ婦人_レ爲_レ乳母湯母及飯嚼湯坐、凡諸部備行_レ以奉_レ養焉、于_レ時權用_レ佗姬婦_レ以_レ乳養_レ皇子_レ焉、此世取_レ乳母_レ養_レ兒之縁也、是後豐玉姬聞_レ其子端正、心甚憐重欲_レ復歸養、於_レ義不_レ可、故遣_レ女弟玉依姬_レ以來養者也と有り、此事を古事記にも然後者雖_レ恨_レ其伺情_レ不_レ忍_レ戀心、因

治養其御子之緣、附其弟玉依毘賣而獻歌之と有りて、唯養と有るも持養と有るも治養と有るも比多須と訓みて此に同じき者なり、又出雲風土記神門郡高岸郷條に所造天下大神御子阿遲須積高日子命甚晝夜哭坐、仍其處高屋造而坐之、即建高椅而登降養奉とも見えたり、言意は古事記(玉垣宮段)に又命詔何爲日足奉、答白取御母定大湯坐若湯坐宜日足奉、故隨其后白以日足奉也と有る日足是正字なり、萬葉十三(二十八丁)に何時可聞、日足座而、十五日之、多田波思家武登、吾思、皇子命者とも有り、私記に比太須者猶如日足也、言凡人子初生之時、日數最少而漸々長養日數稍足矣、故謂養長其子爲日足耳と有るは實に然る言なり、(右は若子を長なすを比太須と云ふなり、倭姫命世記に大足彥忍代別天皇二十年庚寅歲、倭姫命年既老不能仕、吾日足奴止宣天と有るは御年の甚く老させ給へる事を日足奴と宣へるにて言は此に同じ、通證韓愈文字養億兆と有り、薄雲卷廿四丁に漸々御齡足り御在し坐して云々) 偕此は谷川士清説に所生在素尊、故曰取而子養、非後世養子之謂也と有るは然る言にて、物根は日神の御物なれども乞度して御子を生み給へるは素戔鳴尊に御在し坐す故に、其理を述べて此を取り給ひ日神の御手にて日足し奉らせ給ふ御事を云ふなり、若て古語拾遺には是以天照太神育吾勝尊、特甚鍾愛、常懷腋下稱曰腋子(今俗號稚子謂和可古是其轉語也)と有り、此は甚く御鍾愛の餘に常に御腋に懷かし御在し坐して子養奉らせ給へる故に腋子とも稱奉りけりども、此を以て稚子を若子と云ふ事の本に係けたるは自註の誤なり、豈和久と云ふ言然る事に出でむや、傳七稚産靈神の下に委しく云ふを見て知るべきなり、偕懷腋下と云ふ事は萬葉二(三十九丁)に吾妹子之、形見爾置、若兒乃乞泣每、取與、物之無者、鳥穗自物、腋挾持、又(四十丁)吾妹子之、形見爾

置有、綠兒之、乞哭別、取委、物之無者、男自物、脇挿持、三(六十丁)に腋挾、兒乃泣母、雄自毛能、負見抱見など有るに同じ、勝れて鍾愛しむ所爲にし有りければ、故腋子と稱奉れるは鍾愛し坐して御許離たぬ御子と申奉る意なり、(腋子は右の如く若き御子の謂に非ざれば、右の今俗號稚子謂和可古是其轉語也と云へるは誤なる事を知るべし、其稚子は舒明天皇御紀歌などに和區吳とこそ有りけれ和伎吳と云へる其例無き事なり) ○又勅曰、其十握劍者是素戔鳴尊物也、古事記には先所生之三柱女子者、物實因汝物所成と有り、此三女神の生出御在し坐し、物實も右に引けりし第二一書より外は何れも此の如く十握劍より成出で給へりし由に傳へたれども悉誤なる事、上に始めて辨へつるより次々議め云へるが如く、必瓊に因て成出で給へるならでは悉相叶はざる者なり、故此文は原其物根則十握劍者是吾物也、故彼五男神悉是吾兒、乃取而子養焉、又勅曰、其八坂瓊之五百箇御統者是素戔鳴尊物也と有將欲き所なり、獨第二一書に天照太神則以八坂瓊之曲玉、浮寄於天真名井と有りて、其八坂瓊より三女神の成出で給へる傳有るのみならず、八幡賀茂にて此を玉依姬命と申奉る御名御在し坐し、又別に由良比女神と申し玉若酢命とも申すなど何れも玉に因れる御名なる由已に上に云へるが如く、殊に古事記には劍に因て成坐せるとは記しながら、其語中に奴那登母々由良爾の言有りて此八字以音下倣此とさへ註されたるは、其原本には玉なりしを世に多く傳はる方に誤ひて何時しか玉を劍に換へたと云ふまでにて未清くも削去らざりつるを、本の任に書取られたりと見ゆれば、却に其古を知る手著と成れるなど證に取りて足りぬ可き者なり、(但三女神の御方にのみ瓊を以て合へるにては非ず、其五男神の御方にも物根を劍として悉く相合る所由已に其傳に徴し奉るが如し、此を以て予が第二一書を

取立てて眞古傳なりと云ふ事の私意に非ざるを曉りねかし。○此三女神悉是爾兒は古事記に物實因_ニ汝物_一所_レ成故乃汝子也、如此詔別也と有る是なり、今其に依りて説かむには物實因_ニ汝物_一所_レ成とは右の五男神の例にて、此三女神は天照太神の生出で給へる御子とは申せども物根は素戔鳴尊の御物なりければ、素戔鳴尊はしも御父の如く天照太神は御母の如くして二方に亘る御子は御在し坐せれども、爾兒と詔給へる其由縁に因て專素戔鳴尊の御女と稱奉れる事にて、天忍穗耳尊を打任せて天照太神の御子と稱奉ると相同じき事申すも更なり、故古事記には須佐之男命の大國主神に詔給へる御言に、其我之女須世理毘賣爲_ニ嫡妻_一と宣ひ、又出雲風土記に神門郡滑狹郷須佐能袁命御子和加須世理比賣命坐之、爾時所_レ造_ニ天下_一大神命通坐云々とも有りて素戔鳴尊の御女とも御子とも申奉る御事なり、(其須世理毘賣命と申奉れるは此三女神を一柱として稱奉れる御名なる事已に註せるが如し、又同郡八野郷須佐能袁命御子八野若日女命坐之云々と有るも家主若日女命と申す事にて神屋楯比賣命と同神に坐せる、其即此三女神に御在し坐すを須佐能袁命御子と申せるなり)又天照太神の御爲にも御女に坐すが故に、唯に素戔鳴尊に授けさせ給へるのみならず各其女神等に御事依の御事共有り、第一一書に汝三神宜_レ降_ニ居道中_一奉_レ助_ニ天孫_一而爲_ニ天孫_一所_レ祭也など有る是なり、此事に就て已にも引ける神宮雜例集に載せたる皇太神の御託言に、吾高天原在時素戔鳴尊乃云々所_レ生三女神乎宇佐島降_ニ居道中_一奉_レ助_ニ天孫_一而爲_ニ天孫_一所_レ祭詔之須勢理姬乃齋奉_ニ云々_一と有るには、御子とも御女とも宣はざれども然る意味なる御言なり假令宣はずとも正しく日神の生成し給へる女御子に御在し坐す物を、何でかは御子には坐さむ、又御女には御在し坐さむ、類聚三代格寛平五年官符に舊記云是天照太神之子也と有るを思ふ可し、(其は謂

ゆる五男神も物實を以て申す時は主張たる日神の御子に御在し坐すとは申せども、其生成し給へるは素戔鳴尊に坐せば其御子を免かれさせ給はざると同じ御事なり)詔別也とは謂ゆる其落著を別けて詔給へるなり、上件の如く皇太神は三女神を生み給ひ、素戔鳴尊は五男神を生み給へれども、其物根に原く時は五男神は日神の御子にして三女神は素戔鳴尊の御女たり、又男神を乃取而子養焉と有るは天津日嗣に定め奉らせ給へるなり、女神を便授_ニ素戔鳴尊_一と有るは降して天孫を助け奉らしめ給はむとなり、如此く依し別けさせ給へるを詔別とは云ふなり、然るを記傳七(六十丁)に詔別とは五男三女渾一に太御神と須佐之男命との御子にて本は何れが何れの御子と云ふ別は無きを、今始て物實の事を尋ねて如此宣ふなり、「是此記の旨にして書紀と異なり」と云はれたれども、争でか異なる所の有らむ、其は詔別と云ふ事に深く力を盡されざりしからに然る處き説は出來りけるにこそ、(詔別と云ふ事は古事記の其中卷明宮段にも天皇即詔別者大山守命爲_ニ山海之政_一、大雀命執_ニ食國之政_一以白賜、宇遲能知紀郎子所_レ知天津日繼也と有るが如く、其一人一人に各其事を別けて詔給ふを云ふ事にて、此に彼五男神悉是吾兒と宣ひ、此三女神悉是爾兒と詔給へるは即詔別と云ふ者なるを、如何にしてか思ひ漏されけむ)○授_ニ素戔鳴尊_一は右の三女神を賜ひて日足し奉らしめ給へるなり、下章第三一書に素戔鳴尊の日神に申給ふ御言に、且吾以_ニ清心_一所_レ生兒等亦奉_ニ於姊_一已而復還降焉と有るに又對へて心得べき所なるなり、偕此三女神は右の如く授賜ふと雖も其天降坐せるは此より遙に後の事なり、第一一書に乃以_ニ日神所_一生三女神_一令_レ降_ニ於筑紫洲_一、因教_レ之曰、汝三神宜_レ降_ニ居道中_一奉_レ助_ニ天孫_一而爲_ニ天孫_一所_レ祭也と有り、第三一書に即以_ニ日神所_一生三女神_一者使_レ降_ニ居于葦原中國之宇佐島_一矣、今在_ニ海北道中_一號曰_ニ道主貴_一と見

えたるは事實の因に依て此に記されたるにこそ有りけれ、古史徵(第六十四段)に右に引ける下章第三一書を記し畢へて次に右の文共を書續けて説を成されたるは甚々諾なる言事イヒコトになむ有りける、(事の因に其行末の成行をも一に續け云ふは古書の文法にて、譬へば其神にも在れ人にも在れ其事實に當りたる所に名を擧げ、其より遙に後なる子孫の事をも文の緯に加ふると全同じ例なり、後の條に合せ考ふ可し)故其素戔鳴尊の御事實はしも此御誓の次には上章第十一書に所見たる保食神の許に到り坐せる故事なり、次には寶鏡開始章なる御荒びの事又其に因て神逐はれの御事なり、然りと雖も衆神等の罪過を徴ウチて神逐に逐はるゝ時なりければ、如何に爲てかは三女神までを手携へ坐して天降り坐々さむ、然れば其第三一書に後素戔鳴尊曰、諸神逐我今當永去、如何不與我姊相見而擅自徑去歟、迺復扇天扇國上詔于天、時天鈿女見之而告言於日神也と有りて、此再參升り給へりし時の御事なり、然るに其次に御誓して御子を生み給へる由に記されたるは、末に其男御子を奉らせ給へる御事の有るに牽かれて其より以前なりし事の重復り出でたるにて誤なる事論を疎たず、其文を過て次に於是素戔鳴尊白日神曰、吾所以更昇來者、衆神處我根國、今當就去、若不與姊相見、終不能忍離、故實以清心復上來耳、今則奉觀已訖、當隨衆神之意、自此永歸根國矣、請姊照臨天國、自可平安、且吾以清心所生兒等亦奉於姊、已而復還降焉と見えたる、其は此に是時天照太神勅曰、原其物根則八坂瓊之五百箇御統者是吾物也、故彼五男神悉是吾兒、乃取而子養焉、又勅曰、其十握劍者是素戔鳴尊物也、故此三女神悉是爾兒、便授之素戔鳴尊と有る結の其に至りて成れるなれば、日神の三女神に御命を令せて天降り給へるも其時ならずば何れの時とかは爲む、(其一例を云はゞ鎮火祭詞に吾名妹能

命波上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申氏石隱給氏云々と有るは、伊弉册尊より申させ給へるのみにて未伊弉諾尊の否とも詔給はざるなり、其より後に種々の事共有りて後に絶妻之誓を建て給ひて終に其如く治賜へるに同じ御事になむ有りける)○筑紫胸肩君は和名抄郡名に筑前國宗像(牟奈加多)と有る其他に因れる氏なり、文武天皇御紀に二年三月己巳詔、筑前國宗形出雲國意宇二郡司宜聽連任三等以上親と有りて、類史に延暦十七年冬十月丁亥勅、國造郡領其聽各殊、今出雲筑前兩國、慶雲三年以來令國造帶郡領、託言神事、動廢公務、雖有其意、無由勘決、自今以後不得令國造帶郡任、又國造兼帶神主、新任之日、例皆取百姓女子、號爲神宮采女云々と見えたり、此事三代格に、禁出雲國造託神事、多娶百姓女子、爲妾事云々、筑前國宗像神主准此と出でたり、若く此くして智肩君は上古には國造の狀にて專神事を主と爲て仕奉れりしかば、一郡共に神領なりし故に式部省式には筑前國宗形郡爲神郡と見えたり、又郷名に遠賀郡宗像と有るは、隣郡なれば宗像の地を割て屬けたる故に郷名と成りて遺れる者なる可し、記傳七(六十四丁)にも引かれたる姓氏錄(右京神別下地祇)に宗形朝臣大神朝臣同祖吾田片隅命之後也と見え、又(河内國神別地祇)に宗形君大國主命六世孫吾田片隅命之後也と有り、其大神朝臣同祖と云ふ事は同錄(大和國神別神祇)に素佐能雄命六世孫大國主命之後也云々と見ゆ但大國主命は寶劍出現章に據るに素戔鳴尊の御子に坐せれば、六世孫と云ふは其第一一書及古事記の誤を承けたる者ながら、彼宗形氏の其御末なる事はしも所祭る此大神に由有る御事なり、其は上に委しく註せるが如く大國主神須勢理毘賣命に御合坐して生み給へる御子事代主命坐せり、(其須勢理毘賣命と申すは此の三女神を合せて一神と坐す御名なる事已に其所に委しく云へり、古

事記に大國主神娶神屋楯比賣命生子事代主神と有るも其亦御名なる者なり。地神本紀の世系を考ふるに、素戔鳴尊兒大己貴神孫都味齒八重事代主神三世孫天日方奇日方命（亦名阿田都久志尼命）四世孫健甕飯勝命五世孫健甕尻命（亦名健甕槌命亦云健甕之尾命）六世孫豐御氣主命（亦名健甕依命）七世孫大御氣主命八世孫阿田賀田須命と有れば大己貴神七世孫なり、然るに姓氏錄に六世孫と云ふ事は其（左京神別下地祇）に石邊公大物主命男久斯比賀多命之後也又（山城國神別地祇）石邊公大物主命子久斯比賀多命之後也、又狛人野同命兒楯日方命之後也と有りて、其天日方奇日方命を大己貴神の子と爲る崇神天皇御紀又古事記同段の異説に依れる者にて、然る時は六世孫にて合へる者なり、故右の由に依りて其御裔の人等大己貴神事代主神にも仕へ奉れるは右の所縁に由れる者なり、其は其七年御紀大物主神の御託に天皇勿復爲愁國之不治是吾意也、若以吾兒大田々根子令祭吾者則立平矣と有る、其人は地神本紀に九世孫大田々禰古命（亦名大直禰古命）と有りて右の阿田賀田須命の子なり、又姓氏錄（大和國神別地祇）に賀茂朝臣大神朝臣同祖大國主神之後也、大田々禰古命孫大賀茂都美命（一名大賀茂足尼）奉齋賀茂神社也と有るは、同紀に十世孫大御氣持命十一世孫大鴨積命、此命磯城瑞籬朝御世賜賀茂君姓と有る此人の事なり、其神社は神名式に大和國葛上郡鴨都波八重事代主命神社二座（並名神大月次相嘗新嘗）と有る是なり又其並に次大友主命此命同朝御世賜大神君姓、次田々彦命此命同朝御世賜神部直大神部直姓と有りて此時に嫡家庶流相分れたりと見ゆ、（此は寶劔出現章第六一書にて註す可き事なれども、此に又少云はずしては智肩君の其大神を持齋く由緒も詳ならざるが故に註すなり、此にて盡せりと思ふ可からず、其御子孫にして遠御祖神を持齋く由縁を知らずば有るべからず）楮右の

天日方奇日方命は橿原朝御世勅爲食國政申大夫供奉と見え、大田々禰古命は瑞籬朝御世にて其間五世有りて阿田賀田須命は其命の父なれば、孝靈天皇孝元天皇の御世頃の人なる可し、宗像縁起に孝靈天皇四年に出雲國簸河上より筑前國宗像に御遷行」と記せるは若くは、京より降りて齋初めたる年曆の事を大神の御鎮座の事と訛傳へたる者には非じか、然るは其御鎮座の始はしも神世の古に在りければ、人世の事に係けても云ふべきに非ざるを思ふ可し、又第三一書に所見たる如く此三女神は又豊前國宇佐宮に御在し坐すを、類史に弘仁十二年以大神宇佐二氏爲八幡大菩薩宮司と有るに本著き臨時祭式に凡八幡神宮司以大神宇佐二氏補之、不得雜補佗氏と有るも右の所謂に同じく、其三女神はしも大神氏人等の祖と坐すが故に京より下りて祀奉り來れるに同じかりぬ可くなむ所思えたる、（但宇佐氏は宇佐國造にて佗姓の人なれども、其に住へる豪族なるが爲にて、宗像大神に水沼君等が胸肩氏に相並び仕へ奉れるに等し）天武天皇二年御紀に納智形君德善女尼子娘生高市皇子命と有り、其外戚の戚に依れると見えて同十三年十一月戊申朔智方君賜姓曰朝臣と有りて八色の姓の第二に登させ給へり、續紀に養老五年正月戊申朔甲戌詔曰、文人武士國家所重、醫卜方術古今期崇、宜擢於百僚之内、優遊學業、堪爲師範者、特加賞賜、勸勵後生と有る中に、賜醫術正七位下智形朝臣赤麻呂絶十足絲十絢布二十端銀二十口と有りて、次に天平十二年春正月戊子朔庚子授正六位上宗形朝臣赤麻呂外從五位下と見え、同年十一月甲申朔丁酉至鈴鹿郡赤坂頓宮、甲辰詔陪從文官并騎兵及子弟等賜爵人一級と有る中に、授外從五位下宗形朝臣赤麻呂外從五位上と有り、同十七年正月己未朔乙丑、天皇御大安殿宴五位已上、詔授外從五位上宗形朝臣赤麻呂外正五位上と有る、此人を如此く近く待

らしめ給へるは右の徳善が子などに有りけるにや、大同類聚方廿四卷古比介病條に勢戸布藥正七位下智形朝臣赤麻呂之家方と有るは此人の事なり、其卅七卷水戸門藥の下に胸形朝臣阿古麻呂と云へる此も同人か別人か、神名式に大和國城上郡宗像神社三座（竝名神大月次新嘗）と有る、御社に仕奉るに就て已く筑前より分れたりし者と所見たり、（其事は此下に其御社の御事を委しく傳する所に云ふべし、姓氏錄左京皇別に高階真人出自諡天武皇子淨廣壹太政大臣高市王也と有る、其外威は智形君徳善なり、然るを陽成天皇實錄に元慶五年十月十六日大和國城上郡從一位勳八等宗像神社准筑前國本社置神主以高階真人氏人爲之と有るを考ふべし）其筑前國なるは世々郡領に拜れ奉れりしなり、續紀に和銅二年五月庚申筑前國宗形郡大領外從五位下宗形朝臣等抒授外從五位上と見えたり、此程の事にて同六月辛丑筑前國御笠郡大領正七位下宗形部堅牛賜益城連姓、同四年閏六月甲子宗形部加麻々伎賜姓穴大連と有れば宗形部と云ふも有りしなりけり、又天平元年四月乙丑筑前國宗形郡大領外從七位上宗形朝臣鳥麻呂奏可_レ供奉神齋之狀、授外從五位下賜物有差と有るを同十年二月丁巳筑紫宗形神主外從五位下宗形朝臣鳥麻呂授外從五位上と出で此には神主と有り、同十七年六月庚子筑前國宗形郡大領外從八位上宗形朝臣與呂志授外從五位下と見え、又神護景雲元年八月辛巳筑前國宗形郡大領外從六位下宗形朝臣深津授外從五位下、其妻無位竹生王從五位下、竝以下被_レ僧壽應誘造金崎船瀬也と見え、寶龜九年四月庚寅授筑前國宗形郡大領外從八位上宗形朝臣大徳外從五位下なども有り、又延曆十九年十二月戊辰格に、應停筑前國宗像郡大領兼帶宗像神主事、右得大宰府解你當郡大領補任之日、例兼神主、即叙五位、而今準去延曆十七年三月十六日勅、譜第之選永從停廢、擢用才能具

有條目、大領兼神主外從五位下宗像朝臣池守、十七年二月廿四日卒去、自爾以來頻闕供祭、歷試才能未得其人、又按神祇官去延曆七年二月二十七日符、你自今以後簡擇彼氏之中潔清廉貞堪祭事者、補任神主、限以六年、相替者、然則神主之任既有其限、假使有才堪理郡、兼帶神主居終身之職、兼六年之任事不穩使、謹請官裁者、右大臣宣、你奉勅郡司神主職掌各別、莫令郡司兼帶社主と見えたり、然れども此氏人の大神に仕奉れるは甚止事無き所由有る事なりければ、其より後も猶郡司をば兼ねずと雖も世々神主たりしなり、右等の事件を併せて實に由有る古の豪族たりし事此等を以て知るべき者なり、（因に云右の金崎は萬葉七卷羈旅作に、千磐破、金之三崎乎、過韌、吾者不忘、牡鹿之、須賣神と詠める所にて宗像郡鐘崎浦是なり、神名式に謂ゆる織幡神社一座名神大と有るも、其地に立たせ給ひて其宗像大神の別社と通ゆるなり、武内宿禰命と傳ふるは誤なる事下に云ふを以て知るべし、船瀬は萬葉六卷に名寸隅乃、船瀬從所見、又名寸隅乃、船瀬之濱爾など云ふ船瀬にて、謂ゆる船居の事なり）宗形氏は然る著姓なりしかども何時しか衰へたりけるにや、通證に宗因曰、延喜十四年甲戌賜宇多帝皇子清氏宗像朝臣姓、任筑前守、兼大宮司、以來子孫相繼爲其職也と云へり、近世に名高かりし宗像大宮司是なり、具原氏の筑前續風土記にも其説を擧げて此説大江匡房卿諸社目安に見え、又吉田神職注文にも載之と云へり、宗像社人家記に宗像神社に此より以前に屢勅使を下されけるが、清氏に祭祀を被_レ命れしより以來勅使の下向を隔らる、清氏宗像に下り給ひて宗像を以て稱號とし田島里片脇と云ふ所に住せらる、其後代々社務の居城なり（中略）按るに宇多天皇の皇子に清氏と云ふ人無し、或は古記に偶漏せしにや、清氏在職二十六年にして第二世氏男天慶二年補任せらる、

宗像社人の舊説に是より以下近世の氏貞に至る迄歴世皆中納言に任ず、世官なりしと云ふ、此説不審し、公卿補任に宗像大宮司中納言に任せし事見え侍らず、是唯後世衰亂の時祖蔭に襲ひて郷里に於て私に中納言と稱して其家を自尊貴に爲しにや、然れば朝廷より勅任には非ざる可し、朝野群載第六卷白河院天皇應徳元年七月廿七日の太政官符に正六位上宗像氏道を以て筑前國宗像社大宮司に補任せらるゝ由見えたり、其文に太政官符、大宰府應_以正六位上宗形朝臣氏道_補任管筑前國宗像社大宮司長任職_事、右得_氏道、去四月廿九日解狀、備謹檢_案内、當社之例、大宮司秩滿之後、氏中以爲_{長者}之者_被補_件職、累代之例也、今氏道尤當_其仁、望_請官裁_因准先例_被補_任大宮司者、正二位權中納言兼治部卿太皇太后大藤原朝臣伊房宣、依_請者、府宜_承知依_件行之、符到奉行、右小史大宅真人と有り、然れば大宮司中納言に非ざる事明白なり、氏道は世譜に第十世とす、但朝野群載と年代違へり、(中略)社人傳に曰、醍醐帝延喜十四年甲戌清氏勅を請て大宮司と成り宗像に下り給ひしより、天正十三年氏貞の卒するに至る迄大宮司七十九世年數凡六百七十三年にして宗像大宮司の家亡びぬ」と所見たり、楮古の宗形朝臣は右に依るに彼延暦十九年十二月に宗形神主を兼主る事を停められたるより、衰へたるか、又は亡びぬるか、甚々可惜しき事なりけり、彼續風土記に第五十四世氏俊は後醍醐天皇の御時に當れり、足利尊氏君上に叛逆し奉りて都を逃下り、本國粕屋郡多々羅湊に著かれし時、小勢にて其兵勢衰微なりしかば、九州の諸士未附屬せず、然るに氏俊最初に尊氏に附屬し、使者を遣して我宅に請待し、諸國に檄文を巡らしむ、是に依て九州の諸士漸々尊氏に屬せしかば尊氏忽勢盛にして菊池に打勝ち終に上方に責上り帝都を傾け奉り天下を奪へり、氏俊神職の身として朝廷に背き初て朝敵に順

ひ斯る仕業識者の譏如何ぞや、此時初て兵革の事に預りしより後世の子孫も亦然り(下略)と云へるが如く、神に仕奉る身に在りながら由無き戰を事として其家亡びぬるは神慮信に然る可くなむ有りける、第一一書なる日神の御言に汝三神宣_降居道中_奉助_天孫_爲天孫_所祭_也と仰給へる大御命を蒙持せる大神に御在し坐す者を何でか天孫に背き奉れる悪奴を助くる醜祝が後榮を守らし御在し坐々さむや、甚腹立しき任に此筆を以て誅する者なり、(予宗像大神に深く恩頼を蒙り奉る事有りて、一昨年安政元年閏七月二日神鏡を邊津宮に納め奉れる時今の太宮司を始として數多の祝等に祈禱申さしめけるに人々予を主_{アル}する心にて當社の神寶を見せ申さむと云ふに、何なる御物なりやと問ひけるに、足利將軍の甲冑兵器を始めとして種々の物有り云ひて取出ける時、予は心の底ひ彼凶黨を惡み居る事なりければ、見まじと否むに、猶強てと進めければ予又強て辭みけるに、何にして見給はざると云ふに、右の云々の事共悉く論ひて予が奉る神鏡も其と一に置かるゝならば取返して奉らじと云へるに、然も有りなむには本殿に納め奉らば如何と云へるに予悦ながら諾ひたる事有り、大凡世に古物を賞づるに然る類少からず、然る奸賊の物にても年立てば尊く見ゆる物なり然れども其物根を原ぬれば甚々穢らはしく汚き者なるを、寶庫に納めて傳づくこそ甚々心著無き事なりけり)○所祭神也は古事記に此三女神者智形君等之以伊都久三前大神者也所見たる是なり、神名式に筑前國宗像郡宗像神社三座(名神大)と有り、楮此大神の天降坐せる御事は、第三一書に即以_日神所_生三女神_者使_降居于葦原中國之宇佐島_矣、今在_海北道中_號曰_道主貴、此筑紫水沼君等祭神是也と有るが如し、口訣に三女神先降_宇佐島_後在_筑前國、故曰_今在_海北道中_と説けるが如く、其初めて天降坐し、地は豊前國なり、其より御父大神と共

に出雲國又紀伊國に御在し坐して終に此に止佳給へるなる可し、緣起に孝靈天皇四年に出雲國簸河上より筑前國宗像に御遷行」と有るは、御父大神と共に天降坐し、始は彼簸河上なりつる傳の遺れる者なる可きにや、又紀伊國に御在し坐しけるは古事記の大穴牟遲神八十神に宥められ給へる件に、乃速遣於木國之大屋毘古神之御所」と有るは御兄五十猛神の御許に被遣たるなり、故隨詔命而參到須佐之男命之御所者、其女出見爲目合而相婚と有るは御父大神の御許に御在し坐し、證なり、然るに其を根之堅洲國にての事と爲るは、彼神逐はれの後なる故に其事と心得て文を成せる者にて、古人の誤なる事傳十四に云へる如き者なるなり、然して其夫神と相携へて逃出給へる後は、即爲宇伎由比而宇那賀氣理而至今鎮坐也と有るが如く、大國主神と共に出雲國に御在坐せるを云ふなり、又上にも云へるが如く古事記に大國主神娶坐智形奥津宮神多紀理毘賣命と見え、又地神本紀に次娶坐邊津宮高津姬神と有るなどは、此三島に出雲より渡り住給へるにて其よりは後の事なり、右に引ける今在北海道中の今在は通證に轉換之辭と云へる、實に其如くにて有るなり、(此に異説有り、寶劍出現章第四一書に素戔鳴尊帥其子五十猛神降到於新羅國居會尸茂梨之處、乃興言曰、此地吾不欲居遂以埴土作舟乘之東渡到出雲國簸川上所在島上之峯と有れば、三女神も共に彼地に天降坐して宇佐島へは其時著かせ給へるなどにや、朝鮮國金富軾が三國史記に、耽羅國の境に其初且て人非ず、其山を漢擊と云ふ、甚奇秀の山なるが宛かも雲海の渺茫たる上に神靈和氣を降し神人三人を漢擊山の北毛與穴に化生し三神人同時に涌出す、其神名を高乙那、良乙那、夫乙那と云ふ、于時日本國王に七人の女子有り、四人は丹狄國に遣はし、残れる三女に命じて云はく、西南海に山在りて神人三人を孕秀せり、此三神人國

を建てむと爲るに妣偶無し、汝輩往て事ふ可し、後世必子孫盛ならむとて、即全本船に乗て五穀牛馬の種を備へ且又神人を添へて三女を衛りて三神人の國に送らしむ」と云へり、此三女神の天降坐し、御事を訛傳へたるにもや有らむ、然れども此に宇佐島を指て天降給へる體なる古傳の有る上は取るべきに非ず) 楮筑前風土記に宗像大神自天降居崎門山之時、以青菴玉置奥津宮之表、以八尺瓊紫玉置中津宮之表、以八咫鏡置邊津宮之表、以此三表成神體之形、納置三宮、即隱之、因曰身形郡、後人改曰宗像と有る、此時を何れの時とかは思ふ、人皆其説を得ざるは甚怪しき事なり、右の居崎門山とは彼三島に住ませ御在し坐して大己貴神の嫡后道主貴命と申奉り、夫婦二柱共に相竝ばして天下を主領き所知食し、間の御事なり、然るに其三宮に表物を置て祝鎮給ふ御事の有りなむや、此は天孫降臨章大己貴神の神の天御使に令白奉給へる御言に、今我當於百不足之八十限將隱去矣、言訖遂隱と有る其時の事なり、此事を第二書なる天神の詔命に、又汝應住天日隅宮者今當供造(中略)又當主汝祭祀者天穗日命是也、於是大己貴神報曰、天神勅教慙勤如此敢不從命乎、吾所治顯露事者皇孫當治、吾將退治幽事(中略)吾將自此避去、即躬披瑞之八坂瓊而長隱者矣と有ると同意の文なるなり、右の天日隅宮は其國土を避奉り隠れ潛み給ふ宮と云ふ事なり、躬披瑞之八坂瓊而長隱者矣と云ふは右に以此三表爲神體之形、納置三宮、即隱之と云ふに異ならざるなり、其は出雲國にて其夫神の神體の形を留めて天日隅宮に隱坐し、并に、此后神の御方にて三宮共に御形を留置して現御身は三宮に幽り鎮り給へるが故に身形宮とは云習へりしを、何時しか地名と成り郡名とは成れるにて、天日隅宮は身を潛む由、身形は隱身の形代を遣せる謂にて其趣一に合へるを思ふ可し、第一書に道中と有り、第三

一書に北海道中と有り、又此神名を道主貴と申奉れるからは、初に宗像と云ふ地名は非ざりけるを、其幽り給へりし後に身形と云ひ出でたるが訛りて宗像と云へる事風土記の趣なるを曉る可き者なりかし、(右の身體之形を古史第三十六段徴に引かれたるに迦牟邪泥之形と訓まれたるは非ず、記傳七卷に迦微能美々之形と訓まれたるは因曰ニ身形那と有るに引合ひて大に宜し、然れども猶迦牟美麻之形と訓むべきなり、又右の二書共に隱之を伊波布と訓めるは當らず、此は其神體の形代を留めて大己貴神と共に八十隈に隱給へるを云ふなれば、迦久理麻志伎と訓みて右に引ける御紀の文に合せ心得べき所になむ有りける、又右の八坂瓊紫玉は延佳が舊事紀の頭書に在るを取れり、其を八坂紫玉と作る本も有れども、其は青麩玉の字より混れつる如く所思ゆれば、今は其を取らざる者なり) 然れば此宗像宮はしも大神の御身自御形を留めて隱給へる宮にし有りければ、天下に在らゆる此大神の宮所は多に在れども此に勝れるは無くなむ御在し坐しける、然れば此三女神の現御身坐し、當時は右の風土記に據るに御住處にほ唯與宮中宮邊宮と申し、御名には奥津島姫命中津島姫命邊津島姫命と申し、佗より其三島を號けては北海道中とのみ云ひけるにて、宗像と申すは幽顯初めて分れたる程よりこそ申習ひけらし、但其も身形を美能加多と唱たりけむを、良後に牟那加多とは申訛れる者なりけらし、長秋詠藻に、里人は大幣小幣立竝て牟那加多結ぶ野邊に成けり」と詠めるは夏祓を詠める歌ならむが、祓には藺靈ルシトガタに罪穢を移し棄る物なるが、其を草以て結成すに依て身形結ぶとは云ふなり、此は事は別なれども其形代を指して牟那加多と云ふが同じきに因りて引でたる者なり、(身を牟と云ふ例傳四卷に云へり、上章第八一書に身中を牟久呂と訓み、景行天皇御紀に身體をも然訓めるを以て知るべし、那は例の之の轉なり、牟那加多と云ひて

も身ハナカ之形の義相同じ) 宗像縁起に第一、神は海淡を集めて島を築き、居を遠海の奥に示給ふは、末世に至る迄に異國を降伏し給ふ可き由御誓有りて彼島に留給ふ(下略)と有るは實に古傳なる可し、其は清和天皇實錄貞觀十二年宗像大神告文に、我皇大神掛毛畏岐大帶日煙乃彼新羅人乎降伏賜時相共加力倍賜天我朝乎救賜比崇賜奈利、而今如此爾押侮氣色乎露出事乎波最是皇大神乃聞驚岐怒志利賜倍岐物奈利と見えたる、此事紀記共に且ても所見ざる事なれども思合す可き徴なむ種々有りける、其は對馬島上縣郡三根郷佐賀村に宗形神社と申す舊社有り、社傳に所祭神功皇后と應神天皇なり、古昔神功神后新羅國より御歸陣の時此地に三流の神幡を殘し置て異國を降伏し寶祚の永久を誓ひ給ひ、武内大臣螺螄を取りて放生し、勝鬨の法を被行れしより、今に至て放生會の儀勝鬨の法等故實有り、此八流の神幡は筑紫胸形明神自織給へる所の幡なる故に宗像明神とも號し、又織幡宗形明神とも號し、又は宗像八幡とも號す、社地の邊に新羅人の頸塔クビツカ有り」と云へるは、此三神を合せて八幡三所の狀なり、宗像大神の自織給へる幡心得すと雖も新羅國を降伏給ふ爲に其大神を祭り給へる御幡を直に軍陣の御旗に用ひ給へりしなる可し、神功皇后御紀に皇后選吉日入齋宮親爲神主、則(中略)以千緡高緡置琴頭尾と有る、其時の御事に就て宗像大神の御名は出だされずと雖も、此御政を主とは此大神に願奉らせ給ひけるにや、下に引ける雄略天皇九年御紀に天皇欲親伐新羅、神戒天皇曰無往也、天皇由是不果行と有るは此大神の御事なるが、征韓の御政に此大神の指揮を仰奉らせ給ふ故實は右の神功皇后の御例に倣はせ給へるにぞ有るべき、二十二社註式に宇佐八幡宮三所一八幡、二比賣神、三大帶姫神と有る、其比賣神は此宗像大神初天より降坐し、所にて神代よりの鎮座なる由第三一書に所見たるが如し、

如此て何れの國にても八幡三所と申せば此比賣神も共に齋かれさせ御在し坐す御事なるが、神功皇后胎中天皇共に深く其恩頼を蒙奉らせ給へる由縁に因て親しく並び御在し坐す御事には成れる者なりけり、(諸註式に舊記云、人皇三十代欽明天皇御宇豐前國宇佐郡鹿峰麥湯山現託宣云、我是人皇十六代譽田天皇廣幡八幡麻呂也と有り、然るに或書に對馬島上縣郡三根郷木坂山なる式の和多都美御子神社名神大の地に、仁德天皇四十一年癸丑冬十一月に神功皇后の神祠を令建給ひ、同郡佐賀村に在る所の神幡を移して神體と崇め奉り、和多都美神社と號け、神功皇后を以て一宮とし、豐玉姬命を以て二宮とす、後に繼體天皇御代に至て應神天皇の靈を此神功皇后の相殿に祀祭れるを、神體即右の神幡なるに因りて八幡宮と號け奉る、然るに欽明天皇三十二年辛卯に神託有りて豐前國宇佐郡麥形池小倉山の邊に住給ふ可き由告げ給ふに由りて、則神託に任せ宇佐宮に勸請し給ひ直に木坂山本社を移りて八幡大神と號け奉る」と云へるは然も有りぬ可し、然れば和多都美神社に神功皇后、和多都美御子神社に應神天皇は相殿にて御在し坐しけるを、宇佐宮に坐す比賣神の御許に移坐して此より八幡三所とは成れる者なり、又其下縣郡和多都美神社名神大は天武天皇白鳳六年右の木坂山なるを與良郷國府に移し祭れる故に、其本宮八幡宮に對へて新宮八幡宮と申す」と云へり、但其與良は和名抄には見えざる郷名なれども、上に云へる三女神を由良比女神と申すに由有りて聞ゆめり、借此に或書とて引けるは其土人仁位信精と云ふが著せる稻荷勸請と云て二冊有る本なり)又神功皇后御紀に夏四月壬寅朔甲辰、北到火前國松浦縣而進食於玉島里小河之側、於是皇后勾針爲鉤、取粒爲餌、抽取裳糸爲緋、登河中石上而投鉤祈之曰、朕西欲求財國、若有成事者河魚飲鉤、因以舉竿、乃獲細鱗魚、時皇后曰、希見物也(中

略)既而皇后識神教有驗、更祭祀神祇と有り、又次に皇后還詣樞日浦、解髮臨海曰、吾被神祇之教、頼皇祖之靈、浮涉滄海、躬欲西征、是以今頭濶海水、若有驗者髮自分爲兩、即入海洗之、髮自分也、皇后便結髮而爲髻と有り、此二の故事はしも皆此宗像大神に誓奉らせ給へる御事なりけり、八幡愚童記に神功皇后任神託針を入海、三尺鮎に食付て上る、御髮を浸河、水神龍神二人の童女參りて御髮を二つに分く、此龍神女は嚴島大明神水神女は宗像大明神と顯れ給ひけり」と有るは妄説には非ざる可し、又諏訪熱田三島宗像嚴島の神達取合せて三百七十五人鹿島より四十八艘の舟に乗り給ふなども云へるは御紀には無き事なるを、社傳などに然る事の傳はりける者と所見たり、右に引ける宗像大神告文に大帶日姫乃、彼新羅人乎降伏賜時、相共加力倍賜乎、我朝乎救賜崇賜矣利と有る御事の少縁ならざるを思跋る可くなむ有りける、(右の愚童記は奥に享祿五辰年九月三日快元と有りて僧徒の記せる者には有れども、斯る事共は古き社傳などの有りけむを取記せる者にして中々愛たき事になむ有りける、然れども十に八九は取用ひ難き事共に古書に斯く合へる者は甚希少なる事なり、右の水神龍神と云ふ事は更に由無き事には有れども、中昔より然心得つる者も有ればなる可し、漢籍義楚六帖に日本國古今無侵奪者龍神報護と云へるは此の訛説を聞傳へたるなる可し、又右の鹿島より舟立し給へるなども妄説なれども、其神名に用有りて引出づる耳なり)又應神天皇御紀に三十七年春二月戊午朔遣阿知使主都加使主於吳、令求縫工女(中略)吳王於是與工女兄媛弟媛吳織穴織四婦女と有て、四十一年春二月甲午朔戊申天皇崩于明宮、是月阿知使主等自吳至筑紫、時埴形大神乞工女等、故以兄媛奉於埴形大神、是則今在筑紫國御使君之祖也と見えたるは、神託などの御在し坐して乞は

せさせ給へるなり、神名式に宗像郡織幡神社一座（名神大）と有るは宗像五社の其一なるに、上に云へる如く對馬國の宗形神社を織幡宗形明神とも宗形八幡とも申奉れるをも思合す可き者なり、文德天皇實錄に嘉祥三年八月甲辰、授筑前國織幡神從五位下、清和天皇實錄に貞觀元年正月廿七日甲申、奉授筑前國從五位下織幡從五位上と有りて宗像大神の別社なるなり、又下に云へるが如く、亦名を稚日女尊と申し弟棚機姫神とも申す由なるを、此に就て思寄れるは、肥前風土記に、基肆郡姬社郷、此郷之中有川、名曰山道川、其源出郡北山、南流而會御井大川、昔者此川之西有荒神、行路之人多被殺害、半凌半殺、于時ト求祟山、兆云令筑前國宗像郡人珂是古祭吾社、若合願者不_レ起_レ荒心、覓_レ珂是古、令_レ祭_レ神社、珂是古即捧_レ幡祈禱云、誠有_レ驗_レ吾祀_レ者此幡隨_レ風飛行墜_レ願_レ吾之神邊、使_レ即舉_レ幡隨_レ風放遣、于時其幡飛往墮_レ御原郡之社、更還飛來落_レ此山道川邊之田村、珂是古自知_レ神之在家、其夜夢見_レ臥機（謂_レ久都毘積）絡染（謂_レ多々利）儼遊出來歷_レ驚珂是古、於是亦織女神即立_レ社祭_レ之、自爾已降行路之人不_レ被_レ殺害、因曰_レ姬社、今以爲_レ郷名と有る織女神は決_レ宗像大神に御在し坐して織幡神と申すも同義の御名なる可し、若く_レ其珂是古は決_レ智肩君の族にて在るべきなり、此に就いて思ひ得たる事有り、其第二書中瀟のに云ふべし、（但和名抄に織女和名太奈八太豆女と有るは古語拾遺に見えたる天棚機姫神の御名を取りて號けたる者にして其とは別なり、此三女神に然る御功坐せる事は神代の古記には見えざる事なれども、右に註せる八幡の神號の本なども此大神に出でたるを見れば、正しく機織の事に御功坐せる事申すも更なり其織幡神社を武内宿禰命と云ふは當らず、宗像社説に宗像三社に織幡許斐を加へて五社と云ひ、弘大寺を加へて六社と云ひ、稻庭上を加へて七社と云ふ、

安藝嚴島は市杵島命姫を彼所に勸請す」と有るを以て其別社なる事を知るべし、又續風土記に宗像郡奴山村に縫殿大明神有り、宗像神事帳にも見ゆ、里民云昔神功皇后新羅を征給ふ船の帆を縫ひし神なりと云ふ、今其神名に就て思ふに是兒媛を祀れる社か不審し」と云へるは然る言になむ有りける）又履仲天皇御紀に春三月戊午朔、於_レ筑紫所居三神見_レ于宮中言、何奪_レ我民_レ矣、吾今慚_レ汝、於是禱而不_レ祠、秋九月乙酉朔壬寅、天皇狩_レ于淡路島（中略）癸卯有_レ如_レ風之聲、呼_レ於大虛曰、劔刀太子王也、亦呼_レ之曰、鳥往來羽田之汝妹者羽狹丹葬立往也、（中略）俄而使者忽來曰皇妃薨、天皇大驚之、便命_レ駕而歸焉、丙午自淡路路至、冬十月申寅朔甲子葬_レ皇妃、既而天皇悔_レ之不_レ治_レ神崇_レ而亡_レ皇妃、更求_レ其咎、或者曰、車持君行_レ於筑紫國而悉按_レ車持部兼取_レ充神者、必是罪矣、天皇則喚_レ車持君以推_レ問之、事既實焉、因以數_レ之曰、爾雖_レ車持君、縱檢_レ按_レ天子之百姓罪一也、既分_レ寄_レ于神祇_レ車持部兼奪取_レ之罪二也、則負_レ惡解除善解除_レ而出_レ於長渚崎令_レ祓禊、就而詔之曰、自_レ今以後不_レ得_レ掌_レ筑紫之車持部、乃悉收_レ以更分_レ之奉_レ於三神と有る、此筑紫所居三神を釋紀述義に此宗像神社の御事と爲るは實に然る事なり、其下に天書第八曰、五年春三月戊午朔筑紫宗神有_レ祟_レ于臥内、上禱_レ不_レ禮と所見たり、其禱而不_レ祠と云ふは其御託は有りけれども然る事とは御心著せ給はざりしからに神祟を治奉らせ給ふ迄には至及ばせ神はざりしなりけり、下に天皇悔_レ之、と有るを以て知るべし、此に依りて皇妃の已に薨給ひ、翌年天皇も引續きて崩御り御在し坐しけるは、甚も忌々しく可畏き御事なり、然るは此宗像大神はしも大已貴大神の后神と御在し坐しければ、相竝びて幽事を所知食し御在し坐すが故に斯る可畏き御政は有りけるぞかし、彼古事記に即_レ宇伎由比_レ而宇那賀氣理而至_レ今鎮坐也と有るを以て其大神の後

政を所知看し御在し坐す御事をば明らか奉る可き者になむ有りける、(其著明き跡を一二採出て云はむには、大國主大神御父大神の御所に參向給ひし時出て目合ひし相婚給へりし後に、其夫神を蛇室に令レ寢給へば其后神蛇比禮を授けて救ひ給ひ、又吳公と蜂との室に入れ給へば吳公蜂之比禮を授けて助け給ひ、又八田間大室に喚入れて御頭の虱を令レ取給へば牟久木實と赤土とを授けて終に御父大神の御心に愛く所思して御心安く御寢坐せるに至る迄の御計は、皆其后神と坐して後政を輔相給ふに因れる事なり、此二三の事を以ても大己貴神の御勢の良御盛に成らせさせ御在し坐しは更なり、摠てに此三女神の預り御在し坐すべき御事を明らか奉る可くなむ有りける) 又雄略天皇御紀に九年春二月甲子朔、遣凡河内直香賜與采女二祠方神、香賜與采女二既至壇所、及將行事、紆其采女、天皇聞之曰祠神祈福可不慎歟、乃遣難波日鷹吉士將誅之、時香賜即逃亡不在、天皇復遣弓削連豐穗普求國內縣、遂於三島郡藍原執而斬焉、三月天皇欲親伐新羅、神戒天皇曰無往也、天皇由是不果行、と有るは此筑紫の宗像大神を令レ祭給へるなるが、壇所を迦牟邇波と訓めるは神武天皇四年御紀に立靈時於鳥見山中と有るに同じく、大神を勸請る祭場を構へて令レ祭給へるなり、下文に天皇欲親伐新羅と有れば其故に令レ祠給へるにて、上に註せる神功皇后の御政に倣はせ給へる者なり、然れども其時は皇后選吉日入齋宮親爲神主と有るが如くに萬に御自其政を執行はせ御在し坐しに依て神祇の御助も殊なりけるを、今度は其大事の御祈には甚事省て輕々しき狀なりければ然る闕りなる事こそ有りけらし、事已に不祥き故に御軍勝たせ給ふまじきが故に、神戒天皇曰無往也と云ふ如き御教は有りける者なる可し、楮壇所は必攝津國にて右の凡河内直がト居りし地なるにや、安閑天皇元年御紀に差

勅使簡擇良田、勅使奉勅宣於大河内直味張と有りて惜みて奉らざりしかば、十二月己卯朔壬午行幸於三島(中略)於是大河内直味張恐畏求悔伏地汗流啓大臣曰、愚蒙百姓罪當萬死、伏願每郡以鐮丁春時五百丁、秋時五百丁、奉獻天皇、子孫不絕、籍此祈生、永爲鑿戒、別以狹井田六町略大伴大連、蓋三島竹村屯倉者以河内縣部曲爲田部之元於是起と有るも、右の香賜が三島郡藍原にて執はれたるなどを彼此思合するに必其地なる可く所思ゆるなり、(通證に或曰攝津國豐島郡平尾村有宗像神祠と云へるは、攝津志に云へるを取れるなめり、祭場は唯一時其神を祠る爲めのみなれば其趾に神社などの有るべきには非ざれども、若其壇所なりし事を傳へて後に小祠を營み祭りけむも亦知るべからざる者なり) 聖武天皇御紀に天平九年四月乙巳遣使於伊勢神宮大神社筑紫住吉八幡二社及香椎宮奉幣、以告新羅不禮之狀と見えたる、此を日本紀略に載たるも同じ事には有れども、右の筑紫は上に云へる神功皇后の新羅を降伏給へる例と履仲天皇御紀に筑紫所居三神と有るを合せて稽ふるに、必此宗像神社の御事なり、然れば二社は三社を誤れるにこそ、宗像住吉箱崎にて三社と成れるを、筑紫の住吉と續く意に見て二社と誤れる者ならむか、仁明天皇御紀に承和九年七月癸巳朔乙未、遣使於筑前國宗像神宮肥後國健甕龍神等諸社奉幣、緣有崇也と有るは、下に引ける貞觀十二年宗像大神告文に依りて考ふるに、其以前にも筑前肥後の邊にて然る變災度々に在りしと見ゆ、(右の竈門神社は神名式に筑前國御笠郡竈門神社名神大と有る是にて、嘉祥三年貞觀元年の神階にも宗像神と共に預らせ給へる、此御社にては玉依姬命と申奉りて宗像大神に御在し坐す事下に別に云ふべし) 神階の御事は仁明天皇御紀に承和七年四月丙午朔丙寅授勳八等宗像神從五位下と有る、此を筑後國高良玉垂

神の次に載せたりと雖も、朔前國なる事著明きは次なる嘉祥の神階に合ひ天安の勳位にも合へるを以て知らるなり、文徳天皇實錄に嘉祥三年冬十月乙巳朔辛亥進筑前國宗像神階授從五位上、仁壽三年二月癸亥加筑前國宗像神正五位下、天安元年冬十月乙丑朔丙寅在筑前國正四位下勳八等宗像神授正三位と有り、然るに同二年閏二月癸巳朔戊午在筑前國正四位下勳八等田心姫神湍津姫神市杵島姫神並授正三位と有るは、社名と神名との精粗有るのみこそ有れ事の相同じきは重出づる者なる可し、清和天皇實錄に貞觀元年正月廿七日甲申奉授筑前國正三位勳八等田心姫神湍津姫神市杵島姫神並授二位と見え、同二月廿日丙辰筑前國從一位勳八等田心姫神湍津姫神市杵島姫神並授正二位、太政大臣東京一條第從二位勳八等田心姫神湍津姫神市杵島姫神並授正二位、此六社雖異實之同神也と有る、此東京一條第なるは今花山院家に坐す宗像大神に坐せり、此事次に別條を立て、云べし、又陽成天皇實錄に元慶五年十月十六日太政官處分、依請大和國城上郡從一位勳八等宗像神社准筑前國本社置神主と見え、類聚三代格に太政官符應充行宗像神社修理料云々、件神坐大和國城上郡與坐筑前國宗像郡從一位勳八等宗像大神同神也、舊記云是天照太神之子也、太神勅云、汝三神降居道中奉助天孫爲天孫所崇祭者、今國家每有祈請奉幣件神是本緣也、唯筑前社有封戸、大和社未預封例云々と見ゆ、此より以前に從一位を授け給へる御事見えすと雖も是從一位なる證文なり、此に因るに筑前國本社大和國宗像神社東京一條第宗像神社合せて三社共に等しく神階を進め奉らせ給へるなり、若て下に云へるが如く幾程も無く小一條第の三神に正一位の極位を進め奉らせ給へりと思しき證有れば、此も大和なるも共に正一位に進み御在し坐すなりけり（此例猶有り、大和國添上郡春日祭神社四座並名

神大月次新嘗と有るは鹿島香取枚岡の三神を此にて祭れる事予已に春日祭祠講義に云へるが如し、然るに其三神の神階をば各其本社には奉られずて何時も春日に奉らせ給へる毎に本社も其に准らへて進ませ給へるなり此に依りて思ふに、右の宗像本社之神階も京なるも大和なるにも奉られたるが本社のに成れるは本より有るべく、又其本社に奉られたるが其二の別社の神階に成れるも有るべければ相通はし心得べき事になむ有りける）又其清和天皇實錄貞觀十二年二月十五日勅して從五位下行主殿權助大中臣朝臣國雄を遣して幣を宗像大神に奉らせ給ふ其告文に、天皇我詔旨止掛毛畏岐宗像大神乃廣前爾申給倍止申久、去年六月以來大宰府度々言上須良久、新羅賊船一艘筑前國那珂郡乃荒津爾到來天豐前國乃貢調船乃絹綿乎掠奪天利、又廳樓兵庫等上爾依有大鳥之怪天卜求爾、隣國乃兵革之事可止在止卜申世利、又肥後國地震風水乃災在天舍宅悉什顛利人民多流亡多利、如此之災比古來未聞止古老等毛申止言上多利、然爾爾陸奥國又異常耶地震之災言上多利、自餘國々毛又頗有件災止言上多利、傳聞彼新羅人我日本朝止久岐世時與利相敵比來多利而今入來境內天、奪取調物、利氏無懼沮之氣、量其意況爾兵寇之萌自止此而生加我朝久無軍旅天、專忘警備多利、兵亂之事尤可慎恐、然我日本朝所謂神明之國那利、神明乃助護利賜賜何乃兵寇可近來岐、亦我皇太神掛毛畏岐大帶日姬乃彼新羅人乎降伏賜時爾、相共加力賜天我朝乎救賜比崇賜奈利、而今如此爾押侮氣色乎露出事乎波最毛是皇太神乃聞驚怒志利賜倍岐物奈利、故是以從五位下行主殿權助大中臣朝臣國雄乎差使天、禮代乃大幣帛乎令捧持天奉出給布此狀乎平介久聞食氏、假令時世乃禍亂止天上件寇賊之事在倍岐物奈利止毛、掛畏皇太神國內乃諸神太知還唱導岐賜比天、未發向之前爾沮拒排却賜倍若賊謀已熟天兵船必來倍久在波、境內爾入賜波須之天遂爾還漂沒米賜比

天我朝乃神國止懼良禮來禮留故實乎澆多之失賜布奈、自_レ此之外_レ令假止之天夷俘乃逆謀叛亂之事中國乃盜兵賊難之事又水旱風雨之事疫癘飢饉之事_レ至_レ萬_レ天_レ國家乃大禍萬姓乃深憂止之_レ可_レ在_レ良_レ運_レ渡、皆悉未熟之外_レ爾拂却銷滅_レ賜_レ天、天下无_レ躁_レ驚_レ久、國內平安_レ鎮護_レ利_レ救助_レ賜_レ比、天皇朝廷乎寶位无_レ動常盤堅盤_レ夜守畫守正護幸倍_レ矜奉給倍止_レ恐_レ美_レ恐_レ美_レ毛申賜_レ久止申と見えたる、此にて此大神の天孫を奉_レ助給へる其大凡は知られたり、又陽成天皇實錄に元慶二年十二月廿四日乙酉遣_レ兵部少輔從五位下兼行伊勢權介平朝臣季長_レ向_レ大宰府_レ奉_レ幣_レ檀_レ日八幡及姫神住吉宗形等大神、其檀日八幡姫神別奉_レ綾羅御衣各一襲金銀裝寶劍各一、以_レ彼府奏_レ有_レ託宣_レ云_レ新羅凶賊欲_レ窺_レ我_レ隙、肥後國有_レ大鳥_レ集河水變_レ赤等之怪_レ也とも所見たり、右の託宣とは同月十一日の下に是日大宰大貳從五位下島田朝臣忠臣等奏言、檀日宮有_レ託宣_レ云_レ、新羅虜船欲_レ向_レ我國、宜_レ爲_レ之備_レと見えたる是を云ふなり、(但右の五神は何れも筑前國の神等なるが香椎宮は本より式外なり、其八幡は神名式に那珂郡八幡大菩薩宮崎宮名神大と有に當る可し、然るに姫神と云ふは式内にも式外にも且て所見無し、故思ふに右の八幡も姫神も共に豊前國なるにや、神名式に宇佐郡八幡大菩薩宇佐宮名神大比賣神社名神大と所見たる是ならむか、此比賣神と申すなむ此三女神には御在し坐しける、然れども社の異なる爲に昔より別神の如く思來る事なり) 儲右の如く朝廷より祭らせ給ふ所は唯一所なるが如しと雖も、三社各所を異しても今も奥津宮中津宮邊津宮と三所に立せ御在し坐す事猶古の如し、神威の眞盛に御在し坐す御事はた今天下に比類無しと申す計なり、右等の事も此に記し續かむと思成しかども、猶熟思ふに第二_レ書に就いて註す方目易くして可かりぬければ、其に委ねつ、下を見る可きなり、此に次て右の大和國なると、東京一條第なるとは筑前本社と同等に

會釋はせ奉り給へる御社に御在し坐せば、先づ右の二社の事を明し奉りて然後に國々に御在し坐すをも申し顯はし奉る可き者なり、(但宇佐宮に御在し坐す比賣神は本より三女神に坐す事第三_レ書に見えたるが如し、然れども彼宮は謂ゆる八幡三所の中に合祭る事と成れ_レば、此に註さむ事申々に紛らはしかりぬ可き事共なれば、其を一群として下に委しく註し奉る可ければ此末には除くものなり) ○神名式に、大和國城上郡宗像神社三座(竝名神大月次新嘗)御在し坐せり、同郡大神大物主神社(名神大月次相嘗新嘗)を始め奉りて其御由緒の神等多く其邊に鎮り御在し坐せば甚々久しき神代よりこそ御在し坐しけり、下に引ける元慶五年の太政官符に件社坐_レ大和國城上郡登美山_レと有るに就て考有り、其は神武天皇御紀に戊午年十有二月癸巳朔丙申、皇師遂擊_レ長髓彦_レ連戰不_レ能_レ取勝_レ、時忽然天陰而雨_レ氷、乃有_レ金色靈鵝_レ飛來止_レ于皇弓弭、其鵝光輝煌煌狀如_レ流電_レ、由_レ是長髓彦軍卒皆迷眩不_レ復力戰、長髓是邑之本號焉、因亦以爲_レ人名_レ、及_レ皇軍之得_レ鵝瑞_レ也、時人仍號_レ鵝邑_レ、今云_レ鳥見_レ是訛也と有る、此鵝瑞はしも何れの神の御所爲とも詳ならざる事なれども、古く其登美山に此神の御在し坐す事證と爲るに足れりと云ふべし、然るは皇軍の速に戦ふと雖も利非ずして却りて虜の爲に襲はれ御在し坐す所なれば、此ごと神の助け奉らせ給へりしなる可し、此大神には奉_レ助_レ天孫_レと云ふ日神の神勅御在し坐し、其御子事代主神はしも爲_レ神之御尾前_レ仕奉と宣へる大國主神の御言し有れば、其謂れに依て此宗像大神の靈鵝と化らせ御在し坐して助け奉らせ給へるにや有らむ神武天皇四年御紀に立_レ靈時於鳥見山中_レと有るは天神を郊祀らせ給へる事には有れども、此鵝瑞を得させ給へりしより追次ひて御勝軍と成りぬる上は皇祖天神を祭らせ給へるに就て其元の鳥見山に祀はせ給へりけむも知るべからず、又古事記に此天皇の於_レ

阿岐國之多禰理宮七年坐と有るは、式に安藝郡多家神社（名神大）と有る其地にて、其神社も宗像大神なる可き事下に云へるが如く、又周防國佐波郡勝間神社の傳に、景行天皇十二年御記なる熊襲討の事にも此三女神を祀らせ給へりし事下に云へるが如し、又彼神功皇后雄略天皇の征韓の御政に就て齋宮祭所を立て此宗像を大神齋奉らせ給ひ、又後世の事なれども此三女神を主として齋奉る八幡宮を弓矢神として祭らるゝ例有るを以ても、神代を去りて未遠からざる當時何でかは然る古傳をば忘れさせ御在し坐すべき、（其は其より以前に天降れる八咫鳥はしも建角身命の化坐せるなるが同二年の下に又頭八咫鳥亦入賞例と有るを以ても靈鷲の御靈を治奉らせ給ふ可き御事なり、偕如此思寄れる本は、垂仁天皇二十三年御紀に天皇立於大殿前譽津別皇子侍之、時有鳴鶴度大虛、皇子仰觀鶴曰是何物耶、天皇則知皇子見鶴得言而喜之と有りて其鳥を令捕給へるに、終に得于但馬國と有るは出雲大神の御心なりし事神賀詞講義に委しく考記せるが如し、然るに神名式に但馬國城崎郡久々比神社有り、其社を今宗像明神と申すを以て考ふるに、然る鳥にも化て皇子に言語しめ給へるなる可ければ、此御軍の時に鷓鴣を見はし給へるも必其大神にて、地理と云ひ事柄と云ひ能く相叶へればなり）陽成天皇實錄に元慶四年三月廿七日庚辰以大和國城上郡宗像神預於官社、坐太政大臣東一條第、又坐筑前國宗像郡一皆是同神別社也と見え、同五年十月十六日辛卯太政官處分、依請大和國城上郡從一位勳八等宗像神社准筑前國本社置神主以高階真人氏人為之と有り、此太政官處分と云ふは類聚三代格に元慶五年十月十六日太政官符に應准筑前國本社置從一位勳八等和州宗像大神社神主事（坐大和國城上郡登美山）右得氏人內藏權助從五位下高階真人忠岑等解狀、備件社坐大和國城上郡登美山、依太政官去年三月

廿七日符旨預官社訖、從淨御原天皇御世至當今氏人等所奉神封并園地色數稍多、高階真人累代麟次執當社事（下略）と所見たる是なり、此淨御原御世と云ふは御紀に天皇納智形君德善女尼子娘生高市皇子命と見えたる、其德善と云ひし其人女を奉るに就て、住初たりし頃より其氏神の事にし有りければ、公庭に請して私に其神社を營みて筑前本社に如く其祭祀の事を行ひ初めたりけむ事次に云ふを見て知るべし、（予先には智形君の筑前より上りし時など其本社を此に移し仕奉り初たるなる可く思ひしかども、右に引ける神武天皇御世に鷓鴣の有りけなど少縁の事とも所思えざれば、其御世頃より形計の神社は有りけむを此に至りて興し祀られしなりけり、其は其氏人其祭祀を主らずして高階真人世々其氏人たるを以て知るなり）又寬平五年十月廿九日の太政官符に應充行宗像神社修理料賤代極丁事云々と有りて、同日高階真人忠岑等の解狀の文中に唯筑前社有封戸神田、大和國社未預封例、因茲忠岑始祖太政大臣淨廣高市皇子命分氏賤年輸物令修理以爲永例（中略）須依貞觀十八年六月二十八日格申請祖神封物以充修理料（下略）と有り、此事年中行事秘抄宗像祭條に官幣不立氏人祭之と有りて、寬平五年十月二十九日格に彼社氏人左少辨兼大學頭高階真人忠岑等解狀備件神坐大和國城上郡與坐筑前國宗像郡從一位勳八等宗像大神同神也、舊記云天照太神之子也、太神勅云、汝三神降居道中奉助天孫爲天孫所崇祭者、今國家每有祈請奉幣件神是其本緣也、唯筑前社有封戸神田、大和社未預封例云々と見えたり、此解狀は上なる元慶五年の度には非すと見ゆ、其高階真人は姓氏錄（左京皇別）に出自諡天武皇子淨廣壹太政大臣高市王と有りて、其御母は智形德善女なるに依りて、其御外戚の氏神として祭らせ給へるが例と成りて高階

眞人の祖神と崇奉る事とは成れりし者になむ有りける、(其例猶有り、桓武天皇の大御母尊は高野氏にて御名は新笠と申奉りて、田村後宮に御在し坐し、時今木大神を崇奉らせ給ひて氏神の如く持齋かせ給へりしを、後に平野に祭らせ給ひて、桓武天皇の後王又は姓を賜りて臣下と成れるも共に氏神として持齋き仕奉れるに同じき者なり) 公事根源抄に宗像祭十一日卯日筑紫の胸形社の祭なり氏人此を取行ふ(下略)と有るは當社の祭を云ふなり、然るに筑紫と云ふは其本社を此にて執行へるにて、鹿島香取枚岡等の祭を春日にて執行はるゝに同じ事なり、氏人の事を抄物に宗像君又は宗像朝臣なる由云へるは誤にて、右に謂ゆる高階眞人即此氏人なる事云ふも更なり、此御社を大和志に在り外山村今稱春日と有るを予も其事かと信じ居たりければ、去し嘉永三戊年六月同六丑年二月江戸より京に上りける度毎に古の御趾床しくて詣奉りける事有りき、然るに其翌年安政元寅年十月筑前國本社に詣たりし歸さ、又道を曲けて詣たる道に人有りて云ひけるは、宗像神社は其には非ず、同村玉井氏と云ふ舊家有り、立寄りて問給ふ可しと云へるが嬉しくて、春日神祠より直に其家に至りて事由を問求めたるに、其翁云ひけらく舊社は何の衰世に絶えたりけるにや更に知られず成竟たりしを、今よりは二百年計にも成りぬ可し翁が家に種々なる怪異の事共多在りけるに、誰云ふと無く中島辨天の神體埋れ在る由云へるに就て家敷の内を遍く掘探り求むるに更に物無く、唯後園の方に白き大岩の有りければ是なむ、其と掘入るに、幾許りの人にて數日掘けれども終に其根基を見る事能はざりければ、其任此を御池と成しけるに實に中島と云ふ狀には成れるを、其程神託の如き事の有りつれば其に社を建て祀れるを、然るにても甚可畏かりける故に其岩端を少し缺取りて神體と爲し、神供田一段を附けて春日の社地に移して中島辨天と

祀れるなむ宗像神社には坐せども、其本社は我後園の小祠是なりとて拜ませたる、甚尊く所思えければ又更に春日神祠に歸参りて見奉るに、鳥居は北方三輪山に向へり、一町許も奥まりて西向に瑞垣有り、其中に左方は春日神四座なり、右に在るは若宮なり、其垣外に一條の徑有り外山より多武峰に越ゆる道なり、其上方左に小池有り、水社前に流る、下方右に六社明神と有り、祭神詳ならずと云へり、此をば筑紫三神と大和三座とを合せて然申すかと心得て今迄予が拜み居たりし社なり、但其宗像神社の絶えたるを惜しみて後人の建てたるらむも知り難し、偕其玉井氏より移し奉れる中島辨天は道を隔て六社明神の方に東向なる小祠にてぞ御在し坐しける、例祭九月八日にて其玉井氏より祭來れりと云へり、若くは高階眞人氏ならむかと復し問ひたれども、予が家は千年餘傳はりたるのみ云ひて外の話は無くて止みたりき、此大神を俗に辨天と稱僻むる常なれば然る諺を以て託給へるにも有るべし、又中島と云ふは宗像の中津島思めかしければ、實に其翁が云へる宗像神社の舊地は鳥見山の麓方北面眞下に在れば、其玉井氏の宅地なる事疑無かる可くなむ所思えたる、(又筑紫の中津宮の祭日は九月十二日なるにも據有り、右の外山村と云ふは彼稚櫻宮の在りし櫻井の支邑にて、其東方に並びて此邊古に磐余と云ひし地なり、予此に右の如く度々至る事は同國宇智郡五條驛の縣令内藤忠儉と云ふは親しき族なりければ、此傳を書くに就て神地舊都などの搜索の事などを聞がてら過る道にても有り、又常に朝夕に拜み奉る大神に坐せば詣奉れるを、大和志の説に欺かれて可惜尊き神趾を失はむと爲しが憤ほろしくて委曲に誌せるなり) ○三代實錄に所見たる太政大臣東京一條第の三神宗像社は今花山院殿の邸内に御在し坐せり、御家の傳に延暦年中閑院左大臣冬嗣公依洛陽守護之神託則勸請小一條第是也と有れば、桓武天皇始て

平安宮を以て不易の都と定めさせ給へるに因りて、大神も筑紫より御在し坐して大宮所を守護らせ給へるにて、彼奉_レ助_ニ天孫_トと有る御契の世と共に替らせ御在し坐さ_レるなむ甚々尊く辱き御事になむ御在し坐しける、神階の御事なども筑前國本社又大和國社と三所共に等しき御會釋なる事上に註せるが如し、三代實錄に貞觀元年二月卅日丙辰筑前國從二位勳八等田心姫神湍津姫神市杵島姫神竝授_ニ正二位_一、太政大臣東京一條從二位勳八等田心姫神湍津姫神市杵島姫神竝授_ニ正二位_一、此六社居雖_レ異實是同神也と見え、又元慶四年三月廿七日庚辰以大和國城上郡宗像神_一預_ニ於官社_一、坐_ニ太政大臣東一條_一又坐_ニ筑前國宗像郡_一皆是同神別社也と有り、然るに同五年十月十六日辛卯太政官處分依_レ請大和國城上郡從一位勳八等宗像神社准_ニ筑前國本社_一置_ニ神主_トと有るを以て、此にも此時從一位勳八等に晋まし御在し坐し_レ御事を明らかめ奉る可くなむ有りける、(其は右の元慶四年の度に右の三社を合せて皆是同神別社也と有るを以て相通はし知るべし、但貞觀元年の度に此六社居雖_レ異實是同神也と有るも右に同じと雖も、此には大に子細有る事なり、其は上に委しく云へるを以て知るべし)右の貞觀の太政大臣は冬嗣公の御子忠仁公なり、同錄に貞觀七年四月十七日丁卯内藏頭從五位上藤原朝臣安方向_ニ太政大臣東京第_一、竝奉_ニ楯鉾御鞍等_一、告文同_ニ石清水_トと有り、其文に准らへて此を見るに天皇_我詔旨_止掛畏_殿太政大臣東京第_坐田心姫神湍津姫神市杵島姫神乃廣前_申給_止申_久、新宮構造_天楯鉾及種々神財可奉出而神財_且奉出_已止_畢太利、楯鉾并御鞍等_乎奏_毛意_利介_留、此_乎令造_餽天_禮代_乃大幣_吊乎_令捧_持天_使云々_差天_奉出_給布_此狀_乎平_介久_聞食_天、天皇朝廷_乎寶位_無動_久堅_石常_石爾_夜守_日守_爾護_幸倍_賜比、天下國家無事_久護_助給_倍止_恐美_恐美_毛申_賜設_久止_申と云ふ文に成るなり、楮此次なる元慶のは昭宣公に御在す可し、又其御子貞信公を

小一條太政大臣と申せり、大鏡に「太政大臣忠平公小一條太政大臣と申す、朱雀院并に村上の御叔父に御在し坐す云云、常に此三人の大臣達の參らせ給ふ料に小一條の南勘解由小路には石疊をば爲られたりしかばまだ侍るぞかし、宗像明神の御在し坐せば洞院の後の圖子より下させ給ふ、雨などの降る日の料とぞ承りし、大凡其一町は人罷り歩行ざりき、今は怪しき者も馬車に乗りつゝ見じ見じと歩行き侍るは昔の名殘に忝くこそ見給ふめれ、此貞信公は現に物など申給ひけり、我より御位高くて居させ給へるなむ苦しきと申給ひければ、甚不便なる御事なる哉とて神位を申させ給へる也」と有り、右の三人の大臣達とは小野宮左大臣實賴公、九條右大臣師輔公、小一條左大臣師尹公に御在し坐して何れも貞信公の御子等也、又其我より御位高くて居させ給へる云々は、右に引ける如く元慶に已に従一位に御在し坐せば貞信公の天下申給へる當時正一位の極位を申給へる事決し、然れば筑前なるも大和なるも共に朱雀天皇村上天皇の御世頃共に正一位に進奉らせ給へる事申すも更也、花山院家の記に元慶元年被_レ立_ニ官幣_一、後宇多天皇御宇預_ニ四度官幣_一と有れども元慶のは所見無し、後宇多天皇御世の事は諸神記に建治二年勘文云、東一條宗像神社三座元爲_ニ式外之神_一、而去年建治元兼文依_ニ勘奏子細_一可_レ預_ニ四度官幣_一之由宣下了と有る是なり、其頃胡元の蠻夷中國に寇し來る頃ほひなりしかば、其事を勘奏して四度官幣の例に預らせ奉り給へるなりけり、上に云へる神功皇后の御例を思合せて曉る可し、(建治は後宇多天皇の天下所知看す元年なり、四度官幣と申すは祈年月次相嘗新嘗の幣例に預らせ給へるを申すなり)拾芥抄に近衛南東洞院東一町本名東一條云々、式部卿貞保親王家貞信公傳_レ領_之、住_ニ小一條之間_一號_之東宮、九條殿外家冷泉院此所立坊花山院傳_レ領_之と有り、又筑前續風土記に花山院家記云、此亭元貞保親王家

也（清和天皇御子）貞信公相傳住西家（小一條今宗像神社是也）時人以此亭號東宮、貞信公讓九條右丞相、冷泉院（右丞相外孫）於此亭有立太子事、即爲御所、東宮之號世俗之詞有微云々、其後爲華山院御所、依東宮之號亦稱華山院と所見たり、右二書の如くは元貞保親王の家なりしを、其後に藤氏に傳領せる趣に聞ゆれども、其始閑院左大臣冬嗣公の家なりしを忠仁公に傳はりて、清和天皇の降誕も此太政大臣東京小一條亭にて有りし事なり、其外孫に御在し坐すを以て貞保親王に此を進らせらばたる者なる可し、（梅戸在親云はく唯今の花山院家の地往古東一條と云ひし所なり、今宗像神社の前に小溝の有るを此を界として其北は謂ゆる小一條なり、然れば其第内半は東一條半は小一條に係れる者なり）此宗像神社の相殿神二座御在し坐せる、一は稻荷神一は天石門別神なり、家傳に稻荷神昭宣公勸請と有り、此に就て考ふるに、大鏡に小野宮の南面には御髻放ちて出させ給ふ事は無かりき、其故は稻荷の杉の顯はに見ゆれば明神御覽すらむに何でか無禮けにはと宣はせて甚しく愼ませ給ふに、自思し忘れぬ時は御袖を被かせ給ひて驚き騒がせ給へる云々と云ふ事有り、此は小野宮にての事には有れども、御父小一條太政大臣貞信公の御許にて長り給へれば其事を思し遣りて稻荷山の方を打見遣せ給ふ毎に、深く忌愼しみて敬はせ給へるなれば、其元此社にて起れる事と見ゆ、（又其社に屬たる末社に命婦社と云ふ有り、家傳に昭宣公之時被祀之と有れば、此も稻荷より勸請申されしと見えて甚古き枝社なり）天石戸別神は清和天皇實錄に、貞觀七年三月廿七日壬寅授太政大臣東京亭無位天石戸別神從三位と有りて舊き社なるが、其由來今考ふる所無しと雖も、予が思寄れる事は下に云へり、末社三所有り、氏は例の春日大神なり、東照宮は左大臣定好公殊に御親しく御在し坐し、由緒に縁りて祭

らせ給ふ所なりと云へり、命婦社は稻荷大神の枝神に御在し坐す事右に云へるが如し、偕此宗像大神の御社はしも、古より右の花山院家に御在し坐して世々の沿革にも其所を替へさせ給はず、又古より度々の回祿にも遇はせ給はざるが故に幾百年をや經たりけむ、桂の大樹扶疏して恰も天雲の向伏すが如く廣り覆ひて、軒を連ぬる洛中にも斯る繁山も有れば有る者なりけりと怪しむ計になむ有りける、其神氣の盛にして神々しく可畏き事、都の内に又も非じかと思めらるゝは所がらにや有らむ、花山院殿世々其祭祀を勤めさせ御在し坐せば、天下に神社も多く有れども斯る貴人の朝夕に持齋き御在し坐す神は非ずなむ有りける、然れば筑紫の本社は更なり大和なる此處なる同神の別社にして勝劣更に無くして甚々尊く高き御社になむ御在し坐しける、（已にも云へる如く予此御社を知りて初めて詣で奉りしは天保十四癸卯年正月六日なり、其日より妙に奇しき御恩頼を蒙奉り初て、祝詞講義を始めて何くれと書共を著述はし仕奉れりけるに、追次て學の力身に著く事を思えて、終に此傳を書成し奉る事に就ては、襄謝しがてら又宿禰を兼ねて去々年安政元年六月に思立て筑前國本社に詣奉る事に成れるも、其始は此御社に起り初めたる事にし有りければ、起とは寢とは朝夕に忘るゝ事無く怠る事無く信み奉りて有りけるに、日に添ひ月に増し年に加はれる御靈威はしも人には云ひ難き事なれども、我身には餘りに奇異に尊貴く所思る事共にて、書典には乏しけれども斯る大業を成すに少かも指支ゆる事無く、財祿には豊かならざれども口を糊する爲に東西に走り巡る事無くして、神の御爲君の御爲又世の爲國の爲人の爲に心の限り功績も立行く事なるは我身の上に斯計り忝しとも嬉しとも悦ばしとも思ゆる事は非ざるなり、後世我が志を繼ぐ者有らば此御神と杵築稻尾等の大神等の御蔭忘る可からず）○又神名式に山城國葛野郡松尾神

社二座（並名神大、月次相嘗新嘗）二十二社註式に松尾神社一座大山咋神（本社也）一座智形中都大神（市杵島姬命也素戔鳴尊御子）と有る、是にて神代よりの鎮座なる由來已に傳十に委しく註せるが如し、然るに本朝月令に秦氏本系帳云正一位勳一等松尾大神御社者筑紫智形坐中都大神、戊辰年三月三日天下坐松崎日尾（又云日崎岑）大寶元年川邊腹男秦忌寸都理自日崎岑更奉請松尾、乎知麻留女之子秦忌寸都駕布自戊午年爲祝、子孫相承祈祭大神、自其以降至于元慶三年二百三十〇年と有り、其戊辰年と云ふは天智天皇七年なる可し、其日尾一名日崎岑と云ふは式内の櫛谷神社式外の宗像神社相並ばして大井川の西岸にて、謂ゆる荒子山の麓山を云ふ古名なりしを、後に櫛谷と改たるなる可し、偕天天下坐松崎日尾とは神託なども御在し坐して筑紫より勸請れるを申すなる可し、大寶元年自日崎岑更奉請松尾と云ふは、其戊午より三十年の間其地に御在し坐せるを、大寶元年丁酉に松尾大神大山咋命の御在し坐す神社に併祭れるを云ふなり、其は大山咋神は其御子に渡らせ給ふが故に御祖神も一所に御在し坐す御事とは成れる者ぞかし（然して此宗像櫛谷兩社の相並ばせ給へるに、櫛谷神社の式内に入れるは其所に移給はざるが故なり、宗像大神は松尾に併祭れるが故に式社には漏れ給へるにぞ有るべき）色葉字類抄に引ける本朝文集に、大寶元年秦都理始立神殿と云ふは、本社大山咋神に並べて宗像中都大神の神殿を建て崇祀るを云ふなり、玉葉建久二年十二月七日條に、松尾行幸神寶御覽殿二所（中略）一所金銀幣一具無御鏡、是男體之故也、又女體之御劍不付平緒と有る、男體は大山咋神女體は其御祖智形中都大神に渡らせ給へり、又東寺藏古文書の中に元久元年三月五日左辨官下山城國松尾社（中略）當社者鴨御祖社之御同體朝家第四之靈社也（中略）大史小槻宿禰と有るは、當時賀茂御祖

神社は、此智形中都大神に御在し坐す古傳を未失はざりし者なり、（此事已に上にも云へるを、猶此次に其御祖神の傳を立て、其は智形中都大神に御在し坐す御事を明らかめ奉る可きなり、朝家第四之靈社也と云ふは當時二十二社を以て定め申せるにて、伊勢、石清水、賀茂、松尾と云ふ次第なるを以て也、時世に依て曉りつ可き事なり、）偕其大山咋神と申すは紹運錄又神系圖に大山咋神（別雷神山城國松尾大明神山王二宮）と見え、八百萬神系圖に大山咋神別雷神松尾神也と有り、其別雷神は神名式なる賀茂別雷神社にて謂ゆる上賀茂の御神なるを、元曆奏上記に上社事代主命と有り、異本舊事紀に針間室神社味耜高彥根大神、山代鴨上宮同神と見え、出雲大社小縁起に山城國加茂大明神者當社第一王子阿式大明神是也と有りて其本宮は大和國なるを、神名式に葛上郡高鴨阿治須岐彥根命神社四座（並名神大、月次相嘗新嘗）鴨都味波八重事代主命神社二座（並名神大、月次相嘗新嘗）と二所御在し坐し、又葛木坐一言主神社（名神大、月次相嘗新嘗）と有る此をも高鴨社と申せるを、傳八に註せるが如く味耜高彥根神と申すは本體の御名にて荒魂を一言主神と申し、和魂を事代主神と申せるに、四條殿御本社本記松尾社條に、大山咋神事代主命と並書して社家傳曰一座と云ひて事代主命を合祭する事極秘なり」と有るも、其元一神に御在し坐すに起れる言も聞ゆれば、智形中都大神は其大山咋神の御祖に渡らせ給へば、賀茂御祖神も同神に御在し坐す御事甚々著明なる者なり、（斯れば此大山咋神の傳のみは古事記を信み難き事にて、此を大年神の御子の列に被加たるは誤なる事時々此を辨へたるが如し）諸神記に宗像社大和國城上郡宗像神社三座、筑前國宗像神社三座、左京東一條宗像神社三座、松尾同體之神と有り、又近き物ながら筑前國宗像社藏古文書に、山城國松尾社當時既神事等及退轉候由被歎思食者也、然者筑前

國宗像社者爲當社一體之事候間、彼社家中別而勸興隆之志相勸國中奉加等令運送於本社者可爲神妙候由可令下知給者、天氣如此、仍執達如件、天正五年十月廿四日謹上伯中將殿、左中辨(花押)と有り云へり、右文に當社と云へるは松尾社を云ひ、本社と有るは其宗像社を云へるなり、今邊津宮の前に松尾神社有るは右の所謂に依りて大山咋神を併せて其地にも祭り來る事と所見たり、(但松尾にて智形中都大神と申せば中津宮にこそは有るべきに、此に在るは如何なる事なれども、三神一體の御事にし有れば何方にても有りなむ、楮右の天正五年は大宮司氏貞の時なれども、同十三年に其人没て家絶えたりしかば、宗像より如何計らひ申けむ知らず)因云右に云へる櫛谷宗像兩社は共に松尾七社の其一なり、若て其櫛谷は舊名松崎日尾とも日崎岑とも云ひける地なりし事右に云へるが如し、三代實錄に貞觀十二年十月十七日近於葛野鑄錢所宗像櫛谷清水堰小社五神奉鑄錢所新鑄錢と云ふ事見えて其告文有り、天皇我詔旨止宗像神乃前申賜倍止申久、依年序漸積貨幣已賤天、改饒益神寶爲貞觀永寶、常乃鑄錢司路遠妨多依天加太一之於山城國葛野郡天令鑄作、今神社件乃鑄錢所近久坐爾仍所鑄作之早穗廿文乎左馬助從五位下多治真人藤吉乎差使天令捧持天奉出給布、此狀乎聞食天國家平安志天貨幣豐足之米賜倍止申と見ゆ、其五社の中に櫛谷宗像は兩社共に相並ばし御在し坐す事にて、百練抄に仁治二年八月七日今夜丑刻、櫛谷宗像兩社燒亡、御體同燒亡了、是松尾末社也と有るが如し、若て其櫛谷宗像兩社は大山咋神の御父母には御在し坐さじか、賀茂御祖神社にても御父母二神を祀祭らると雖も、專とは御母玉依姬命即宗像大神を主と祭り給へる故に御祖神を以て社名と爲らるゝが如く、松尾にても御祖神を殊に親しみ奉らせ給ふ由縁有る爲に、其日崎岑の宗像大神を大寶元年に勸請奉れ

るが故に、櫛谷神社のみ残らせ給へるが故、此一社即別に立て官帳に載れるを、宗像神社も其任に建置かると雖も、松尾社に併祭れるが故に式文には載られざりける者なめり、(右に松尾七社と云ふは本社に月讀社櫛谷社三宮宗像社衣手社四大神社等の末社共に合せて云ふなり、其鑄錢所に近き五社の中なる清水社と云ふも松尾末社にて、葛野郡萬石村に在り、三代實錄に貞觀十二年四月三日授山城國正六位上澄水神從五位上と有る是なり、堰神は大堰川の北臨川寺の西に在りて此も松尾末社なり小神社は此も其末社の列なる可し、傳八卷に云へるが如く事代主神の後神溝咋姬命を然申して、式の愛宕郡鴨川合坐小社宅神社是なり、社地尋ぬ可し、又其櫛谷神社の神階は、仁明天皇御紀に嘉祥元年十一月丁巳朔戊午奉授山城國無位櫛谷神從五位下、清和天皇實錄に貞觀十年閏十二月十日授山城國從五位上櫛谷神正五位下と見えたる是なり、此御社の神階までを此に云ふは大山咋神の御父大己貴神なる可しとてなり)拾芥略要抄有行幸并勅使起と有る條の諸社部に宗像本社筑前國と有るも、此の宗像神社の本社は筑前國に在りと云ふ意なり、右に引ける秦氏本系帳に、筑紫智形中都大神戊辰年三月天天下坐松崎日尾(又云日崎岑)と有るをも思合す可し、百練抄に寛文二年松尾社司註進、去正月廿七日辰時近邊山類落大井川、寒消之間末社宗像社鏡石類落と有る、近邊山は其日尾にて後に謂ゆる櫛谷なる事上に云へるを以て知るべし、東寺藏文和四年の券文に上久世莊宗像名田と見え、又康安元年十月僧覺遍が文書に筑紫社と云へるも此宗像神社を申すなる可しと或者の云へるは然る言なり、(其は風土記神名式には見ざる事なれども、出雲國杵築大社の内院に御向社に並びて天前社筑紫社とて有るなるは、御向社は須世理毘賣命、天前社は三穗津姬命、筑紫社は宗像三女神を祀れる由に云へるに合叶ふ者なり)○又神名式

に山城國愛宕郡賀茂御祖神社二座（並名神大、月次相嘗新嘗）と見えたるは、傳十に註せるが如く同郡賀茂別雷神社（亦名若雷名神大、月次相嘗新嘗）は謂ゆる賀茂大神にして、所祭事代主命亦名大山咋神の御祖に御在し坐せば此宗像大神として所祭る御社なり、元曆奏上記に自神代所鎮上社事代主命下社大己貴命而已と見えたりども、本社御祖宗像大神を主として齋奉れる事即御祖神社と申奉るを以て論無くなむ有りける、大己貴命と御妹妹の御間に渡らせ給へども、此は固より女神の御社なるに其男神をも合せ祭れる者なり、故鴨氏人記にも鴨神饌記にも、客御前大己貴命と見えたる如く、別雷神の御祖命を以て本とし、主と爲る御社なるものなり、御祖の事は傳八、に云へり、（然るに上社の別雷神を、建角身命の御女建玉依日咩命の生む所と云ふ説の有るは、山城風土記を美く得讀み説かざる僻事に、彼と此と別異なる者なり、思ひ混ふ可からず）故其御祖神社二座の内一座は御祖神社にして左方に御在し坐す是なり、一座は謂ゆる客御前にして右方に立たせ給へる御社なり、何を以て然定むると云ふに、二十二社註式に鴨（號下社）御祖神（玉依日咩別雷御母大己貴神別雷御父）と見えたる是なり、又二十二社神體秘記にも賀茂御祖神社二座玉依姫命大己貴命と有り、是亦東西に左右に並び御在し坐せる證なり、又元曆奏上記に鴨御祖皇大神宮三座、中所祭兒神素戔鳴尊、左神皇產靈尊、右大己貴命也と有るも、大己貴命は右方に御在し坐せる事を明らむる文なり、但右の兒神素戔鳴尊と續けるは、疑ふらくは素戔鳴尊の四字は細註にて素戔鳴尊の兒神なる事を證せる文なる可し、其は下に忍穗耳尊の御事を皇兒神と有るに對へ稱せるにぞ有るべき、然れば此兒神と申奉るはしも宗像大神に御在し坐す事決くなむ有りける、（賀茂下上吉懷記下鴨次第に、中を兒神とし左を大己貴命とし右を皇產靈尊と爲るは、左右相換

れども兒神と云ふ事同じきを、其下に素戔鳴尊と細書せるも其御兒神に御在し坐せる故なり、素戔鳴尊は別に出雲井於神社大月次相嘗新嘗と有る是なり、橋本經亮説に今柵社是なり、祭神素戔鳴尊に坐す、井於と申すは洛東祇園社尾張津島社も同神にて、共に井上に社を建てたるなり」と云へるが如し、傳十卷に祇園社の御事を云へるを考合す可し、舊式文には二座なれども、右の元曆奏上記吉懷記の趣にては三座なり、然るに鴨神饌記には御祖大神宮中日女大神、左神日本磐余彥尊、右高皇產靈神、客御前大己貴命と有りて神饌を奠る事現に右の如く、又鴨氏人記にも本宮左神日本磐余彥天皇、中姫大神、右高皇產靈尊、客御前大己貴命と見え、合せて四柱には坐せども、本宮は三神を併せて一座と祀ひ給ひて、客御前を共に御祖神社二座なる者なり、右の日女大神とも姫大神とも作るは、上に謂ゆる素戔鳴尊の兒神に御在し坐して玉依姫命なる、即是別雷神の御祖にして宗像の三女神を合せ奉る御名なる由上に註せるが如し、八幡宮相殿にも比賣大神御在し坐せる、其元は神名式に豊前國宇佐郡八幡大菩薩宇佐宮（名神大）比賣神社（名神大）大帶姫廟神社（名神大）と有る、其比賣神の神代より鎮坐す地に後に應神天皇神功皇后を合祭りて八幡三所と成し奉る事下に云ふが如し、註式に、石清水八幡宮三座（式外）三所内（男體一）女體二（神功皇后玉依姫）と有るを、神社本記に石清水中應神天皇東神功皇后西三女神云々、三女神御璽寶劍也、本殿拜次第拜中東西（新善法寺如此）又拜中東西（田中坊善法寺如此）是傳東於玉依姫（三女神）傳故也と見え、又近江國武佐八幡社傳に中央應神天皇、左息長帶姫尊、右田心姫命瀧津島姫命市杵島姫命此三神號玉依姫命と有り、又下に引ける安藝國安藝郡なる八幡別宮を三女神とし、又玉依八幡宮を八幡別宮同神と云ふ事の見えたる、此を以て右の日女大神を玉依

姫命とも申奉り來る御事を明らむ可き者なり、(此三女神の御身を合せて一柱と成らせ御在し坐して大國主神の嫡后と成り給へりし御事は、已に上に述べたるを以て曉る可し、又下に引ける周防國勝間神社は宗像三女神を祀れるを、建武年中の古文書に其をも濱宮御神社と有るなど思合す可きなり) 偕此御祖神はしも右に云へる如く別雷神の御母神に御在し坐す謂なる事混ふ方無くなむ有りけるを、皇祖の意に取成し云ふなどは悉に強たる者なり、神名式の次第先づ別雷神社を擧げ次に此御祖神社を被載たるは即其御祖神に御在し坐す事申すも更なり、然れば別雷神の御父大己貴命よりは御母玉依姫命を此には主と齋き奉れるにて、其夫神には坐せども大己貴命は客神に渡らせ給ふ事此社號を以て明らむ可くなむ有りける、右に云へる如く此御祖神をば玉依姫命とも申奉れるに、後の物ながら神佛冥應論に中宮大己貴神、下宮宗像姫神也と有るも、後人の更に思寄るまじき事なれば傳承る所有るなる可く、又右に註せる如く松尾神社は智形中都大神大山咋神を祀奉れる御社なるに、元久元年三月五日左辨官下松尾社と有る古文書に、當社者鴨御祖社之御同體と有るなど正しき證と爲べき文なる者なり、然れば松尾神社二座は賀茂御祖神社賀茂別雷神社を一に合せ祭れる御社にて、其御祖神は智形中都大神に渡らせ給ひ、別雷神は大山咋神に御在し坐して事代主神に渡らせ給ふ事、右に註せる事共を合せ讀みて曉る可くなむ有りける、(但此御祖神社は玉依姫命大己貴命二座には御在し坐せども、高皇產靈尊神日本磐余彥天皇二柱をも合祭らるゝ事今現に然り、然れども御祖神と申すは皇祖神の謂には非ず、別雷神の御母に御在し坐す由なり、又山城風土記に御祖多々須玉依媛命と有るは、建角身命の御女にて片岡神の御祖にて同名異神なり、其委しきことは別に神武天皇二年御紀の下に云はむを待ちねかし) ○神名式に

山城國宇治郡宇治彼方神社(欽鞞)風土記に兔道郡宇治遠方神社宗像神也、雄略天皇三年始奉_三圭田_一加_三神禮_一と有る是なり、此宇治彼方と云ふは大和國の京なりし時宇治川を界として宇治を内の心に取成し、川の南西を此方とし其東北を彼方とは云ふにて、今京より云ふ時は其遠近違へりと雖も舊稱を改められざるなり、川に然云ふ例は出雲神賀詞に彼方_能古川岸_{此方}古川岸_能と見えたるが如し、或説に今宇治橋東なる離宮八幡なりと云へるは實に然る可し、上にも註せるが如く應神天皇を八幡大神と稱奉れるも、此宗像大神の靈威を蒙り奉らせ給へるに起れる事申すも更なるが、上に其八幡の本宮と御在し坐す宇佐宮は、此三女神を本として祀奉れるに起れるは、實に此大神の鎮坐す彼方神社即八幡宮なる可き事、下に云へるを合せ見る可きなり、百練抄に、宇治離宮明神授_一階_一と有るは此御神の御事なり、山城名跡志に離宮八幡在_三橋寺南_二町許_一、鳥居(西向木柱)拜殿(向_三午未_一)宮(同)所_三祭八幡三所_一(同_三石清水_一)と有れば、中應神天皇左神功皇后右三女神にて謂ゆる宗像神に御在し坐すなり、又同書に若宮在_三同所東山下_一、所_三祭譽田天皇御子菟道稚郎子也_一と有り、又此地は上古菟道稚郎子の御所なり、故離宮と稱すと云へるは然も有りぬ可き事なり、(今此離宮の地を彼方町と云へり、拾遺愚草に彼方_や遙_けき_道に_雪積_り待_夜重_{なる}宇治の_橋姫_夫木_集に_彼方_や都_の辰_巳誰_住て_眞木_の炭_竈烟_立ら_むなど詠めるは此地なり、又神社考詳節に或云、承平年中藤原忠文伐_三平將門_一、然賞_不行_一、因怒死、其靈即宇治離宮神也と有る、其は今大宮と號けて別に一社有れば此彼方神社に非ず)

○山城國式外愛宕郡八坂郷祇園社の攝社に美御前_{美御前}と申す御在し坐せり、神祇拾遺には美女御前三女神也と見え神社啓蒙にも社家流云素戔嗚尊所_三生之三女神也_一と有り、社記に美御前三座田心姫命湍津姫命市寸島姫命也と有るは宜しけれ

ども、是本社金徳の神たるに依て水徳の三女神を以て相生せむが爲に祭るなり」と云へるは、例の土金家の妄説にして云ふにも足らざる事なり、本社素戔鳴尊に御在し坐す上は其長女に坐す此神を何でか此に祭られ給はざらむ、儲美御前と云ふは三御前と申す事ならむを、三を美の字音に換へたるより再轉して宇都久志と訓む事に成り、又後に三轉りて美女の字をも用ふるには至れりけむかし、(攝社の中に相光天王と申すは五十猛命大屋津姫抓津姫命を祭り、後見殿と申すは大己貴命に御在し坐すなど、何れも素戔鳴尊の御子神に坐すを、殊に大己貴命とは御夫婦の御間に渡らせ給へば竝御在し坐すべき理なり、美御前社在本殿東西向と云ひ、相光天王社在拜殿東傍西向と見え、後見殿在本殿長間南向と云へり、但後見殿は脚摩乳手摩乳神と云ふ説も有れば、大己貴命に其二神を合祭れるにも有るべし、寶劍出現章に吾兒宮首者即脚摩乳手摩乳也と有るを思合す可し)○又市姫社と申す有り、古左京右京職に屬て東市司西市司と云ふ有りて貨財器用絹布の類を交易する所にて有りし也、次に引ける金光寺縁起に、閑院左大臣冬嗣公の思立に依りて東西市司に市姫神を崇め奉る由に云へるは、上に註せる小一條第宗像大神の起原に相同じき事なり、名跡志に市中山金光寺(中略)市姫社在堂北西面、當寺開基承平年中空也上人市姫の神勅を得て所開なり、以藥師佛爲本尊今の藥師是なり、地は彼社故に市中山と號す、又市屋道場と稱す、昔大内の在りし時諸品を商ふ所に於て其方境大なり、市場在洛城東西、其司職を市正と云ふ、是即百官の一員なり、此所は東市の地にて七條の北堀河の西なり、其市場に所祭なり(下略)と云へり、此言の如くならば已く市司にも寺を建てたりし者なり、但右の市姫の神託を得て藥師佛を本尊と爲る由に云へるは、其市杵島姫命の夫神は大己貴神に坐して即藥師神に渡らせ給へ

ば、相共に齋かれ御在し坐さむ事を乞ひ給へるを、例の佛に取成し偽りたるにぞ有るべき、又同書に當寺住職每歲四月朔日松尾神の旅所に向ひて再拜修法を成す、是即松尾神空也上人の法徳を稱美し給ひし由縁なり」と有れども、松尾大神何ぞ空也が法徳に印可し給ふ事有らむ、思ふに四月上申は松尾神社の祭日なり、當社市姫神は其市杵島姫命同神に御在し坐せば、松尾本社の祭日に其旅所に向ひて拜祭せし古式の寺家に傳はれるに就て然る妄言をば設けたる者なる可し、(職員令に東市司正一人掌財貨交易器物眞偽度量、輕重賣買估價禁察非違事と有れば、古には市正なりし人其祭祀をも併主れるを後に市司は廢れて亡なり、寺家は興りて隆えければ、主僧など市正の擬びを成して松尾神社の祭日に修法は行へりけむを、空也が事に係けて云傳ふるなり)山城志に市姫神祠在六條北富小路金光寺界内、舊在七條北堀河西市町、金光寺縁起文曰、東市屋市姫大明神三座、延曆十四年五月七日贈相國冬嗣公祭宗像大神于東西市、因號市姫、昔時分晚五旬之後買餅饊於祠前例也、事見山槐記と有り、此にて宗像大神を市場に齋奉れるには市姫神と稱奉れるを知るべし、賴家々集に、市姫の神の齋垣の如何なれば商ひ物に千代を積らむ」と有るを藻鹽草にも引て、市姫とは市場に祝ひたる神の事なり」と見えたり、儲此市は物と物と相換ふる事なるを以て思ふに、第二一書に、天照太神と素戔鳴尊と物根を相換取らせ給ひて、最初に成奉らせ給へる神なるを以て市神と祀へるなる可し、又下にも云ふが如く此大神はしも黄金を司とらせ御在し坐す所由の有れば、今世の如く貨財を主として用ふる事と成りては殊に齋く可き神に御在し坐すなり、其時世に隨ひて考へずば有るべからず、又安藝國佐伯郡伊都伎島神社(名神大)の六月十七日の祭禮にも、諸國より商賈の輩輻湊ひて大に交易の市を成せる、其宮島市と云ひて人々

の利潤に抱はる事なれども、其ながらに神事の如く成れるも此大神を市姫神と申奉る所由に縁る事を知るべし、然れば交易を成し互市を通はす事に於て受張て齋奉る可き神は唯宗像大神のみなむ御在し坐しける、第二一書に是時天照太神謂素戔鳴尊曰、以吾所帶之劍今當奉汝、汝以汝所持八坂瓊之曲玉可以授予矣、如此約束共相換取、と有る下に云はむこと共考へ合すべし、紀國神社錄と云ふ物に、名草郡市姫大明神在楠見莊宮村、所祭嚴島神と有るも、右に云へる事共に合ひ、又諸國に市神社と申す此彼有るも、右の市姫神に御在し坐して宗像大神に渡らせ給ふ御事申すも更なる御事なり、(又紀伊國名勝圖會に那賀郡大市姫神社祀神一坐大市姫命、相殿二坐素戔鳴尊大山祇命、攝神大和大明神社、祀神大國御魂神と有る、本殿三座は稻荷神社の祀神中倉稻魂命、左素戔鳴尊、右大市姫命なると同じけれども、此に倉稻魂命の御在し坐さずして攝神に大國御魂神坐す事疑ふ可し、故思ふに此の大市姫命は大山祇命の御女なるには非ずして、同じ市姫命に坐すを、市の大なるに依て然冠て申せるより、右の名草郡の市姫大明神とは別神の如く成れるなる可し、其大國御魂神と申すは大己貴神の荒魂に坐せば市姫神なる宗像大神に由有り、然れば右の相殿二坐は後に祀ふ所にして、其神を大山祇神の御女なると思混へつる所爲と見えたり、予嘉永三年九月若狭國三方郡河原市村なる伊藤信前の許を訪たりし時、其地に市姫神社と云ふ有るを見たりき、今思へば其も市神を祭れる者なりけり、) ○神名式に大和國葛上郡鴨都波八重事代主命神社二座(竝名神大、月次相嘗新嘗)有り、通證に今一座を神屋楯比賣命に當てたるは甚宜し、其は古事記に大國主神亦娶神屋楯比賣命生子事代主神と有りて出自詳なるざるを、地神本紀に大己貴神娶坐邊都宮高津姫神生一男一女兒、都味齒八重事代主神妹高照光姫大神命と有るを

合せて高津姫神と同神なる事知らる、然れば此御祖神と御子神と共に相並び御在し坐して其御子神の方を主と成し奉らる事、右に云へる松尾神社と同神同例なる者なり、(賀茂にても別雷神社の主と御在し坐すに就て、別に御祖神の立たせ給へるも亦此に同じき事、立復りて上に兩社の御事を云へるに考合す可き者なり、) 偕其神屋楯比賣命と申し奉るは如何なる義ぞと云ふに、神は稱辭なり、屋楯は屋建にて宮造の御事に因れる御名なる可し、其は出雲風土記に、神門郡高岸郷所造天下大神御子阿遲須積高日子命甚晝夜哭坐、仍其處高屋造而坐之、即建高椅而登降養奉故云高岸と云ふ事も有るを思合す可し、其味耜高彥根命事代主命同神なる事固より論を待たず、次に右の高照光姫大神命下照姫命同神なる由已に云へるが如し、同記に同郡多伎郷所造天下大神之御子阿陀加夜努志多伎吉比賣命坐之故云多吉と有る、其神を内山眞龍説に下照姫命なる由云へるは然る説なるに就て其名義を考ふるに、阿陀加夜努志は大高屋主にて高屋は高臺を云ふなり、多伎には高城の義なる可からむを、出雲神賀詞に賀夜奈流美命とも申せる其も高屋在女命と申す事にて、共に其も此も御祖神屋楯比賣命より出でたる神名なる者なり、斯れば同郡八野郷須佐能袁御子八野若日女命坐之、爾時所造天下大神大穴持命將娶給而令造屋故云八野と有るも、屋を造りて住ませ給へるにて屋主若姫と申す義なる事、猶下に述ぶるを以て知るべし、共に須勢理毘賣命の亦名なり、(此神社の由來を此に云はま欲かれども下に事代主命を祀れる神社の御事を一々に註し奉れる所に云ふべし、寶劍出現章第六一書の傳見る可し) ○又式に同郡高鴨阿治須岐詫彥根神社四座(竝名神大、月次相嘗新嘗)と有る、此四座の中に兒神と申し奉るは此宗像大神に坐す事上に委しく註せるが如し、其は元曆奏上記に欽明天皇二十八年四月(中西)自

大和葛木鴨逢日村社本所祭三座兒神皇神兒以味耜高彥根命陪之地依神宣遷山代別雷山、遣味耜高彥根命止葛木鴨、吾勝尊與兒神至祭於山代以皇兒神（忍穗耳尊）祭上社以兒神（素戔鳴尊）祭下社と有るを、兒神を先には素戔鳴尊の御事と思ひしかども、後に熟考ふれば素戔鳴尊の兒神と申す事にて、此時の御誓に依て成出でさせ御在し坐す五男三女神共に天照太神素戔鳴尊二柱に相係れる御子には坐せども、其男御子は日神の御子として天統を所知看すが故に此を皇兒神と稱奉り、次に女御子は素戔鳴尊の御子として授け降り給へれば此を以て唯に兒神と耳申倣へりし者と所見たり、右にも註せる如く賀茂御祖神社には此姫大神を主として齋奉る所由を思合せて曉る可くなむ有りける、（右の四座の御事を今其記に就て思ふに、一は兒神にて此姫大神に渡らせ給ひて味耜高彥根命の御祖に坐し二は皇兒神に御在し坐して、御父大國主神と共に此國土を避て奉らせ給へる神に坐す故に右の二神に陪從奉らせ給へりし者なり、三は此社の主と坐す味耜高彥根命に坐す事申すも更なり、其四は下照姫命に御在し坐すかとも思ひしかども、其は地神本紀に坐倭國葛上郡雲梯社と有りて、神名式に大倉比賣神社一名雲梯社と見えたる是なり故后神にや御在すらむ、又は下照姫命か未考へ得ず）○又同式同國高市郡飛鳥坐神社四座（並名神大、月次相嘗新嘗）社説に所祭事代主命建御名方命高照姫命下照姫命四座なりと雖も、上に辨へ云へるが如く舊事紀には高照姫命と下照姫命とを別神に擧けたれ共、古事記に高比賣命亦名下光比賣命と見えたるが如くにて亦名なる事著明ければ、舊事紀に大己貴神娶坐邊都宮高津姫神、生一男一女、兒都味齒八重事代主神（下略）と有れば、其御祖高津姫神を然傳へ誤れる者なる可し上に擧けたる如く賀茂松尾は更なり、大和の鴨にても高鴨にても、事代主神の御在し坐す所と

だに云へば、其御祖宗像大神の並び鎮坐す例なるを思合せらば其思ひ半に過なむかし、（出雲神賀詞に賀夜奈流美命能御魂乎飛鳥乃神奈備爾坐と有るは此神社の事なり、此にては下照姫命を然稱申せるなり、其由縁祝詞講義に云へれば今云ふ限に非ず）○又同式に同郡飛鳥川上坐宇須多伎比賣命神社有り、大和志に今在稲淵村稱宇佐宮と云へり、此に因て思ふに宇須は宇佐の音を通はし云へるにて同じ事なる可し、神社考詳節に豊前宇佐明神湍津姫命八幡鎮坐者後世之事也と云事の有るに依りて思ふに、右の宇須は宇佐の轉にて多吉比賣は湍津姫命の略なる事決き者なり、舊事紀に高津姫神と有るなど共に同じきを思ふ可くなむ、（類聚三代格貞觀十六年六月廿八日太政官符に飛鳥神之裔天太玉白瀧賀屋鳴比女四社と有りて三社なるは、飛鳥坐神社とを合せたる數なる可し、但其裔と有るは本社を祖として云ふに神の遠裔なる由には非ず、偕此御社飛鳥の河原なる稻淵村の上方に在りて、森の木立繁さびて甚神々しき所に立たせ御在し坐して甚く御隆え坐々すを、賀屋鳴比女神社は其より一町許下なる怪しき寺の側に、少やかなる小祠に有るか無きかに立せ御在し坐すなむ心苦しき、今此を葛神と申せるは如何なる事にか）○大和國式外に宗像神社猶四所御在し坐せり、大和志に吉野郡宗像神祠有三座、一座在川上莊下多古村琵琶山、孤峰峻拔、流水分遶山之下、西南有二懸泉、一名大瀑高三十餘丈、一名中瀑高十五丈許、一座在舟川莊中井傍爾村、與沼田原中峰共祭祀、一座在二村莊梓原村、與中土平川共祭祀、俱稱辨財天と有り、其祭來る由緒今此を知るべからずと雖も、宗像神祠と申奉る古名を以て傳はるは全く舊社なるが爲なるなり、（今右の三社共に辨財天と申す事は、安藝國伊都伎島神社を始め各國に在らゆる此大神の御社を然申し倣へる世中擧りての事なれば尤む可きに非ず、今國々なるも宗像神社と申す

古名は絶えて辨財天社にて傳れるも多ければ、然る心して尋ね奉る可き也。又吉野郡に宗像大神の大社有り俗に天川辨財天と申せり、大和志に在坪内村、天川莊二十一村相共祭祀、正殿拜殿御厨所十二小祠四箇怪石三所清泉、域内在寺號曰琵琶山白飯寺妙音院と有り、神名式に當郡大名持御魂神社(名神大、月次相嘗新嘗)有り、又金峰神社(名神大、月次相嘗新嘗)御在し坐す、其は少彦名命を祀奉れば其御所縁に就て此に鎮坐ならむを、式社に漏給へるなむ口惜しき事なり、故思ふに此は宗像の中津島より勸請れるなどによ、天川と云ふ地名も彼島の天河に本著たる稱なる事傳十五に云へり、偕此は金峯の中なるに、此神の鎮坐す事は黄金を掌給ふ由縁有るに依れり、同卷に云へるを見て知るべきなり、同書に祝部十八家專幹神事とは見えたれども、社僧の下風に立ちて今は皆農民の如く成れり、(此社は本山當山兩派の修驗者大峯に入る時の行場と云ふ者と成れり、僧舎三字有り、理性院神福寺來迎院と云ふ、其來迎院を一に御所坊とも云ふは建武の頃護良親王の寓居らせ御在し坐し、所なる故なりと云へり、予幼く大峯に詣でける時に参りて拜み奉れる事有りき、今は詳にも思えざれども山深く木茂りて水流清く實に世離れたる佳境なる物から、宮殿の清く麗しき事又世に譬しへ無くなむ有る) ○和泉國摠國風土記に和泉郡上神郷有レ神號上神社、所祭田心姫命也と有り、但和名抄郷名に上神(加無都美和)と有りて大鳥郡なるを、後に和泉郡に收れるにこそ、然れども社名を上神社と云ひて所祭は宗像神なるも不審しき事なり、大物主神と竝坐して其郷内に鎮り御在せるにや、偕件社式文に引合ふ所無きは式外の舊社と聞えたり、(和泉志に上神今日爾和と有るは訛れるなり、偕各國に大神神社と宗像神社と二社竝ばせ御在し坐す例多かり、次に云ふを見よ) ○攝津國式社の相殿に御在し坐す二所式外にて一

社有るなり、一は住吉一は廣田兩社なり、其住吉神社四座の御事はしも傳八に註せる如く、表筒男中筒男底筒男三神に後に神功皇后を合せ祭りて四座なるを、二十二社註式の一説に社家説云、住吉社四座第一天照太神、第二宇佐明神、第三(底筒男中筒男表筒男爲二座)第四神功皇后也と見え、神社考詳節に所載も右に同じきを、唯諸神記に住吉社家説第一天照太神、第二須波大明神、第三住吉大明神、第四宇佐大明神と有りて少かの異りは有れ共、四座の中に宇佐大神の御在し坐す事違はざるは必無しと云ふべからず、宇佐宮にては田心姫命湍津姫命市杵島姫命三神を併せて玉依姫命と稱奉りて一座として祀奉る例なるにも相叶へる事なり、(此住吉神社に此三女神の御在し坐す所由は、神功皇后の征韓の御時に當りて各々共々に其御軍を助け奉らせ給ふ神なる故なり) 又武庫郡廣田神社(名神大月次相嘗新嘗)は傳八に註せるが如く天照太神の荒魂に御在し坐して、權賢木嚴之御魂天球向津媛命に渡らせ給へり、註式に或説云、廣田者天照太神之荒魂也、可謂神宮御同體、如式文者一座也、現在五社也と見え、諸神記も右に同じく有りて一殿(住吉)二殿(廣田)三殿(八幡)四殿(松尾南宮)五殿(八祖神)と見えたる、其第二殿に御在し坐すぞ謂ゆる天照太神の荒魂に御在し坐して廣田大神には坐々ける、偕其第三殿なる八幡は例の八幡大神に御在し坐すべし、其第四殿を松尾南宮と見えたるは、註式の文を正し見るに松尾大山咋神南宮嚴島明神宗像明神と云ふ事に、山城の松尾神社の有る任に勸請れるなり、又其嚴島明神の下に宗像明神と有るは、其松尾の南宮なる嚴島明神は即宗像明神にて御在し坐すと云ふ意を以て記せるならめども、書様の拙きが爲に重りて見ゆる者なり、猶此御社の御事神功皇后御紀の傳に註し奉る可きを、宗像大神の御在し坐す由に就て此に少か云ふのみなり、(偕又諸神記にも右

に引ける註式と同文を記して如式文一者一座也今現在五社也、後人之勸請乎と有れども、皇帝記抄に四條天皇嘉祿二年十月二十七日廣田社五所御體以下火事と見えれば、其よりは遙に古より五座なりつらめども、官より被_レ祭る所一座なりしなり、又式外宗像神祠豐島郡平尾村に御在し坐す、此は上に云へるが如く雄略天皇九年御紀に遣_レ凡河内直香賜與_レ采女_二祠_一胸方神_一（下略）と有る其壇所なりし處なるにか今定め云ひ難し、○東海道の式社には多からず、神名式に尾張國中島郡宗形神社御在し坐す、當郡大神々社（名神大）坐し、又尾張大國靈神社大御靈神社など坐すも由有る事なり、本國神名帳に從_二位宗形天神と見ゆ、天野信景が參考本國神名帳集說に今國府宮別宮也、俗稱_二角玉社_一是也と云へり、（國府宮と云ふは右の尾張大國靈神社なり、集說に國府宮村稱_二國衙庄總社_一、本州國府宮也と有る是なり、又大御靈神社を同書に國府宮別宮也、大和國大和神社同神、大國靈大御靈角玉稱_二國府宮三所_一と有り、斯れば此宗形神社も共に國府に祀はれ給へり）遠江國摠國風土記に許邊神社仁德天皇二年甲戌五月所_レ祭玉依姬也と有るは、海神の御女なるには有るべからず、濱名郡彌和山神社大神神社御在し坐すにも由有りて聞ゆればなり、神名式には許部神社と作り、（但姓氏錄右京神別下天孫に子部火明命五世孫建刀米命之後也と所見たれば、此の許部も其例なるか知るべからざれども、今彼記に就て云ふなり）式に相模國高座郡寒川神社（名神大）を一宮記に八幡同體と有るは決く此三女神に御在し坐すべし、凡て式には應神天皇を祀れるには八幡の神號を以て載らるゝ例なるに、其餘の社號有りて八幡宮と云ふは皆此三女神と心得べき事下に云ふ、下野國寒川郡胸形神社讚岐國寒川郡神前神社に合せ心得べき者なり、續後紀に承和十三年九月己亥朔丙午、奉_レ授_二相模國無位寒河神從五位下_一、文德天皇實錄に齊衡元年三月

戊戌、加_三相模國寒川神從四位下_一、三代實錄に貞觀十一年十一月十九日壬申授_二相模國從四位下寒川神從四位上_一、元慶八年九月廿一日授_二相模國從四位上寒河神正四位上_一と有り、（風土記に足輕郡東限_二寒川西岸_一云々と見え、東鏡に一宮佐河大明神と有り、宮山村に立せ御在し坐すと云へり）又相模國鎌倉郡江島三社は古くより辨財天女と申せれば、此も宗像大神にて御在し坐しけり、我友小泉保敬が見せたりし社傳に、大己貴命與_二久延彥命_一合_レ力_二經_一營相模江島安藝嚴島駿河御嶽_一と有るは、金華山に傳ふる所も右に粗同じと雖も、久延彥命は少彥名命を然訛れる者なる可し、所_レ祭天照太神分魂富主姫命と云ふは後に稱奉れる御名なる可きを、其は下に云へるを合せ見る可きなり、東鑑に順德天皇建保四年丙子正月十三日己巳、相模國江島明神託宣有りて大海忽變じて道路と成る、此に依りて參詣の人船の煩ひ無し、末代稀有の神變なり、將軍實朝公其靈驗を感じて三浦左衛門尉義村御使として其地に向ふ、鎌倉中の緇素群聚を成す、己巳の祭祀是より始まりと云へれば、古は今の如く陸よりは續かず洋中なる孤島なりし者なり、今本宮上宮下宮とて三所有るは各三女神の處を別にして鎮り御在し坐すなる可し、此社關東にては實に比無く靈驗御在し坐すが故に大に榮えさせ給へり、（然れども北條時政此社に祈りて大に出身せるは、若くは窟中に住まへりし龍神などに助けられたるにや、天孫を助け奉らせ給ふ此大神、何でか朝廷を衰へしめ奉れる曲士を守り給はむ、時政は然る奸曲なる奴なれば人を味方に引入る方便に神驗の事を云觸らしたるが後世に實事の如く傳はれるにも有るべし、如何にも信け難く疑はしき事共なり、因に云ふ近世黑瀧の潮音と云ふ妖僧の著せる先代舊事本紀と云ふ妄書にも右に引ける此の社傳に本就て長々しく妄言せり、我子等よ必々思ひ誤まる事勿る可き者なり）又安房國摠國風土記に達良郡磯路

八幡圭田三十七東并充食鹽之料所祭宗像神社也、舒明天皇二年庚寅行神事と有り、但右の郡は郷を誤れるなる可し、和名抄郷名に平群郡達良(太々良)と見えたる是なり、(八幡を宗像明神也と云へるは上に云へる山城國宇治彼方神社は宗像神なるを離宮八幡と申奉るが如し、此宗像の姫大神はしも八幡三所の一に御在し坐して謂ゆる玉依姫命なる事右に云へるが如し、此達良郡は下に云へるが如く和名抄郡名の陸奥國安達を安多知と有る事なれど、古くは吾田多良と云うて彼安積郡飯豊和氣神社などを阿多々羅明神と申し、同郡に此宗像神社二所御在し坐すは、若くは此達良より移らせ給へるにて上達良の義なるにや、下を見る可し)又神名式に下總國千葉郡寒川神社御在し坐す事右の相模國に等しかる可し、今寒川村の屬邑寒川新田と云ふに立たせ給ひて今は神明と稱し奉る、此神靈驗著明に御在し坐して无禮を成せば大に祟り給ひて死に至る者多し、其眷族の者の目には龍の如き者其家を遠るが如く見えて甚畏き御事なりと云へり、常陸國眞壁郡大國玉神社常陸廿八社鎮座記と云ふ物に在笠間城之南五許里大國玉村、祭神二座東爲男體宮、大國玉命、西爲女體宮、祀活玉依媛命と有るは夫婦相並び御在し坐せるなり、右に引ける尾張大國靈神社宗形神社相並び給へるを以て思ふに右の活玉依媛命は唯玉依媛命にて宗像大神にて渡らせ給ふ可き御事申すも更なり、(崇神天皇七年御紀に天皇問大田々根子曰、汝其誰子、對曰父曰大物主大神母曰活玉依媛陶津耳之女と有れども、其活玉依媛に娶給へりしは實には事代主神に御在し坐す事實劍出現章第六一書の傳に云へるが如くなればなり、又鹿島郡子生村に子生辨天と申して宗像大神の舊社御在し坐して安産を守らせ給ふに著明き靈驗御在し坐すと云へり予も嘉永六年出羽に物爲る時詣奉りたりき)○又神名式に近江國滋賀郡日吉神社(名神大)と有る其七

社の中に三宮と申す御在し坐せり、二十二社註式に引ける扶桑明月集に三宮(女形)桓武天皇延暦六年(丁卯)八王子金大巖傍天降、天照大神與素戔鳴尊誓給所生五男三女中三女也、故名三宮と見え、日吉神道祕密記にも女形三體依三女之影嚮奉稱三宮と有り、大宮は大比叡神大己貴命、二宮は小比叡神事代主命に御在し坐せば、上件賀茂松尾等の例に准ひても必鎮まり御在し坐しつ可き御事になむ有りける、(此日吉神社の事は聖眞子の御事に就て上に已に云へるを、此も寶劍出現章第六一書事代主神の傳に云ふべきなり)又同國蒲生郡に謂ゆる胸肩の瀧津島神中津島神邊津島神三社御在し坐す、其一是神名式に奥津島神社(名神大)清和天皇實錄に貞觀元年正月廿七日甲申奉授近江國從五位下奥津島神從五位上と有る是なり、但古は野洲郡に屬たりしにや、同七年の下に四月二日壬子元興寺僧傳燈法師位賢知奏言、久佳近江國野洲郡奥島、聊構堂舍島中夢中、告曰雖云神靈、未脫蓋纏、願以佛力將増威勢擁護國家安存郷邑、望請爲神宮寺、叶神明願、詔許之と有り、當時僧徒の云ふ事は今代表狄を學ぶ者の云ふ所には是非を云はずして貴賤賢愚共に欺かるゝが如く、中昔には佛に甚く惑ひ給へりしかば然る妖言を信みて輒く神宮寺を許し建て給へるなり、如此妖僧の心を懸くるに就ても古は甚々榮え給ひしなめり、其所在は萬葉十一(八丁)に淡海、奥島山、奥備、吾念妹、事繁、又(三十五丁)淡海之、奥津島山云々と見え、紫式部家集に水海に沖津島と云ふ洲崎に向ひて(下略)沖津島守の神や在すらむ、浪も騒がぬ童部の浦」とも云へる所にて今も沖島とは云ふなり、其二は同郡大島神社和名抄に大島郷有り、武佐八幡宮社傳に武佐八幡比牟禮社在瀧津島、所謂大島神社是也、俗呼曰八幡、所祭中央應神天皇、左息長帶姫尊、右田心姫命瀧津島姫命市杵島姫命、此三神號玉依

姫命と有り、傳十五に云ふ如く、竹形の中瀛を大島と云へる事考合す可し、其三は宇佐山八幡宮是なり、此は式外にて八幡本記に近江國法花峯八幡宮蒲生郡八幡村に在り、祭る所石清水に同じ」と見えたり、神社考詳節に宇佐明神湍津姫命八幡鎮座者後世之事也と有るが如く、三女神を合せ祭る中にも宇佐にては湍津姫命を主と立つる事なり、斯れば右の三社の中に奥津島神社は田心姫命、大島神社は市杵島姫命、宇佐山八幡宮は湍津姫命に、此同一郡の内に宗像三神共に鎮り御在し坐す事奇しと云ふべし、其子細上に天穗日命の馬見岡神社の下に云へり、考合す可き事共なり、(右の八幡の古名宇佐山と云ひし事は近頃或者の記る眞書大閤記と云ふ物に見えたり、八幡本記に社記を引て一條天皇御宇此所に祭り奉る」と云へるは、上代より宇佐大神の御在し坐す地に應神天皇神功皇后等を合せて其石清水と同じく祀れるなめり)○又式に近江國淺井郡都久夫須麻神社有り、此をも俗に竹生島辨財天と申せれば、宗像大神の若くは御在し坐す故には非ざるにや、然れども日吉神道祕密記岩瀧社條に、女形竹生島辨財天是也、踏躡姫也、事代主命(大己貴命御子)御娘、神武天皇后也とも有れば、別神に御在し坐すにや今定む可からざれども、俗にも安藝の嚴島と此島と相模の江島とを日本三辨天とも云ふ事有るに依りて今序に云ふのみなり、(右の岩瀧と申すは日吉山王二十一社の一なり、註式にも石瀧社を踏躡姫命と有り、然れども竹生島に持込む事は如何有らむ、其意を難得し)實には竹生島の事は竹生島縁起と云ふ書に大日本根子彦太瓊尊(號孝靈天皇)廿五年(乙未)湖水湛而此島顯出也、此御宇霜速彦尊生三兒、氣吹雄命坂田姫命淺井姫命、天降坐豐葦原水穗國、箇中氣吹雄命坂田姫命二神下座淡海國坂田郡之東方、淺井姫命下座淺井郡之北邊、爰淺井姫命與氣吹雄命競勢爭力、更去北邊下座海中、其下海

音云都布都布、故云都布夫島、即件神凝水沫、而爲磐、積風塵而化島、又召諸魚令持重石、今云魚崎、魚集之處也、又召諸鳥令落殖草木種、今猶衆鳥來集之峯也と有り、此事色葉字類抄にも載りて竹生島在近江國、此島坐神依中臣奏上、件神奉授從五位上勳八等、昔淺井姫命與氣吹雄命云々と書出て下右に同じ、帝王編年記にも載せられたれども此と趣同じからず、(其文に云はく霜速比古命之男多々美比古命是謂夷服岳神也、女此依志比女命是夷服岳神之姪在淺井岡也、是夷服岳與淺井岳相競長高、淺井岡一夜増高、夷服怒拔刀劔殺淺井姫、之頸隨江中而成江島、名竹生島、其頭乎と見えたり、此にては夷服岳も淺井岳も共に岳名にて其殺と云ふは山を仆す事にて、頸と云ひ頭と云ふも山嶺を云ふなりけり、又字類抄に見えたる神階の事は、同記に天平神護元年竹生島明神授從五位上、誅惠美大臣之時合力之故也と有る是なり)但右の孝靈天皇二十五年に湖水湛而此島顯出也と有りて其時霜速比古命の天降給ひし由なれども、其神の降坐しは神代の事ならむ、竹生島の出現は實に其時なりけむも知るべからず、但此にも異説有る事なり、本朝通鑑に孝靈天皇五年近江國地折湖水湛而富士山出と有り、又皇年代略記に或云、孝靈天皇第五年近江國水海湛始と見え、皇代紀首書にも孝靈天皇五年近江湖水始湛富士山初出と見えたり、成務天皇十年庚辰近州湖中竹生島初出と有れば、此島の成出でたる年數合はざるなり、竹生島縁起に古老口傳云、淺井姫命(今號地主)人皇十三代稚足彦尊(號成務天皇)御宇、件神現島乾と見えたるを以て考ふるに、右は其神を祀祭れる事を島の初出でたるに混へたる者なり、又神社考には竹生島者在江湖水、其巖石多水精寶珠、本朝五奇異之其一也、傳言、孝靈天皇四年江州地拆湖水始湛、駿州富士山忽出焉、景行天皇十年湖水初涌出云と

有り、此に湖水初涌出と有るは島の涌出でたる事ならめども、然云はざるが故に難知きを、詳節に世傳、景行天皇十年近江湖中竹生島始現出と有れば、其も島の現出を云へる者なり、(右の如くは神社考にては孝靈天皇四年甲戌なり、本朝通鑑皇代紀皇年代略記等にては同五年乙亥なり、縁起にては同二十五年乙未なり、今何れとも定め云ひ難し、富士山出現の事も論有る事なり、別に云ふべし、竹生島出現は孝靈天皇二十五年なるを、其地主淺井姫命を祀れるは景行天皇十年庚辰か、成務天皇十年庚辰か、同じ庚辰の干支なるに依りて一は混へるなり)右の如くなる時は都久夫須麻神社は宗像大神には坐さざるが如くなれども、淺井姫命を別に地主神として祀へるを以て思ふに、世俗に辨財天と云ふも空しからざる事にて、實には宗像大神を齋奉れるにこそ有るべかりけれ、又事代主命の御女姫踏躰五十鈴姫命も其島に御在し坐する可き事右の日吉社記を以て知るべし、神社本記には竹生島三女神と見ゆ、此にて明らかなり、然るを神社啓蒙に祭神一座宇賀御魂命(素戔鳴尊御子也)改曆雜事云、景行天皇治十五年淡海國湖中竹生島出、聖武天皇天平三年辛未竹生島神顯形と有るは異説なり、西行が撰集抄に昔宇多御門の御頃都良香と云ふ甚じき博士侍りけり、四月の頃江州竹生島に人々伴ひ連れて参りける、遙に山嶺に上りて御社へ至りぬ、四方見え渡りて實に面白き所なり、斯れば都良香三千世界現前盡と作り詠ぜりけるに、神殿夥しく動きて殊に大に氣高き御聲にて、十二因縁心裏空と云ふ御句の人耳に鮮かに聞え侍りける(下略)と見え、又源平盛衰記に平經正此島に渡り、神明法樂の御爲に一曲を彈ぜむ、仙童の琵琶取出でなむやと宣へば、安き御事なりとて僧琵琶を抱きて經正の前に閣く、經正搔寄せ給ひて樂二三彈じて後に上玄石上と云ふ祕曲を彈じ給ふ、諸僧耳を敬て、感涙袖を絞りけり、天女納受し給

ひて社壇の上より白狐出來て庭上に遊びて經正の方を守りけるこそ不思議なれ、經正琵琶を閣きて神明の化現と忝く思ひ給ひければ、所願成就疑ひ無し、和光利物の夏衣思ひ立ける嬉しさよ、千早振る神に祈の叶へばや、白くも色の顯はれにけりとぞ詠じ給へる(下略)と有り、然れば啓蒙には此白狐の事などに依りて稻荷の宇賀御魂命と同じく思ひ取りたる僻事を記せるなる可し、智形の瀧津島にては時と無く音樂の聲聞え、安藝の嚴島にも音樂を以て神事と爲る事、釋氏の妙音天に混合せる耳ならず實に好ませ給ふ所なる事著明き者なり、(右の仙童の琵琶と云ふは神社考詳節に一説云、行基菩薩建立、辨財天女化現、此神好音樂故名妙音天女、南都僧仲算有童子云、毎年三月十八日近江國竹生島有神仙之會、我亦預焉、童求算琵琶去、算追之到竹生島、時琵琶自雲中落于仲算船中、算惆悵而歸、平經正彈琵琶于此島、時白狐現社壇と見えたり、此事釋書仲算が傳に出でたり、此行基菩薩建立と云ふは右の啓蒙の天平三年辛未竹生島神顯形と有ると一事と聞ゆるは、已く行基が其神地を掠めて佛刹を建てたるを云ふなる可し)○神名式に美濃國多藝郡多伎神社大神社と相竝べる多伎神社は宗像大神に坐する可し、其は彼國の事書ける百葦根と云ふ物に在大墳村(此村古稱阿久村)正一位三宮護法大菩薩と有るを以て知らるなり、三宮と云ふは一宮二宮の謂には非ず、日吉の如く三女神を祀ふに就て三宮とは申せるなる可し、又菩薩を類聚名義抄に美女也と有るをも考ふ可し、上に註せる大和國高市郡飛鳥川上坐宇須多吉比賣命神社に思准らひて曉る可き者なりかし、當郡を多藝と云ふとは事同じからざる者なり、(右の百葦根は一名美濃明細記と云ひて元文三戊午年伊藤實臣著と有る書なり、出雲風土記神門郡多伎郷條に阿陀加夜努志多伎吉比賣命坐之故云多吉、神龜三年改字多伎と有るが如

く多伎吉をしも多吉と約云へれば、湍津姫命の湍津を約めて此を多伎としも何どかは云はれざる事の有らむ。○又式に信濃國埴科郡玉依比賣命神社、土人云松代の内東條村に在り、今池田宮と云ふ、神體明玉なり、又神寶に青紅白三種の明珠數百顆有り、皆子を生むなり、其子に成るべき物粒々と付きたるが別れて小玉と成り漸々大きく成れり、何れも透徹りて甚々美はしき玉なり、曲玉も自然に出来る物にて且て人作とは見え、其外種々奇しき事有り」と云へり、但安曇郡穂高神社（名神大）更級郡氷鉈斗賣神社など有る御由縁に因れば海神の御女なるかとも思のれども、又水内郡美和神社伊豆毛神社小縣郡生島足島神社（名神大）御在し坐せば、此玉依比賣神は宗像の三女神にて渡らせ給ふらむかと今序に云ふなり、猶熟考ふ可き事になむ有りける、（又神名式に河内國高安郡玉祖神社、和名抄郷名に玉祖多末乃於也とも有りて古事記に謂ゆる玉祖命なり、然るに河内國摠國風土記に玉祖莊玉祖神社所祭玉依比賣也云々と有るを、同式に阿波國名方郡天石門別豐玉比賣神社と云ふも有りて其は下に註せるが如く此三女神にて渡らせ給ひて別なれば、右に云ふが如く玉祖命は女神に御在し坐すと云ふ事は叶はず、其に玉依比賣命と申す御名御在し坐すとは申す可きに非ず）○上野國には式社には非ざれども宗像神社許多御在し坐せり、先づ本國神名帳に群馬西郡從四位下胸形明神有り、又甘樂郡從五位上億津宮明神、群馬郡正五位上息津宮明神、群馬西郡從三位上息津宮明神と見えたる、此三社は決く瀛津島姫命に御在し坐せり、又縁野郡從四位下水沼明神、群馬西郡正五位上水沼明神と有るは、此の第三一書に即以日神所生三女神（中略）此筑紫水沼君等祭神是也と有れば此も右に同じ、楮斯る遠境に此神の御社多く御在し坐す事は、若くは上に引ける履仲天皇御紀に五年春三月戊午朔於筑紫所居三神見于宮中

言、何奪我民矣、吾今慚汝、於是禱而不祠（中略）或者曰車持君行於筑紫國而悉按車持部、兼取充神者、必是罪矣（下略）と有る車持君は豐城命の御子孫にして上毛野氏同祖たり、又群馬郡群馬西郡と云ふも車持の本貫なれば、其御崇を治め奉る由にて右の如く所々に祭り奉れるなる可くや、（姓氏錄左京皇別下に車持公上毛野朝臣同祖豐城入彥命八世孫射狹君之後也、雄略天皇御世供進乘輿、仍賜姓車持公と見え、攝津國皇別にも車持公上毛野朝臣同祖豐城入彥命之後也と有るを思合す可し）又は崇神天皇四十八年御紀に、天皇勅豐城命活目尊曰、汝等二子慈愛共齊、不知曷爲嗣、各宜夢、朕以夢占之（中略）兄豐城命以夢辭奏于天皇曰、自登御諸山、向東而八廻弄槍八廻擊刀（中略）以豐城命令治東、是上毛野君下毛野君之始祖也と有る、右の御諸山は大輪山の事なり、此幽事なむ其神の定めさせ給ふ所にし有りければ齋奉らせ給へると見えて、神名式に山田郡美和神社御在し坐し、又賀茂神社御在し坐すを頭註に大山咋神と書して即其御子神なるを、御祖は智形大神に坐せば大に所以有り、此に就て神名帳に從三位大奈知明神少奈知明神と有るは大己貴命少彥名命二柱なる可く、又神名帳に利根郡從三位大社明神と有るは杵築大社にて、大國主大神に坐して胸形大神の夫神たり、猶神名式に佐位郡大國神社有るを、神名帳には從一位大國玉大明神と見えれば其荒魂なり、又群馬郡正五位上大國玉明神、那波郡從三位國玉明神と有るも同神なる可く、甘樂郡從五位上佐位明神と有るも異神には有るべからず、大倭神社註進狀に傳聞狹井神者大己貴命之荒魂大國魂神即當社別社也と有るを以て知るべし、右の賀茂神社は神名帳に從一位加茂大明神と見え、又從三位加茂明神と見え頭註に大山咋神と云へるは即事代主命に御在し坐すを、同郡從四位上磯部明神と云ふ有り、姓氏錄（左京神別下地

祇)に石邊公大物主命男久斯賀多命之後也と有る是なり、但大物主命男とは有れども地神本紀にては事代主命の子なり、又群馬郡に従五位上大井明神、群馬西郡に正五位上大井明神と有るも、丹波國桑田郡大井神は松尾同體と云ふ傳有り、又邑樂郡從五位上長柄明神と有るは姓氏錄(大和國神別地祇)に長柄首天乃八重事代主神之後也と見え、勢多郡從五位上白河明神は陸奥國白河郡都々古和氣神社(名神大)と頭註に味耜高彥根命と有るに思合す可し、碓氷郡從四位上若國玉明神は天孫降臨章に下照姫を亦名高姫亦名稚國玉と有るに合ひ、又神名式の那波郡倭文神社を神名帳に従一位倭文大明神と記せるに、伯耆國川村郡にも倭文神社有るに、頭註に下照姫命と有るをも思合す可し、又群馬西郡從三位諏訪若御子明神は建御名方命なり、新田郡正五位上阿波明神は事代主命の後阿波咩命に坐すべく、群馬西郡從三位新築明神は後后溝織姫命なる可きなど、如此く大國主神宗像神より始めて其御親族の神等の打揃ひて然御在し坐すは、右の豊城命の所由のみに限らず甚々上れる神代よりの事にぞ有るべき、(又此事は次に云ふ下野國の神社にも係けて心得べき事なり、偕此は宗像神社の御事を説明らめ奉る所なるに、要無き佗神の上を云ふ如く思ふらむ人も有りなむか、上世には今世の如く己が心に向きたる神を勧請りて齋く如き事は且ても無かりし事共にて、其國土經營の神と云か然らでも其國の宰持て治むる人か又は其祖神と云ふか皆其地に祭る可き限の神を祀れるなれば、此にも彼にも繋がる事有る物なれば、心の及ぶ限り其傍證として取るべき限の事は引出で合せ見ずば有るべからざるが故なり)○神名式に下野國寒川郡胸形神社、或者云く網戸村思川と云ふ川傍に坐せり、思川は古く田心川と云ふ所なりしを、何時の程にか一字にして思川と呼ぶ事と成れりと云へり、實に胸形神社は田心姫命を始て三女神を祀奉る所にし有りければ、田心川と云ふ名の有るは古き御社なる證なり、又寒川村と云ふ所にて式外にて胸形神社御在し坐すと云へるも由有る事なり、式に相模國高座郡寒川神社(名神大)と有るを、一宮記に八幡宮なる由書せるは此に引合ひて相叶へる事共なり、其も寒川八幡とは申せども、實は宇佐神にて此胸形神に御在し坐す事此に至りて明らむるに足れりと云ふべし、(又式に都賀郡大神社式社考に在_ニ摠社村、大己貴命と云ひ、同郡大前神社考に在_ニ大前村、大穴持命と云ひ、芳賀郡大前神社を考に在_ニ大前村、大己貴神と云へり、又其都賀郡に村檜神社有るを、一説に出雲風土記に謂ゆる眞玉著玉之邑日女命なりと云へるは然る言なり、下に云ふべし、那須郡溫泉神社は湯本村に在り、三和神社は三輪村に在り、右の社々何れか胸形神社の御由縁ならぬは非ざりける)又河内郡二荒山神社(名神大)は二荒山の神靈を祀奉れる所にて謂ゆる宇都宮是なり、一宮記に味耜高彥根命と有るが如し、然れども富士神を麓なる淺間神社にて被_レ祭ると同じ事にて、本社は右の二荒山に御在し坐す事、右の社號を以て知るべし、今此を日光三社と申して本宮をば與_ニ宇都宮_ニ同體味耜高彥根命と傳へ、新宮を大己貴命、瀧尾を田心姫命と傳へたる是なり、此山主は右の如く味耜高彥根命に坐す故に二荒山神と申して本宮には祀奉れるなり、大己貴命は後に祭る所なるに依りて新宮と申すにて有るべく瀧尾も其本宮の御祖神なる爲に祭られ御在し坐すにて、賀茂の御祖神社、松尾の胸形中都大神の例に少かも替る所無くなむ御在し坐しける、(又寂光を下照姫命と申せり、右の如く古く二荒山と云ひけるを、音に呼び習ひて日光と云へる、其は佳字を被_レ用たるなるを、此日光の字に就て説を成すは例の佛者の妄言なるを、天下の人此を信みにして二荒山の古名を廢るなむ胸痛き事なりける)○陸奥國牡鹿郡大島神社、桃生郡計仙麻大島神社式に見えた

り、此二社は智形の中瀛神を祀れるなる可き事、上に近江國蒲生郡大島神社の傳に云ふを合せ見て曉る可し、右の牡鹿郡なるは今本吉郡に在りと云へり、桃生郡なるは清和天皇實錄に貞觀元年正月廿七日奉授陸奥國從五位下計仙麻大島神從五位上と有り、觀跡聞老志に本吉郡氣仙、計仙麻乃今氣仙沼地、又云本吉郡金前灣以此地稱氣仙沼焉、延喜式文德天皇實錄所稱氣仙府是也（中略）又云大島神社在氣仙沼、海上周廻五六里、白銀盤上一青螺也、鳴洞東北二里餘上有叢祠、土人云島明神、是古之大島神社是也、牡鹿郡今屬本吉、其山曰龜崎と云へり、但此にては右の牡鹿郡なるを説くに似て紛らはし、牡鹿は桃生を誤れるにや猶尋ぬ可き事なり、又右の計仙麻大島神社を今大島村に在りとも云へり、又和名抄に氣仙郡大島郷有り、會津郡大島郷有り、と云へる、然る地名に就ても故由有るべからむを今詳ならず）○神名式に同國小田郡黃金山神社、續紀十七（十四丁）に天平廿一年二月丁巳陸奥國始貢黃金、於是奉幣以告畿内七道諸社と有る、此時などぞ祀ひ奉り初め給ひけらし、同四月丁未改天平二十一年爲天平感寶元年と有るも、其事に因て御世號を改めさせ御在し坐しとなり、此より前に甲午朔詔有り、萬葉十八（二十丁）賀陸奥國出金詔書、歌に須賣呂伎能、神乃美許等能、御代可佐禰、天乃日嗣等、之良志久流、伎美能御代々々、之伎麻世流、四方國爾波、山河乎、比呂美安都美等、多豆麻豆流、御調寶波、可蘇倍衣受、都久之毛可禰都、之加禮騰母、吾大王能、毛呂比登乎、伊射奈比多麻比、善事乎、波自米多麻比且、久我禰可毛、多能之氣久安良牟登、於母保之且、之多奈夜麻須爾、鷄鳴、東國能、美知乃久乃、小田在山爾、金有等、麻宇之多麻做禮、御心乎、安吉良米多麻比、天地乃、神安比宇豆奈比、皇御祖乃、御靈多須氣且、遠代爾、可々里之許登乎、朕御世爾、安良波之且安禮婆、御食國波、

左可延牟物能等、可牟奈我良、於毛保之賣之且（下略）と見えたるが如し、又續紀に其天平勝寶元年閏五月甲辰陸奥國出金山神主小田郡下部深淵授外從五位下と有る是なり、舊寶劍出現章第五一書に素戔鳴尊曰、韓鄉之島是有金銀と見え、又仲哀天皇八年御紀の御託に愈此國而有寶國、譬如美女之暎、有向津國、眼炎之金銀彩色多在其國、是謂撈袞新羅國焉、若能祭吾者、則曾不血刃、其國必服矣と見えたる如く、古には此國には黄金と云ふ物無かりし故に、新羅を御奴國として令貢給へりしを、後には歸順ひ參來さりしかば、皇神等の神議を以て皇國の山々より如此く出し給ふ事と成れる後は、彼に黄金と云ふ物絶えて出でず成りぬるは、彼と此と相通ひて後々良はしからざる事の有りなむ爲に、其初は求めさせ給へる物なれども、此に多く出し給ひて然る煩を止めさせ給るにぞ有べき、然るにても此黄金、山より始めて出來れる事、上に云へる如く宗像大神の韓征の御事を甚く祐け奉らせ給へる所以に本著きて甚尊しと申さむも中々なる御事なりかし、（其時の詔詞の中に、此大倭國者天地開闢以來爾黄金波人國用理獻言波有登毛、斯國爾波無物止念部流仁、聞看食國中能東方陸奥國守從五位上百濟王敬福伊、部内小田郡仁黄金出在奏且獻と有り、陸奥國より世々黄金を出す其聞え高きに依りて、漢籍宋史百九十九卷にも東奥州產黄金、西別島出白銀、以爲貢賦と云ふ事有り、西別島とは對馬島を云ふ、傳二十六卷に言ふべし）偕此黄金山を右の萬葉には唯に小田在山と有るを、後に其金の出づる山なるを以て黄金山とは稱ふ事には成れるなめり、又其短歌に須賣呂伎能、御代佐可延牟等、阿頭麻奈流、美知能久夜麻爾、金花佐久と有るが名高くなりて後世金華山と云ふ名も出來りしなる可し、小田郡は觀跡聞老志に、按小田郡地乃牡鹿遠島是也、後從之牡鹿郡、其證見于光俊陸奥山歌、同皆古

之小田地也と有るが如し、又同書に牡鹿郡陸奥山今稱_ニ金華山_一（中略）其山高峻突兀高八十丈又島回三十二里、山形五峰巒山六十八匝、溪間亦四十八谷、山頂立_ニ天女堂_一（中略）舊説曰、開闢之始三輪明神以_ニ四椀_一築_レ之、鍊_ニ黄金_一造_ニ此巨島_一天照太神分魂富主姫鎮座、今所謂天女祠是也と見えたり、然れども此説先代舊事本紀と云ふ妄書の説に似たれば甚疑しと雖も、此を強て助け云はば金華山神社に然る社傳の有りつるを取りて然る説を成せりと云はむか、富主姫と申す御名も然り、上に云へるを考合す可し、（其は其先代舊事本紀と云ふ妄書に、大己貴命與_ニ久延彦命_一幸_レ奥、共議聚_ニ金煉_一成磐石、立_ニ於國邊海中_一而爲_ニ維_一乎國_一椀、此島春秋美咲_ニ金花_一と有り、今此を少か難め云ふ時は、大己貴命と少彦名命と二神こそは相共に幸行も爲つ可かりけれ、久延彦命と云ふ事心得ず、又國を維_テ椀を立て給へる事も且て佗に聞えざる言なり、又春秋咲_ニ金花_一と云へるも右の萬葉歌に依りて儲作りたるにて人笑へなる事共なり、然れども然似通ひたる事も世には有る物なれば、今は後人の定を待つになむ）○神名式に同國安積郡宇奈己呂和氣神社（名神大）飯豊和氣神社隱津島神社三座有り、松藩搜古と云ふ物に、「延喜式安積郡三社の内宇奈己呂和氣神社を八幡村の八幡宮と言傳へつ、祭神瀨織津姫命にて始は宮の西高幡山に在り、桓武天皇の延曆年中蝦夷征伐の時神助有りて譽田別尊をも配祭し、今の宮地に勸請す」と云へり、右の瀨織津姫命は大稜詞の多岐都速川より混れつる者にて、宇佐の湍津姫命を訛れるなる可くや、又宇奈己呂和氣は海凝別なるが、上に引ける宗像社記に第一神は海淡を聚めて島を築き居を遠海の奥に示し給ふ」と有れば由無きには非ず、又飯豊和氣神社は白河郡にも飯豊比賣神社有るを、攝津國比賣許會社記に雀宮神社祭神二座別雷命飯豊命（下照姫別稱也）勸請奥州白河郡仙谷郷矣と有るにも

考合す可き事なり、（右の飯豊和氣神社を今飯盛山妙見と申すとも云ひ、又は阿多多羅の飯明神なりとも云へり、下照姫命の別稱を飯豊命と申すからは右の二社必同神なる可し、和名抄に宇多郡飯豊郷見え、又會津より乾方に當りて飯豊山と云ふ高山の有など如何にも古く神世の跡らしく見ゆめり、）右の隱津島神社は松藩搜古に、「内木幡村辨財天社はなりと云ひ傳ふ、阿多々羅の飯明神を飯豊和氣神社、木幡山の辨財天を隱津島神社、八幡の宇奈己呂和氣神社と鼎足の如く三方に在りと云へり」と有り、（隱津島を一の訓に加久禮都島と有るは甚謂れ無し、右に云へる近江の奥津島神社の例も有り、又上野國神名帳には息津とも億津とも作りて何れも於伎都なる者をや、偕此阿多々羅は和名抄郡名に安達安多知と有る事なれども、後の條に註せるが如く古くは安田多良と云ひし事なり、此に就て思ふに上に云へる安房國平群郡達良郷より出でたるにて、此は上達良の義なるにや、然して彼磯路八幡を風土記に所祭宗像神社也と有るにて思合す可し）○神名式に出羽國田川郡伊氏波神社今羽黒山と云へる是なり、社傳に、「所祭玉依姫命、同郡由良浦八少女窟に御在し坐し、を羽黒に祀祭れる故に、其窟より伊氏波神社の穴に相通ふ」と云へるは、其由良の地名と云ひ玉依姫命と申す神名と云ひ愈以て宗像大神に御在し坐す事決くなむ有りける、然るは飽海郡大物忌神社（名神大）は倉稻魂命に坐して、此第一一書に奉_レ助_ニ天孫_一而爲_ニ天孫_一所祭也と有る如く、天照太神の御命以て此三女神を以て持齋かじめ奉り給ふ大神に御在し坐し、同郡月山神社（名神大）は素より此三女神の御父大神に渡らせ給へるも由有る事傳十二に註せるが如し、又其麓に國見山と云ふ有るも神の國形を見行はし、所なる故に國見の名残り、斯れば甚々久しき神代よりの鎮坐なる可き事申すも更なる御事なり、（但此社は出羽國にて比無き佛地と成れるに就

ては奸僧の妄説せる事少からずと雖も、皆がらに云ふにも足らざる事のみなり、皆右の玉依姫命を例の海神の御女と爲るは深く思はざる者なり、) 倭其由良浦に八少女の故事を傳たるも故有り、神宮雜例集に見えたる日神の御言に、三女神乎宇佐島降居道中奉助天孫而爲天孫所祭詔之須勢理姬乃齋奉神、今丹波國與佐乃比沼乃眞魚井坐耳、道主王子八乎止女乃齋奉御饌都神止由居乃神と有るに由有り、又同國に由良湊と云ふ地有り、曾根好忠が歌に詠める是なり、上に云へる神名式の隱岐國知夫郡由良比女神社(名神大)を、頭註にも一宮記にも大己貴命嫡后須勢理姫命と有るに、周吉郡賀茂那備神社水祖神社有るは、當國田川郡に由良浦賀茂浦の地名有るに相叶ひ、又紀伊國日高郡にも由良と加茂の地名並び、又神名式に淡路國津名郡賀茂神社由良湊神社有るは、和名抄御名に賀茂(加毛)と見え、延喜式に由理驛と云へる地是なり、又讃岐國寒川郡神前神社を今神前八幡と云ふは、相模國高座郡寒川神社(名神大)を寒川八幡と申すに同じく、神前は神后にて大國主神の后神に渡らせ給ふ謂と聞えたるに、讃岐國式内神社考と云ふ物に神前村遊良山に鎮坐と云ふも同じく由良の例にて玉依姫命に渡らせ給ふ例なるを、彼此思合せて曉る可き者なりかし、又此羽黒神社に二顆の寶珠有りて神體と共に内殿に藏め置く山なるは、決めて神代の舊物なる可し、(寺僧の傳に開山能除太子湯殿山權現より授かり給ふ所なりと云へれども、能除太子と云ふは我が皇胤に見えざる人にて思束無き事なり、神代より傳はれる事を開山なる某が感得せる如く云成したるにぞ有るべき、此玉に就て奇しき事有り、其土人梅木利彦云はく、庄内鶴岡に宇治勘助と云ふ者有りけり、中頃其羽黒麓なる玉川村一名國見村何某が子を養ひて家を繼がせたり、其家に火玉水玉と云ふ二玉を傳へたりしかば、火玉は姉娘に授け、水玉は右の勘助に授

けて養子に遣はせりしに、享保七寅年羽黒山の能林院快精と云ふ者一夜宿りけるに、夢に老翁有りて云ふ、我は羽黒の神玉なるが今此家の持佛堂に在り、汝と共に歸らむと告げ給ふ事三度に及びたりければ、且めて持佛堂を拜み見るに美しき玉を安置せり、然るに其本の羽黒に傳へたるは火玉は白く水玉は薄鼠色なるを、天文の頃失給ひて更に行方を知らざりけるに、今見得たる事の悦しくて直に勘助に右の水玉を乞ひ、又其姉の嫁たる高橋氏に火玉を乞ひて共に暫能林院に置きつる程、鈴木某小關某と云ふ者手も洗はずして其玉を取り見たるに、忽に黒色に變れりければ兩人共に驚恐れて九拜しければ又本色に成り給へりと云へり、今に其二玉を羽黒の本殿に齋奉る由なり、然れども汚穢き僧徒を以て持齋く事を神は如何計か苦しく思ほすらむ、社説に右の玉依姫命のみ坐すと傳へたれども、羽黒三所權現と申せれば今二神は御父素戔鳴尊御夫大己貴命に渡らせ給ふ可し、其本殿の下に由良の八少女窟に通ふ穴有りと云へるも、山城の祇園尾張の津島など素戔鳴尊を祀れる社に限りて有る事已に上に云へるが如し、又此部内に其御子神等の社多かるに夫神の御在し坐さぬ理無ければ、賀茂御社の如く玉依姫命を本宮として大己貴命は客坐に御在し坐する可し、其は田川郡荒倉神社と云ふ有り、元羽黒と云ふ地なるに、祭神を事代主命と云ひ、神名式の由豆佐賣神社は溝咋姫命に坐せば其后神に渡らせ給へるなどを思ふに、素戔鳴尊大己命二神の御在し坐さると云ふ謂れ無き事を思ふ可し、又同郡と越後の磐船郡の界に根津關と云ふ有り、其海中に根津の辨財天とて神々しき御社御在し坐すを、照井長柄鈴木秀直など行て正しけるに、古老の傳に其島を龍津島と云へりと云へるは、湍津姫命の御名に通へりと云へるも等閑ならぬ由緒と聞えたり、(右兩人の説は去し嘉永元年九月許にや有りけむ、予其國より歸るさ大瀧光賢と共に

越後の桂譽重許止まれる程なる、二人共に伊勢詣せむとて訪來れる時の説なり、故此に就て宗像本宮は筑前國なりければ、此國に來給ふ事必西よりなれば、初先づ右の瀧津島に坐して其より由良に至らせ給ひ、彼元羽黒と云ふ荒倉より今の羽黒には移らせ御在し坐しけらし、○神名式に能登國鳳至郡奥津比咩神社邊津比咩神社御在し坐すも若くは宗像大神には坐さざるか、地神本紀に田心姫命亦名奥津島姫命滿津姫命亦名邊津島姫命と有るに似著はしければなり、但若其ならむには正しく島字を加へて申す可きに、然らぬは猶別神に御在し坐すにや、(彼國の名勝志と云ふ物に、「神明が鼻なる社の藥師は海中より上らせ給ふ、南の出埼に奥津姫大明神の社有り、又七島の南の磯邊に邊津姫大明神社有り」と見ゆ、)又同式羽咋郡氣多神社(名神大)は一宮記に大己貴命と有り、名勝志に「本殿は大己貴命、奥社は素戔鳴尊稻田姫命、頂社は大己貴命の石像なり、神代より鎮坐せり、又滿汐珠有り、奇瑞有る靈顯なり、大祭は二月初午に能登生國玉比古神社へ神幸有て二夜を経て歸らせ給ふ(中略)十一月中の巳日は鶉祭なり、鶉浦村より鶉を捕り午日清祓して巳刻神前に放つ、其鶉自本社の階を上り幌の前にて羽叩して跪く所を捕へて海に放つ、此鶉越後國中神社能生權現の磯に依りたる時彼社の祭禮なり、傳云北島の女神此鶉浦の磯へ依り給ひ一宮神と夫婦に成給ひしに、御中好はしくも非ざりければ越後の能生へ飛び給ひて或社地を借りて住給ふに因れり」と云へる、此北島の女神と云ふは宗像大神に坐すを、故有りて能生浦へ放らせ御在し坐すを、御中の不平なる由に訛傳たりし者なり、能生浦は越後國頸城郡なるを、其海邊に能生の辨財天とて甚神々しき神地有る此を云ふなる可し、(中山神社と云ふは古名なる可し、式に蒲原郡中山神社と云ふ有れども、其は甚く懸離れたる所にし有りければ其には非ず、今も辨財天と申すにて

も大己貴命の嫡后須世理毘賣命に御在し坐す事疑ふ可きに非ざる也、)○越後國三島郡鶉川神社式に見ゆ、彼國の式内神社案内と云ふ物に、「米山の東黒姫山に在り、黒姫山麓より山上迄二里、其より流れ出づる川を鶉川と云ふ、御鎮座の巖窟は容易く登り難し、山の中腹に舟入の窟有り、山の尾崎を舟道と云ふ、明神臨幸の時鶉島御舟を引上りし道なりと云ふ、又帆柱石有り」と云へるは、右に云へる能登國氣多神社の后神の事に引合ひて聞ゆるなり、頸城郡にも黒姫山と云ふ有るは共に同神の鎮座なる可し、又柏崎の東南枇杷島八幡也とも云へり、此鶉川神社の別社を右の如く八幡宮と申せるにても智形の三女神なる事知らるゝなり、又式に同郡多岐神社有るは磐船郡に多伎神社有るも共に湍津姫命の謂には非ざるか、和名抄に三島郡多岐郷有り、(三島郡と云ふは攝津か伊豆かの三島より分れたる可し、神名式に三島神社有るは傳九卷に云へるが如く素より事代主命に御在し坐すなり、又御島磯部神社姓氏錄に依るに天日方奇日方命にして事代主命御子なるなど考合す可き者なりかし、下に云ふを見る可し)○神名式に丹波國桑田郡松尾神社今保津村に在り、浮田大明神と申す、相傳へて此神は松尾大明神なりと云へり、其浮田社記に遠古世丹波國湖也、大山咋神決其水潤而後爲家郷及田地、於是尊崇此神德祠之、以稱桑田浮田明神、以鋤爲神體と見え、神代系圖傳に大山咋神決丹波國湖水潤而成土矣、以鋤爲神體者山城國松尾大神也と云ひ、山城名勝志に以鋤爲神體社坐丹波國保津邑浮田明神社と記し、羅山文集にも又有浮田神祠、世傳遠古之世丹波國皆湖也、大山咋神穿浮田決其湖、於是丹波水枯成土、乃建祠而祭之、以鋤爲神之主、此神即是松尾大神也と有るが如く、山城國葛野郡松尾神社二座(竝名神大、月次相嘗新嘗)の本社にし有りければ、此松尾神社は何座とは無けれども此も御祖智形

中都大神と共に鎮坐すべき御事になむ有りける、(此次なる鉾山神社の下にも云はむを考合す可し、古丹波國の湖水なりしと云ふ説は已に傳十卷大山咋神の傳にも云へりき) 又同郡鉾山神社も同神に坐せり、社記に原夫玄古天地開闢而神功既畢、靈運方遷矣、自後亦出雲洲大己貴神巡行始到此洲、爲此洲也鴻水懷山濁浪排空、故神領八神南方到黑柄嶽視水脈、地勢逆流西下矣、今水戸峠是也、東方見有山狹可通水、而鑿山勢磐順流決之、神始鉾取成此洲里給、依之崇奉號鉾山大神と見えたり、此傳に依る時は出雲より大己貴大神の八神を領て其國を開かせ給へるなり、其所祭松尾と同じき由なるは大己貴命胸形中都大神大山咋神の三神にや御在すらむ、又同郡出雲神社(名神大)一宮記に三穗津姫命と有れども、出雲神と有るからは大己貴神なる可し、神主廣瀬氏説とて或書に、中素彥鳴尊、左大己貴命、右稻田姫命と云へれば、三柱共に其に御在し坐すなる可くや、又同郡多吉神社は例の宗像神に坐すべし、同郡大井神社を社傳に酒美豆男命酒美豆女命二神山城國松尾神社より出立して大井川を鯉背に乗て浜り來坐て鎮坐す、故に大井神社と云ふと云へり、此神名を然稱申せる事は、松尾大神を酒神と申傳へたるにも合へれば、大山咋命と智形中都大神との亦名なりける者なり、(大井神社は龜山より一里北大井村並河村の産土神なり、右の由緒に依りて此氏子の者鯉魚を食はず、食ふ時は忽に現罰を受くと云へり、争ふまじき事なり、又鉾山神社は龜山より半里許南矢田村と云ふに立たせ御在し坐せり、緒又當郡式内には小川月神社(名神大)は大己貴神にも、三女神にも御父と御在し坐し、伊達神社は五十猛命に坐し、三縣神社は大己貴神の御末に櫛御方命と云ふ有れば、何れも神世の跡處となむ聞えたる) ○同式に丹後國與謝郡須代神社は度會延經の神名帳考證に、大同本記云素彥鳴尊所生三女

神奉助天孫而爲天孫所祭止詔之神丹波國與佐乃比沼眞名井坐須勢理姫乃齋奉御饌都神止田居乃神乎と見えたりば、此は右の三女神を合せて此にては須勢理毘賣命を祀奉れるを、約めて須代神社とは申せるなる可し、其所祭給ひしは式に丹波郡比沼麻奈爲神社にて、須勢理比賣命の祭り給へるは幽にての御事にて、顯には丹波道主命の御女等の祭祀を主り御在し坐しに依りて、右の文を雜例集には道主王子乎止女乃齋奉とは有るなりけり、又神社啓蒙に竹野郡伊都伎大明神と云ふを載せたるは、式外にては有れども其須勢理比賣命の其大神を齋き御在し坐し、故事などの有るなる可し、(又丹波國氷上郡にも伊都伎神社神名式に見ゆ、其故由今知る可からざれども、此同神にて御在し坐しつ可き御事なりかし) ○又式に但馬國城崎郡久々比神社を、出石人井上觀が著せる其國の續風土記に、在三江郷下宮村稱胸肩大明神と云へるは後人の思寄るまじき神名なり、故思ふに上に云へるが如く垂仁天皇二十三年御紀に、秋九月丙寅朔詔群卿曰、譽津別王是生年既三十、鬢鬚八掬、猶泣如兒、常不言、何由矣、因有司而議之、冬十月乙丑朔壬申天皇立於大殿前、譽津別皇子侍之、時有鳴鶴度大虛、皇子仰觀鶴曰是何物耶、天皇則知皇子見鶴得言而喜之、詔左右曰誰能捕是鳥獻之(中略)時湯河板舉遠望鶴飛之方追尋詣出雲而捕獲、或曰得子但馬國と有る其事を、古事記には遂追到高志國而於和那美之水門張網取其鳥而持上獻、故號其水門謂和那美之水門也と有りて高志國の趣なれども、熟思ふに高志國より多遲麻國の和那美之水門には歸到りけども、言少なるに依りて分明しからざるなり、神名式に但馬國養父郡和奈美神社御在し坐して今綱場村と云ふに立たせ給へるは論よりは慥なる證と云ふ者なり、(此は朝來川と屋岡川と落合ふ川合なる所にて城崎川と云ふ大河と成る所

なり、右の網場村を字には然書けども、唱は今訛りて那牟婆と云ふめり、其川向に八鹿村と云ふ有り、其地に西村延暉と云ふ人子が相知れる人なりければ時々行訪らひて其地理を究めたる説有りけれども、叢脛しければ其御紀の傳に云ふべし。右の和奈美神社即和那美之水門なる時は、此久々比神社も其時の事に因りて被定たる所なる事云ふも更なり、其皇子の言語爲させ給はざる事を古事記には出雲大神の御心なる由所見たるに就て考ふるに、出雲風土記仁多郡三津郷條に、大神大穴持命之御子阿遲須積高日子命、御須髮八握于生晝夜哭坐之辭不道、爾時祖命御子乘船而率巡八十島宇良加志給頼猶不止哭給、大神夢願給告御子之哭由、夢爾願坐、則夜夢見坐之御子之辭通、則寤問給、爾時御津申、爾時何處然言問給、即御祖前立去於坐而石川度坂上至留申是處也、爾時御津水沼於而御身沐浴坐（下略）と有る、祖命とも御祖とも申すは味耜高彥根命の御母田心姫命に坐すが、御子の言問さぬに甚く御心を盡させ給へる神に坐す故に、此にて皇子の言問し給はむ爲に其鶴の事に、就てぞ胸肩大神は祀奉れりけむ、右に引ける御紀に天皇則知皇子見鶴得言而喜之と有るも、此鳥をだに居置かば皇子は言問給はむと思ほしなれば、此鳥を捕るに就ても其御祈ども有りけむ事云ふも更なる御事なり、（右の三江郷は和名抄にも見えたる郷名なるが、若くは國々を其鳥を追巡れりしに但馬國に至りて見得たる由などにもや有らむかし、和那美神社の御在し坐す網場村よりは多氣郡を経て五里許川下にして豊岡と云ふ有り、其より城崎川を渡りて半里許東方にて丹後國熊野郡久美濱に至る道傍に在り、予も稻葉英好の許に至る毎に詣でたる事有りき）○神名式に伯耆國會見郡胸肩神社文、天皇實錄に齊衡三年八月辛未朔丁亥伯耆國宗形神從五位上と有る是なり、今胸形村に坐すと云へり、其傳記詳ならず、若くは同郡大

神山神社坐せる其由に縁れる神社なるにや、（後の條に云ふべし）○同式に、出雲國出雲郡杵築大社（名神大）同社大神大后神社と有るは決く嫡后須勢理毘賣命に御在し坐す事今云ふ限には非ず、此を風土記には御向社と見ゆ、御嫡妻社と申す義なり、古事記に須佐之男大神の遙望呼謂大穴牟遲神曰、（中略）意禮爲大國主神、亦爲宇都志國王神、而其我之女須世理毘賣爲嫡妻、而於宇迦能山之山本於底津石根宮柱布刀斯理、於高高原水椽多迦斯理而居是奴也と宣給ひて授け給へる女神に御在し坐せば、大國主大神と其御向位に御在し坐す御妻に渡らせ給ひて尊き事世に類無くなむ御在し坐しけらし、（其次に故其八上比賣者如先期美刀阿多波志都、故其八上比賣者雖率來畏其嫡妻須世理毘賣、而其所生子者刺扶木俣而返、故名其子云木俣神亦名謂御井神也と有るが如く、八上比賣は其より以前に期らせ御在し坐し、御妃なれども、其をだに憚らせ給へるを以て嫡后の甚々畏く尊く坐す事を知るべし）、同記に又其神之嫡后須勢理毘賣命甚爲嫉妬、故其日子遲神和備且自出雲將上坐倭國、而東裝立時、片御手者繫御馬之鞍、片御足踏入其御鏡而歌曰（中略）爾其后取大御酒坏立寄指舉而歌曰（中略）如此歌而即爲宇伎由比而宇那賀氣理且至今鎮坐也、此謂之神語也と有るが如く、其盡結の御時よりして頸懸り爲給ひて杵築大社に相共に鎮り御在し坐せる傳なり、故大國主大神の皇御孫尊に天下國土を避奉らせ給ふとして八十隈手に隱り給へば、此大后神も身形を三宮に納め置て隱り給へる事上に筑前風土記を引て委しく註せるが如し、諸神名帳風土記共に大后神社は一社なるに、當今は御向社筑紫社天前社の三社御在し坐せるを、社説に御向社は嫡后須勢理毘賣命、筑紫社は彼三女神、天前社は三種津姫命なりと云へれども、此二社は神名帳に載せず、又風土記並不在神祇官と有る中にも見

えざれば後に出來れるならむと先には思ひしかども、猶深く考ふるに御向社も元は三女神に御在し坐せども、御身を合せて大神の太后須勢理毘賣命と申奉る方を以て祀奉り、筑紫社は其本宮胸肩に御在し坐す御靈を祀奉り、天前社は此大神高天原より天降坐して后と成り給へる御靈を祀奉れるにて、此三社は式に大神太后神社と有る一社を稱別けて上古より祭り來れるを、同神と異神か知られず成來しより然る社説も出來初りけむかし、(一神を別けて祭る例は此大社は天國主神に御在し坐すに、別に大穴持神社に見え、又大和國城上郡大神大物主神社に大己貴命も並坐し、又山邊郡大和天國魂神社に八千矛神の御在し坐すと同じ例なる者なり、天前社を三穗津姬命と云へれど、其は和魂大物主神の後に坐すを思ふ可し、)因云風土記に神門郡朝山郷郡家東南五里五十六步、神魂命御子眞玉著玉之邑日女命坐之、爾時所造天下大神大穴持命娶給而毎朝通坐、故云朝山と有るは、神魂命の御子とは有れども眞玉著玉之邑日女命と玉依命と相似たり、邑日女命と由良比女命と相通ひて聞ゆめり、神名式に朝山神社有る是なり、今朝山八幡宮と申す事大に所由有りと云ふべし、又同記に同郡八野郷郡家正北三里二百一十步、須佐能袁命御子八野若日女命坐之、爾時所造天下大神大穴持命將娶給爲而令造屋給、故云八野と有るも別神とは聞えず、太后須勢理毘賣命に御在し坐すらめども、御名の別なるが故に分明しからざれども、古事記に天國主神亦娶神屋楯比賣命、生子事代主命と有る、神屋楯は神屋建の義なれば右の令造屋に打合へる者なり、其は上に云へるを考へて知るべし、然れば八野は屋主の義、若日女は和加須世理比賣命の須勢理を略ける御名なるものなり、此社神名式に八野神社と出でたり、此八野若日女命、即下章第一一書に所見たる稚日女尊に渡らせ給へる由、後の條に註せり、考へ合す可き事共なり、(故此真

玉著玉之邑日女命と八野若日女命を同神と定め云ふ所以猶有り、古事記に右の如く嫡后を長み坐して御子をさへに木俣に刺挟み置かせられたるに、朝山は郡家の東南五里五十六步と有り、八野は郡家の正北三里二百一十步と有り、滑狭郷とは餘りも程も隔らざるに心を著て考ふれば、決めて同神なる事知らるゝなり)同記に同郡滑狭郷郡家南西八里、須佐能袁命御子和加須世理比賣命坐之、爾時所造天下大神命娶而通坐、時彼社之前有磐石、其上甚滑也、即詔滑磐石哉、故云南佐(神龜三年改字滑狭)と有り、此大神の太后須勢理毘賣命の初て出雲に御在し坐し著きたる初の所には有るべかりける、其より八野にも朝山にも其邊に廣く住はせりけらし、其御娶坐して生坐せる二御子の中に味耜高彥根命は高岸郷に坐し、次に下照姬命は多吉郷に坐して、大凡神門郡は總て此須勢理毘賣命の御母子にて敷坐す國の如し、大同類聚方に須西利藥、出雲國神門郡從八位上神門臣等之家傳方、其元者和加須西利比賣命所授也と有るも此社に就たる事なる可し、神名式に那賣佐神社同社坐和加須西利比賣神社と見えたる是なり、其那賣佐神社は其夫神天國主大神に御在し坐すべき御事申すも更なり、(其社記に所謂磐石者在神西村岩坪山、岩坪明神高倉明神是則祭大己貴命與須世理毘賣命、式内那賣佐兩社是也と云へり、但此は其通ひ坐し御跡なるに就て神社は御在し坐すにこそ有りけれ、打任せては杵築に坐せる大神太后神社なむ其本宮なる可かりける)○又出雲風土記に出雲郡御前社同御埼社有り、共に並不在神祇官と云へる六十四所の中に、謂ゆる式外の神社なれども、今は日御前社と申して甚く御榮え坐せる御事なり、今も上社下社二所御在し坐せり、其上社を諸神記に祭神二座八束水神、八握髮尊者素戔鳴別稱也、蓋八握髮生之縁矣と見えたり、相殿神三座田心姬命湍津姬命市杵島姬命と有れば、素戔鳴尊の御

靈を分けて二神として合せて五柱神を祀奉れるなり、但風土記に御前社と有る前は埜の義には非ずて后ノミの謂なるにや、然れば右の三神を本として齋ける者なる可し、下社は謂ゆる御埜社なり、諸神記に天照太神相殿五座正哉吾勝尊、天穗日命、天津彦根命、活津彦根命、熊野櫛樟日命と有り、(但當國者大日靈貴產生之地而今又有三日神垂跡也、故名曰御埜)と云へるは妄説なり、當國にて佐陀神社と此社は近く興れる社なる故に、様々の作り言多ければ皆取用ひ難し、其外神社啓蒙に種々奇しき事を云へれども、風土記に當て見る所無きなり)○神名式に隱岐國知夫郡由良比女神社(名神大、元名和多須神)は一宮記に須勢理姬命と見え、神名帳頭註に大己貴命嫡后須勢理姬命と有るが如し、續後紀に承和九年九月壬辰朔乙巳、隱岐國智夫郡由良比賣命神預官社と有り、三代實錄に貞觀十三年閏八月廿九日壬申授隱岐國无位日乃賣神從五位下と有るも此御神の事なり、偕日乃賣神と申奉るは、彼日神と素戔鳴尊の御誓に依て成出でさせ御在し坐して天上より天降り御在し坐しける女神と申す御事なり、其由良と申す故由は已に上に云へるを合せ讀て曉る可し、隱州視聽合記と云ふ物に、今薄子浦山岬に在り、由良明神と稱す小社なり、當國神名帳に、從三位上由良姬大明神從四位上和田酒明神と二有れば、此元名和多須神は次なる海神社二座の下に在るべきなり」と云へるは然る言なり、但大同類聚方十五卷に和多須樂、隱岐國知夫郡由羅比賣神社仁傳流藥之方と有り、此和多須神と申す所由傳九に云へるを見る可し、又周吉郡賀茂那備神社水祖神社御在し坐すは、山城國賀茂別雷神社賀茂御祖神社の例に依るに、此水祖神社決く玉依姬命に御在し坐せば右の一宮と同神なり、其賀茂那備神社今在鴨村之東稱鴨明神と云へれば其近傍に御在す可し、同郡玉若酢命神社、三代實錄に貞觀十三年閏八月廿九日壬申、授隱岐國正

六位上藝若酢神從五位下と有り、此玉は即玉に依りて成出でさせ給へる謂にて、彼玉依姬命と申奉る御名に異ならず、偕當社大己貴神の御在し坐す事は下の條に云ふべきなり、隱地郡水若酢命神社(名神大)右の玉は其成坐せる物實を以て稱奉り、水は其玉の瑞々しきを以て冠申すにて、若酢命は和加須世理比賣命と申す御名を約めたる事上に云へるが如し、續後紀に承和九年九月壬辰朔乙巳隱岐國水若酢命預官社、三代實錄に貞觀十三年閏八月廿九日壬申、授隱岐國正六位上藝若酢神從五位下右の玉若酢命神社を總社と申し、水若酢命神社を當郡にて一宮と申すは、右の一宮由良比女神社と同神に御在し坐す證例にも立つべくなむ所思えたる、(右の玉若酢命神社は周吉郡下西村の北に在りて總社と云ふ、此社に仕奉る神主を隱岐國造と云ふと云へり、此を以ても止事無き御社なる事知られたり、水若酢命神社は隱地郡一宮村に在り、一宮社と云ふ、崇徳天皇を祀ると云へるは故有りて相殿とは成し奉れるなる可し)○山陽道には神名式に播磨國佐用郡都比賣神社坐せり、續後紀に嘉祥二年十一月辛亥朔壬子、播磨國佐用津姫神預官社と見ゆ、宍粟郡に伊和坐大名持御魂神社(名神大)大倭物代主神社など御在し坐すに合せ考ふるに、古事記に市寸島比賣命亦御名謂狹依毘賣命と見えれば其神にや御在すらむ、和名抄郷名に佐用(佐與)と有るも此神名に因れる地名なり、(然るに土人は萬葉五卷に見えたる大伴佐提比古の妾なる松浦佐用嬪なりと云へるは、同名なるに依りて然思混たるらむを、更に由無き事なり、播磨國峯相記にも肥前國松浦郡有女名松浦佐用媛、大伴辰彦女大伴佐提彦妻也、彼彦爲渡唐出松浦川湊、于時佐與媛登松浦山正嶺望佐提彦船、船漸去行不堪別思拔出頭巾而振之、仍此山號頭巾磨山、或云佐提彦遂不歸而死于唐、佐與媛聞以悲歎泣血之餘來而死此地云、故祭以

爲神と云へれども、云ふにも足らざる引附言なり、此社今長谷村と云ふに在りと云へり。備前國赤坂郡鴨神社三座宗形神社有り、和名抄に葛木郷有るは大和國葛上郡の鴨に故有るにや、宗形神社は其御祖神に御在し坐せば共に祭られ給へるなる可し、此社今是里村に在りと云へり、又津高郡鴨神社賀茂村と云ふに坐すを、和名抄に賀茂郷見えたり、宗形神社今大窪村に在りと云へり（猶邑久郡美和神社、上道郡大神神社四座、兒島郡鴨神社御在し坐し、又邑久郡片山日子神社有るは、山城國愛宕郡片山御子神社大月次相嘗新嘗と見えたる謂ゆる片岡神にて、賀茂建角身命の御女の丹塗矢に娶ひて生給へる神なるに同じく聞ゆ）○神名式に安藝國佐伯郡伊都伎島神社（名神大）諸社根源抄に安藝國佐伯郡伊都岐島社名神大市杵島姫田心姫湍津姫以上三座と見えたれども、市杵島姫命を主として祀祭る事其社號を以て知るべし、偕此三女神の生坐せる次第は、上に註せるが如く長は田心姫命、中は市杵島姫命、少は湍津姫命に御在し坐すを、此には第二書に市杵島姫命田心姫命湍津姫命と次序、又第三書に瀛津島姫命亦名市杵島姫命と有る傳に依りて祭り來れると見え、清和天皇實錄貞觀元年同九年の神階の度に伊都岐島神と有るに合せて、別に元年三月廿六日壬午授安藝國正六位上伊都岐島中子天神從五位下と有るは、此にては田心姫命に當り、同九年九月十三日戊寅授安藝國正六位上宗形小專神從五位下と有るは、其長女中女に對へて小女を小專と云へるにて、此にては湍津姫命を申せるなり、實には田心姫命は長女に坐せば市杵島姫命は中子に當る物から、一傳の方を取りて神階の事にも及ばれしなれば、今難むるには非ざれども正しく三女神の次第を云ふ時は右にては叶はざる者なり、湍津姫命の御事は小專にて當れり、其末女に御在し坐せばなり、（專は和名抄に日本紀云專領二字讀太字女乎佐女、今呼老女

爲太字女と有り、土佐日記に翁一人太字女一人と並べ云へるを思ふに、宇は久の音便にて長女と云ふ事にて、年老い長けたる人を云へるにて、物に任たる謂には非ざるなり、又淡路の太字女と云ふも見え、源氏東屋卷に伊賀の多字女と云ふも有り、何れも老女を云ふ稱なる者なり）右にて三女神共に御在し坐す御事明らかに見えたり、嚴島道芝記と云ふに引ける野坂房顯記に、「宮殿造營は推古天皇端正五年、大宮御前は三女神、客人御前は天照太神なり」と云ひ、又諸社根源抄に「推古天皇癸丑現はれ御在し坐す、船中に女房三人御出現、洗米參らす可し、其數五十三參らせ、佐伯鞍職御供にて七島を廻る中に恩賀島にこそ住べけれど、脇の浦笠の濱を御覽じて御殿造有り」と見え、傳記曰推古天皇端正五年十一月十二日、内舍人佐伯鞍職釣于恩賀島、船來西方張紅帆、舟中有瓶、瓶中有鋒、著赤幣有三神女、我名嚴島大神守護百王、鞍職怪問曰、以何爲信、女曰王城星現而鳥含神枝、於是鞍職奏事果驗、帝寄之勅建宮社云々と見えたるは、此時に三女神の鎮り御在し坐すべくして國求し幸行るに就ては様々に奇異しき事共の見はれ給へるなめり、予前に周防國人に聞くに、佐婆郡三田尻と云ふに嚴島の舊社有り、傳云宮島神筑前より移坐す時に暫時御在し坐し、宮趾なりと云ひ、津濃郡に黒髮島と云ふ有り、其も嚴島の元社なりと土人の傳ふるや其時の御事なりけむ、此に就て案ふに其佐伯鞍職の子孫の氏を野坂と云へるは、和名抄郷名に筑前國宗像郡野坂（乃佐加）と見えたる地名を取れりと聞ゆるに、其恩賀島も本は筑前に在りと聞ゆ、然れば智形の中津島の事なる可し、筑前國續風土記に「安藝の嚴島は市杵島姫命を彼所に勸請す、彼緣起に自筑前國恩賀島來于此」と云へり」と有り、斯れば其筑前より勸請れる事を右の傳記には怪しく書成せるにぞ有るべき（右の端正五年の説は宮島名

勝圖會と云ふ物に、「崇峻天皇二年己酉は端正元年なれば、推古天皇元年癸丑は其五年に當れり、聖德太子傳に推古天皇即位元年十一月十二日明神初めて現じ給ふ由を載せたり、此説據有るに似たり」と云へるは然も有るべき事なり、嚴島舊記に「推古天皇即位元年、佐伯鞍職官奏を経て宣下を蒙り、御笠濱に宮柱太敷立て、千尋の栲繩百結び餘り八十結に紐成し、姫垣高垣高殿臺照輝き、高橋浮橋天鳥船造立て、忝くも御田なども附與させ給ふ云々」と云へり、此を以ても端正五年即推古天皇元年なる事知らるゝなり、右の神託の中に王城星現と有るは、星は天の象物たり輒く出来る物に非ず、神の現形し給へるが其光星の如く照耀かせ給へる事を然云へるならむ、又恩賀島は大神島と云ふ事を訛れるなれば元智形島の名なるを、此にも大神の移坐しより其稱を用ふるなる可し、上に引ける江島社記に、大己貴命與久延彦命合レ力經營相模江島安藝嚴島駿河御嶽と有る、若其實ならば神代より市杵島姫命の此に鎮坐すべき幽契有りし事共なり、所祭右に云へる如く市杵島姫命を主として中子天神（田心姫命）小專神（湍津姫命）の三座に渡らせ給ふ事申すも更なり、故大宮正殿三座市杵島姫命田心姫命湍津姫命、相殿三座國常立尊天照皇太神素戔鳴尊、客神宮五座正哉吾勝々速日天忍穗耳尊天穗日命天津彦根命活津彦根命熊野機樟日命と云へり、然れども大宮相殿に天照皇太神素戔鳴尊は共に三女神の御祖に渡らせ給へば齋かる可きを、國常立尊は心得ぬ事なり、思ふに上にも粗云へる如く中昔より伊勢渡遇宮に御在し坐す豐受大神をしも御饌都神と申奉れるを偽りて、或は天御中主尊とも國常立尊とも云掠めたる説の弘レりて天下悉に其惑はし説に迷居たる時節なりければ此三女神の持齋き御在し坐す御饌都神の御在し坐すをも、然ぞと僻心得して國常立尊とは唱來れるにぞ有らむ、又當社第一の攝神に大元神社と申す有

り、其をも國常立尊と申せども、同じく其御饌都神に御在し坐して、此三女神の御爲には殊に止事無き御神に渡らせ給へる御事を明らか奉る可き者なり、尾張人吉田忠房と云ふ者の筑紫紀行に記せるは、大宮六座を中天照太神素戔鳴尊、左天滿天神大國主命、右三女神國常立尊と有るも社傳に有るべきが、此には三女神を一座として右座なる事疑ふ可しと雖も、國常立尊と並び給へるは、三女神と御饌都神と親しき神に御在し坐す故に然傳へたるなめり、下に引ける清盛公の夢に「或僧の安藝國嚴島と越前國氣比と西海北陸異なりと雖も金剛胎藏の兩界に譬ふ」と云へるは、兩部習合者の説にて取るに足らざる事ながら、氣比宮は保食神に御在し坐して謂ゆる御饌都神に渡らせ給ふが故に、殊に親しく御在し坐すを以て然る説も出來れるならむを思合す可し、次に説く紀伊國伊都郡丹都比女神社（名神大月次新嘗）を今四所明神と申せる、其第三宮氣比神第四宮嚴島神に渡らせ給へるなど皆其由縁に因る者なりかし、（此にては其左なる大國主神天滿天神と二座を合せて八神なれども、三女神を合せて一座と爲る故に大宮六座なり、然れども上に云へる如く三代實錄に伊都岐島神と伊都岐島中子天神伊都岐島宗形小專神と三神の御名出でたれば、三女神を三座に祀へる事著き者なり、然れば其左の二神は皆由有る神等に坐せば、後に加へたるかとも思へども、官よりは祀られずながら古より御在し坐しつるなる可し、其大國主は三女神の御爲には夫神に渡らせ給ひ、天滿天神は菅家の御事には有るべからず、大三輪三社注進次第記に、少彦名命御祖命の指間（ミサキマ）より漏落ち給ひし事を記して、此故傳曰ニ手間天神と有れば、此に大國主神少彦名神三柱並び御在し坐す事實に所以有る事なり、西行が撰集抄に、「安藝國嚴島社は後は山深く茂り前は海左は野右は松原なり、東の野に清き流有り、此を御手洗と云ふ、御社三所御在し坐す、又

少し前の方に引退きて南北へ三十三間東西は二十五間の廻廊侍る、潮の満つる時は廻廊の板敷の下迄海に成る、潮の引く時は白沙五十町許なり、然は有れども潮の指したる時参れば船にて廻廊の下迄参るなり、氣高く甚じき事譬へも無く侍る、但如何なる御事やらむ、御簾の上には御正體の鏡を掛参らせで御簾の下に懸参らすなり、彼御神は女體の神にて御在し坐すなれば如此は習はせるやらむ、大抵は御社は山上に上り廻廊は平地に在り、東西南の三方晴度に殊に心も澄み侍る所に、鹿を狩らざれば御山には牡鹿鳴き草に露落ち、何心無き人も此御社にては心の澄むなるとこそ申傳へて侍る」と有れば、當昔大宮の正殿三社並び御在し坐しとなりけり、此には客神宮の御事を云はざれば正殿三所のみなりしかと思ふに然らず、高倉天皇御幸記に「廻廊の北の濱を巡りて参る、廊を通りて参らせ給ふ（中略）上達部殿上人御供に候す、客神宮に先づ参らせ給ふ、金銀の幣二捧白妙の幣神官取りて寶前に並べ立つ、拜殿の内の程高麗の半帖一疊御拜の座とす、金銀の幣は兼光の辨傳へ取りて隆季の大納言傳へ取りて参らす、御拜畢りて歸らせ給ふ祝師賜はる、御琴一御琵琶一御拍子、横笛受取りて寶前に並べ置く、内侍共色々様々に裝束きて錦を裁著たり、縫物せし眼も心も及ばず、御神樂畢りて大宮へ参らせ給ふ」（下略）と見えれば、客神宮の古くより御在し坐しける御事著明くなむ有りける、（然れば西行のは唯大宮の御事のみを云へるにて客神宮を云はざりしなり、今は本殿を一棟に建てられて内にて中左右と別れ御在し坐せるを、當昔は三棟に並べ建てられたるが故に、右に御社三所御在し坐すとは云へるにて、一神を一社に祀奉る例、山城國の平野梅宮、大和國の春日など舊社には多き事なりければ、嚴島にても大宮正殿も本は三社並び御在し坐しけりと見ゆ）官社として崇め奉らせ給へる世々の迹は、類聚國史（月次祭部）

に弘仁二年七月己酉安藝國佐伯郡伊都岐島神預名神例兼四時幣と見え、清和天皇實錄に貞觀元年正月廿七日甲申奉授安藝國正五位下伊都岐島神從四位下、同九年十月十三日戊寅、授安藝國從四位下伊都岐島神從四位上と有り、然るに今正一位の神階に御在し坐すは其より次々に増加へ奉らせ給へるなり、然るに今の如く大く榮えさせ給へる始は、源平盛衰記平家物語等に「鳥羽天皇の御時平相國清盛公當國の守護たりし頃、高野の大塔を修造せられけるに、七十有餘の老僧清盛に申されけるは、此大塔の造營こそ却す却す神妙なれ、爰に又一の願有り、抑安藝の嚴島と越前の氣比とは西海北陸境異なれども、金剛胎藏兩界として愛たき所にて侍るなり、氣比宮は繁昌すと云へども嚴島は荒廢せり、汝須く早く修理を加へ崇敬を盡さば我身の榮華子孫の繁昌たる可しと云ふよと見えしは一場の春夢にぞ有りける、清盛奇特の思を成し、下山の後院参して右の夢想を奏聞し、任を延て當國に下り、新に殿宇を改造り百八間の廻廊を起し鳥居を建て攝社末社に至る迄壯觀舊に勝れり、修理功畢りて清盛大宮に參籠せられけるに、天童忽然として現じ來り、我は是大明神の御使なり、此劍を以て朝家の御固を爲すべしとて銀の蛭卷を爲たる小長刀を賜ると見て覺めしに、實にぞ頭邊に劍有りける、但惡行有らば子孫迄は叶ふまじとぞ御託宣有りける」（要略）と有り、此より清盛大朝廷の御外戚として太政大臣從一位に歴任り一門擧りて世に盛えける事、偏に此神の御惠なるが故に甚く崇尊ばれしかば公家にも大に尊み敬はせ御在し坐す御事也、然れば此御社の中興は右の平太政大臣にてぞ御在しける、（然るは安藝の國守と御在しては先づ第一に部内の諸神を持齋き恒例の神事を取行ふ定なるは常なれば今云ふ限に非ず、然るに安藝國の料を以て高野の大塔を修造せられしは勅命にて止事を得ざる所なり、然るに空海も然る者なりし故

に、其本と爲る國社の荒廢に及ばせ給へるを措きて我が大塔を建てらるゝ事を神妙には思ふながらに甚々快からざりけむ故に如此殊勝には教へたる者にて、佗法師共の係けても及ばざる所なり、然れば神社の荒廢せるを棄て寺塔を修造するなどは、然る法師にても我天皇尊の大御民なれば然すがに悦ぶまじき事にぞ有りける、予此所を書くは十二月廿八日の事なり、亡友新井俊功が形見とて加藤綱俊が鍛せる長巻と云ふ小長刀を贈る由家に云遣せるを取に遣しけるに、若子重兼田村美彦一人して持歸り來れるも此節から甚奇異くなむ思ゆる其よりして公家の御崇敬其右に出づる者無かりしなり、百練抄に治承二年戊戌六月以中宮有身奉幣嚴島社と有り、山槐記に同二年十一月十二日内大臣被奉馬於諸社、臨其時引立西門外侍等相具參向所々々云々、但太神宮御馬被付在京之禰宜、伊都岐島御馬又付在京神主云々、太神宮一疋(中略)伊都岐島一疋云々と有るは、中宮御産の御祈と賽謝との御事に依れるなり、又百練抄に治承三年二月廿四日以安藝國伊都岐島社可加三十二社之次第、并祭禮日事等有其沙汰、右大臣兼實以下大外記頼業師尙等預勅問計申之、以三二月十一月上申日可爲祭禮日之由被定仰、先議公卿と有り、然るに山槐記に同二月廿九日被發遣祈年穀奉幣安藝國伊都岐島、可令例三十二社之由有沙汰、頭中將通親朝臣被仰下云々、而猶彼社祭日只可令預官幣之由有議、止三十二社列と所見たれば、終に三十二社の次第には加はらせ御在し坐さす成りにたる者なり、(道芝記に「拾芥抄曰、諸社三十二神の内一座安藝嚴島是奉幣使之社也云々、又曰、年中行事に正月下亥日伊都岐島祭被奉官幣使、但近代無其沙汰云々、今按るに正月下亥日より二月初申日まで十日の間嚴島にて上卿祝師社籠有り、是二月初申の御神事を勤む、安藝の國府に於て上卿齋戒右の如し、

然れば正月下亥日は官幣使都を立ち給ふの日にや」と云へり、右の國府の上卿の事は次に云べし) 又山槐記に治承三年三月廿六日被遣伊都岐島奉幣上卿三條大納言實房辨藏人右少辨光雅藏人中宮大進基親申沙汰之、使左中將重衡朝臣去年中宮御産之時始被立奉幣使、同重衡朝臣(于時左馬頭中宮亮)御願趣見宣命、後聞使翌日向(中略)天皇我詔旨止掛畏支伊都岐島大神乃廣前恐美恐美毛申給者久止申、夫本朝者神國太利振古以降太聖主哲君毛皆依神之冥助且專仰國之緝黥久暫以眇身且天乃日嗣乎傳給倍利夕惕之思比年序多積禮利爰大神者殊致鎮護於國家志、廣垂靈眷於民俗、因茲且去年淑情乃中爾有思食事天令祈給處爾、御意乃任爾相叶倍利、是偏爾神德乃所及奈利止其由乎報賽世志免給比、兼又殊有所思天、始自今年十一月申日天每年乃二季御祭爾限以永代天幣帛潔妙爾調飭且可令發遣給奈利、彌益爾廣惠美厚爾御助乎令施給倍止所思給天奈利、故是以吉日良辰乎見定且正四位下行左近衛權中將權東宮亮平朝臣重衡乎差使且、禮代乃御幣仁金銀乃御幣乎相副天令捧持且奉出給者、大神此狀乎平久安久閑食天、聖曆惟遙爾御體又穩爾天皇我朝廷乎寶祚無動久常磐爾堅磐爾夜守日守爾護奉給天、北關之聖塚爾赤松論算志東關之環砌爾青椿獻年天風不鳴條須雨無破塊久五穀豐登爾四海愷樂爾護恤給止恐美恐美毛申給者久止申、治承三年三月廿六日大外記業實草之と有るが如く、二月十一月上申日の大祭毎に官幣の沙汰有りし事と見ゆ、此上中を以て祭日と被定たるは、山城國松尾神社二座の中に胸形中都大神と申すは、上に註せるが如く市杵島姬命に御在し坐して當社と同神に坐すを、其祭日は四月十一月上申なりければ、其上申を用ひて四月を二月に被換たる者なめり、(右に引ける拾芥抄に近代官幣使の沙汰なき由なるは中程の亂世に絶えたりし者と見ゆ、今國府に田所氏と云ふ

有る、此を上卿と云ひて二度の大祭には必奉幣代を勤むる由なるは、其狀を擬ひたる者と所見たり。天神御子の參詣させ給へる御事三度有り、百練抄に承安四年三月十六日(後白河)建春門院臨幸安藝國嚴島、四月九日還幸云々と有り、次には治承四年三月十九日新院(高倉)嚴島御幸と有り、此事山槐記に新院令參安藝國伊都岐島給、四月九日還幸(下略)と有り、其時の御幸記は土御門内大臣通親公の作なり、又百練抄に治承四年九月廿一日新院御幸嚴島、第二箇度也云々、古今著聞集に「治承四年九月嚴島に御幸有りけり、御願文自御草有りて殿下(普賢寺殿)清書爲させ給ひけり、希代の事にや、彼御願文殊に愛たかりければ後日に藏人宮内少輔親經表を書きて奉りけるとなむ」と有り、其後に行幸御幸の事共に見えず、(物に見えずと雖も安徳天皇の西國に行幸し御時などもや詣でさせ御在し坐しけむを、嚴島大神の先に清盛公に悪行有らば子孫までは叶ふまじと諭し給へりし御事を所思して、如何計りか神も哀れとは見奉らせ給ひけむ、未だ幼く御在し坐せる御程にて何の事も所知食し辨へさせ御在し坐されば、殊に痛ましとも何とも云はむ方なき曲事になむ有りける、今思出づる任に少か記奉りて同じ心の人を待つになむ有りける)右は内宮の御事を説き奉れるなり、社傳に摠て八幡別宮と稱して深き旨有り」と云へるは、宇佐も三女神にて同體に渡らせ給へるが故なり、若て其外宮と申すは道芝記に「地御前大明神大宮御本社六座、客神宮五座、御神號内宮同前也、此御社嚴島の海面を去る事三十六町佐伯郡の海濱に鎮坐し給ふ、即地御前村と云ふ、社頭造立は嚴島同時にして、嚴島を内宮と稱し地御前を外宮と稱す」と有り、其年中行事を見るに、年中度々乃神事に嚴島より社家中渡海して外宮地御前の御祭仕奉るは其遙宮なるが故なり、(就中六月十七日夜大宮より管絃舟を懸ひて渡る事を、内宮の御神を外宮に

行幸成し奉らるゝ神事なり、祭神も何も本社に少も異なる事無し、又同郡速谷神社、名神大新嘗と有は、三女神の成坐せりし物根を作らし、羽明玉命に坐せる所以下の條に云へり、考へ合す可し)○又神名式に安藝國安藝郡多家神社(名神大)は今府中に御在し坐すを、此多家は田心姫命湍津姫命の田心又湍津を約めたる者なる可し、道芝記に「八幡別宮御社三座安藝郡府中に在り、當國三宮多家神社の境内に坐々す、抑八幡別宮と號し奉るは筑紫宇佐宮を移し三女神を祀奉るなり」と云へるは、其三女神を玉依姫命と申して八幡にも祭るを、此には本社の三女神に事を別ちて八幡別宮と云ひ來れりと思ゆれば、此を以て本宮の神を明らむる便宜とは成れる者なり、同書に「玉依八幡宮廣島堀川白神大明神の境内に勸請す、凡て玉依八幡宮と號し奉るは八幡別宮に同じとかや」と云へるを考合す可し、此神社は古事記神武天皇段に於阿岐國之多祁理宮七年坐と有る地なれば、多家は多祁理の約れるなり、多祁理は田心又田霧の轉れる者なりかし、(此天皇の御軍の時に宗像大神の御恩賴を蒙り奉らせ御在し坐しと所思しき事已に上に云へるが如くなれば、此もその神社を以て行宮と爲させ給へるなる可くや有らむ、また神名式に土佐國安藝郡多氣神社、式社考に在奈半利村稱嶽明神と云へるも、多家は多氣なる證なり)○周防國式外に津濃郡國津姫神社今富海浦と云ふに立たせ御在し坐して舊社なり所祭三神にて宗像大神にて渡らせ御在し坐すと云へり、楮同郡に海を隔て、黒髮島と云ふ有りけり、昔市杵島神筑前より御在し坐ける時に、此島に留り御在し坐して、其より移らせ給へりとして、今も宮柱甚神佐備て立たせ給へり、島回凡二里許もや有らむ、岩を疊み築ける山の如くにして、松樹叢立ち雜木生茂り得も云ぬ氣しきなるに岩間より水清く滴瀝りて清しき事云ふ許りなし、人家は一だに無ければ少しも汚れたる事なく、

實に世に比すべき無き神境になむりける、予も原田年實山田豐頼などと共に詣りて、殆ど船を復すをも忘る、許に辱く尊く思えたりき、又佐婆郡勝間神社と云ふ舊社有り、東佐婆勝間村に在り、濱宮五社大明神と申せり、其社記に「本殿第一田心姫命湍津姫命市杵島姫命、第二豐玉彥命、第三保食命、第四級長津彥命級長津姫命、第五水分神、右濱宮五社也、外有相殿人麻呂社、社傳云景行天皇十二年熊襲御退治の時、九月五日當佐婆に著給ふ所、南方に煙多く起れるに依りて賊必有らむと思食し、使を遣はして其狀を令見給ふに、竟して神夏磯姫と云ふ有り、其徒衆甚多し（中略）因茲て皇軍平安の爲劔玉誓の三女神を祭り給ひて、終に賊共に打勝ち悉く退治し給ふに依りて此所を勝間と云ふ」と有り、此事御紀に出でたる事なるが、勝間の説は其社に傳ふる古説なり、（此佐婆津より御船發し給へる事は周防國風土記に、昔日纏向日代宮御宇天皇欲誅球磨贈幸於筑紫、從周防國佐婆津放船而渡豐國宮浦と見え、豐後國風土記にも右と同文有りて末を渡泊於海部郡宮浦と有り、又昔日日代宮御宇天皇御船從周防國佐婆津發而渡之、遙覽此國勅曰、彼所見者若國之埼、因云國埼郡と有るなど、何れも御紀に引合ふ傳なる者なり）然れば勝間神社は宗像三神を齋奉れる御社なりけり、神主鈴木高柄が寫持たる玉祖神社藏建武二年の古文書に、濱宮御祖社一間四面と有るは、上に云へる賀茂御祖神社に其三女神を合せて玉依姫命とも姫大神とも申して其即御祖神なると同例なり、又享祿年中作周防國廳年中行事次第に、正月三日目代殿春日總社大明神濱宮天神大崎一宮彼五社御參詣也と見えれば、式外には坐せども貴き御社なる事申すも更なり、（但此文混らはしければ云はむ、一に春日二に總社大明神三に濱宮にて此勝間神社なり、四に天神と有るは謂ゆる防府の天満宮なり、五に大崎一宮とは玉祖神

社の御事なり、例祭六月十七日一晝夜風鎮の御祈有りと云ふは、第四級長津彥命級長津姫命は風神に坐せば其神に屬たる祭なる可し、又九月十一日十二日は秋祭なり、去し安政元年予筑紫より歸るさ宮市に在りつる時、原田光實を案内にて其海濱に御幸成し奉るを拜み奉れりき、然れども三田尻に立寄りて嚴島の舊地を見ざるこそ今思へば遺憾しき事なりけれ）和名抄郷名に佐婆郡勝間（加都萬）と有り、兵部省式に勝間驛見ゆ、清原元輔家集に「周防國に侍る勝間の驛と云ふ所にて子日し侍るとて、思ひ出よ千世の子日の春毎に、勝間の浦の岸の姫松」と有り、又「千早振勝間の宮の姫小松、老を手向て仕奉らむ」と有り、此歌今の板本に見えず、澄月が歌枕名寄に引出でたりと云へり、（防府天満宮縁起に、然る程に防州勝間の浦に着かせ給ひける、一夜の御旅寐怪しの海人の苦屋目馴れぬ御住ひ譬へむ方無き狀なれば云々と有り）と云へり）○神名式に紀伊國伊都郡丹生都比女神社（名神大月次新嘗）今天野丹生四所明神と申して所祭四座なり、南紀名勝志に天野神社一之宮丹生都姫神、二之宮高野大明神、三之宮蟻通大明神、四之宮嚴島大明神と見えれば、此にも宗像大神は御在し坐せるなりけり、此御社の御事已に傳七、十二に云へり、（名勝圖會に三宮氣比大神、四宮嚴島明神二座勸請の由來は、承元年間丹生明神行勝上人に告げ給はく、越前の氣比と安藝の嚴島の二神は我古の親友たり、願くは一所に在りて密教を擁護し又異國征伐の時羽翼の神將と爲む、早く丹生の祝に命じて我が殿中に勸請す可しと宣へば、此に依りて二神を此に合祀し四社相並べしより四所明神と稱すといふ傳を載せたれど、甚古く往昔よりの鎮坐なる可し）又名草郡志磨神社（名神大）和名抄に島神戸と有る是なり、社傳に祭神中津島姫命相殿生國魂神と有り、地神本紀に市杵島姫命亦名佐依姫命亦云中津島姫命坐宗像中津宮、是所居于

中島也と所見たる此神に坐せり、今も中島村に坐すと云ふも據有る事なり、其相殿生國魂神と申すは大國主神に御在し坐して其夫神に渡らせ給へども、此にては客坐なる事上に云へる賀茂御祖神社二座の例に相同じき者なり、神社本紀には生國魂大國玉命と有り、仁明天皇御紀に承和十一年十一月己酉朔辛亥奉授紀伊國從五位下志摩神正五位下と見え、文德天皇實錄に嘉祥三年十月乙丑紀伊國志摩神竝加從四位下と記され、三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申奉授紀伊國從四位下志摩神正四位上など有り、(當郡に此大神の御在し坐す由來詳ならずと雖も、筑前の胸肩より移坐せる故に志摩神社とは申すなる可し、此は神代に御父大神に従ひ奉らせ給ひて此國に御在し坐し、所以に由りて、後に筑紫より招奉れるなむあり、後の條に註るし奉りてむ、上に註せる大和國城上郡宗像神社三座をも中島辨財天と申すも此に同じ、然れば中島村に坐す事大に由有り、)又紀伊國式外に名草郡市姫神社有り、紀國神社錄に市姫大明神(在楠見莊宮村)所祭嚴島神と云ひ、又那賀郡大市姫神社祀神一坐大市姫命、相殿二坐(素戔鳴尊大山祇命)攝社大和大明神社祀神大國御魂神と云へり、此相殿神を以て説を成す時は古事記に所見たる宇迦之御魂神の御祖に坐せども、攝神を以て申す時は右の市姫命同神にて正しく市杵島姫命に御在し坐しつ可き事上に註せるが如し、(但右の大市姫神社は赤垣内と云ふに立たせ給へるを、其攝神は黒木村に坐すと云へり、然離れたる地に坐す神の攝社と有る事殊に止事無き由緒御在し坐しつ可ければ、此も大は稱號にて實は市姫命なめり)○神名式に淡路國津名郡賀茂神社由良湊神社見え、和名抄郷名に賀茂(加毛)と見えたるが、郷名は廢りたれども今猶賀茂村と云ふ存れり、此由良も上に註せるが如く由良比女命の例にて、下鴨に坐す御祖神と同神に御在し坐すめり、其は延喜式に由理

驛と云ふ地にして今猶由良浦と云ふに在り、又築狭神社今千草村と云ふに坐すは若くは筑紫の轉れるなどにや、(又下鴨社の古文書に淡路國生穗莊佐野莊と云ふ有りて古、賀茂の神領なりと云へり、生穗村佐野村今猶有るが、其生穗の支邑中之内村と云ふに白鬚大明神と申す舊社有り、所祭白鬚貴船賀茂春日の四神を祀へる故に四社明神と申せるが、山城の賀茂と同じく凡て物事を齋清まはる状など甚嚴重なる中に、小家の母屋を瓦葺に爲る時は忽に現罰有るなど甚々神威の尊く可畏く御在し坐す社なりとて人皆大に恐ると云へり、此も御祖神賀茂神二所なる事云ふも更なり)又淡路國に辨財天と申して年毎に村々を轉巡り給ふ宗像大神御在し坐せり、今御形と崇くは女神を畫ける掛軸なるが、十月の中亥日に例祭を營みて、其夜直に來年の祭と成るべき村に供奉りて、近き所にては其翌子日、遠くは丑日に祭り初めて來年の十月中亥まで凡一年の間假宮を建て齋奉れるを、其祭は正月七日に春祭有り、六月七日に蟲干とて祭有りて、其迎へ申せる日と合せて四度の祭なるが、其日は近國よりも參詣る人夥しく有りて、淡路國にては二無き大祭なるが故に、其費も多き事なれども餘りも不足も爲すと云へり、此神を俗に云ふ福神として祭る事なるが實に其如しと云ふは、古より彼國に宗像大神の御在し坐して島中を巡らせ御在し坐し、名殘を傳へて祭る者と所見たり、傳十二にも云へるが如く豐受大神の初めて天降坐せるは彼國にし有れば故有る事ならむかし(但右の如き福神なるに依りて、彼國二百八十村二十四浦の内我も我もと祭ら將欲がりて郡吏に訴ふる事なるが、其内圖を以て定むる事にて、神の御心に叶はざる村には何度乞ふと雖も當らずと云へり、其掛軸の畫は皇國の神形にして如何にも古しと雖も、其傳來今詳ならずと云へり)○神名式に阿波國美馬郡鴨神社多寸神社有り)阿波國神名帳と云ふ物に「鴨神社今阿波郡中

野村賀茂別雷皇大神宮と云ふ有り又同郡加茂村に賀茂神社有り、又鴨宮村加茂大明神有り」と云へり、右三所の中何れか其と今定む可からず、田寸神社は同書に「阿波郡加茂村に在り」と云へれば、右の賀茂神社と同處に在るなり、又和名抄郷名に美馬郡大島(於保之萬)と云ふは、曾肩の中津島を大島と云へる其に因れるならむか、(然れども地理の事は外より推量も成らざる者なれば決めては云ひ難かり、土人に問ふ可し、又田寸は田村かとも思へども、若鴨神社に由有る神ならむには寸は伎と訓むにて有るべし)又式に讚岐國寒川郡神前神社、今神前村遊良山と云ふに御在し坐して神前八幡と申すと云へるは、神后八幡と申す事にて、其神は大國主命に坐せり、相模國高座郡寒川神社(名神大)を一宮記に八幡宮と記せるに合へるが、其遊良山は例の由良に同じければ玉依姫命の御事なり、和名抄に鴨部郷神崎郷有り、又阿野郡鴨神社神谷神社坐すも由有る神等に坐すを考合す可し、(右の鴨神社は和名抄郷名に阿野郡鴨部加毛と有り、今鴨村と云ふも有りと云へり、神谷神社は丹後國熊野郡にも坐せるが、大同類聚方に神谷久須利、丹波國云々、又神谷藥云々、其原波大己貴乃神方也と有をも思合す可し)又伊豫國越智郡多伎神社(名神大)和名抄に同郡鴨部郷有り、由有る事なる可し、三代實錄に貞觀二年十月十七日癸亥授伊豫國從五位上瀧神從四位下、同八年三月七日壬子進伊豫國從四位下瀧神從四位上、同九年二月五日乙亥授伊豫國從四位上瀧神正四位下、同十二年八月廿八日戊申授伊豫國正四位下瀧神正四位上と有り、(但此の瀧神を今本には龍神と作れども、然る神名も非ざるが上に始よりの神階の次第を逐ふ時は右の如く合るが故に今改めて引けるなり)○神名式に筑前國宗像郡織幡神社一座(名神大)續風土記に「所祭中座武内大臣、西は住吉大明神、東は志賀大明神なり」と云るは、社傳にても有るべけれども

決く宗像大神に御在し坐すべし、宗像社説に「宗像三社に織幡許斐を加へて五社と云ふ、弘大寺を加へて六社と云ふ、稻庭上を加へて七社と稱す」と云へるは更なり、上に註せる對馬國上縣郡三根郷佐賀村宗形神社の社傳に、「古昔神功皇后新羅國より御歸陣の時此地に三流の神幡を殘し置きて異國を降伏し寶祚の永久を誓給ふ(中略)此八流の神幡は筑紫胸形神自織給へる所の幡なる故に宗像明神とも號し、又織幡宗像明神とも號し、又は宗像八幡とも號す」と云ふ説の有るは、其御幡は主とは宗像大神の御靈を託給へる傳の有りけむから然云へるなる可し、然れば此織幡神社は本より宗像大神に坐すを、後世武内大臣を祀奉れるから其傳の亡なりたるにてそ有りぬ可き、文德天皇實錄に嘉祥三年七月丙子朔甲辰授筑前國織幡神從五位下、三代實錄に元慶元年十二月十五日辛巳授筑前國從五位下織幡神正五位下と見えたり、(續風土記に織幡神社は鐘崎の民家を去る事長方五町許に在り、此山丸くして何方より向ひても背面無し、林木茂れり、此山を小屋形山と云ふと書せり)因云右に云へる宗像七社の其第四は右の織幡神社なり、其第五許斐山神社、續風土記に「王丸村の上の山を許斐山と云ふ、山上に許斐權現の社有り、九月十九日祭有り、文德天皇安元年熊野權現を勸請すと宗像縁起に所見たり、宗像大宮司有りし時は此社にも田島の神輿渡御有りて祭儀有り、此山上に人の不見池有り、大岩にて登る事ならず、山の九分に在り、田島社に神事有る時は今も許斐の社人鐘崎の社人來りて神樂を勤む、兩所共に古來宗像社の神樂の役人なり、許斐には社人十人鐘崎には一人有り」と記せり、熊野は出雲なるか紀伊なるか知られねども、いづれにしても三女神の御祖に渡らせ給へば、此には神託などの有りて勸請れるにや、(王丸村は田島の邊津宮より南方二里餘に在り、予去々年宗像に詣でたりし時、大島なる佐

藤道一と云へる者予を送りて王丸村の社人中津文庭の家に到れるに、其時には然る由有る神ぞとは心も著かすて有りしかば、道を急ぎて得詣でざりしこそ心残りなる事なりけれ。其第六孔大寺山は同書に池田村に屬せり、宗像山の北に續ける高山なり、山の八分上に孔大寺權現の神社有り、池田村より十町許有り、是和州吉野の藏王權現と一神なりと云ふ、其鎮座の初め知れず、山頂に大穴有り、故に孔大寺と號すと云ふ（下略）と有り、右の藏王と云ふは祭神少彦名命に御在し坐せり、又大穴有に依て孔大寺と云ふと云へる、然る穴も有るべきなれども心行かぬ事なり、大穴持命少彦名命を祀れるに就て然る説も出來れるには有らむ、寺僧は然る跡無し説を云ふ者なれば其意を反して考ふ可し、（萬葉六に天平二年庚午冬十一月大伴坂上郎女發帥家上道超筑前國宗形郡名兒山之時作歌一首、大汝、少彦名能、神社者、名著始鷄目、名耳乎、名兒山跡負而、吾戀之、千重之一重裳、奈具佐末七國と詠めるは、右とは異なる所には有れども、當郡に此二神の由有る證と爲すべし）其第七稻庭上は未考へず、○神名式に筑前國御笠郡竈門神社（名神大）八幡本記に「祭神玉依姬命を祀る是なり、此社の下に益影井とて清水涌出づる岩穴有り、東西四尺有餘南北三尺に過ぎたり、其水清淨にして増減無し、衆人此水を以て顔を照らすに老顔と雖も少壯の如し、故に益影井と云ふとかや、是則神功皇后の産湯に用ひ給ひし水となむ、此を以て左殿に神功皇后右殿に八幡大神を祀りて相殿とす」と云へり、此説の如くは其祭る所八幡三所にも異らざる者なり、又其益影井も宇佐男山等の石清水に同じければ、何れにしても玉依姬命は三女神に御在し坐す事違ふ可からずなむ、又此竈門山を寶滿山と云ふも其玉依姬命の御名に因て作れる山名ならむかし、神社本記に寶滿明神恐三女神也、竈門山清水在峰、玉依姬鎮座也、謂益影井と所見た

り、（猶又竈門神社を髓に玉依姬命にして三女神に渡らせ給ふと云ふ事を知る則有り、其は二十一社註式に箱崎宮を一應神二聖母三竈門と有るを、八幡本記に「同宮神功皇后を中殿に祭り、左に姫大神右に八幡大神を祭る」と云へる、其所在は違へれども聖母は神功皇后を常に然申せるなれば右の竈門は姫大神に當れる者なり）續後記に承和七年丙午朔丙寅授筑前國從五位下竈門神從五位上、文德天皇實錄に嘉祥三年十月乙卯辛亥授筑前國竈門神從五位上と有り、然れども前後共に同じ位階なる可き事有るまじければ正五位下の誤なり、三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申奉授筑前國正五位下竈門神從四位下と有るを合せて曉る可し、中右記に嘉承元年十一月筑前國竈門神正一位と見えて百練抄亦此に同じ、（因に云ふ此には由無き事なれども竈門山より西南に背振山と云ふ有り、土人云、「背振山に神功皇后三韓征伐の時陣を張り給ひし御跡有り、山嶺に少平地有り此所海上より遙に見渡さるゝ所なり、山半に辨財天社有り」と云へるは、此も宗像神に御在し坐するべきが、此は神代に御父大神に従ひ奉らせ給ひ此國に御在し坐し、所以に申して後に筑紫より招奉れるなむめり後の條に註し奉りてむかし）○筑後國には式社に所見たる三井郡高良玉垂命神社（名神大）と有る、此即三女神に渡らせ給ふ由筑前國福成神社記を得て後の條に委しく明らめ奉るが如く、其本社は本國神名帳に、三瀨郡正六位上玉垂媛神と有る此なり、大神の其始水沼に御在し坐し、舊地なる謂にや、猶同帳に正六位上宗形神宗形若草神宗形御井天社と此三社何郡なるか知り難し、御井郡從五位上宗形金己呂神宗形神、三瀨郡從五位下宗像神、山門郡正六位上金凝神宗形本神、上妻郡正六位上宗形神、三毛郡從五位下島神など所見たれども今此を知るべからず、此第三一書に三女神の御事を此筑紫水沼君祭神是也と見えたるは、和名抄郡名に三

瀦（美無萬）と有り、又三瀦郷も有れば、其三瀦郡なるぞ御紀に所見たる所には有べき、（此を宗像本社之事と爲るは深く思はざる者なる可し、今水沼と云ふ地に弓頭神社と云ふ有り、本國神名帳に名頭神社と出でたる社なるが、此社地元水沼なりし時は一の島にて有りしと云へり、若くは馬頭は女齋ならば其などや水沼君が祭る神なりけむ、又御船山に玉垂髮命と申す大社有り其かとも云へり）○豊前國宇佐郡比賣神社（名神大）謂ゆる八幡三所の姫大神に御在し坐して第三一書に即以日神所生三女神者使降居于葦原中國之宇佐島矣と有る是なり、此も宗像大神に御在し坐せば此に註し奉らむと爲るに、摠て八幡宮の御事は、一郡に束ねて註さむむ宜しかる可きと思成りて皆下の條に任ねつ、（但此にも打任せては八幡宮と云はずして、其宗像大神を祀奉る御社を後に某八幡宮と云ふ限りは擧げて註し奉れるなり）又豊前國企救郡に速柄神社と申す御在し坐す、社傳に本殿三女神左彦火々出見尊右葦不合尊豊玉彦命豊玉姫命を祀奉ると云へり、神社考詳節に彦火々出見尊也と云へるは傳聞の説にて能も正さざる者と所見たり、猶此御社の御事委しくは傳八長門國住吉荒魂神社の事に因有りて已に註せり、（此社傳は安政元年八月十四日予長門國赤間關に在りて、白石資陽資興有馬普通など相伴ひて詣奉り、其社人に就て親しく問正せる趣なり）○神名式に肥前國松浦郡田島坐神社（名神大）社説に宗像同體と云ふと云へり、筑前國宗像神社三座の中に、邊都宮はしも田島村に御在し坐して田島社と申奉れば、此神社を宗像同體と申す事甚其謂有りと云ふべし、神階の御事は三代實錄に清和天皇貞觀元年正月廿七日甲申奉授肥前國從五位下田島神從四位下、同二年二月八日己丑進肥前國從四位下田島神階加從四位上、同十五年九月十六日戊寅授肥前國從四位上田島神正四位下、同十八年六月八日癸丑授肥前國從四位

上田島神正四位上と所見たり、諸社一覽に上松浦下松浦共に鏡宮と稱す、田島神社は上松浦と云ふと云へり、（鏡宮とは肥前風土記に昔氣長足姫尊在松浦山、遙覽國形勅祈云、天神地祇爲我助福、乃用御鏡安置此所、其鏡化而爲石而在山、故名曰鏡宮と見えたるが如し、然るに分類年代記に松浦社者鏡宮也、肥前國號松浦神社仲哀天皇弟稚武王也と有れども、其謂れ甚詳ならざる事なり）又清和天皇實錄に貞觀十三年四月三日己卯授肥前國正六位上宗形天神從五位下、同十五年九月十六日戊寅授肥前國從五位下宗形神從五位上と所見たり此社松浦郡田平村摠社宗形明神是なりと云へり、

右安政三丙辰年十月六日始十二月廿九日終焉、中間依莊内酒肆之事公私忿忙彼此繁雜而不能力也、予也關係其事者應于門人之請也、眩私欲而不致意也、神明幽察焉云。

日本書紀傳 十四之卷

穗積重胤謹撰

神代上第十四 瑞珠盟約章

一書曰。日神本知素戔鳴尊有武健陵物之意。及其上至
 便謂弟所以來者非是善意必當奪我天原乃設
 大夫武備。躬帶十握劍九握劍八握劍。又背上負鞞。又臂著校威
 高鞞。手握弓箭親迎防禦。是時素戔鳴尊告曰。吾元無惡心。
 唯欲與姊相見。只爲暫來耳。

此一書はしも又別に異なる傳にして、大抵は第三一書の類説と云ふ内に又同じからざる所有る者なり、偕此に三劍有りて三女神の所生坐せる物根なる趣は、此と彼と二傳に有る耳にして佗に見えざる事なり、神祇本紀にも此事を書せれども、彼は此御紀より取れるなれば信みには成す可からざる有りける、其上此三女神次の五男神の物根はしも已

に傳十三に論め云へる如く、第二一書に所見たる三女神は瓊に五男神は劍に依て成出御在し坐せる傳なむ事實に符合へれば、其を以て正説と立つる時は猶更に三劍と云ふ事甚々疑しくなむ所思えたる、(此を神代卷口訣に初めて帶三劍異説と註されて疑はれたり、先見と云ふべし、正書に天照太神乃素戔取素戔鳴尊十握劍打折爲三段と有るぞ古事記にも合ひて正しきを、其に因て成坐せる五男神も實には三男神に渡らせ給へれば又其にも合へり)又此と第五一書には更なり、下章第三一書なるも然にて、物實を相易へさせ給へる御事無くして二大神共に御自の御物を食て御子を成させ給へるに成るなり、鬚華山蔭に「此傳々の趣にては各々某々の物實なれば、皇統は素戔鳴尊の御末にこそ有りけれ天照太神の御末には非ず如何、斯る異説は擧げらる可くも思えず」と云はれたる實に然る言なり、抑掛まくも甚も可畏き天津日繼の御事はしも、此より以前に天照太神素戔鳴尊二大神の御中に御生坐せる珍貴の大御子を以て定奉らせ給ふ可き幽契有りし御事なれば、日太神のみの御子と有りても素戔鳴尊のみの御種と有りても、何れか偏りては立たせ御在し坐すまじき事、已に傳六、八、十三に委しく註せるが如し、然れば此物根を相易へさせ給へる趣ならぬぞ言に斷えたる僻傳と云ふ者なりける、(古史徴にも此事を大に尤められたり、此は此章の中に最第一と有る重き事なるを、古より以來深く沙汰せる事の聞えざるは等閑なる解説と云ふべし、此に就ても本居平田二大人の學の至れるを仰ぎ尊む可くなむ、但少見る所有りて、下に論へる事有り、考合す可きなり)○武健陵物は正書に天照太神素知其神暴惡と有るに當れり、武健は多祁久志氏と訓み來れるに従ふ可し、正書に神性雄健と見え、雄略天皇御紀には仇健過人と云ふ語も見えたり、此説傳十三に云へり、○陵物は物を犯す事を云ふなり、次に汝心明淨不有陵奪

之心者と見の陵の例は神武天皇御紀に遂使_レ邑有_レ君村有_レ長各自分_レ疆用相_レ凌_レ蹠_レと有るを、景行天皇四十年御紀にも右と同じく、其東夷也識性暴強凌犯爲_レ宗、村之無_レ長也邑之無_レ首、各貪_レ封堺_レ竝相盜略と見えたるにて陵の義を思ふ可し、神功皇后御紀には奸暴勿_レ聽と有りて此には暴を訓み、靈異記中に有_レ力女_レ爲_レ人大也云々、力強當_レ百人云々、恃_レ己力_レ凌_レ弊於往還商人_レ而取_レ物爲_レ業と有る、凌弊の下の弊を師信太計と有り、又名義抄には武字に志能久と云ふ訓有るをも合せ考ふ可き者なり、(又神功皇后御紀に未_レ嘗聞_レ海水凌_レ國と、此には凌を能褒流と訓みたれども犯の義に用ひたる者なり、纂疏に陵犯也、侮也、物猶_レ言_レ人物_レ也と有り、偕此字通證に晋書周嵩傳每以_レ才氣_レ陵_レ物と有るなり)萬葉三(二十三丁)に奥山之、菅葉凌、零雪乃、六(三十三丁)に奥山之、眞木葉凌、零雪之、八(四十七丁)に宇陀乃野之、秋芽子師努藝、鳴鹿毛、又(五十七丁)高山之、菅葉之努藝、零雪之、十(三十二丁)に天川、白浪凌、落沸、速湍涉、又(三十九丁)敷野之、秋芽子凌、左牡鹿鳴裳、十九(三十七丁)に伊波世野爾、秋芽子之努藝、馬並など有るを合せて其義を思ふに、志奴久は押付くる意なるにて本は押退なる可し、此に陵奪と云ふ語有るも押退けて我物に爲る意なればなり、(名義抄陵の訓の中に志能久と有るは本よりにて、曾志流とも祁賀須とも志理叙久とも能叙久とも於加須とも有り、又凌字にも志能久とも志間多久とも於加須とも志理叙久とも云ふ訓の有るをも考ふ可き事共になむ)○意は漢籍に誠意と有る訓に許々呂婆世と有る此も其如く訓みて有るべし、御紀に景迹をも然訓み、今古今集物名にも「許々呂婆世をば」を心世蕉葉に係けても詠みて古言なり、此語は心馳と云ふ事にて心の赴く道有りて自然に其行く所有るを云ふなり、(又意字に許々呂婆間と云ふ訓有るは心延と云ふ事なり、

志を許々呂邪志と云ふは心差と云ふ事にて、共に心を本として云ふ語なり、又意氣は心立なり、氣質は心向なり、斯る類猶多在れど其因々に云ふべし)○上至は能褒理伊傳麻須と訓むべし、此にては至字伊多流と訓むべきに非ず、偕此は正書に素戔鳴尊昇_レ天と見えたる是なり、此訓例は古事記(白檮原宮段)に從_レ其國_レ上幸而於_レ阿岐國之多祁理宮_レ七年坐、亦從_レ其國_レ遷上幸而於_レ吉備之高島宮_レ八年坐、故從_レ其國_レ上幸之時(中略)故從_レ其國_レ上幸之時、經_レ浪速之渡_レ而泊_レ青雲之白眉津、又(玉垣宮段)引_レ越御船逃上行也など見えたる、上幸をも上行をも記傳に然訓れたるに依れり、(但此は鄙より中洲に上る事を然云へるにて天に上る事には非ざれども、後には諸國より皇都の方に行くを能褒流と云ふ常の事に成れるも、天神御子の御在し坐す所なる故に云ふなり)○及は正書に至_レ聞來詣之狀_レと有るに當れり、此を及と訓むは漢籍めかしくて如何なる事ながら、然訓むより外無ければ然有るなり、下章第二二書に及_レ至_レ日神當新嘗之時_レと有るなど共に淤與夫と訓むべき所なるなり、神武天皇御紀に及_レ至_レ年四十五歲_レ云々と有るを、緩靖天皇御紀に至_レ四十八歲_レ云々と見えたる、此を合せて至_レ及_レと其義異ならざるを曉る可き者なり、(右の如く至と同じきを以て思ふに、及は大寄にて至の往足なる如く、其所に行届きたる義なるにや、又古書中に多く及字を麻傳と訓付くべき所有るも同じ)萬葉二(十五丁)に遺居而、懸管不有者、追及武と有る、及は上章第六一書に及_レ之と見え、又古事記に追斯伎斯と有るも同じ事なれば、斯伎と訓む事にては有れども、其も至と同じきなり、又九(二十二丁)に今日爾、何如將及、筑波嶺、昔人之、將來其日毛と有る、將及も將至と云ふに異ならざる者なり、(但八洲起元章に即對馬島壹岐島及處々小島皆潮沫凝成者矣と有る類の及字を淤與備と訓むは漢籍風なり、又字の如く訓むべき

事云ふも更なり。○謂此字の事已に傳十三に云へり、此を淤母富佐久と訓めるは然る言ながら今少し足はず、淤母富斯米佐久と訓むべし、續紀第一詔に隨神所思行佐久止詔、第三詔に食國法母傾事無久動事无久渡將去止奏母所念行佐久止詔などを始めて數知らず多在り、淤母富須を延べて然云へるなり、借言の下にては所思行須と云ひて終むるを、語の上に在るをば所思行佐久と云ひて言を起し下に續くるは、右の第三詔に朕子天皇乃詔豆羅久云々、答曰豆羅久云々、など有る同例なる者なり、(萬葉十四駿河國歌に佐奴良久波、多麻能緒婆可里、古布良久波、不自能多可禰乃、奈流佐波能其登と有る如く、歌にも多き事にて、如此く言を延べて云ふは其語の上に多く有る事にて、此も上に置くは意緩なる爲なり、能々其義を思ひ別くべし) ○弟を那勢能美許等と有れども、正書に吾弟と有ると同じく訓むべし、○弟所以來者非是善意は、正書に吾弟之來豈以善意乎と有るに異ならざるを、少か文を換へたる耳なり、借此を右には宇流波志伎心と訓みたれども、又本の任に與伎心と訓みても有りぬ可き考有りて下なる惡心の下に註せるが故に今は換へて然訓みつ、但來字は下に只爲誓來耳、と有ると共に麻草久流と訓むべし、其說傳十三に出づ、○必當奪我天原は正書に謂當有奪國之志歟と有る國にて、其即高天原を云ふなり、天原と云ふ例は下章第三一書に如生男者予以爲子而令治天原(中略)便取其六男以爲日神之子使治天原と有る此同じ事を如此則可使男御天上(中略)請姊照臨天國自可平安、且吾以清心所生兒等亦奉於姊とも有りて天國とも云ふなり、垂仁天皇二十五年御紀に所見たる大倭大神の御言に天照太神悉治天原と有り、萬葉二(二十七丁)に天原、石門乎開、神上、上座奴(一云神登座爾之可婆)三(三十七丁)に久堅之、天原從、生來、神之命と有るなどは、傳

八に註せるが如く天照太神の御在し坐す天日の御國を高天原と云ふに同じ、(古事記石屋戸段に爾高天原皆暗、葦原中國悉闇と云ひて、中に因吾隱坐而以爲天原自闇、亦葦原中國皆闇矣と見え、下に故天照太御神出坐之時、高天原及葦原中國自得照明と有る是なり)又萬葉二(二十三丁)に天原、振放見者、大王乃、御壽者長久、天足有、三(二十二丁)に天原、振離見者、白眞弓、張而懸有、夜路者將吉、又(二十七丁)天原、振放見者、度日之、陰毛隱比、照月乃、光毛不見、白雲母、伊去波伐加利、時自久曾、雪者落家留、六(二十七丁)に山葉、左佐良稷壯子、天原、門度光、見良久之好裳、九(十三丁)に天原、雲無夕爾、烏玉乃、宵度月乃、入卷悞毛、十(二十九丁)に天原、往射跡、白檀、挽而隱在、月人壯子、又(三十丁)天原、振放見者、天漢、霧立渡、十三(十七丁)に天原、振左氣見者、黑玉之、夜毛深去來、左夜深而、荒風乃吹者、立留待、吾袖爾、零雪者、凍渡奴、又(二十八丁)荒玉之、立月每、天原、振放見管、十四(四丁)に安麻乃波良、不自能之婆夜麻、十五(十九丁)に安麻能波良、布理佐氣見禮婆、欲曾布氣爾家流、十八(三十四丁)に往更、年能波其登爾、安麻能波良、布里左氣見都追、十九(十三丁)に天原、振左氣見婆、照月毛、盈昃之家里など所見たる天原は此とは異にて、傳二、傳五に註せるが如く、唯虛天を指して高天原と云ふに同じき者也、(但記傳三卷に天原と云ふと高天原と云ふとの差別を立てられたる説有り)と雖も、其は上に已に委しく云へれば今註す限に非ず)○大夫江家本に丈夫に作り、纂疏本にも丈夫と有りて、丈夫猶言大丈夫、孟子所謂威武不能屈者也と云ふ御説有り、但此に大丈夫と有るを強に誤とは云ひ難かり、萬葉一(八丁)に大夫登、念有我母、又(二十六丁)大夫之、得物矢手挿、又(二十八丁)大夫之、輒乃音爲奈利、二(十五丁)に大夫哉、片

戀將爲跡、又歎管、大夫之、三(三十四丁)大夫之、弓上振起、又大夫乃、手結我浦爾、又(四十三丁)大夫爾、認有神會、又(五十八丁)大夫之、心振起、四(三十六丁)に大夫者、戀水定、六(十六丁)に大夫之、情者梨荷、又(二十四丁)大夫跡、念在吾哉、又(二十八丁)大夫之、禱豐御酒爾、又(三十丁)大夫者、御鴉爾立之、又(三十八丁)大夫之、高圓山爾、七(三丁)に大夫之、弓上振起、又(十六丁)大夫乃、手二卷持在、九(三十六丁)に大夫之、荒爭見者、十(十六丁)に大夫之、伏居歎而、又(十八丁)大夫爾、出立向、十一(二丁)に大夫乃、思多鷄備氏、十七(二十二丁)に大夫之、情布理於許之、十八(二十一丁)に大夫乃、伎欲吉彼名乎、又(二十三丁)大夫能、許々呂於毛保由、十九(十一丁)に今日者久良佐禰、大夫之徒、又(十四丁)大夫夜、無奈之久可在、又(十五丁)大夫者、名乎之立倍之、又(二十七丁)大夫之、語勞美、又(二十八丁)情盡莫、大夫爾之氏など如此く多く見えたる中には丈夫と有りけむが大夫と成れるも有るべけれども、皆がら然とも云ひ難かりければ此を以て大夫と作りし事を曉りてよ、(唯右に引ける外には四卷に丈夫毛、如此戀家流乎、又丈夫之、思和備乍、又丈夫跡、念有吾乎と有る三は丈夫と作り、然れば此の大夫は大丈夫の丈を略きて書る者なる可し) ○武備は下章第三一書に乃躬裝武備と見えたる是にて、正書に乃結髮爲髻縛裳爲袴云々と有る如く、皇太神の大御身を大丈夫の武く雄々しき狀に裝はせ給へる御事なり、欽明天皇二十三年御紀に平安之世刀劍不離於身蓋君子之武備不以己と有るを以て上古の武備と云ふ事の狀を知るべし、備とは戎具を整備ふるを云ふなり、神武天皇御紀に具兵甲將與決戰と有る類の語共紀中に多在り、又古事記(明宮段)に聞其兄備兵(中略)更爲其兄王渡河之時具鎗船機と云ふ

事見え、續紀第三十四詔に朝廷乎動傾止之天兵乎備時とも有り、又軍防令に凡兵士每火(中略)每五十人火鑽一具熟芥一斤手鋸一具、每人弓一張弓弦袋一口副弦二條征箭五十隻胡籥一具大刀一口刀子一枚(中略)脛巾一具鞋一兩皆令自備(謂紺布幕以下並皆私備也)と見えたる、此を以て武備の較略を辨知る可し、又凡軍營門常須嚴整、呵叱出入、若有勅使皆先通軍將、整備軍容然後受勅とも、又凡軍將征討須交代者舊將不得出迎當嚴兵守備とも所見たり、(但此二は一人の身の武備を云ふに非ず、總軍の事に云ふなり、今も兵士を整ふるを備を立つると云ふに同じ、此事雄略天皇九年御紀に會兵復大振と見え、舒明天皇九年御紀にも於是散卒更聚亦振旅焉など見えたる登々能布にも似たる言なり) ○設は麻祢給比氏と訓むなり、倍此設と云ふ言はしも豫めに物を備へて待構ふるに云ふなり、古事記(八俣遠呂智段)に種々の支度有りて其下に如此設備待之時云々と有るが如く、多くは設備と續く言にて、此に設武備と有るも共に同じ云様なり、又神武天皇御紀にも大設牛酒以勞饗皇師焉と有り、又神功皇后御紀の儲弦を古事記には爾自頂髮中探出設弦(一名云宇佐由豆流)更張追擊と有り、又同記(明宮段)に於是大山守命者(中略)有殺其弟皇子之情、竊設兵將攻、爾大雀命聞其兄備兵(下略)とも見ゆ、萬葉には二(三十丁)に毛許呂裳遠、春冬片設而幸之、九(二十八丁)に狹丹塗之、小船儲、玉纏之、小梶繁貫、十一(四十七丁)に儲溝方爾、吾將越八方、十五(十丁)に麻多母安比見牟、秋加多麻氣氏、十九(十九丁)に春麻氣氏、念繁波など見えたる、此等は設をも儲をも共に麻氣底と訓む可き證なり、然るに十八(三十四丁)に和多理母理、布禰毛麻宇氣受と見えたるは更なり、此の訓にも又名義抄なる右の二字の訓にも麻宇祁又麻宇久とも有るは謂ゆる音便と

云ふ者の如く今迄思ひし事にては有れども、熟思ふに右の萬葉なるは歌詞なるに依りて字數の限りし有りければ自然に約れる者にして、其語の本は眞受と云ふ事なる可し、物を設備るは受納る所所有るを以てなればなり、然れば麻宇久本語にて麻久は略語なる者なりけり、(右の麻宇久を今口に唱ふる所母袁久の如くなる故に音便めかしくも聞成さるゝを正しく慥に麻を呼ぶ時は眞受と聞ゆる者をや、但大同類聚方に美豆波能民區日乃安治萬計奈判と有れば、又麻祁とも常に云へりしなりけり) ○躬を美爾と訓みたれども甚々不禮く可畏き御事なり、大御身爾とも訓奉ら將欲しき所なれども、唯に御身爾と訓みて有りぬ可し、萬葉二(三十四丁)に武備を設給へる事を、大御身爾、大刀取帶之、大御手爾、弓取持之と有る是なり、此外にも太刀は身に帶く物なる故に發語に多く有りて、同卷(三十一丁)に劔刀、於身爾不寢者、又(四十一丁)劔刀身二副寢價牟、四(三十二丁)に劔大刀、身爾取副常、十一(二十六丁)に劔刀、身爾佩副流、大夫也、又劔刀、身爾妹之、十四(二十三丁)に都流伎多知、身爾素布伊毛乎と有るなど是なり(此躬字を天孫降臨章第二一書に躬披瑞之八坂瓊而長隱者矣と有るを、美爾と訓ては其義明ならざれば彼は美豆加良に用へるなり) ○十握劔正書に見ゆ、○九握劔は此と第三一書の外は見當らず、○八握劔天孫本紀に出でたる十種神寶の中にも此名見ゆ、又景行天皇十二年御紀に拔磯津山賢木、以上枝挂八握劔、中枝挂八咫鏡、下枝挂八尺瓊なども見えたり、○帶は上章第六一書に見ゆ、傳八に註せり、偕天照太神の此の時の武備を設させ給へる中に、如此く十握劔九握劔八握劔の三劔を帶させ御在し坐せる趣なれども甚疑はしき事なりけり、思ふに正書に十握劔の事を打折爲三段と云ふは鋒と刃と鐔と三刻みに折らせ給へる事なるを、古の如何なる人か思ひ僻めて十と九と八との段と思

違へたるより、右の如く三劔とは傳へ混らしたりけむ、甚々心得難き事になむ有りける、通證に帶三劔者猶今大刀短刀及馬手挾也と云へるは、合へる如くなれども決めて遠き天津神代の昔には如何有む、(清原宣賢朝臣説に「十は陰數九は陽數なり、上と下とは陰にて中は陽、易に在りて坎卦の象なり、一水の徳は坎なり、坎の子方に一氣起る時一陽來復して萬物生成するなり、故に大道一元の根源か」と易に當て云はれたるなど殊に拙き者なり、此劔に因りて御子の生坐せるは後の事なり、此時素戔鳴尊は御敵とも何とも別難かりし故に武備を設させ給ふにこそ有りけれ、何ぞ然る理迄を考へて三劔を帶させ給ふ事の有らむ) 又正書に振起弓彌急握劔柄と見えたるは、劔柄に御手を掛させ給へる御事を申すなれば、其左御手に弓彌を振起し御在し坐す上は何れの御手を空しく爲てか三劔共に執持たせ給ふとか爲む、但此には弓矢を左右の御手に取給へれば右とは別にて、素戔鳴尊を待奉らせ給ひて三女神を生給はむ料に三劔を帶させ給へると強説も成さば成りぬ可き事なれども、其は後の事にて、御誓よりは此にては御防禦の御爲にてし有りければ、然は云はれぬ所になむ有りける、(古には其用ひさせ給はむ限りの物をしも携へ持たせ御在し坐せるにて、今世に伊達道具と云ふ物の如く唯其裝飾の爲に持する事は無かりき、但又此を助けて見る説も有り、後の條に云ふべし) ○又背上負鞆、又著稜威高鞆は正書に、又背負千箭之鞆與五百箭之鞆、臂著稜威之高鞆と有るを略記せるなり、傳十三卷に就て已に註しつ、○手握弓箭は御手爾弓箭乎取持志氏と訓むべきなり、天孫降臨章第四一書に手握天梶弓天羽々矢及副持八目鳴鏑と有るも此を合すれば捉持弓矢と云ふに成るなり、又萬葉二(三十四丁)に大御手爾弓取持之、又(四十四丁)梓弓、手取持而、大夫之、得物矢手挿、立向、高圓山爾、十八

(二十一丁)に梓弓、手爾等里母知且、劔大刀、許之爾等里波伎、十九(四十丁)に手束弓、手爾取持而なども見えたり、(右の握字を登理母知氏と訓むは如何なる事ながら、二十卷嘯族歌に波自由美乎、多爾藝利母多之、麻可胡也乎、多波左美蘇倍且と有りて、此に登流と云ふ事を爾岐流と有るにて知るべし)○親は上章第十一書に見えて傳十一に云へり、此は正書に徑詰問焉と有るが如く御軍人を先立させ御在し坐さずして大御身自直に出向はせ御在し坐して其防禦を成し給へる趣なり、偕正書第二、二書下章第三、二書等の趣は、皇太神の御方にも素戔嗚尊の御方にも許多の御伴人有る中より勝り出て二天神の御身自に御問答の御在し坐し、狀にては有れども、此にては甚く其事を略記されれども、親と云ふ一言にて御方の神々を數多率ゐさせ御在し坐し、御事は測り知り奉らるゝ者なり、猶傳十三に云へり考合す可し、(其は上章第六、一書又古事記に所見たる伊弉諾尊の黄泉國に幸行て逃歸らせ給へる時に、伊弉册尊より泉津醜女と云ふ謂ゆる八雷神を遣はして令し追給へれど、伊弉諾尊に逐れ奉りて引返り、又其八雷神に千五百之黄泉軍を遣して令し追給へれども、又右の如くに逃歸れるは伊弉諾大神の大御稜威に打勝奉る可き力足らざるが故なり、所以に後には伊弉册尊御自追來坐して其泉津平坂にして千人所引磐石を中に置いて相對立して絶妻之誓を立てさせ御在し坐し、と同じ事にて、此にては素戔嗚尊はしも皇太神にこそは及ばせ給はざりけれ、然れども共に二柱御祖神の珍子に渡らせ給へるが故に、皇太神こそは有りけれ並々の佗神を以て防禦ぎ抑止め奉り給ふ可き神にては御在し坐さるが故に、皇太神の御親其所に立向ひ幸行て其防禦を成し給へるなり)○迎は上章第九一書に出迎と有るに同じ、傳十に云へるを猶委しくは此第三一書に日神與素戔嗚尊隔天安河而相對乃立と云ふ文の下に註ふ可し、下の條見る

可し、○防禦は私記には不佐久と有れども、布世岐給比伎と訓むべし、此言は塞を布佐具と訓むに同じく物を塞ぐが如くして障遏むるを云ふなり、例は天孫降臨章に如吾防禦者國內諸神必當同禦、今我奉避、誰復敢有不順者と見え、又御門祭詞に自上往下護利、自下往下護利、待防掃却言排坐兵、又清和天皇實錄貞觀八年七月六日班幣南海道諸神告文に、今亦火災兵驚御病事等有止ト申利、如此咎災乎波皇神達乃厚護惠爾依天防掃給部之止念行之天禱申給希など有り、桐壺卷歌にも「荒き風防ぎし蔭の枯れしより、小萩が本ぞ靜心無き」とも見ゆ、皆用ひたる意は同じき者なり、名義抄に防を布世具とも佐麻多具とも布佐具とも見え、禦を布世具とも登杼牟とも有るを考合せ、又傳八に説ける塞字の義をも思ひ合せて曉る可くなむ、(又字鏡集に譬をも閉をも布佐具とも布佐賀流とも訓み、又閔をも布佐具又登杼麻流と訓みたり、此を布多具と云ふのみ古言と心得らむは固陋なり、布世具と布佐具と音の通へるをも思ふ可き者なり、偕此防禦の字西都賦に見えたり)○吾元無惡心は正書に吾元無黑心と有ると訓も義も少も異ならざる事已に傳十三に委しく註せるが如し、然れども此には此惡字を伎多那伎と訓めるを、下なると第二一書なるとは字の任に阿志伎と訓みたり、然れば其對なれば上なる善意の善も與伎と訓むべき所なるなり、大殿祭詞別に邪意穢心無々とも有りて阿志伎と伎多那伎とは大抵に同じき言なるが故に、古に惡字を然二様に訓ませたりし者にて善字をも宇流波志伎又與伎と訓むに等しかる可し、然れば此の惡心は阿志伎心と訓み、右の善心を與伎心と訓みたらむも少かも僻事には非ざる可し、(然れども何れを是非としも云ふにて非ざれば、通はして訓むに何でふ事かは有らむ、且萬葉一卷に御心乎、吉野乃國と有るを以ても、心に與志又與伎と云ふ語有る事知らる、然れば其反對なる阿志伎心

と云ふ語も正しく當れる訓なるなり。○唯欲_ニ與_レ姊相見_ニは正書に但父母有_ニ嚴勅_ニ將_ニ永就_ニ乎根國_ニ、如不_ニ與_レ姊相見_ニ、吾何能敢去と見えたる、其は慷慨みて反語に云へるを、此は其事を直に言下せる者にて、第二書に實欲_ニ與_レ姊相見_ニと有るも此に同じ、此二を合せて此の唯は實の意に見て有りぬ可き所なるなり、(若て此唯より下の來耳に應ふるなり、次に只字有れども其は爲_レ誓_ニへ引續く語なる故に唯と只と重りても事は別異なり)○只爲_レ誓は多陀志麻志と續け訓むべし、此は正書の首に素戔嗚尊の御父大神に請申し奉り給へる御言に、故欲_レ誓向_ニ高天原_ニ與_レ姊相見而後永退矣と申給へりし御事を取て聞え上げさせ給へるなり、然るは皇太神の此時の大御言に弟所_ニ以來_ニ者非_ニ是善意_ニ、必當_レ奪_ニ我天原_ニと詔給ひて武備を設け御在し坐し、故に、其大御心を閑めて只爲_レ誓來耳と事を限りて申させ給へるなり、固より御母神の御在し坐す根國底國をしも志し御在し坐せるなりければ、此時の御心は實に然こそ有りけらし、然るに如此く聞えさせながら高天原に良久しく留り御在し坐す御事に至れるは、此御誓の御事に依りて其誓約の御中に御子生坐しけるが、皇太神の皇太子と定まり給へるに就ては天津日繼の齋庭の瑞穂を求めに保食神の許に遣はされなど、止事を得ずして降坐の時の自然に延はりたりつる者なりけり、(只爲_レ誓と云ふ事は允恭天皇八年御紀大御歌に阿麻咩絆泥受迹、多儂比等用能未と謠はせ給ひ、又萬葉十に、年之度爾、直一夜耳など有に同じく其假初なるを云へり)○來耳は麻章伎都良久能微登白給比伎と訓附くべきなり、古事記に僕者無_ニ邪心_ニ(中略)爾大御神詔、汝者不_レ可_レ在_ニ此國_ニ而神夜良比、夜良比賜、故以_レ爲_レ請_ニ將_ニ罷往_ニ之狀_ニ參上耳無_ニ異心_ニと見えたるを、此に假りて只爲_レ誓來耳、無_ニ異心_ニと三字を姑く此に補ひ見る時は、此の趣甚明らかなる者なり、其事を説きて記傳七(四十四丁)に「始に無_ニ邪

心_ニと白して、又此に如此く無_ニ異心_ニと申し給ふは、今申しつる事の外に別意趣は無しとなり」と云はれたるが如く、實に固よりして異心の御在し坐て參上らせ給へるに非ず、長き御別を告げ奉らせ給はむ御心に御在し坐す御事を明らか奉る可き者なり、(然れども其御母神を戀慕ひ奉らせ給ふとして、此國土を治めさせ給ふ御心御在し坐さゞりしからに、一速く暴く惡き神の如くに思はれ奉られ給へるなり)

於是日神共素戔嗚尊相對而立誓曰若汝心明淨不有陵奪之意
 者汝所生兒必當男矣言訖先食所帶十握劍生兒號瀛津嶋
 姬又食九握劍生兒號湍津姬又食八握劍生兒號田心姬
 凡三女神矣

偕此は謂ゆる三女神の成出坐しの異説なり、又一此に異なる傳なむ有りける、其は正書に于時天照太神復問曰、若然者將_ニ何_ニ以_レ明_ニ爾之赤心_ニ也、對曰、請與_レ姊共誓、夫誓約之中必當_レ生_レ子、如吾所_レ生是女者則可_レ以_ニ爲_ニ有_ニ濁心_ニ、若是男者則可_レ以_ニ爲_ニ有_ニ清心_ニと見えたるが如く、此にては素戔嗚尊の御心の黑白未顯はれずして、天照太神に飽くまで疑はれさせ奉り給へるなれば、誓にても何にても心の限り物爲奉らせ給ひて其赤心の程を明らかめ申させ給ふ可き御事なり、然るに此の傳にては其素戔嗚尊の御所爲に就て疑ひ所思し看す日神の御方より道理を立て、若汝心明淨不_レ有_ニ陵奪之意_ニ者、汝所_レ生兒必當_レ男矣言訖云々と有りて、先づ日神の御誓の御業を成し給へるは甚も甚も心行かぬ事なり

けり、(第三、一書にも日神の誓約を立てさせ御在し坐して、汝若不_レ有_レ奸賊之心者汝所_レ生子必男矣、如生_レ男者予以爲_レ子而令_レ治_レ天原也と有るは、卷首にも云へる如く彼と此とは同傳なれば然有るなり)此に就て思ふに、正書に右の如く有るも此一書の如き皇太神の御對無くは有るべからず、又此一書に如此は見えたれども、正書の狀なる素戔鳴尊の御言必無くては事の足はざるを、相共に傳へ漏して其偏の文の有りけむが既に散逸などするに非るか、彼此比按して考ふ可き事なり、然れば傳十三に已に論へる如く、右に引ける正書の文を此文の上に係け、又下に置きて如吾所_レ生是女者則可_レ以_レ爲_レ有_レ濁心、若是男者則可_レ以_レ爲_レ有_レ清心、於是日神共立_レ誓曰、若汝心明淨不_レ有_レ陵奪之意者、汝所_レ生兒必男矣、言訖乃素_レ取素戔鳴尊十握劍云々と續くる時は、素戔鳴尊の男御子を成給ふ對に天照太神は女御子を生み給ひて、然なむ素戔鳴尊の御上にては清明き御心を表はし奉り給ふ御事と成り、又天照太神の御方にては今迄疑ひ所思して得定め難させ給へりし御心の卜を合せさせ給へる御事とは成りぬらむかし、神祇本紀にも右に成せる文の如くなるは正書一書を漏さず集成せるのみにして、作者に作る事の意迄を細かに考記す可き力も有るまじけれども、實に此の理に叶へる者なり、(然るは正書に與_レ姉共誓と見え、古事記にも各字氣比而生_レ子と有りて、其疑はれ奉り給ひながらも御一已にて御生子むとは宣給はざるに、其所由必ずしも無くてやは有るべき、深く心を著くべき所なりける者なり)○相對而立は上章第六、一書に相向而立と有るに同じく相牟伎立志氏と訓むべし、已に傳八に云へり、楮此は第三、一書に日神與_レ素戔鳴尊隔_レ天安河而相對乃立と見え、古事記に故爾各中_レ置天安河而宇氣布と有るが如く、天安河を中に置いて相共に對立させ給へるにて、近く云は_レ河を隔て_レ對陣_レし給へるなり、正書に此河の尋見

えずと雖も、天真名井と云ふは天安河の水沼なる事傳十三に云へるが如し、萬葉十八(三十三丁)七夕歌に、安麻泥良須、可未能御代欲里、夜洲能河波、奈加爾敵太氏々、牟加比太知と詠めるも、記傳に云はれたる如く此の御故事を取出でたりし者にて、右に引ける此の第三、一書に本著きたりし者と所見たり、(此御紀の御撰有りし後は斯る歌詞に至る迄に皆其に依る事にて、右の萬葉の作者の此を捉へて作れると云ふ事の知らるゝに就ても甚尊しかし)○誓は此にては日神のみ誓を立てさせ給へる如く見ゆれども、正書に請與_レ姉共誓と有り第二、一書に請吾與_レ姉共立_レ誓約と有るが如く、素戔鳴尊の赤心を明らかに奉り給はむ爲に誓約を建つるに就ては、日太神に於ても其疑ひ所思し、御心を聞けさせ御在し坐さむ爲に共與に御誓の事を請奉らせ給へるなり、右の二の請字に甚く力入りて見ゆるを以て曉る可き者なり、然れば右にも云へる如く此傳には素戔鳴尊より係けさせ給へりし御言脱て天照太神の答へさせ給へりし御言のみ遣れる事、猶正書に素戔鳴尊の係け給へりし御言のみ有りて天照太神の其に對へ給へる御事無きと同じ事なる者なり、然れば交に相参考へずては其正旨は得難き者になむ有りける、(然らざれば天照太神に疑はれ奉られ給へる素戔鳴尊の御方より、返らまに天照太神の疑はれさせ御在し坐して、素戔鳴尊に先立ちて誓言を立てさせ給へる事と成りて大に事實を過まつに至りなむかし)○若汝心明淨云々は右の素戔鳴尊告曰、吾元無_レ惡心と有るを承けて然宣へらむとしては事足はざる可し、此は正書に于時天照太神復問曰、若然者將_レ何以明_レ爾之赤心也、對曰請與_レ姉共誓、夫誓約之中必當_レ生子、如吾所_レ生是女者則可_レ以_レ爲_レ有_レ濁心、若是男者則可_レ以_レ爲_レ有_レ清心と有るに、對へさせ給へりし御言なる由上に註せるが如し、故右の文より續け見るに、此の若字は然者の義に見て通ゆる所なるなり、(故此

を以て此若汝心明淨の上に必右の意味の詔有りけむが脱けたる事を知るべきなり、斯る由をも考へずして漫に異なる傳とのみ思はむは、思測の至らざるが故なめり。汝心明淨は、古事記に然者汝心之清明何以知と有る其汝心を、記傳に美麻斯能心と訓まれたるに従ふ可し、明淨は右に引ける清明に合せて阿加久伎與久志氏と訓むべし、敏達天皇十年御紀に子々孫々用_レ清明心事奉天闕と見え、續紀第一詔に明_支淨_支直_支誠_支之心以而、第二詔に以_レ明淨心而、第五詔に汝等清_支明_支直_支心以、第七詔に淨_支明_支心乎持具、第四十四詔に已_レ何_支心乎明_支淨_支久_支貞_支謹_支天_支など見えたり、(然れば阿加久伎與伎を此第七詔と古事記とに依りて伎與久阿加伎とも云つ可し、偕此の明淨を本に伎用宇志氏と有れども其は如何なり) ○不_レ有_レ陵奪之意_支者_支は第三_支一書に汝若不_レ有_レ竊賊之心_支者_支と有るに同じ、此は素戔鳴尊の吾元無_レ惡心と申させ給へるに就て、先に日神本知_レ素戔鳴尊有_レ武建陵物之意(中略)非_レ是善意、必當_レ奪_レ我天原と詔へりし御事を直に宣給ひて其御心を詰問はせ給ひて、愈以て其言の如くならばと推て宣給へる所なるなり、(故此は武健くして物を陵ぐと云ふ意も御在し坐す、又我が天原を奪はむと爲給ふ御心も無く御在し坐さばと云ふ義なり) ○汝所_レ生兒必當_レ男矣と有るは、正書に若是男者則可_レ以_レ爲_レ有_レ清心と有るに對_レさせ給へる御言なる事右に註せるが如し、偕下章第三_支一書なる素戔鳴尊の御語にも如有_レ清心者必當_レ生_レ男矣と有りて、下に且姊之所_レ生亦同_レ此誓と有るは甚々心得難き事なるが、且と見ては二神共に男御子を生成し給へるを以て誓の勝驗を定むる事の如く聞ゆれども、其疑はれ奉る素戔鳴尊こそは有りけれ、高天原の大君主宰と御在し坐して其來意を尋ね其曲直を今茲に正し給ふ皇太神の御上に男御子を成し出で給ひて御誓に勝たせ給はむと相競ひ争はせ給ふ御事の何でかは御在し坐さむ、

(此は正書より以來此傳を註し奉るに第一に云はずしては得有るべからぬ太じき事なるに就て、已にも云へるを又此にも少か云なり) 故思ふに姊之所_レ生亦同_レ此誓とは相共に男御子を生み奉らせ給ふ謂には非ず、若我が清明き心の表はれて男御子の生出で坐さむ對に姊尊の生み給へらむは女御子に坐さむと誓ひ申奉らせ給へるなり、同_レ此誓とは如此くして勝劣の無く平坦に在らむと云ふ義を含みて申奉らせ給へるなり、然れば此も下に言を加へて若汝心明淨不_レ有_レ陵奪之意_支者_支汝所_レ生兒必當_レ男矣、我所_レ生兒必當_レ女矣と云ふ意に聞くべき所なるなり、然るに其言の如く日神は女御子を生み給へれども物根は素戔鳴尊の御物なりし故に其御子として授け給ひ、後に素戔鳴尊は竟して男御子を成坐せり、然れども日神の御物根に因て成坐せる故に、皇太子として以傳づき御在し坐して事の運の平和に至れりしは全く二大神共に素より隈々しき御心御在し坐さるるに依れる者なりけり、(又此に反して若汝心惡而有_レ陵奪之意_支者_支汝所_レ生兒必當_レ女矣、我所_レ生兒必當_レ女矣と含みて宣給へりし御心なるをも知らずは有るべからず) ○所生は那佐武と訓むべし、次に生_レ兒と訓み、第二_支一書に生_レ女爲_レ黑心_支生_レ男爲_レ赤心_支と有る生をも那佐婆と訓み、又第三_支一書には所生を古くより字牟とも那須とも交へ訓み、又下章第三_支一書にも生_レ兒と訓み、古事記には此の五男三女神共に生坐せる事を何れにも所成_レと有るなどは是なり、生字を字牟とも阿禮麻須とも訓める常にて、又那須と云ふも此の劔玉よりの御子等の化生坐し、謂のみにては非ず、傳四にも云へるが如く母胎より産出づるをも那須と云ふ事珍らしからざる也、八洲起元章に産_レ生洲國と有るを古事記には生_レ成國土と作れ、大祓詞には國中_支成出_支天之益人_支など見え、萬葉九(三十三丁)に父母賀、成乃任爾、箸向、弟乃命者、又(二十九丁)人跡成、事者難乎、和久良婆爾、成吾身

者とあり、竹取物語にも「己が成さぬ子なれば心にも従はず」と見え、空穗（藤原君卷）に「此春子一人成して菟れ坐しにき」と有るなど是なり、（今俗にも繼父母を那佐奴親と云ひ、又那佐奴父とも那佐奴母とも云を常にて、又繼子をも那佐奴子と云ふなど何れも産むを成すと云ふに起れる語なる者なり）○言訖は古事記（國生段）に言竟と有るを記傳に能理多麻比袁閑氏と訓まれたるに従ひ訓みつ、此字天孫降臨章にも今我云々矣言訖遂隱とも有るなり、（本に此なるを能多麻比袁波理氏と訓み、下卷なるを伊比袁波理氏と訓めるは共に鹿き訓なり）○先食_三所帶十握劍、此にては天照太神の御親取帶せ御在し坐す御劍共を食させ給へるに成り、次に素戔鳴尊も其如くにて其御頸に所嬰給へりし瓊を御自食せ給へる御事に成て共に相對立たせ御在し坐せる所詮無くなむ見ゆめは、上にも云へるが如く此の第一、一書と下章第三、一書及古語拾遺共に實に止事無き大義を已く誤れる者にて、身毛も彌立て甚可畏く所思る御事になむ有りける、（古人と雖も如此過てる事有りて、一向に信み難き所有るなむ味氣無き事なりける、然れども元より狡意を爲て上古の傳を闇まさむと爲る所爲には非ざる可し、唯口々に傳はり行く内に其物根を交易給へりし事の何時しか失ぬる者なる可し、）故思ふに右の物根を相換へさせ給へる御事は正書も古事記も共に唯素取又は乞度とのみ有りて甚粗きを、第二、一書には是時天照太神謂素戔鳴尊曰、以吾所帶之劍今當奉汝、汝以汝所持八坂瓊之曲玉可授予矣、如此約束共相換取と有るが如き御約束共の以前に御在し坐しけむを傳へ漏らせるから、終に二大神共に御親御身に著けさせ給へりし物を食て御子を成し坐せる如くには傳へ混れつる者なる可し、此劍と瓊とを相度し換ふる事に爲る時は、傳十三に已に云へるが如く五男三女神の物根甚分明しき者なり、故其物事に明るき古昔に然る僻

事は傳ふまじかりければ、右の物根を相換させ御在し坐し、傳の亡なりけるより、各其御自己の物より御子は成出御在し坐し、趣にぞ自然に成以て來ぬらむかと所思るなり、然れば此傳も本は劍を食すは素戔鳴尊にて、瓊を食給へるは天照太神に御在し坐しけむを、物根を相換へ給へりし事の亡たる爲に、正書又古事記の如く劍より三女神は生坐し、瓊より五男神は成坐せる趣の傳には成れりけむかし、（斯れば此等の傳々に劍玉を相換させ給へる事無きは、右に云へる如き混れ有る爲にして、却りては第二、一書の傳の如く劍より五男神、玉より三女神の成出御在し坐し、證とも成るべきならむか）○食は正書に齧然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神と見え、古事記にも奴那登母由良爾振瀧天之眞名井而佐賀美爾迦美而於吹棄氣吹之狹霧所成神と有りて右に同じく、又第二、一書にも嚙斷云々而吹出氣噴之中化生神なども有りて、右の趣にては唯に咬咀_{カキツ}きて吹出し給へるなり、（古事記序に寔知懸鏡吐珠、百王相續、喫劍切蛇、以萬神蕃息歟と有りて、此にては劍珠を喫て吐き給へるなり、此喫も咬咀くのみを云へれば、食と等しからず）食字は古事記に訓食云袁須と見え、此にも袁志と假名を附て有り、然るに食を口に入るを波牟と云ひ、口にて碎くを迦牟と云ひ、喉に入るをば袁須と云へり、鷹の餌を袁須と云ふにても知るべきなり、斯れば右の正書古事記又第二、一書等に迦牟と云へるは御口裏に入れさせ御在し坐して吹出させ給へる御事と成れるを、此に食としも云へるは喉内に吞入れさせ給へるを吐出て御子と成し給ふ御事とは成れる物から、猶迦牟の方なむ良はしくは所聞えたる、（但此の記し様の餘りに簡易なるに就ては其食給へる物の御子と化て出させ給へるが如く聞成さるゝなり、克々心を附くべきなり、萬葉十二卷（四十二丁）に妹食序念と有るも、食字を正しく袁須と云ふ例なり）儲食とは佗

物を身に受容るゝ義なるが故に、天皇の天下國土を所知看す御事を萬葉五（七丁）に企許斯遠周、久爾能麻保良敍、十八（十八丁）に伎已之乎須、久爾能麻保良爾など、所開看の賣須に當て袁須と云へり、又古事記に次詔三月讀命、汝命者所知夜之食國、矣事依也、常陸風土記なる香島大神乃御言に我前乎治奉者、汝開看食國乎大國小國事依給等識給岐と有りて、大八島國汝所知食國止事向賜之香島坐天津大神乃云々、又古事記（明宮段）大御命に又大雀命執食國之政、以白賜と見え、續紀第一詔に四方食國乎治奉止任賜幣、第三詔に此食國天下之業乎、第五詔に四方食國天下乃政乎、第十三詔に開食食國乃東方、第十四詔に食國天津日嗣高御座乃業止奈母、第二十三詔に吾孫知食國天下止、第二十四詔又四十八詔第六十一詔に食國天下之政者、第五十一詔に食國之政乃など有るを始として世々の御史に多く見え、又萬葉に又食國と云ふ事多く有りて、一（二十二丁）に食國乎、賣之賜牟登、二（三十四丁）に食國乎定賜等、六（十四丁）に食國乎收賜者、又（十五丁）食國、遠乃御朝庭爾など書し、又靈異記には天下所知食す御事を食國と書て久爾袁斯須と訓り、假字にては、萬葉十七（四十二丁）に須賣呂伎能、乎須久爾奈禮婆、又（四十三丁）乎須久爾能、許等登里毛知底など見えたれば此食は袁須の假字なり、又下に註せるが如く寶劍出現章第六一書に且當飲食を美袁志世牟登須と訓み、又神功皇后御紀元年に進食を美袁志須とも訓めれば、此にても食字を美袁志氏と訓むべくこそ、又其十三年御紀御歌に阿佐濡場齊佐々と詠ませ給ひ、應神天皇十九年御紀歌に宇麻羅耳、枳虛之茂知場勢、磨呂我智と有るは酒を飲み給ふ事を云ふなり、又雄略天皇前御紀歌に飲瀾能古鏡、多信能婆伽摩場、那々陸場紀と有り、場紀は衣裳を著る事を云へるにて、中古に米須と云ふに同じ、（但袁須の假字の事を云はむとて右の如く食國などの

事迄を叢勝しく引出でたるは煩はしきに似たれども、予も事の因みに引き出て説成し、人にも此因に然る事をも知らせむとの老婆心になむ。○瀧津島姫命は古事記に其先所生之神多紀理毘賣命者坐胸形之奥津宮と見えたるが如く、本御名は此にては田心姫命に御坐し坐すを、胸肩の遠瀧に御在し坐すに依りて瀧津島姫命と稱奉れる御名にて、其天降坐してより復に後に其居地に因りて號け奉れる御事なるを、始に及ぼして此に記されたるさへ有るに、又別に田心姫命と云ふ御名を再出されたるは誤なる事其下に註せるを以て知るべし、惛然誤來れる本は第二一書に市杵島姫命是居于遠瀧者也と有りて、次に田心姫命瀧津姫命の二名を出だせるは市杵島姫命を右の奥津宮の神に當てたりし者にて此と同じ狀なる誤なり、又第三一書も然り、瀧津島姫命亦名市杵島姫命と爲る事此亦右と同日の論にして共に誤なる事、傳十三に委しく辨へたるを合せ考へて曉る可き者なり、（御紀すら已に如此し、傳十三卷安藝國佐伯郡伊都伎島神社大神の下にも註せるが彼社はしも此三女神を祭り奉れる中に市杵島姫命を主として祀り奉れる事は社號にも見えて隠れたる所無し、然るに彼社にても此市杵島姫命を長女と爲て瀧津島姫命と云ふ説有りて見えて、田心姫命を伊都岐島中子天神と申し、次に瀧津姫命を宗形小專神と稱へて神階を授け奉らせ給へりし事三代實錄に見えたり、此皆此一書共の傳に依れる者ながら、實には秦氏本系帳に胸形中都大神と申すは市杵島姫命に坐して中津宮の神に渡らせ給へる事已に云へるが如し）瀧津島は第二一書に謂ゆる遠瀧にして第三一書に海北道中と見えたる筑紫海の洋中に在る島名なり、所以に此田心姫命を本として祀り奉れる神社を、神名式に近江國蒲生郡奥津島神社（名神大）陸奥國安積郡隱津島神社など所見たり、右等は等しく三女神を祀りて宗像神社と申奉る中に取分けて瀧津島姫命を立

て齋奉るが故なる者なり、(又上野國神名帳にも甘樂郡從五位上億津宮明神、群馬郡正五位上息津宮明神、群馬西郡從三位上息津宮明神と見えたるも、此瀛津島姫命に渡らせ給ふ可き御事申すも更なり)○瀛津島命、傳十三に云へり○田心姫命第三、一書には田霧姫命と有り、許理と紀理と普通ひて同神なり、右に引ける如く古事記に多紀理毘賣命者坐胸形之奥津宮、次市寸島比賣命者坐胸形之中津宮、次田寸津比賣命者坐胸形之邊津宮と見えれば、此の田心姫命はしも右の瀛津島姫命の本御名に御在し坐す事申すも更なり、然るに此傳は更なり第三、一書にも瀛津島姫命亦名市杵島姫命と混らせる傳有りて其瀛津島姫命を田霧姫命と別神と爲る者は已く古より相誤來れる者なり、(又古事記に故此大國主神娶坐胸形奥津宮神多紀理毘賣命生子阿遲鉏高日子根神、次妹高比賣命と見えたるを、地神本紀には大己貴神先娶坐宗像奥都島田心姫命生一男一女、兒味鉏高彦根神妹下照姫命と有り、此にて田心姫命田霧姫命同神なるを知るべし)猶地神本紀には田心姫命亦名奥津島姫命亦瀛津島姫命坐宗像奥津宮、是所居于遠瀛島者也と有りて、此文古事記の趣にも打合ひて甚正しく慥なる者なり、若て又市杵島姫命亦名佐依姫命亦云中津島姫命坐宗像中津宮、是所居于中島者也と有るからは、瀛津島姫命と申し奉るは田心姫命の御事にして市杵島姫命には御在し坐さざる者なり、(正書一書共に瀛津島命の御事に於ては少かも異なる所無きを、唯田心姫命と市杵島姫命の御上は互ひに右の如く混らはしき事其の有れば心してなむ見る可かりける、猶此三女神の本説は已に傳十三卷に委しく註し奉れ、ば今云ふ限りに非ざるを、此傳には右の如く市杵島姫命に當て瀛津島姫命と申す御名出で、田心姫命を離ちて別神と立たるを取返さむとて再説けるなり)、

已而素戔嗚尊以其頸所嬰五百箇御統之瓊。濯于天渟名井亦名去來之眞名井而食之乃生兒號正哉吾勝勝速日天忍骨尊。次天津彥根命。次活津彥根命。次天穗日命。次熊野忍踏命。凡五男神矣。

此は五男神の成出坐しの異説なり、上にも已に云へるが如く天照太神と相共に物根を相換へさせ給へりし御事の見えずして、素戔嗚尊の御頸に所嬰がせる五百箇御統之瓊を以て男御子を生奉らせ給へる状なり、此趣にては掛まくも甚も可畏き天津日繼はしも、素戔嗚尊の御胤にして天神御子には御在し坐さざる如く成りて、道の本源と有る大義をしも此傳に至りて亡なふが如くして甚遺憾しきに就て深く此を探索るに、右の謂ゆる十握劔九握劔八握劔は素より、天照太神の武備に設給へりし御物なり、又此に素戔嗚尊の御頸に所嬰させ御在し坐せる五百箇御統之瓊はしも、第二、一書に素戔嗚尊將昇天時有二神、號羽明玉、此神奉迎而進以瑞八坂瓊之曲玉、故素戔嗚尊持其瓊玉而到之於天上也と有る此曲玉なる者なり、然るに其次に是時天照太神謂素戔嗚尊曰、以吾所帶之劔今當奉汝、汝以汝所持八坂瓊之曲玉可授予矣、如此約束共相換取と有るからは、素戔嗚尊の持たせる右の瓊はしも已に此時に天照太神の御手に渡し奉れ、ば、此瓊を以て御子を成坐と云ふ事は有るべきに非ずなむ有りける、古語拾遺にも於是素戔嗚神欲奉辭日神昇天之時、櫛明玉命奉迎獻以瑞八坂瓊之曲玉、素戔嗚神受之、轉奉日神仍共約誓と所

見たるをも合せ考ふ可し、(但其文に續けて即感其玉、生天祖吾勝尊と有るは誤なり、已に其玉をしも天照太神に奉らせ給へるが故に、天照太神はしも其玉を以て三女神を生奉らせ給へれば、其玉に感けて天祖吾勝尊は生坐すまじき者なるをや、然れば餘りに事を省くに過ぎて其正實を失へりと云ふべし)又其瓊を奉らせ給へるに就ては天照太神より御劍を授與へさせ御在し坐すべき事本よりの御約束なる上は、第二一書の趣と相等しく此も瓊より三女神は成坐し劍より五男神は成出させ御在し坐す傳なりけむを、其相換取り給へる事を傳へ漏らせる故に、二大神共に各も各も御自の御物を以て御子を生み奉らせ給へる運に文の成以て行きたるには有れども、其相混ひつる所以を知りて其元に返して見る時は、其本髓に所見分れてなむ有りければ、實に劍に因て此の五男神は生出御在し坐したるなりけり、故其物根を以て推す時は、傳十三に日神は女神には御在し坐せども大御父の如く、素戔鳴尊は男神とは坐しながらに大御母の如く御在し坐せる所由有る皇太子に大坐させば、實に天下の大君として天津日繼を天壤と共に無窮く所看べき御事になむ有りける、然るは四神出生章に伊弉諾尊伊弉册尊共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不_レ生天下之主者_二歟、於是生日神(中略)次生素戔鳴尊と有るが如く、此時の珍御子二神坐せるが、其日神はしも天地に照臨ませ給ふ御徳坐す故に天上に送奉らせ給ひて、素戔鳴尊に天下を事依し給へれども、其も根國に神逐はせ給ふ運びに事の轉ろひしかども、元來して何不_レ生天下之主者_二歟と宣給ひて生奉らせ給へる御子等に御在し坐せば、此御誓約の御事に因りて天照太神と素戔鳴尊の御間にて右の如く奇異なる所由有りて成坐せる皇太子の天下の大君と定まらせ御在し坐して二柱御祖神の御言の幸の整備はる所なれば、必相換させ給へる物根に因りて成出御在し坐す傳ならで

は正説とは成るまじければ、此の文を讀み奉るにも其思慮無くば有るべからざる者なり、(但四神出生章に右の時に生坐せる御子等の次第を一に日神、二に月夜見尊、三に蛭兒、四に素戔鳴尊にて、俗に一女三男と云へる是なり、然るは月夜見尊と申すは後に素戔鳴尊の其國を所知食す御名にして別神に非ず、又蛭兒と云へるは神には非ず國名なれば八洲起元章第二一書に在るを正しと爲べし、斯れば此時唯天照太神素戔鳴尊の二柱のみなり、此事を心得て此説を見ざれば心得難からむ故に今も少か云ふ事なり)○以其頸所嬰五百箇御統之瓊は其御頸珠の事なり、古事記に即其御頸珠之玉緒母由良邇取由良邇志而賜天照太御神而詔之、汝命者所_レ知高天原矣事依而賜也と有り、又其海神宮段火遠理命の幸行し所に解御頸之瓊合_レ口唾入其玉器と云ふ事も所見たり、又安閑天皇元年御紀に廬城部女枳菅喻女幡媛倫取物部大連尾與瓊路_二獻春日皇后_一と云ふ事も所見たれば、上代より以來當昔に至る迄も猶男女共に懸けたりし者なり、伊勢太神宮式神衣祭條に髻絲頸玉手足玉緒帛襪緒等絲各十六條と見え、荒祭宮料に髻絲頸玉手足玉緒帛襪緒等絲各八條を調進る由に見えたるは、神御には猶後世に至りても奉るなりけり、此事已に傳十三に云へるを見つ可きなり、(又瓊路の事は安閑天皇御紀の傳に云ふべし、漢籍類書纂要婦人首飾部瓊路以玉爲之と見えたりと雖も、皇華にては男女共に八坂瓊之曲玉を懸けて身の裝束と爲つる者なり)○所嬰は宇那雅流と訓むべし、第三一書に嬰頸之瓊と有るをも然訓附けたり、天孫降臨章第二一書に阿妹奈屢夜、乙登多奈婆多迺、汗奈俄勢屢多磨迺、彌素磨屢迺、阿奈陀磨波夜と有る、汗奈俄勢屢を釋に嬰也と註して、昔神人以珠玉爲_レ飾、頸玉手足玉之類是也、闕穴於玉聯綴數玉令嬰纏也、故稱五百箇御統之玉と所見たり、又萬葉十六(二十七丁)に吾宇奈雅流、珠乃

七條、取替毛將申物乎と有るなどを引て記傳七(三丁)に「宇那賀世流も宇那雅流も共に頸に懸けたるを云へり」と註されたり、又古事記に宇那賀氣理且至今鎮坐也と云ふ事の有るも、頸に御手を打懸け給へるを云ふ語なるをも思ひ合す可し、(名義抄に嬰字加々流とも米具良須とも訓めり、説文に嬰領飭也、荀子に處女嬰寶珠と有る註に嬰繫於頸也と有るは克字義にも合へり) 倭宇那雅流は右の如く頸懸なるが、和名抄に頸(和名久比)頭莖也と見え、項(和名宇奈之)頸後也、公羊傳註云齊人項謂之脰と有るを、字鏡集名義抄共に脰を宇那自と訓めり、倭久比は組にて頭と體との組合たる番目の義なり、宇那自は宇那は上根にて頸根の義より出でたる言なる可し、其より又其頸後の方の畝と成れるに依る名にて項後の義なり、馬の立髪の手を同抄に鬣(鬣附)鬣馬項上長毛也、(今按鬣鬣俗云宇奈加美)鬣(師説多知賀美)と云ふも馬背の畝を成したる所に立つる髪なればなり、此を以て宇那自は畝後の義なるを知るべし、(又毗を萬奈之利と云ふなどを以ても尻ならぬ所にも志理と云ふを知るべく、又出雲神賀詞にも神の禮自利臣能臣自と有るは神之禮實臣之禮實と云ふ事にて、此は右の後とは別なれども自利を切めて自と云へるをも思合す可き者なり) 又萬葉一(十六丁)に玉手次、畝火之山乃、樞原乃、日知之御世從、二(三十八丁)に玉手次、畝火乃山爾、喧鳥之、音母不所聞、四(三十三丁)に玉田次、畝火乎見管、七(三十二丁)に玉手次、雲飛山仁、吾印結などの如く玉禰より地名に畝傍へ係れる發語なるは、冠辭考荷田在滿説に此の以其頸所嬰五百箇御統之瓊の文と右の下照姫の歌とを引て禰を嬰けると續けつらむ(下略)と云へるは實に然る言には有れども、右の玉禰に在れ御統に在れ項邊の取懸る者にし有りければ、其意を以て續けたるにもや有らむ、後人其善きを撰び從ふ可し、(和名抄に

畝田數也、和名宇禰、唐令云田廣一步長二百四十步爲畝と有るも、今も田數には限らず畑などを作るに細く溝を掘りて堺とし、土を盛上げて高き所を俗に一畝二畝と云ひ、古くは上章第六、一書に畝丘樹下と有るを古事記には香山之畝尾と有るも山の尾の畝を成したるを云へり、又宇禰と棟と相通ふをも思ふ可し) ○五百箇御統之瓊は第三、一書に五百箇統之瓊と作て御字は無きも其訓等しかる可し此は正書に八坂瓊之五百箇御統と有るを略ける稱にて其物相同じき事傳十三に委しく註せるが如し、然るに古事記には此を八尺勾瓊之五百津之美須麻流之珠と見えれば、此にては瓊を邇とは云はず多麻と訓みて右之美須麻流之珠と其訓を同じく爲るなる可きか、然るは右に引ける天孫降臨章第二、一書の歌に多磨迺彌素磨屢と有るも御統之瓊を倒反して云へるなり、又延喜六年日本紀竟宴歌に得天穗日命、矢田部公望、阿磨能褒臂、俄彌農美飢野籛、耶佐賀耳迺、伊明津儒波屢濃、儂莽登胡楚香鷄と有るは、天穗日神の御祖者八坂瓊之五百箇統之珠登許會聞耶と云ふ事なるをも思合せて曉る可き者なり、(但瓊を邇とも多麻とも二に訓む時は語の重複れるに似たりと雖も然に非ず、傳十三卷に註せるが如く瓊を邇と云ふは勝れて美たく麗はしき形容の言なり、又多麻と云ふは傳六卷に説ける如く圓形を具へて珠玉の装ひを成すを以て云ふにて其義別る者なり) ○天渟名井は傳十三に記傳の説を引て注せるが如く、渟は凡て水の堪へたる所を云ひ、名は之の轉にて速吸之門を速吸名門とも云へるが如し、倭此は天安河の川岸にて水渟成せる所を指して井と云へるなり、神武天皇元年御紀に生皇子神八井耳命神渟名川耳尊と有りて二皇子坐せる中に、神八井耳命と申すは彌井の意にて堀井は所々に在る物なる由の名なる可く、次に神渟名川耳尊と申奉れるは流水の中の水渟にて此に謂ゆる渟名井の意を以て稱奉る大御名なる可し、倭又安

寧天皇三年御紀に立_ニ淳名底中媛命_一（亦曰_ニ淳名襲媛_一）爲_ニ皇后_一と所見たる、其に合せて懿德天皇御紀に母曰_ニ淳名底中媛命_一、事代主神孫鴨主女也と有るも淳の底と中とを以て號けたる御名なり、（但地神本紀に依て考ふるに、事代主命三島溝杭女活玉依姫を娶て生坐せる御子天日方奇日方命有り、其下に此命娶_ニ日向賀牟度美良姫_一生_ニ一男一女_一、兒健飯勝命、妹淳名底姫命と見えたり、其外祖々父は溝咋耳神に坐せば、此も水に依て淳名底と云ふ事と知らる、）又萬葉十三（九丁）に沼名河之、底奈流玉、求而得之玉可毛、拾而得之玉可毛、安多良思吉、君之老落惜毛と有る、沼名河は此の地名かと思ふに然らず、此より先に天橋、文長雲鴨云々、又天有哉、月日如云々と有ると同じ意味を詠める歌なるを以て考ふれば、此は右に云ふ淳名井の事にて謂ゆる天安河の事と通えたり、然るは井と云ふは水を汲むに云へる名なれば、川と云はむも井と云はむも別なる意は有るべからざる者なり、克々右の竝びの歌共を照らし見て其義を明らかにする時は、此沼名河はしも天安河より外に持行く可き所無き者なり、（諸古事記に八千矛神將_ニ婚_ニ高志國之沼河比賣_一幸行と有るは、神名式に越後國頸城郡奴奈川神社と見えたる是なり、大同類聚方に奴奈加藥とも奴乃加波藥とも奴乃川藥とも云る三方有も此に出でたる藥なり、然るに今奴乃川と云ふ川無しと雖も、水上は黒姫山と云ふより出で、姫川と云ふ大川有り、其東は糸魚川と云ふ地にて奴奈川神社の所在其地に在り、右の姫川と云ふは甚急き流なりければ、水淳などの出来まじき所なるに依りて、殊更に水淳を掘りて水を汲など爲しに依りて然る名は負へる者なる可し、出雲風土記島根郡美保郷條に意支都久辰爲命子伴都久辰爲命子奴宜波比賣命と有れば、久辰爲は奇異井にて淳名川の縁なるをも考合す可き者なり、然れば此も亦此の淳名井の例とも成すべくや侍らむかし、但沼河比賣命

の本説は後の條に註す可きなり）○去來之眞名井は去來は履仲天皇御紀に去來此云_ニ伊弉_一と有る伊弉にて、傳三伊弉諸尊伊弉冊尊の下に註せるが如く人を誘引ひ催促す語なり、然れば此は正書なる素戔鳴尊の御言に請與_ニ姊共誓_一と見え、第二一書にも請吾與_ニ姊共立誓_一と有り、古事記にも於是須佐之男命答曰、各宇氣比而生_ニ子_一とも有るが如く、天照太神に疑はれさせ奉り給ふ素戔鳴尊こそは如何なる御誓をも爲て其明く淨き御心以て參昇らせ御在し坐し、御心中をも顯はし奉り給ふ可き御事なるを、其疑ひ給へる天照太神にも共々に御誓を成し賜はらむ御事を請奉らせ給へるは即此の去來にて、其勸誘_ニ奉らせ給へる_一謂なる者なりけり、萬葉一（十一丁）に岡之草根乎、去來結手名、又（二十丁）吾妹子乎、去來見乃山乎、又（二十六丁）去來子等、早日本邊、三（二十丁）に去來兒等、倭部早、四（二十二丁）に味村乃、去來者行跡、六（二十二丁）に去來兒等、香椎乃瀧爾、七（八丁）に去來率去河之、晉之清左、十（三十四丁）に馬竝而、去來於野行奈など用ひたる去來是なり、（又率字をも多く伊弉と訓めり、開化天皇御紀に率川此云_ニ伊社箇波_一と註されたと同じ例なり、去來の字は列子に出でたり）又此去來を活機かせて伊弉那布と云ふ事常なり、續紀第十三詔に衆人乎伊弉奈比率_ニ仕奉心_一、第十九詔に逆黨乎伊弉奈比率而_一（中略）此事伊佐西_ニ伊射奈布_一而依而、伊佐西_ニ事者許而_一、第三十一詔に心乎通天人乎伊佐奈比須々乎已止莫、第三十二詔に人等乎毛教伊佐奈比進、第三十三詔に人仁毛伊佐奈方須須、人乎毛止毛奈方須之天、第三十五詔に惡友爾所引率_ニ物_一在_一（中略）小過_ニ毛在人仁所率_一止之所聞、第四十五詔に寶位乎望求_ニ米人乎伊射奈比_一など見え、又萬葉三（五十八丁）に物乃負能、八十伴男乎、召集聚、率比賜比、九（二十三丁）に率而來通女壯士之往集、加賀布耀歌爾、十七（四十五丁）に麻須良乎能、登母

伊射奈比底、十八(二十丁)に毛呂比登乎、伊射奈比多麻比、善事乎、波自米多麻比且と有るを始めとして諸書に多き語なり、右の例共を見聚むる時は此去來之眞名井は誘引ひ勸めて共に御誓を爲させ給へる眞名井と云ふ事なり、(通證に宗因曰、古本活板亦名去來之眞名井八字爲分註、宜從と有れども、元來神代卷は類聚國史の如く正書のみ大字にて一書は元細書なりしかば、分註を施す可き所無くして下へ續け書きたりし物なるが、後に一書を正書より一字低書して大字と成せる者なれば、甚々思東無く信られぬ事なり、此八字に限らず正書にては細書にして分註と爲すべき物をも皆がらに書下せる事凡ての例なれば、何ぞ此八字のみ分註なる事有らむ)○正哉吾勝勝速日天忍骨尊は第二一書なるも然り、下章第三一書には正哉吾勝勝速日天忍穗根尊と有りて骨を穗根と作れたり、天孫降臨章第七一書には唯に天忍骨尊と有り、但諸本共に此尊字を命に作るは誤なり、今延佳説に因りて改め引出つ、神名式に豊前國田川郡忍骨神社見え、又山城國宇治郡許波多神社三座(竝大、月次新嘗)を釋に引ける風土記には名天忍穗根尊と見え、又一所には名天忍穗長根尊と有る由已に傳十三に註せるが如し、(又此は忍穗耳尊と申奉る耳を根と申し換て稱奉れる御名なるなり、然るを通證に骨訓火根、寄日種之義也と云へるなどは幼き解説なり)○天穗日命の御名五男の第四に在るは異なる傳なり、但五男神とは申せども、其實は三神に御在し坐す由傳十三に委しく註せるが如し、故思ふに此には天津彦根命活津彦根命を一番に、天穗日命熊野忍踏命を一連に本名亦名を竝べ傳へたるが各別神の如く成りつるより五男神とは成れるなる可ければ、如此有るも其亦名の因みに天穗日命の御名如此く後に出でたるにこそ、○熊野忍踏命傳十三に已に註せるが、忍は大の義なり、踏は字の如くにて、天孫降臨章第五一書吾田鹿葦津

姫の誓ひて御産屋を焚く所に、御子等の出で給へる所に躡語出と有る是なり、此に故素戔嗚尊既得勝驗と見え、第三一書に素戔嗚尊便化生男矣、則稱之曰正哉吾勝、故因名之曰勝速日天忍穗耳尊とも有るが如く、豫て申給へりし如く明く淨く御座し坐る御心緒の著明れて、的當し誓ひ勝せさせ給へりし時の御所爲に因りて負ひ給へる御名なる者なり、(又第三一書に熊野忍踏命亦名熊野忍隅命と見たる、忍踏は右に云へるが如し、忍隅は大隅にて隅は進なり、右の鹿葦津姫の生み給へる御子の中に火進命御在し座すをも考合す可き者なりかし) 傳記傳七(五十七丁)に「神名式に出雲國意宇郡志保美神社有るは此忍の意を略ける神號なる可し」と云はれたる實に然る言にて、此の踏を昔より保牟と訓習へる事なり、景行天皇十二年御紀に次于柏峽大野、其野有石、長六尺廣三尺厚一尺五寸、天皇祈之曰、朕得滅土蜘蛛者、將斷茲石如柏葉而擧焉、因斷之則如柏上於大虛、故號其石曰踏石也と有る、踏石を八雲御鈔に保牟志と訓ませ給ひ、御紀の古本に保美志と有るを、合せて踏を布美とも布牟とも云ふは常なるを、又保美とも保牟とも云ふ古語なる事を明らむ可き者なり、又仲哀天皇御紀に穴門直踐立と云ふ人名有り其も保牟陀知なるなり、(凡て布と保と相親しく通ふ事にて、萬葉一に布久思と有るは和名抄に鑣と云ふ物なるを、京近くにては穗串と云ひ、又舊字は布流志なるを、字鏡集には保流志と見え、七月を布美月と云ふは穗見月の意なるなど有る是なり)。

故素戔嗚尊既得勝驗、於是日神方知素戔嗚尊固無惡意、乃以

日神所生三女神令降於筑紫洲因教之曰汝三神宜降居道中奉助天孫而爲天孫所祭也

勝驗とは御誓に勝たせ給へる證據を云ふなり、第二一書に天照太神復問曰、汝言虚實將何以爲驗、對曰、請吾與姉共立誓約、誓約之間生女爲黑心、生男爲赤心と有る驗にて、男女を以て勝負の驗を見せ奉る可く申給へるなり、右に對へたる御言は此に日神共素戔鳴尊相對而立誓曰、若汝心明淨不有陵奪之意者、汝所生兒必當男矣と詔給へりし御言の幸違はず男御子を成し出で給へるが故に得勝驗とは有るなり、此を天照太神に勝ち奉ると見るは委しからず、其先に誓約を立て給へりし任に其效驗有りつるを以て勝とは云ふなり、能爲ずは混ひぬ可き事共なり、(口訣に得勝驗者勝誓也と見え、纂疏に得勝驗者謂生男子、故取以名之と有るなどは當れる説言なり、若此を天照太神に勝ち奉ると云はゞ、太神の女御子を生み給へるを以て惡心御在し坐すと爲むか、然は云はれまじきを以て此勝驗は素戔鳴尊の御上にてトを合する事なるを知るべき者なり) 驗を志流斯と云ふは物の著明く表はれ見ゆる義なり、後の條に註せるが如く古語拾遺に百姓至今咸蒙恩賴皆有效驗也と見え、古事記(玉垣宮段)に令三字氣比白因拜此大神誠有驗者など有り、齊明天皇四年御紀に俱謨娜尼母、旨屢俱之多々婆と詠ませ給ひ、又萬葉一(二十五丁)に衣爾保波勢、多鼻能知師爾、三(十六丁)に人不榜有雲知之、十一(九丁)に雲谷灼發、十八(二十二丁)に之流久之米多底、比等能之流倍久と有るも同語の例なり、又三(二十一丁)に驗無、物乎不念、又(四

十三丁)後雖悔、驗將有八方、又(六十丁)雖戀、效矣無跡、四(三十四丁)に雖嘆、知師乎無三、又(四十三丁)後爾雖云、驗將在八方、六(三十丁)に御民吾、生有驗在十(五十三丁)に秋夜乎、寐驗無、十一(二十二丁)に驗無、戀毛爲鹿、十二(二十五丁)に齋而持杼、驗無可聞、十三(二十六丁)に清鏡、雖持、吾者記無、又(二十八丁)雖思、印乎無見、十五(十三丁)に毛豆禮杼毛、之留思乎奈美等、又(三十五丁)之流思奈美、於毛比和夫禮豆、十七(十四丁)に新年乃婆自米爾、豐乃登之、思流須登奈良思、十八(十丁)に夜麻爾奈久等母、之流思安良米夜母、又(十七丁)可久古非須良波、伊家流思留事安里、十九(三十二丁)に參來之、印毛有香、年之初爾、二十(四十三丁)に須疑奈無能知爾、之流志安良米夜母など有るを、右の十七卷に依れば思流須とも活ける言なりけり、但右に驗と云へるは多くは物の所詮の有る事に云へれども此に證據を云へると同言同意なる者なり、(此志流斯志流須の狀を云ふ時は右に云ふ志流久志流斯の言なるも、此も彼も共に物を知ると云ふ知に出でたる言なり、名義抄に驗字志流斯とも美流爾とも加牟加布とも有り) ○於是日神方知素戔鳴尊固無惡意は、右に是時素戔鳴尊告曰、吾元無惡心、唯欲與姉相見、只爲暫來耳と申させ給へるに、日神の若汝心明淨不有陵奪之意者汝所生兒心當男矣と詔給ひて、共に御誓を立てさせ御在し坐しけるに、寔に其御言の如く男御子を成し給へる故に素戔鳴尊已に勝驗を得給へるなり、此に因りて日神の今迄決め難させ御在し坐しける御疑の解けさせ給へる御事を云るなり、此事第三一書に其素戔鳴尊所生之兒皆已男矣、故日神方知素戔鳴尊元有赤心と有りて、此には無惡意と有るを、彼には有赤心と云へる、云狀こそは相異なりけれ事意は全く同じかりける者なり、(其は此の如く惡しき心無しと云ふ時は赤心の有るに成り、

次の如く赤心有りと云へば悪しき意の素より御在し坐さる謂なる事を明らめらるゝ事なりかし。○偕右に素戔鳴尊既得勝驗と云ふは男御子を生成し給へるが故なり、次に乃以日神所生三女神云々は其女御子を治め給へる大御政なり、然るに此には其片方の男御子の御事を漏せるは此にして不足ぬ事なりかし、其は正書に是時天照太神勅曰、原其物根則云々者是吾物也、故彼五男神悉是吾兒、乃取而子養焉、又勅曰、其云々者是素戔鳴尊物也、故此三女神悉是爾兒、便授之素戔鳴尊と見え、古事記も然にて、於是天照太神告速須佐之男命、是後所生五柱男子者物實因我物所成、故自吾子也、先所生之三柱女子者物實因汝物所成、故乃汝子也、如此詔別也と有りて此には甚止事無き事にし有りければ、右の如き文は無くとも其意味の語必無くては得有るまじき所になむ有りける、(右の傳共の解説は傳十三卷に委しく註せれば此に見合せて其然る所以を曉る可き者也) 第三一書は此と大抵は同じき傳なるに其始に見えたる日神の御言に、汝若不有奸賊之心者汝所生子必男矣、如生男者予爲子而令治天原也と有りて、終に故日神方知素戔鳴尊元有赤心、便取其六男以爲日神之子使治天原と有りて、次に即以日神所生三女神者云々と有りて前後共に相其り整へる傳なり、斯れば此も右の如くにて固無惡意と乃字と引續きては有れども、其間便取其五男以爲日神之子使治天原など云ふ語の無くては其事足はざる者なるを明らむ可くなむ、(故今も此の解説には其意を補ひて云はざれば通え難き所有るが故に其意味を以て註せるなれども、委しくは後の條に就て見る可し) ○乃以日神所生三女神令降於筑紫洲は、第三一書に、即以日神所生三女神者令降居于葦原中國之宇佐島矣と有る是なり、正書には故此三女神悉是爾兒、便授之素戔鳴尊、此則筑紫胸肩君等所祭神

是也と有りて、傳十三に註せるが如く其物根の因に原きて素戔鳴尊の生坐せる男御子は天照太神に奉らせ給ひ、天照太神の生坐せる女御子は素戔鳴尊に授け賜ひて相換させ給へるなり、下章第三一書に且吾以清心所生兒等亦奉於姉と見えたる素戔鳴尊の御言に合せ考ふ可き者なり、(然れども其所には三女神を賜ひたる御事を漏らせる事、猶此にて五男神を令奉給ひて日神の御子と爲させ給へるを傳へ漏らせるに相等しくなむ有りける、口訣に上説取五男神子養焉、以三女神授素戔鳴尊、于爰不云五男神而在天上者、則日神爲御子儀令降三女神者、授素戔鳴尊儀乎と云へるも然る事には有れども、五男神の事を漏らせるに心著かざりける説なるはや) 然れども此は事の因みに由りて乃云々と右の如く記されてこそは有りけれ、右の物根を以て詔別させ賜へる時に素戔鳴尊の御子として授け給ひては有りけれども、實には素戔鳴尊の此國土に還降らせ給ふ迄は猶高天原に御在し坐しけるなり、右は素戔鳴尊と共に三女神を天降し令坐給ふに就て、天照太神の其女御子の所置を定掟てさせ給へる御計らひの御事共なれば、此よりは復に後に在りける事なれども、事の因に如此記し續けずては事の隔り行きて紛らはしく成るが故に此に在る者なり、(古書の例皆然り、其因々にて其流末の事を記すが故に、先づ神名を擧げては其下に遙に後に在る子孫の事を記すに同じく例多き事なり) ○筑紫洲は傳四に云へるが如く九國の名には有れども、神代の古の稱には非ざれば後に唱ふる稱を古に及ぼして記されたる者ながら、句を隔て下なる道中に續く意なり、其由次に云ふを見て知るべき者なり、第三一書に使降居于葦原中國之宇佐島矣と有るが如く、高天原よりは唯に廣く葦原中國と云ふ例なる故に、上章第十一一書に聞葦原中國有保食神と有るも、保食神は攝津國に御在し坐しなり、然るを其總稱

を以て葦原中國と宣へるは、此國の内ならばこそ有らめ遠き上天より、然る國名などを區別ては宣給ふまじきを曉る可し、(又此を或人神名式に見えたる筑前國宗像郡宗像神社三座名神大と見えたる其を指して宣へりと云へれども、當らぬ説なり、八洲起元章にも筑紫洲と有りて九國を總云へれば、筑前筑後と云ふ一國名には非ざるなり)○教之曰は教給比邠良久と訓むべし、八洲起元章第一一書に天神云々乃教曰と有るを、古事記には請_ニ天神之命_一と有りて、其事傳五に云へるが如く神の御命以て仰給へる事を神命とも御教とも云ふ事なり、寶劍出現章第六一書に一兒最惡不_レ順_ニ教養_一と有るも不_レ順_ニ神命_一と云ふ義なり、又古事記に故其菟從八十神之教_ニ而伏_一と有るを承けて、先行八十神之命以誨告浴_ニ海鹽_一當_ニ風吹_一、故爲_レ如_レ教者我身悉傷と有りて、此にも神之命と有るなどを合せ考ふ可きなり、又傳十三に奉_レ教と有る下見る可し、但委しく云ふ時は御命は唯に事を令せ給ふ御言なり、教とは言に云て其人に令_レ行る所を示し給ふにて、其差別無きには非ざれども其較略右の如くなる者なり、(然れば此に因教_レ之曰は因勅_レ之曰と云ふに同じき者なり、神宮雜例集には右の語に當て所祭止詔之云々と有るを考ふ可し)○道中は此任にては事足はず、上なる筑紫洲より續けて心得べし、若て此は三女神の鎮坐す筑前を指して宣へる者にして、其神社は傳十三に云へるを考合す可し、偕此道中をば第三一書に今在_ニ北海道中_一と有り、神宮雜例集に引ける大同本記には、三女神乎葦原中國宇佐島降_ニ居道中_一と有り、右の今在_ニ北海道中_一と有る今字を以て見るに、先に宇佐島に降り居りしを後に北海道中に鎮り御在し坐す事には有れども、始より志して詔給へるは此道中なりける者なり、口訣に降_ニ居道中_一者前此則筑紫胸肩君等所祭神是也、以_ニ宗像郡_一可_レ云_ニ道中_一乎と云へるは然る言なる者なり、但宗像郡を以て道中とは云はず、筑前國

を以て北海道中と云ふこと下に云へるが如くなる者なり、(又其第三一書の下に宇佐島豐前國宇佐郡道中、如_レ前三女神先降_ニ宇佐島_一後在_ニ筑前國_一乎、云_ニ今在_ニ北海道中_一道主貴不見_ニ神名帳_一云_ニ宗像神社_一乎と云へるをも考合す可し)偕此道と云ふ事はしも、己に鈴屋翁も云はれつるが如く國と云ふ事なり、後の條に云ふを見るべし、偕古事記天尾羽張神を葦原中國に被_レ遣むと御使を賜へる其御答に、恐_レ之任奉、然於_レ此道者僕子建御雷神可_レ遣と見えたる、此道と云ふは天神の詔勅を奉り給ふ事にて、傳五に註せる事にては有れども、又此差て行く國の事をも係けたるなれば、謂ゆる道と體とを兼ねて此道とは申給へるなり、萬葉二十(二十五丁)に伎已之米須、四方乃久爾欲里、多且麻都流、美都奇能船者云々と見えたる同じ意味にて、十八(三十二丁)に須賣呂伎能、之伎麻須久爾能、安米能之多、四方能美知爾波、宇麻乃都米、伊都久須伎波美、布奈乃倍能、伊波都流麻泥爾、伊爾之蔽欲、伊麻乃乎都頭爾、萬調麻都流、都可佐等と詠める是なり、然るは成務天皇五年御紀に隔_ニ山河_一而分_ニ國縣_一、隨_ニ阡陌_一以定_ニ邑里_一、因以_ニ東西_一爲_ニ日縱_一南北爲_ニ日橫_一と有るが如く、國郡を分けらるゝ本は皇京_{ウツクキ}よりの行程を以て定むる法なるが故に、其一部を東海道西海道など云ひ、又其一國の上にも大なるは二にも三にも割りて、和名抄に越前(古之乃三知乃久知)越中(古之乃三知乃奈加)越後(古之乃美知乃之利)丹波(太邇波乃美知乃久知)丹後(太邇波乃美知乃之利)備前(岐比乃美知乃久知)備中(吉備乃美知乃奈加)備後(吉備乃美知乃之利)筑前(筑紫乃三知乃久知)筑後(筑紫乃三知乃之利)肥前(比乃三知久知)肥後(比乃三知乃之利)豊前(止與久邇乃美知乃久知)豊後(止與久邇乃美知乃之利)など、前中後の字を用ひて道口道中道後と訓ませたるを以て知るべし、(又上總加三豆不佐、下總之毛豆不佐、上野加

三豆介乃、下野之毛豆介乃と有るも畿内より上下を定めたるなり、又近江知津阿不三、遠江止保太阿不三と有るも畿内より遠近を立てたるなり、陸奥三知乃於久と云ふは其道の行至り盡す由なり、次の細書に云へる如く道奥は道後の義なるをも思ふ可し、道口と云ふ事は古事記（黒田廬戸宮段）に於て針間水河之前居忌瓮而針間爲道口以言向吉備國也と見え、道後と云ふ事は應神天皇十三年御紀大鷦鷯尊御歌に、彌知能之利、右破儼場等綿場と有るを、釋紀に道後也と註し、又通證に蓋指日向國諸縣郡也と云へるは然る言にて、右の二共に國名には非ざれども畿内よりの遠近を以て云ふ稱なるを知るべし、又古事記天津日子根命の末に道尻岐閉國造と云ふ有るを、國造本紀に道口岐閉國造と有りて、其竝に道奥菊多國造と云ふも有り、又常陸風土記多珂郡の下に、古老曰、斯我高穴穗宮大洲照臨天皇之世以建御狹日命任多珂國造、茲人初至、歷驗地體、以爲峰陵岳崇、固名多珂之國、御狹日命當所遣時、以久慈塚之助河爲道前、陸奥石城郡苦麻之村爲道後など云へる事も有りて、口と奥とも同じ狀に相對へ云へるをも合せ考ふ可き事なりかし、催馬樂道口に見知乃久知太介不乃己不爾と有るは、越前國武生の國府を云へり、（萬葉十一に路後、深津島山、暫、君目不見、苦有と有る路後は備後國を略云へるなり、和名抄郡名に深津布加津と有るを以て和るべし、又大同類聚方に血脈の事を知能美知仁知能美知能久知、知能美知能奈可、知能美知能於久阿利と有りて、此には道後と云ふべきを道奥と云へり、此にて國名の陸奥も凡ての道後なる事知らる）若て道中と云ふ例は萬葉十七（十五丁）に美知乃奈加、久爾都美可未波と詠めるは、詞書に更贈越中國歌と有れば定まりたる國名なり、右に引ける越中備中共に道中なるは道口道後に對へ竝べたる稱なり、然るに此に降居道中と有る道中は高

天原にての御言なれども、古昔より畿内はしも神武天皇御紀に昔伊弉諾尊目此國曰、日本者浦安國細戈千足國磯輪上秀眞國なども宣へりし御事有れば、此を本として四方の道は定めさせ給へりけむから、其に則りて道中とは宣へるなり、楮上にも云へるが如く此は筑紫洲道中と云ふ義なるが、又北海道中とも有るを以て考ふるに、筑紫洲の海北と云ふは豊前筑前肥前の三國にて、東より西に聯れれば彼畿内より道口と云ふは豊前なり、其行止る道後なる所は肥前なりければ、其道中と云ふなむ筑前には當れりける、斯れば高天原より見渡し給ひたる任に、大日本の方よりの渡口と中間と國終なるとを以て道口道中道後と指し宣へるなれば、豊國筑紫國火國などの名も未定まらざりし上代の稱なり、況て豊前豊後筑前筑後肥前肥後と云ふは愈後の事なれば、其稱呼を引て云ふべきに非ざる事、右に云ふ筑前は筑後に對ひてこそ道口には有りけれども、此洲の海北にて東西に長き全體に取りては道中なる者なり、然れば右に引ける口訣の説も全く解きたるには非ざれども、正書を照らし合せて以宗像郡可云道中乎と云へるは大凡に至れる説なる者なりけり、一條大閑御説にも道中者西海道中也と説かせ給へる、西海は九國を西海道と云ふに總ての御解なり、又北海道中謂九州之北瀨海之地也と宣へるをも合せて考へ奉らば、右に云へる説共は思ひ得られむかし、（然るを谷重遠説に道中西國旅駟之路即指宗像也と云へる、宗像を指すは舊説の如く違も無けれども、旅駟之路などの謂には非ず、此道中は道口道後に對へるなれば然る傳馬の路の事には非ざるなり、又通證に今按是三韓往來之道中、蓋嚴華夷之分也など云へるは、殊に乳臭き説にて云ふにも足らざる事ながら、後世に然る感無からしめむとて出だせるなり）○降居は八洲起元章又其第一一書共に降居彼島と有るに阿麻久陀理麻須と云ふ訓有る事已に傳四に云へ

るが如し、第三一書にも然訓めるを、此は古くより久陀理麻志氏と訓み來れるは、古事記(御天降段)に爾天照太御神高木神之命以(中略)故隨言依賜降坐而知看と有る語勢に似たり、萬葉二(二十七丁)に神下座奉之とも見ゆ、(京より田舎に罷る事をも久陀流と云ふ事古今共に然り、十七に安麻射加流、比奈爾久太理、十八に美由伎布流、古之爾久太利來、十九に忍照、難波爾久太里など見えたり)○天孫は阿米美麻と訓みて人も然心得めれども僻訓なり、此に天孫と有る所を古事記に天神御子と書されたる是なり、偕此天孫は此時に御生坐せる天忍穗耳尊を指して申奉れるなり、第三一書に爲日神之子使治天原と見え、天孫降臨章には天照太神之子正哉吾勝速日天忍穗耳尊と有りて、下なる大己貴神の御言に天孫若用此才治國者必當平安と見え、第二一書に天照太神勅天稚彦曰、豐葦原中國是吾兒可王之地也(中略)葦原中國皆已平竟時、天照太神勅曰、若然者方當降吾兒矣と有り、又其第三一書に是時天照太神手持寶鏡授天忍穗耳尊而祝之曰、吾兒視此寶鏡常猶視吾(中略)又勅曰、以吾高天原所御齋庭之穗亦當御於吾兒など見えたる、吾兒は即天忍穗耳尊の御事にして此に謂ゆる天孫是なり、但良海本には天御孫又天神御孫など作たり、古事記は殊に委しくして天照太御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所知國、言因賜而天降也、(中略)此葦原中國者、我御子之所知國、言因所賜之國也、(中略)問其大國主神言、天照太御神高木神之命以、問使之、汝之宇志波祁流葦原中國者、我御子之所知國、言依賜、故汝心奈何と有りて、此より下には事代主神の語其父大神言、恐之、此國者立奉天神之御子と申給ひ、建御名方神も此葦原中國者隨天神御子之命獻と申し給へる、右の二を承けて汝子等事代主神建御名方神二神者隨

天神御子之命勿違自訖と有り、次に大國主神の御言に唯僕住所者如天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢而(中略)治賜者僕者於百不足八十椰手隱而侍など所見たる、天神御子は天忍穗耳尊に御在し坐すを、御紀には天孫に約め書されたる者なり、(然るを私記に問、天孫是誰哉、答、天津彦火瓊杵尊也、是天神之子正哉吾勝尊之子也、於天神爲其孫也、故云天孫云々、天津尊者爲一柱天神之孫、故奉稱天孫又奉號皇孫と云へるは孫字に目移りたる説にて事實に合はざる者なり、故又問云、此天孫指何哉と云ふ疑有り、其答に先師申云、右指天津彦火瓊々杵尊云々、此條不可然歟、于時瓊々杵尊未生給、然者此天孫者不可限一人、未來繼體之至尊也と見えたる此にて明らけし、偕此を阿米美麻と訓みたれども、天は天神の御在し坐す處にこそ有りけれ、天に何ぞ子孫有る事を得む、又後の條に註せむが如く、其上皇御孫尊の御孫などは御身と申す事にて子孫の謂に非ざれば、此天孫を阿米美麻と云ふ時は天御身と云ふ事に成りて何の事とも聞えざるなり、鈴屋翁の神代正語も其に泥まれたりと見え、て此天孫に當て美麻能美許等と書かれたれども、皇御孫尊とこそは申奉れ、唯に御孫尊と申す事何でかは有らむ、垂仁天皇二十五年御紀に汝御孫尊と云ふ事有れども、其も汝御身尊と申す事にて子孫の謂には非ざりける者をや、又平田翁の古史徴には天孫を須賣美麻と訓まれたれども、此は天神御子と讀まざしては整はざる所なり)偕瓊々杵尊を天孫と申奉れるは、天孫降臨章第一一書に天鈿女命の天照太神之子所幸道路有如此居之者誰也と問ひ給へるに、猿田彦神の聞天照太神之子今當降行故奉迎と對へ給ひ、又天神之子則當到筑紫日向高千穗櫛觸之峯と申給へる事見えたり、此事古事記にも吾御子爲天降之道誰如此居(中略)聞天神御子天神御子天降坐故仕奉御前而

參向之侍と有り、又其正書に鹿葦津姫を幸給へる所に、妾所_レ娠若非_ニ天孫之胤_一必當_ニ蠱滅_一、如實天孫之胤火不_レ能_レ害と見え、其第二書にも故磐長姫大慝而詛_レ之曰、假使_{天孫不_レ斥_レ妾御者生兒永壽有_レ如_ニ磐石之常存_一（中略）是後神吾田鹿葦津姫見_ニ皇孫_一曰、妾孕_ニ天孫之子_一、不_レ可_ニ私以生也_一、皇孫曰雖_ニ復天神之子_一如何一夜使_ニ人娠_一乎（中略）吾所_レ娠是若佗神之子者必不_レ幸矣、是實天孫之子者必當_ニ全生_一、則入_ニ其室中_一以_レ火焚_レ室と有り、其を古事記には使_ニ石長比賣_一者天神御子之命雖_ニ雪零風吹_一恆如_レ石而常堅不_ニ動坐_一（中略）獨留_ニ木花之佐久夜毘賣_一、故天神御子之御壽者木花之阿摩比能微坐とも、又是天神之御子私不_レ可_レ産とも、若天神之御子者幸なども作り、又第五書に天孫幸_ニ大山祇神之女吾田鹿葦津姫_一と有りて、天神之子寧_ニ可_一以私養_ニ乎_一、故告_ニ狀知聞_一、是時天孫見_ニ其子等_一嘲_レ之曰、（中略）天孫曰心之疑矣、故嘲_レ之、何則雖_ニ復天神之子_一豈能一夜之間使_レ人有_レ身者哉、（中略）誓_レ之曰、妾所_レ娠若非_ニ天神之胤_一者必亡、是若天神之胤者無_レ所_レ害など有るは、何れも瓊々杵尊を天孫と稱奉れるなり、又右の下に其生坐せる御子等も吾是天神之子云々と名乗出で給ふ事四所有るを以ても、皇御孫尊に限り奉らず其皇子等に至る迄も然稱奉りて、萬世の後迄も天照大神の大御子に御在し坐す御事を明らかめ奉る可くなむ、（猶第四書御天降の所に天忍日命云々立_ニ天孫之前_一遊行と見え、第六書に天孫因問_レ之曰、此誰國歟、對曰是長狹所_レ住之國也、然今乃奉_ニ上天孫_一矣、天孫復問曰云々など其餘にも此彼所見たり、）又海宮遊行章には彦火々出見尊を天孫と申奉れり、豐玉姫聞_レ之謂_ニ其父_一曰、天孫悽然歎數とも、從容語曰、天孫若欲_レ還_レ郷者とも、豐玉姫謂_ニ天孫_一曰妾已娠矣とも、天孫猶不_レ能_レ忍竊往覘_レ之なども有るは天神御子と稱奉れる證なり、其第三書に火々出見尊對曰、吾是天神之孫也と有るも例に依}

りて天神之子の如く訓むべきなり、第四書にも不_レ得_ニ預_ニ天孫之饌_一、又今者天神之孫辱臨_ニ吾處_一中心欣處何日忘_レ之などの語共有り、第六書に天神之孫何以辱臨乎、第七書に天神之孫今當_ニ還去_一、第八書に海神見_レ之乃知_ニ是天神之孫_一、益加_ニ崇敬_一なども所見たり、又第九書に天孫之胤不_レ宜_ニ置_ニ此海中_一と有るを、古事記には此念天神之御子不_レ可_レ生_ニ海原_一と見えたる、此天神御子は即鸕鷀草葺不合尊を申奉れるなり、此を以て天忍穗耳尊より次に四御代の皇御孫尊等と共に通はして天神御子と稱奉れる其時の稱呼なる事を知るべし、（字は天孫と書けるをも天神之子とも天神之孫と書けるをも抱はらず同じく訓むべし、其中に天孫之胤と有るは其生坐せる御子を申奉るなれば、天神御子之御子となむ訓み分くべかりける、）又神武天皇御紀にも天皇の御事を天孫と書し奉られたるは然る物にて、又は天神子とも天神之子とも例の所見たり、又我是日神子孫而と有るを、古事記には吾者爲_ニ日神之御子_一云々と有りて、世は隔りても直に天照大神の御子の由なり、又熊野之高倉下齋_ニ一横刀_一到_ニ於天神御子之伏地_一而獻之、時天神御子即寤起詔_ニ長寢_一乎（中略）已夢云、天照大神高木神_ニ二柱神_一之命云々、我之御子等不平坐良志云々、故阿佐米余玖汝取持獻_ニ天神御子_一と有るを、御紀には宜_ニ取而獻_ニ之天孫_一と有り、又於是高木大神之命以覺白之、天神御子自_レ此於_ニ奥方_一莫_レ使_ニ入幸_一（下略）と見え、其より下には爾天神御子問_ニ汝者誰也_一とも、今聞_ニ天神御子_一、故參向耳とも、又今天神御子幸行、汝等仕奉乎（中略）僕兄兄宇迦斯射_ニ返天神御子之使_一（下略）なども有り、此をも御紀には聞_ニ天孫且到_一、即起_レ兵將_レ襲と書されたり、又故爾天神御子之命以饗_ニ賜八十建_一と見え、下に故爾邇藝速日命參赴_ニ於天神御子_一聞_ニ天神御子天降坐_一、故追參降來、即獻_ニ天津瑞_一以仕奉也と有るは、何れも天皇を以て天神御子とは申奉れる

なり、(此所御紀には時長髓彦乃遣行人言於天皇曰、嘗有天神之子、乘天磐船自天降止、號曰櫛玉饒速日命云々、故吾以饒速日命爲君而奉焉、夫天神之子豈有兩種乎、奈何更稱天神子以奪人地乎、吾心推之未必爲信、天皇曰、天神子亦多耳、汝所爲君是實天神之子必有表物、可相示之、長髓彦即取饒速日命之天羽々矢一隻及步鞞以奉示天皇、天皇覽之曰、事不虛也、還以所御天羽々矢一隻及步鞞賜示於長髓彦云々と有りて、此に饒速日命を天神之子と云ふは天忍穗耳尊の御子にして瓊々杵尊の庶兄に坐すを以てなり、舊事紀に此饒速日命の御事を記せる卷名を天孫本紀と云へるも此義なれども、受張りて天皇を天神御子と申奉る如き公名には非ざるなり、又山城風土記には丹塗矢の化て令生たる子を山本坐天神御子と云へるは、火雷神の御子なるが故に云ふにて、天照太神の御子に坐すを以て天皇等を天神御子と稱奉る類に非ず、思ひ混ふ可からず、其より後の御紀には天孫と記されずと雖も、神代紀に天孫と皇孫とをば相交へ用ひられたる稱なるに、垂仁天皇二十五年御紀なる倭大神の御言に皇御孫尊と申給ひ、天武天皇元年御紀なる神託にも然有るを以て見れば、御世々々の宣命などの如き主々しき大事には猶天神御子と稱奉れりけらし、其は文武天皇御紀の詔に高天原事始而遠天皇御世中今至麻丸、天皇御子之阿禮坐彌繼々大八島將知次止天都神乃御子隨天坐神之依之奉之隨聞看來此天津日嗣高御座之業止現御神止大八島國所知倭根子天皇命と有る文の古雅なるに就ても、久代より斯りし例なる事を明らかめ奉る可し、鈴屋大人の解に天都神乃御子とは天照太御神の御子の由にて、天忍穗耳尊瓊々杵尊より始奉りて御世々々の天皇を申す御稱にて、古事記書紀に神武天皇をも如此申し、神代紀に天孫をも阿米能迦能美古と訓める所有り(下略)と云はれたる説の動

くじまき事、右に悉く擧ぐる例證共を以て曉る可き者なり、上に引ける釋紀に此天孫者不可限一人、未來繼體至尊也と有るは又此も云はれたる説になむ有りける、(其は次の第三一書には此天孫に換へて日神之子と云へるを、古事記日代宮段歌に多加比加流比能美古と詠めるは日本武尊を申せるなり、又朝倉宮段大御歌に多加比加流比能美夜比登と詠ませ給へるは日御子宮と云ふ義なり、又萬葉一に輕皇子の御事を高照日之皇子と詠み、藤原宮段役民作歌、又藤原宮御井歌には持統天皇を然申奉れるなり、二に、天武天皇崩之後夢裏習賜御歌に味凝、文爾乏寸、高照日之御子と有るは其天皇の御事なり、又日並皇子尊殯宮之時歌にも高照日之皇子波と有り、弓削皇子薨時歌に高光日之皇子と詠み、三卷には長御子をも然詠みたり、古の日御子と云ふは日神の御子と申す事なるが、歌詞に右の如く失せず遺りたるを以ても天神御子と稱奉る事の相並び傳はりけむ事を思ふ可き者なり、又後の條の日神之子と有る下に云へる説をも合せ考ふ可し)○奉助の助は手次の義にて、我手にて行届かざる事を傍より次て成すを云ふなり、此を多須久と云ふ、多は右の如く手の義なる故に唯に須久とも云へり、神武天皇御紀大御歌に宇介辟餓等茂伊奔輪開珥虛禰と有るを、私記に口言助我而來也と有り、官職に長官次官判官主典と有るも、次官は其長官の事を扶行ふ由なり、和名抄に本朝職員令二方品員等所載、神祇曰副(有大少)省曰輔(有大少)彈正曰弼(有大少)勘解由使曰次官、職曰亮、寮曰助、近衛府曰中少將、兵衛衛門曰佐、内侍曰典侍、大宰府曰貳(有大少)國曰介、郡曰少領、家曰扶(已上皆須介)と見えたる皆須介と云ふ訓に用ひられたるには有れども、多須介と云ふも此字の外に出でざるは共に同じ義なればなり、天武天皇五年御紀に次此云須岐也と有る次字即助の本義なる可し、(然るを

俗にも人の所業を傍より助くる事を須禰流と云ひ、又其人を須禰とも云ふを、又其に手傳ふと云ひ、其人を手傳と云ふも、傳ふは物を次ぐにて同じ意なるを曉る可し、又今世に手に物を載するを手に須禰流と云ひ、物の上に物を重ねるを須禰流と云ふも、其物と物と相續ぐにて右に云ふ次の意なり。多須久と云ふ證例は、神武天皇四年御紀に詔曰、我皇祖之靈也、自天降鑿助_ニ朕躬_一と有るは此神の即守り給へるなり、古事記(同段)神八井耳命の御言に僕者扶_ニ汝命_一爲_ニ忌人_一而仕奉也と有るは此に奉_レ助_ニ天孫_一而爲_ニ天孫_一所祭也と有るに同じ狀にて、神祇を所祭るを以て君を扶くる事也、續紀第二詔に以_ニ明淨心_一而朕_乎助_ニ奉_レ事_一乃、第三詔に彌務爾彌結爾阿奈奈_比輔佐奉_ニ事_一爾依而志、第五詔に汝等清_支明_支正_支直_支心_以、皇朝_乎穴_奈比_比扶奉而、第七詔に其父侍大臣乃皇我朝_乎助_ニ奉_レ事_一爾依而志、供奉_年、第十四詔に明淨心以誤落言無助_ニ奉_レ事_一爾依_且、第十七詔に太后_爾能_ニ奉_レ事_一爾助_ニ奉_レ事_一爾依_且、以_ニ明淨心_一皇朝_乎助_ニ奉_レ事_一爾依_且、第廿三詔に天坐神地坐祇乃相_ニ宇豆_奈比_比相_ニ扶_レ奉_レ事_一爾依_且之、第廿四詔に王臣等乃相_ニ穴_奈比_比奉_ニ相_レ扶_レ奉_レ事_一爾依_且、第廿九詔に事_爾依_且之云々、食國天下之政者衆助_ニ奉_レ事_一爾依_且、第廿六詔に御世累_且天下申_レ給_レ朝廷助_ニ奉_レ事_一爾依_且、第廿九詔に貞_久淨_支心_乎以_ニ天_助奉_レ侍_年之、第卅六詔に朕_乎守_多比_比助_賜乎_見禮_方、第四十一詔に今其家之名_乎繼_天明_爾淨_支心_乎以_ニ天_朝廷_乎奉_レ助_利、第四十三詔に天地乃神多知乃護_助奉_レ事_爾力_爾依_且、第四十五詔に朕_乎天_皇仁_奉侍_利護_助麻_都禮_、第四十八詔に相_ニ宇豆_奈比_比奉_ニ相_レ扶_レ奉_レ事_一爾依_且、第五十九詔に清直心_乎毛_知此_王乎_輔導_天、第六十一詔に王臣等乃相_ニ穴_奈比_比奉_ニ相_レ扶_レ奉_レ事_一爾依_且之など有る何れも助の例にて、上よりも下よりも云ふ語なり、(上よりもは神祇の護助け御在し坐すを云ひ、下よりもは天皇の御助に王臣等の大御政を輔相仕奉る類を云ふ者なり)○爲は手聚に

て其人の故に此方より手を盡し傳づくを云ふと聞えたり、爲は大凡は故と云ふに近きなる可し、萬葉十一(七丁)に千早振、神持在命、誰爲、長欲爲と有るを誰故と云換へても通え、又紐鏡、能登香山、誰故、君來座在、紐不開寢と有るを誰爲と云ひても聞え、又十二(四十丁)に時風、吹飯乃濱爾、出居_年、贖命者、妹之爲社、十七(五十一丁)に奈加等美乃、敷等能里等其等、伊比波良倍、安賀布伊能知毛、多我多米爾奈禮など有る二の多米も由惠にても其意異らざるを思ふ可し、(又此に反りて十三卷十二丁に家爾毛由可米、誰故可將行と有るなどは、誰爲と云ひても同じ事なり、又九卷三十五丁に倭文手纏、賤吾之故、大夫之、荒爭見者と有るも、吾之故は吾之爲と云ふに當れる者なり)○所祭は上章第六、一書に是阿曇連等所祭神也、正書に此則筑紫胸肩君等所祭神也と有る、共に所祭を伊都伎麻都流と訓みたれば此も其定に従ふ可き者なり、已に古史徵(第六十四段)に此文を引かれたるに、教之曰、汝三神宜_レ降_ニ居_道中_一奉_レ助_ニ天孫_一爲_ニ天孫_一所_{イフキヤツル}祭_也と訓を付けられたるは實に諸なる事になむ有りける、然るに已く傳十三にも引る寛平五年十月廿九日格に太政官符、應_レ充_ニ行_宗像_神社_修理_料賤_代孫_丁事_(中略)件_神坐_ニ大_和國_城上_郡之_内與_、坐_ニ筑_前國_宗像_郡從_一位_勳八_等宗_像大_神同_神也、舊記云是天照太神之子也、太神勅曰、汝三神降_ニ居_道中_一奉_レ助_ニ天孫_一爲_ニ天孫_一所_{イフキヤツル}崇_祭者、今國家每_レ有_ニ禱_請奉_レ幣_件神_一是_其本_緣也_と所_見たる、舊記は此御紀の文なるが、其末に今國家每_レ有_ニ禱_請奉_レ幣_件神_一と云ふを以て見れば、所祭を今本に伊都加禮與と訓み來れる義に合へるが如しと雖も、猶舊義には非ざる可し、其は上に教之曰と有るは、唯天孫を助け奉りて其天孫の御爲に齋かれよと云ふ意のみにては合はざるなり、教之と云ふは外に學び行ふ所有るを以て云ふ語にこそ有りけれ、(但此大神の國家を護り奉らせ給ひ

又共に就ても重く崇まへられ奉らせ給ふ御事は、傳十三卷に委しく註せれば今云ふ迄も非ざるなり、但其を以て伊都加禮與の證には立難かり。故古史徵（第六十四段）に明辨有り、其古史に此三柱神亦謂須勢理毘賣命と記せる事は、大同本記に雄略天皇御世に皇太神の豐宇氣神を伊勢に迎へまく思欲す由を御託坐せる御言に、吾高天原在時（中略）所生三女神乎葦原中國宇佐島降居道中奉助天孫而爲天孫所祭止詔之須勢理姬乃齋奉神、今丹波國與佐乃比治乃眞魚井坐道主王子八乎止女乃齋奉御僕都神止由居乃神乎吾坐國欲止誨覺給と見えたる、大同本記の全書は今傳はらず、此は神宮雜例集に引けるを採れるなり、須勢理姬乃齋奉の九字無き本も有れど今は一本に據れり、度會延經の神名帳考證に丹後國與謝郡須代神社の下に大同本記云、素戔鳴尊所生三女神奉助天孫而爲天孫所祭止詔之神丹波國與佐乃郡比沼眞名井坐須勢理姬と引けるは予が見たる本と文の狀少か異なり、然れども須勢理毘賣命即三女神に坐す事の狀は違ふ事無し、（以上探要）と見えたる此にて、其所祭は伊都伎麻都流にて、所祭る神と云ふは豐受大神に御在し坐す御事明らかなる者なり、傳十三にも云へるを考合す可し、（但右の文に少か混らしき事有るが故に因に云ふべし、須勢理姬乃齋奉禮留神と云ふは、此に爲天孫所祭と教給へる如く豐受大神を齋き御在し坐す御事なるが、其は幽にての事なり、次に道主王子八乎止女乃齋奉と云ふは今顯の事にて、現在に在る狀を以て託奉らせ給へるなり、其道主王と云ふは崇天神皇十年御紀に丹波道主命遣丹波と見えたる人にて、垂仁天皇五年御紀に道主王者稚日本根子大日日天子孫彦坐王子也と有りて、崇神天皇垂仁天皇の御世頃の人なれば右に道主王子八乎止女と云ふは其王の御裔の御女等を云ふなり、上代本記に開化天皇孫子丹波道主貴苗裔八小童女寶殿御鑰賜

奉開寶殿と有るを以て知るべし、能爲ずは混ひ易からむ）然れば例を以て推すに、此に汝三神宜降居道中奉助天孫而爲天孫所祭也と有るは、天孫降臨章第二一書に高皇產靈尊因勅曰、（中略）汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬降於葦原中國亦爲吾孫奉齋焉と見えたる、此二神は天津神籬を持て皇御孫尊の御爲に齋奉り給ふ神事を以て君を輔佐仕奉られたるに同じかる可し、又上にも引ける古事記（白檮原宮段）に爾神八井耳命護弟建沼河耳命曰（中略）汝命爲上治天下、僕者扶汝命爲忌人而仕奉也と有る、其同じ事を綏靖天皇御紀には宜哉乎汝之照臨天位以承皇祖之業、吾當爲汝輔之奉典神祇者と見えたる、扶汝命又爲汝輔は此に奉助天孫と有るに當り、爲忌人而仕奉、又奉典神祇と云ふは爲天孫所祭と有るに同じ趣にて、上世に君王の輔相として仕奉れるには先づ神祇を奉典る事を職として仕奉れる事最第一の任なるを明らむる時は、此の所祭の訓も知らるゝ事なり、（右の忌人と云ふは神武天皇御紀に時勅道臣命今以高皇產靈尊朕親作顯齋、用汝爲齋主と有る齋主と等しく、神祇を齋奉る職に仕奉るを云ふなり、扶汝命と云ふに深く心を著けて思ふ可し）、然れども此天孫と稱する天忍穗耳尊はしも、此三女神と成坐せる前後の差こそは有りけれ、等しく同じ御誓の時に生坐せる御子に坐せり、第三一書にも爲日神之子令治天原と有りて、此顯國を所知看しめ奉らせ給はむなど思ほしも係けさせ御在し坐さざりし程の事なるに、豫きに三女神を筑紫洲道中に降し給ひて其天孫の御爲に豐受太神をしも所祭らしめ給へると云ふ時は、信み難きが如くも思ふ可かめれども猶思慮の至らざるなりけり、其は上にも註せる如く天照太神素戔鳴尊の二柱はしも共に伊弉諾伊弉册二神の何不生子天下之主者歟と宣給ひて生奉らせ給へる珍子神等に御在し坐すが故

に、此天下國土はしも二大神に相有たせ給ふ可き御事なれども、日神は上天を所知看し、素戔嗚尊は根國に入り給ふ可き幽契有りて、此天下國土は主宰無き虚國の狀なりしかども、其に就て素戔嗚尊は御父大神の勅許を請奉らせ給ひけるが、日神に疑はれさせ奉り給へるが故に共に御誓約を立てさせ給ふ御事に及ばせ給ひけるに、日神の御劔を乞度して此天忍穗耳尊を生奉らせ給へるが其物根の所因に縁りて天照太神は御父の如く、其成出で給ふ御事に就て素戔嗚尊は御母の如くして、其二大神の大御正統と申奉るは其御子に御在し坐せるから、主張て天下國土を所知看べき皇御孫尊に大坐々す故に、其天降し奉り給はむ御事は固より此時に定まり御在し坐せるを以て、此三女神にも奉り助天孫而爲天孫所祭也と事教へ給ひて、素戔嗚尊の天降給ふ時に其御子として天降し給へりし者になむ有りける、(其は上章第六一書に素戔嗚尊者可_レ以治天下也と事依し給へる事の有るに、天孫降臨章第一一書なる天照太神の御言に、豊葦原中國吾兒可_レ王之地也と宣給へるを以て知るべし、但其天忍穗耳尊はしも素戔嗚尊にも固より御子に坐すに寶劔出現章第五一書に此皇國の事を吾兒所_レ御之國と宣へる御言を載たり、此等を合せて天忍穗耳尊の天照太神素戔嗚尊の御子として高天原に御在し坐しながら天下の大君主宰に渡らせ給へる御事を明らかむ可きなり) 倍此三女神を以て豊受大神を所祭ら令給ふ御事は何の御爲ぞと申すに、天神御子の天津日繼所知看す御上を助け奉らしめ給はむとの天津神議になむ御在し坐しけらし、其は天孫降臨章第二一書に、天照太神又勅曰、以_レ吾高天原所_レ御齋庭之穗亦當_レ御於吾兒と所見たるは、其御天降に臨みての事には有れども、古事記御天降段に此天忍穗耳尊を太子と申奉る事の所見たるも、天津日繼所知看す御子と申奉る意なり、又大國主神の御言にも唯僕住所者如_レ天神御子之天津日繼

所知之登陀流天之御巢而(中略) 治賜者僕者於_レ百不足八十垆手隱而侍と申給へるも、已に天照太神の皇太子として天津日繼所知看し御在し坐しける御殿の如く造り賜はらむ事を請申させ給へるなり、此を以て其天忍穗耳尊を天降し奉らせ給はむ下の御心御在し坐して、天孫を助け奉りて天孫の御爲に所祭とは仰せ給へる者なりけり、(然れば第一一書に爲_レ日神之子使_レ治天原と有るは、天上を所知看しめ給へるには非ず天上にて已に天津日繼を所知看し御事を申し奉れるなり、此事傳十三に註せり) 若て其三女神をして豊受大神を所祭らしめ給へるは天津日繼の御爲なりと云へる、天津日繼と申奉れるは四方の御民の取作る瑞穂の御貢を令_レ獻給へる御事にして、其即天下を統御す義にて、天下の人命の係る所此に在る事にて、世中に生とし活く蒼生を治め給ふ大御政の本是なり、然るに豊受大神の御名を此には保食神と有りて、上章第十一一書に所見たるが如く素戔嗚尊亦御名月夜見尊の御事に依りて其御徳の見はれさせ御在し坐して稻穀はしも世に始めて成出でたりければ、天照太神の此を令_レ取給ひて是物者則顯見蒼生可_レ食而活之也と宣給ひて、陸田種子水田種子と成して此を令_レ殖給へるは百姓と云ふ者の起なり、又天邑君を定めさせ給へるは即國郡に造長を置かせ給ふ始なり、此を統御し皇御孫尊と申奉りて天津日繼の起始まる所以此に在る事なるが、其始は天照太神素戔嗚尊に出て豊受大神に成定れる御事にし有りければ、世に齋奉る可き神は八百萬千萬神と多く坐せども、世中に在と有らゆる物皆の命續ぐ可き食物衣物住家の神に御在し坐すが故に、天孫の御爲に所祭らしめ給へる御事にして、其天孫の御爲と云ふは天下蒼生を助け給ふ故の御所爲にし有りければ、此三女神の御恩頼をば世中に生とし活ける物何れか蒙り奉らざりける、(但如此く成り行くにも種々の子細有る事にて中々に容易く云ひ盡さる可き事

に非ざれば、傳十二卷を讀通りて其所以の少縁ならざる事を考ふ可きなり、天津日繼と申す御事は天照太神より日々に繼依し給ふ御貢を聞食す御事なり、兼盛集大嘗會歌に、「日貢物絶えず備ふる東路の、勢田の長橋音も轟ろに」又「萬代を持ちぞ榮えむ近江なる、御物の濱の天の日繼は」又新千載集に、「遅く速き民の早苗に貢物、絶えぬ日繼の末ぞ知らる」と見え、故實拾要に、「日貢御膳是天子毎日朝晝夕三度高橋采女正大隅大炊頭巡番に供之、年中毎日如此なり」など見えたる是なり、但三女神の豐受大神を所祭り御在し坐す御事はしも、幽にて其大神の高天原に神留坐す御靈を持齋かせ御在し坐す事にて、顯世の如く御靈形などを以て祀祭らせ御在し坐すには有るべからざれども、上に引ける大同本記の文に依りて稽ふるに、丹後國より伊勢に移奉らせ給へる御にも陪從ひ奉らせ御在し坐す事知らる、但此三女神の天降坐しし初より世と共に持齋かせ御在し坐せる所は必宗像の中津島には非ざるか、其は三女神とは申せども其實は一神にて異りも御在し坐さる事傳十三に云へる如くにはあれども、古事記に市寸島比賣命亦御名謂^ニ狭依毘賣命と見えたるは、狭依毘賣命亦御名謂^ニ市寸島比賣命と無くては佗の二神の例に合はず、其は田心姫命は誥有^{ナリ}、湍津姫命は高出^{ナリ}、此に准らへて狭依は進動の義にして、皆其御誓の時に御心の進勝給へりしに肖て成出でさせ給へる意の御名なるに、唯市杵島姫命と申すは島名を負ひ給へるなれば、天上にて成出で坐し、本御名には非ざるなり、(其は此に市杵島姫命と申奉るは瀛津島姫命中津島姫命邊津島姫命など、島名を以て稱奉る御名の例なるを思ふ可きなり)地神本紀に市杵島姫命亦名佐依姫命亦云^ニ中津島姫命、坐^ニ宗像中津宮、是所^ニ居^ニ于中島、者也と所見たれば、其中島なむ豐受大神の幽に所祭らせ御在し坐す所なる故に齋島とは云へるを、即ち其御職の由を

兼て市杵島姫命と御名には稱奉られさせ御在し坐すになむ有りける、然れども其島の如何なる處に所祭り御在し坐すとは現世の正目に見奉る境に非ざれば、誰かは伺ひ知り奉らむ、但筑前國續風土記に「大島の御社の後に御嶽と云ふ高き山有り、山上に神社有り、田島の祭禮記に大島御嶽三所大菩薩と有り、里民は天照太神にて御在し坐すと云ふ、又御嶽の下本社の方^ニに深き井有り、其水決めて清冽なり、御手洗の井と云ふ、此下天河なり、故に此井を社家には天真名井に比して敬信すと云ふ」と有るは少か思合する所有り、其御嶽社の三神なる由云へるは豐受大神素戔嗚尊にや御在すらむ次に云ふ嚴島の相殿三座の御事考合す可し、又天真名井と云ふも上に引ける大同本記に丹波國與佐乃比沼乃^乃眞魚井坐御饌都神止由居乃^乃神と有るに亦由有りて聞ゆるをも思ふ可き者なり、此天河と云ふも石見女式髓腦又古今集榮雅抄等に出でたれば、古き稱にて後人の設けたる所名には非ざるなり、(但第二書に市杵島姫命を是居^ニ于遠瀛^ニ者也と見え、第三書にも、瀛津島姫命亦名市杵島姫命と有れども、共に誤れる傳なること已に傳十三卷にも註し、此にも上なる瀛津島姫命の傳に委しく辨へたるが如し、且此市杵島姫命をしも松尾にては曾形中都大神とも申奉る者をや)猶又傳十三に神名式に安藝國佐伯郡伊都伎島神社(名神大)の御事を註せるに、大宮三座は三女神に御在し坐すに相殿三座を國常立尊天照太神素戔嗚尊なる由云傳へたる、天照太神素戔嗚尊は其御祖に御座し坐せば相殿に御在し坐すも理には有れども、國常立尊はしも更に由無き事なり、故思ふに中昔より伊勢にても外宮方より五部書など云ふ偽書を作りて、豐受大神を天照皇太神より猶尊く有らせむとて其御饌都神と稱奉る御名をば水穗に因れる由に説曲けて、天御中主尊亦名國常立尊亦名大元尊神など、書僻めて世人を欺けるより、天下押並て其説に惑はされ居た

りし事なりければ、此國常立尊と申すも疑ふらくは其御饌津神なるを然訛來れりけむ程著明くなむ有りける、此に就て思ふに右の大島御嶽三所大菩薩と申すや此相殿三座の本社なるらむも知るべからず、(又嚴島の攝神に大元神社と云ふも立たせ給へるを、社傳に國常立尊と云ふも例の豐受大神の遙宮などなる可し、又越前の氣比神社と此嚴島とを金胎兩部に比する俗説も、氣比大神はしも保食神に渡らせ給へは據有るに似たり、此三女神は然る由緒有る傳を例の佛の事に入れて妄説せるなめり) 楮右の三女神を須勢理毘賣命とも玉依姬命とも申奉るなどは一柱に合せたる御名なるを、右の市杵島姬命と申すは一神の御名なれば、右の豐受大神を唯一柱にて祭り給ふが如くして三神の御上に係らざる狀に所見たれども然らず、其大神を齋奉らせ給へるは三神共に主り給へる御業なりしかども、中島を以て齋所と爲させ給へるから終に島名と成りたるを、其狹依毘賣命は其島の主と御在し坐せるを以て市杵島姬命とは稱奉る御事と通えたり、楮其市杵は此の爲^{ミコ}天孫^{イフネノミコ}所祭の伊都伎にて、伊勢太神宮に御杖代として奉り仕奉らしめ給ふ皇女を齋内親王と申奉り、賀茂兩社に阿禮乎止賣として奉給へる皇女をも同じく齋内親王と申奉り、又其准らひに春日大原野等の社々に其氏人の女を傳に奉給へるをも齋女と云ふなどと同じ義なるを思ひ明らか奉る可き者なりかし、(又上に引ける神武天皇御紀に道臣命を齋主と任し給ひて齋媛と云ふ號を賜へると、又神八井耳命の忌人と成りて仕奉給へるとをも此に思ひ集めて考へ見る可し) 楮右の如く所祭を伊都伎麻都流と訓む時は、別に神有りて其を齋奉らせ給ふ事と成りて輕き方にも所見させ給ふが如く思ふなどは俗びたる意なり、凡て神を齋奉るは其御恩賴を天下に蒙ふらせ給はむ事を乞祈奉るなり、然れば其齋奉る可き神を齋かせ給ふは天下に其御恩賴を御自蒙ふらせ御在し坐すに等しき

御事なれば、其豐受大神の御靈物と有る食物を喰ひ衣物を著家居に住むと住む限の人々は皆此三女神の御蔭に賴る者なり、然して三女神はしも天孫を助け奉りて天孫の御爲に豐受大神を所祭り仕奉らせ給へる御事にし有りければ、其至り極まる所は然計りなる神の御恵を奉^{カサネ}戴ると申すも皆皇御孫尊の御蔭なる者なれば、此皇大御國は申すも更なり外蠻諸國の毛民共と雖も、物を食し衣服を著家居を下る限の人民はしも天神御子の御蔭を忘れ奉る可からざる可き者なり、此を忘れて天孫を蔑如し奉るに至る時は家亡び國を亡へる例し古今に珍らしからず、然るは此三女神の豐受大神を所祭り奉らせ給へるも天孫を助け奉り天孫の御爲に成させ御在し坐す御事にし有りければ、天孫に背き奉り天孫の御爲に善くも非ざる人共を争でかは助けはせ給ふ事の有らむ、今如此天照太神の三女神に懇到に教へ詔はせたる御命はしも、天地と日月と共に極み無き世の誠とも仰ぎ奉り尊み奉る可き神語になむ御在し坐しける、是即古の大御政の本體なる者ぞとよ、(然るに中昔より以來外教の爲に闇まされて然る古義をも原ぬる事も疎く成りぬる故にもや有りけむ、人臣の勢盛に成りて天孫の天津日繼の瑞穂を掠め取りて國を多く持ち家人をも多く資ひて、その傲りに長けてば天孫を物とも思ひ奉らず、甚く貶し輕め奉りて甚く心背ける輩も多在りしを、終に子孫に長く傳へ得ずして亡失せたる例少からず、今以後にも然る輩の有らむには家亡び身を失はむ事鏡に係けて見るが如し、若天下に衣食住に安居しながらに然る行を爲たらむ者は、神の御罰に遇ひ奉らむ者なるを今又此に誠め置く者なり)

右安政四年歲在丁巳孟春初二始之同十二日夜終之。

日本書紀傳 十五之卷

穗積重胤謹撰

神代上第十五 瑞珠盟約章

一書曰。素戔鳴尊將昇天時。有一神。號羽明玉。此神奉迎而進以瑞八坂瓊之曲玉。故素戔鳴尊持其瓊玉而到之於天上也。是時天照太神疑弟有惡心。起兵詰問。素戔鳴尊對曰。吾所以來者。實欲與姊相見。亦欲獻珍寶瑞八坂瓊之曲玉耳。不敢別有有意也。

總ての事からの詳なる状はしも正書の委しきにかかずと雖も、簡古にして事實の正しく貫通る事獨此第二一書にのみ留れりけり、佗傳々の狀にも競はず獨立て甚美たしかし、先づ其大旨を云はむに、素戔鳴尊の天に昇坐さむと出立たし御在し坐しける時に羽明玉神の出迎へさせ奉り給へる事は、下に天照太神謂素戔鳴尊曰、以吾所帶之劍今當

奉汝、汝以汝所持八坂瓊之曲玉可授予矣、如此約束共相換取と有るに應く文なるにて、其物根を相換へさせ御在し坐して御子を生出させ給ふ事の基と成る所にし有りければ、必此に然しも非ずば得有るべからざる者になむ有りける、(但其物根を取換へさせ給へる事は、正書にも此とは返様にて於是天照太神乃素取素戔鳴尊十握劍云々、既而素戔鳴尊乞取天照太神髮鬘及腕所纏八坂瓊之五百箇御統云々と所見たれば、此羽明玉神の玉をば縦や奉り給はずとも、物を相換へさせ給へる傳の有れば、孰れを是とし孰れを非として云ふべからざるに似たりと雖も、其にては事實の眞に違ふ事已に傳十三卷に論を起して次々説註せるが如し) 古語拾遺にも於是素戔鳴尊欲奉日神(天照太神)昇天之時、櫛明玉命奉迎、獻以瑞八坂瓊之曲玉、素戔鳴尊受之、轉奉日神と所見たれば、此羽明玉神の迎へ奉らせ給へるは其最初の時に在るべき事云ふも更なる事なりかし、地神本紀に此の正書に始素戔鳴尊昇天之時、溟渤以之鼓盪、山岳爲之鳴响と有る所に置いて、素戔鳴尊請曰、吾今奉教將就根國、故欲暫向高天原與姊相見而後永退矣、伊非諾尊勅許之、乃昇詣之天也、素戔鳴尊將昇天時、有一神、號羽明玉、此神奉迎而進以瑞八坂瓊之曲玉矣、素戔鳴尊持其瓊玉而昇天之時、溟渤以之鼓盪、山岳爲之鳴响と文を序次たるは實に然る事にて、必右の如く無くては叶はざる所なりける者なり、然れども上に引ける此の文を換へて其下に、天照太神素戔鳴尊共誓約曰、吾以所纏之玉可授汝矣、汝以所帶之劍可授吾矣、如此約束相換取已畢と記せるは、御紀の正書一書共に三女神は劍に成坐し、五男神は玉に成坐せる傳なるが故に其旨に合はせむと諛ひたる所爲にして、中々に頼もしけ無きは然すがに例の合せ物なるが故なめり、又古語拾遺も、右に引ける文の如きは然る事なが

ら、其も下に仍共約誓感其玉生天祖吾勝尊と有るは合はざる事有り、其玉はしも已に素戔嗚神受之轉奉日神と有れば日神の御手に渡し奉れるなり、然れば感其玉と云ふ事は日神の御所爲成るべきを、次に天照太神育吾勝尊と有れば猶素戔嗚尊の生坐せるなり、然らば素戔嗚尊御自の物根を以て御自御子を成し給へるに成りて、掛まも甚も可畏き天津日繼は全く素戔嗚尊の御子孫と成りて天神御子とは申奉る可からぬが如し、然計り博く學ばれたる廣成主の然る所由を心得ざる人には非ざれども、猶其も此第二一書の如く三女神は玉に依て成り坐し、五男神は劍に因りて成坐せる傳の當否をしも未定められざりけるが故に出來れる僻事となむ所見たりける、(平田翁の古史は紀記を參考へて文を成されたる者なるに、其第三十二段は素戔嗚尊の天に昇詣させ給へる所なるを、此羽明玉神を採ひ漏らされたるは不足ぬ事なり、此は後に御子を成坐せる事に係れる甚々太切じき所なるを思ひ落されたるになむ有りける、所以に三女五男神等の成出坐せる事にも異なる一節有る趣をも思得られざりけるこそ可惜しけれ) 偕此下に此羽明玉神の進られたる玉を天照太神に獻給ひ、天照太神の御劍を賜りて相共に御誓を爲させ御在し坐す御事有りて、天照太神則以八坂瓊之曲玉浮寄於天真名井、嚙斷瓊端而吹出氣噴之中化生神(中略) 凡五男神云爾と所見たるは、此一書の鳴尊以所持劍浮寄於天真名井、嚙斷瓊末而吹出氣噴之中化生神(中略) 凡五男神云爾と所見たるは、此一書の佗傳々には勝りて獨正實を得たる者なりけり、古事記に於是天照太神告速須佐之男命、是後所生五柱男子者物實因我物所成、故自吾子也、先所生之三柱女子者物實因汝物所成、故乃汝子也、如此詔別也と見えたるが如く、三女神の生坐せる物根はしも素戔嗚尊の八坂瓊之曲玉に因りて成出給へれば即素戔嗚尊の御子と有り、次に生坐せる

五男神の物根はしも天照太神の御劍に因りて成出させ御在し坐せるに因りて即天照太神の御子と坐す事、物根の異有りて此と同じからず有れども此の正書の趣にも違はざりける者なり、然れども其玉は素戔嗚尊の御物とは雖も、其始天に參昇り御在し坐し、時に羽明玉神の進れる物にし有りければ、猶否む邪説も有りなむかなれども、天照太神の御劍なりとても皇太神の御自作給ひて帶せ給へるに非ざれば、何れより得給へりとも其持主と成らせ御在し坐す上は、其主の御物にこそは有りけれ其本の本迄を争でかは云ふべからむ、(然れば此は素戔嗚尊の天照太神の御劍と相換へさせ御在し坐し、玉の出自を傳へられたる文なりけり、其原羽明玉神より進りて其玉の素戔嗚尊の御物と成れる始を明し知べき所なるぞかし) ○將昇天時有二神一號羽明玉此神奉迎云々の狀を此に引出で、其趣を明らかにむ可き文有り、天孫降臨章第一一書に已而且降之間、先駈者還白、有二神、居天八達之衢(中略) 聞天照太神之子今當降行故奉迎(下略)と所見たる是なり、此文を此に假りて照し稽ふるに、已に天に參昇り御在し坐す途中にての事には有るべからず正書に出でたる御父大神の勅許を請奉らせ給ひて、今も出立し御在し坐さむと其御裝束の御事を物爲させ御在し坐す御間の事となむ見えたりける、右に引ける且降之間と有る語の有るを合せて想ふ可き者なりけり、(又古事記の同じ御天降段に、僕者將降裝束之間と云ふ語も有り又右の且降之間と云ふ同じ事を將天降之時と有るを以て時と間との等しきを知るべし、偕此に天に昇らむと爲給ふ所、彼は地に降坐さむと爲給ふ所なるを、例に引て云ふは如何なる事なれども、共に我處を離れて佗に物爲させ給ふ出立の事相等しかりぬければ引出でたる者なり) 偕正書に於是素戔嗚尊請曰、吾今奉教將就根國、故欲誓向高天原與姊相見而後永退矣、勅許之、乃

昇詣之於天也と見えたるは、已に傳十三に註せるが如く此素戔嗚尊に限り奉らず何れの神に在れ天に昇らむ事はしも嚴重なる御禁共の有りて、淡路の幽宮に御在し坐す伊弉諾大神に請奉りたる上にて、其勅許を得奉らずしては、擅に出來まじき御定有る事と見えたり、此に就て思ふに、此に素戔嗚尊の天に昇り坐さむと爲給ふ時に羽明玉神の奉_レ迎と云ふ事何の由とも聞えず、天照太神は元より其御所置に就ては疑思はず御心に御在し坐せば令_レ迎給ふ可きに非ず、又羽明玉神の素戔嗚尊に何を所縁有るを以てかは出迎奉るとは云はむ甚不審しき事にて有りしを、今なむ思ひ得たりける、其は伊弉諾大神より昇天の御許を得奉らせ給へる御表物として、羽明玉神を以て八坂瓊之曲玉をば令賜給へるになむ有りける、故下に是時天照太神疑_ニ弟有_ニ惡心_一起_レ兵詰問と有る所の素戔嗚尊の御對に、亦欲_レ獻_ニ珍寶瑞八坂瓊之曲玉_一耳と申給へるも、唯に玉を獻らせ給ふに非ず、御父大神の勅許を得奉り又其御表物を賜り持たせ給へるを獻りて其御疑を開け奉らむと云ふ義なる事決くなむ有りける、(此に就ても佗神等の昇天の事を幽宮に請奉られたらむも、其御許の御在し坐すには八坂瓊之曲玉を賜り令_レ持て天に上らしめ給ふ御定なる可き御事なるをも推して知るべし、此は其例には非ざれども古事記天照太御神の御生坐せる所に、即其御頸珠之玉緒母由良邇取由良邇志而賜_ニ天照太御神_一而詔之、汝命者所_レ知_ニ高天原_一矣事依而賜也と有る、此は高天原を所知看す可き大御璽に進へる物ながら又考合す可き事なりかし) 儲其將_レ昇_レ天は何れにてか別處にて裝束し給へりけむ時の事なりしを、先達て伊弉諾大神より昇天の事を勅許し宣はせたるに就ては、羽明玉神を以て其符信として八坂瓊之曲玉を此に令_レ賜て其昇坐さむ道をば彼磯馭盧島の天柱より出立し升り御在し坐すべく控させ御在し坐して、其羽明玉神をば其道より令_レ向給へる其

即此に奉_レ迎と云ふ所に當れる者なり、右の一を説得る時は如此く其事に就たる件々の御事に至る迄も今も正目に見奉るが如く其詳なる趣をも思得るなむ我ながらも妙に奇異しき事なりける、故其天柱はしも傳五六に云へるが如く八十神の登降の梯立にし有りければ、私の御出立ならばこそ有らめ正しく御父大神に許され奉らせ給へる上は、主張_ニ其道より昇詣させ御在し坐しけむ事申すも更なり、(予已くより思ひけらくは、上に引ける如く古事記には櫛明玉命と有りて、又其名の出でたる下に出雲國玉作祖也と有るを、神名式に意宇郡玉作湯神社有り、風土記に忌部神戶郡家正西廿一里二百六十步云々と見え、玉作山郡家西南廿二里有_ニ社_一と云ひ、又玉作川源出_ニ郡家正西一十九里拜志山_一、北流入_ニ于海_一と有りて郡家よりの行程凡同じければ、玉作湯神社の所なむ其羽明玉神の奉_レ迎られし地などにや有りけむ、其素戔嗚尊の御在し坐す神名式の熊野坐神社名神大も同じ意宇郡にし有りければ由有る狀に思へりしかども、此羽明玉神の其國に坐す事は天孫降臨より後の事なる可く、又素戔嗚尊の其國に御在し著き給へるも高天原より神逐はれさせ給ひて天降り坐しし後の事にし有れば、此には由無き事なれば今其考を棄てたるなり、然りと雖も其裔の彼國に住む所以は此に起けむ事云ふも更なり安政四年正月十三日に至りて此説に改むる事とは成れりき) ○有_ニ一神_一は右に引ける天孫降臨章第一一書に猿田彦神の出迎へ奉り給へる所にも有_ニ一神_一居_ニ天八達之衢_一と見えたる、皇御孫尊の御方には諸伴神を陪從へ給ひ八十萬神を供奉に率て天降り御在し坐さむと爲させ給ふ其幸行の狀の大なるに、唯一柱にて出迎へ奉る狀を諦に令_レ知むとて殊更に有_ニ一神_一と書かせ給へる御紀の文法なる事を知りて説くべきなり、然るは傳十三にも註せるが如く、天照太神の待設させ御在し坐せる文共を合せ考ふるに、正書に徑詰問焉と云ふ語有る

は御伴神等に委ね給はずして日神の直に詰問ひ給ふ由にて、第一一書に親迎防禦と有る親ミツラフに同じ、又此に起兵詰問と有るは兵卒を領て親詰問はせ給へるなり、又第三一書に隔天安河相對而立と有るは謂ゆる對陣と云ふ趣なり、此を以て日神の御方に御勢の多在りし事を知るべし、斯時其日太神の御方にも唯素戔鳴尊一柱のみにて上來坐せるならむには何どかは衆神を從へて待たせ給はむ、素より素戔鳴尊は赤心にて仇なひ奉らせ給ふ御心には御在し坐さずながらも、許多の御伴神を從へ昇らせ給へるが故に、當有奪國之志ミコトノシ歟と云ふ御疑をも受け奉らせ給へるなり、此を以て素戔鳴尊の御方にも御勢多きを知る時は、此に有ニ神トとは其に對へて云ふ語なる事を明らむ可き者なり、(然れば此に有ニ神トと有るにて其御伴神の衆多オホクなりし御出立の状をも明らめ奉る可き文なる事、右に云へる天孫降臨章第一一書に合せて知るべし、然るを世人古書を読む事の疎なるが爲に、有ニ神トと云へば唯一神有りて出迎へたりし事と容易く心得るが故に、小を以て大を測り右を見て左を知るの妙處を得るに至らざるは哀れむ可く笑ふ可き事なり、古書には然る妙に奇しき味有るをも得知らずて物言ひ誇る輩計り心稚き者は世に非ざるぞかし)○羽明玉神、古語拾遺には櫛明玉命と見え、祕庫器錄には速須佐能神將上ミ天之時奉迎神名櫛明玉云々と有り、亦名なり、又太玉命所率神名(中略)櫛明玉命と有る其下に出雲國玉作祖也と有りて、末に櫛明玉命之孫造御祈玉(古語美保伎玉言祈禱也)其裔今在出雲國每年與調物貢進其玉トと見えたるは、此時の由緒に依れるなる可く所思えたり、此には次なる寶鏡開始章第二一書に玉作部遠祖豐玉者造玉トと見え、其三一書には中枝懸以玉作遠祖伊弉諾尊兒天明玉所作八坂瓊之曲玉トとも有り、天孫降臨章第一一書五部神の中に玉作上祖玉屋命と見え其第二一書には櫛明玉神爲

作玉者トと出でたり、古事記石屋戸段には科玉祖命令作八尺勾環之五百津之御須麻流之珠トと見え、其御天降段には玉祖命者(玉祖連等之祖)と有り、又古語拾遺には令櫛明玉神作八坂瓊五百箇御統玉トと有るを、神祇本紀にも載せて其下に令玉作部遠祖豐球玉屋神爲造玉者トと有りて皆同神異名なり、又其豐玉を神名式に阿波國名方郡天石門別豐玉比賣神社と云ふあり、又神名祕書に古語拾遺を引て末に櫛明玉命(玉作祖也)高皇產靈神女栲幡千千姬命之妹也と見えたれども、女神に御在し坐さる事下の條に辨ふるにて灼然き者なり、(但下章第三一書には伊弉諾尊兒と有るを、右には高皇產靈神女と有り、然るを姓氏錄右京神別上天神に玉作連高魂命孫天明玉命之後也と有りて定り難きが如きを、此に論云はむは煩らはしかりぬ可ければ下章第三一書の傳に云ふを待つべし)名義羽明玉の羽は借字にして映明玉神(ハニエガクミツノカミ)の義なる可し、天孫降臨章第二一書なる下照姬命の歌句に阿奈陀磨波夜と有る阿奈陀磨を釋に穴玉也と註し、波夜を口訣に玉相映之言と云へる是なり、萬葉十七(七丁)に多麻波夜須、武庫能和多里爾と續けたるは玉映タマウツと云ふ義にて、波夜須は磨きて光を令映るなり、冠辭考に和名抄(膠漆具)に木賊掠葉(無久乃波)など云ひ、榮花物語に「御堂の板敷を木賊掠葉などして磨きし事有り、又俊成卿の或人の歌を讀めて掠の葉磨きを成したる者なりと云はれける事有り、波夜須は此は玉の光を令増るを云ふなり」と云はれたるが如し、又萬葉十四(四丁)に阿良多麻能伎倍乃波也之爾と有るは、年月の來經る事に云係けたるながら、猶語を隔て璞之映(ウツクハ)と續く心なる可し、又神名式に陸奥國志太郡敷玉早御玉神社と有る敷玉は重玉(シヤクキ)にて、多く緒に貫きたる玉はしも相映(アヒツク)し合ひて光の榮ゆる義なりと聞ゆ、右の如く玉には波由と云ふ語有れば、其約りて羽明の羽などの如く波の一言には成れりし者なりけ

り、其證は垂仁天皇三年御紀天日槍が將來れる物の中に羽太玉一箇と云ふ有り、其も映太にて玉の氣韻の太く映るに依れる名と説くより外無きを以て、羽は此も映なる事を曉る可くなむ有りける、(因に云ふ又其中に鶴鹿鹿赤石玉一箇と云ふ有り、度會延經説に鹿鹿明也と云へる其も然る事には有れども、鶴鹿鹿は麗眩と云ふ言にて下に赤石と云はむ序なる可し、楮神名式に播磨國明石郡赤羽神社は此玉を祀れるには非ざるか、赤羽は明映にて右の玉の麗しく明らかなる謂に依れる神名と聞ゆめり) 明玉は字の如く玉の光の映えて明らかなる由なり、出雲神賀詞に赤玉能御阿加良毘坐、青玉能水江玉乃行相爾明御神(下略)と有る上なるは、赤玉の如く御面の赤らび坐む事を述べ、下なるは玉の行相て交に照合ふ事を序として明御神と續けたるにて此の明玉の例なり、猶阿加流と云ふ事は萬葉四(三十四丁)に赤羅引、日母至闇、十(二十五丁)に朱羅引、色妙子、十一(五丁)に朱引、朝行公、又(六丁)朱引、秦不經など有る阿加良は天色の明るきと人面の麗はしきを云ふなり、又十六(二十五丁)に奥去哉、赤羅小船爾、二十(十二丁)に伊奈美野乃、安可良我之波々など有るは赤き色を云ふなり、又十八(十二丁)に和我佐世流安加良多知婆奈と有るを、十九(四十三丁)に島山爾、安可流橋と有るを以て、右の阿加良は阿加流なる事を曉る可し、但此明玉の阿加流は赤色を云ふには非ず、何に在れ玉を琢磨きて明らかく成し其光を映有らせ給ふ義の御名なる者なり、(楮其物光の明らかなる其極みは終に赤色に成る物なる故に其言の同じき者なるなり、なほ又下章第二、一書第三、一書等にその亦名の義を説くをも考ふ可し) ○奉迎は其將に天に昇坐さむとして其裝束を物爲させ御在し坐す所に出迎へて、其天に上り給はむ道は此天柱より出立し御在し坐すべしと申給へるなり、此に瑞八坂瓊之曲玉を奉進らるゝ事も、其素戔鳴尊

の日神の大御許に昇詣らせ御在し坐さむ事を勅許し宣はせたる表物なるを以て推量り奉るに、此羽明玉神は伊弉諾大神の御使にて迎へ奉り給へる事著明き者なり、其は下に天照太神疑_ニ弟有_ニ惡心_一起_レ兵と有る程の御事なりしかば、日太神の御許人を以て令_ニ出迎_一給ふまじき時なるを以て明らか奉る可くなむ有りける、(古語拾遺に於是素戔鳴神欲_レ奉_レ辭_ニ日神_一昇_レ天之時、櫛明玉神奉_レ迎と有れども、昇_レ天之時と有るは誤なり、其も欲_レ昇_レ天之時と欲_レ字無くては此の事實に相叶はざるを思ふ可きなり) 楮此は伊弉諾大神の御心に依れる御事は右に條々云へる如くなるが、其體を探索るに實には皇祖天神の御計らひにこそ御在し坐すべからし、其は傳十三に已に註せるが如く、天照太神素戔鳴尊二神はしも四神出生章に伊弉諾尊伊弉冊尊共議曰、吾已生_ニ大八洲國及山川草木_一、何不_レ生_ニ天下之主者_一歟と宣給ひて生給へりし珍子神等に渡らせ給へるを、天照太神は高天原を統御す皇太神として天地に照臨ませ給ひければ、天下之主者には御在し坐さず、次に素戔鳴尊に天下を所知と事依して賜へりしかども、吾欲_レ從_ニ母於根國_一と申給ひて神逐はれさせ奉り給へりしかば、此も亦天下之主者には御在し坐さず成りにしかば、天下は實に主無き空國の如くなむ成れりけるを、素戔鳴尊は根國に入り坐さむとして其辭_申に高天原に參向ひて日神に觀奉らせ給はむ事を請申させ給ひけるに、勅許し宣はせたるなむ謂ゆる預_ニ鋒_一造_ニ天地_一と云ふ皇祖天神の靈威の預加はれる所なりけらし、若て羽明玉神の出迎へて導き奉られしかども、其御有狀の甚じかりつると此天下を治さるとの御事に依りては皇太神の御心打解け給はざりし故に、終に共に誓給ふ運びに成り行きて、二柱神共に奇異なる御所爲に依りて皇太子はしも定まり御在し坐す御事に成りて、何不_レ生_ニ天下之主者_一歟と宣給へりし御言此時に至りて結ばれると云ふも豈自然の御事なら

めやは、皇祖天神の御靈の相預ひ大坐々て然る事には趣けさせ御在し坐せる事決くなむ有りける、又正書に是後伊弉
諾尊神功既畢、靈運當遷、是以構_ニ幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣、亦曰伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣、於是登_レ天報
命仍留_ニ宅於日之少宮_一矣と有るも、天忍穗耳尊の天津日繼と定まらせ御在し坐す御事を所知看ての上ならでは得有る
まじきを思ひ定む可くなむ、(右の是後と云ふに合せて始素戔鳴尊昇_レ天之時と有る始は先_レ是と云ふ語に當れるを以
て考ふるに、其皇太子の定まらせ給ふ迄は未神功既畢と云ふ所にては非ざるなり、右に云へる如く天下を依し給へる
素戔鳴尊の根國に幸行すに就ては愈隠れさせ給ひ難かりつらむを、後に皇太子の生出させ給へるに就ては少かも思ほ
し遣る隈無く皇祖天神より仰せ給へる御言を過たす成し畢へ給へるなり、是後と云ふ事深く味はふ可き所なる者な
り)○瑞八坂瓊之曲玉は天孫降臨章第二一書に瑞之八坂瓊と有るを以て瑞_之と訓附くべし、瑞は物の麗美しきを稱云
ふ辭也、其例は先づ御名には反正天皇御紀に天皇初生于淡路宮、生而齒如_ニ一骨_一、容姿美麗、於是_レ有_レ井曰_ニ瑞井_一、則
汲_レ之洗_ニ太子_一、時多遲花落有_ニ于井中_一(中略)故稱謂_ニ多遲比瑞齒天皇_一と有るを、古事記にも御齒長一寸廣二分上下
等齊既如_ニ貫珠_一と見えたる如く、御齒の麗美しきを以て瑞齒と稱奉れるなり、又續紀に元正天皇の大御名を日本根子
高瑞淨足姬天皇と有るも、高瑞は氣高く麗美しき意を以て稱奉れる大御名なり、宮室には古語拾遺天石窟段に瑞殿古
語美豆能美阿良可と見え、又寶劍出現章第五一書に檜可_ニ以爲_ニ瑞宮之材_一と云ふ語有り、崇神天皇三年御紀に遷_ニ都於
磯城_一是謂_ニ瑞籬宮_一と有るを、私記に瑞籬俗云_ニ美豆加岐_一一云_ニ以賀岐_一と云へる、以賀岐は忌籬にて忌は齋清めたる義
にては有れども、又其も麗美しき意なり、器財には古事記玉垣宮段に汝所堅之美豆能_ニ小佩者_一誰解と有るは、瑞之小帶

と云ふ事にて萬葉に謂ゆる下紐の事なり、又朝倉宮段歌に美豆多麻宇岐と有るは瑞玉盞と云ふ事なり、出雲神賀詞に
青玉能水江玉と有るは青玉の瑞の善玉と云ふ事にて、其麗美しきを云ふ稱なるをも合せ考ふ可し、又天孫本紀に十種
神寶の事を天璽瑞寶と云へる類是なり、(此を珍寶と云へるなり、此を以て瑞と珍とは相通ふ可き言なるをも知るべ
きなり、楮右の小佩を記傳に袁比毛と訓まれたれども、若くは袁意毘にて上帶を大帶と云ふに對へて下紐を小帶と云
ふには非じか、名義抄に佩を意倍理とも意毘多理とも意夫とも意婆志牟とも有ればなり)楮皇大御國の大號をしも瑞
穗國と云ふ事はしも、國號考に云はれたるが如く皇國は萬の事も異國には勝れる中にも、稻は殊に萬國に類無く
豊かに卓擧れて甚美たく麗はしき故に負る稱號なるは稻を稱へて瑞穗と云へるなり、又此准らひに草木の稚く麗はし
きを云ふ事を今又云はむには、神武天皇御紀歌に瀨都瀨都志と有るを古本に瑞瑞志と書入れたり、瑞は美豆と濁りて
云ふ言なれども、其本は清音にて美都と唱へたりしにや、古事記にも美都美都斯と有り、此も右の瑞穗と同じく木の
茂りて麗美しく榮えて瑞々しき狀なるを云ふ發語なり、萬葉一(二十三丁)藤原宮御井歌に日本乃、清香具山者云々、
春山跡、之美佐備立有、又耳爲之、青菅山者云々、宜名倍、神佐備立有と有る中に狹まれて、畝火乃、此美豆山者、
日緯能、大御門爾、彌豆山跡、山佐備伊座と有るも、山形を以て瑞山と云ふには非ず、十三(十二丁)に_ニ櫛垣久時從_一
と有る櫛_ニと同じく木立の繁く麗はしきを愛で、云ふなり、右の清香具山青菅山の青字をも合せ思ふ可し、冠辭考に
萬葉六(十丁)に水技指、四時爾生有、刀我乃樹能、十三(二丁)に百不足、三十槻枝丹、水枝指と詠み、世にも若
木を美豆木若枝を美豆枝又若く健かなる人を美豆美豆斯など云へり」と云はれ、又稚き子を三(五十三丁)に若子と

書ける類も美豆の轉れるにもや有らむ、(但同考に美豆てふ言は先づは草木の若く麗美しく榮ゆるを云ふより萬の物を讃稱へて美豆某とは云ひけらし)と云はれたれども、言の本は然に非ず、其は此下に委しく云ふを見る可きなり)又祥瑞と云ふ事の如きに瑞字を書て美豆と訓まれたり、神武天皇御紀に有金色靈鷲、飛來止于皇弓弭と有る下に得三瑞也と有り、垂仁天皇三十四年御紀に天皇於茲執矛祈之曰、必遇其佳人道路見瑞、比至行宮大龜出河中、天皇舉矛刺龜、忽化爲白石、謂左右曰、因此物而推之必有驗乎と有るなど、此は正しく神に祈びて其驗有らむと爲る兆の見はるゝを云へり、仁德天皇御紀元年に右天皇と武内大臣との産屋の上に居たる鳥瑞に依りて號給へる事を兼有瑞、是天之表焉と有るは、未漢土を學ばせ給へるならざれば、此は天神之表と云ふ事なり、右等は孝德天皇御紀以下に煩さく所見たる漢風の祥瑞など云ふには非ざるなり、然れども瑞を美豆と云ふ事は何れの御卷に在るも同じき者なり、(然るを歷朝詔詞解に右等の瑞を美豆と訓めるは甚じき僻事なる由に云はれたれども、休祥の見はるゝを美豆と云ひ、其休祥に因りて應驗有るを志流斯と云ふが本なりければ、瑞を名義抄に志流須と有り、又御紀以下の御史に志流斯と訓めるが常なりとて、其に依て美瑞と云訓を強に僻事とは云ふべからざる者なり、通證に説文瑞以玉爲信也、周禮、典瑞掌玉瑞玉器之藏、註人執以見曰瑞、瑞符信也と云へるは此字義を云へる者なり)言義美豆は精出にて傳一に説ける天地萬物の本と有り、又其天地萬物に藏て外に氣韻と成りて發出る精しく妙なる物はなり、又此美豆の美は邇に通ひて八州起元章に憲哉又妍哉又美哉など有るを、古事記に阿那邇夜斯と見えたる、邇も右の精と同じ義なる言なり、傳四、十三に註せる事共を合せ考ふ可き事なり、然れば草木にも萬物にも右に擧ぐる如く

瑞某と云ふは、稚く健かにして麗しく美たき物は各其中に藏れる精粹の表に溢出づる爲に然云ふ事にて、祥瑞を美豆と云ふも又其と同じ意味にて皆同言なる者なり、美と邇と殊に相近く通ふ例は、神名式の和泉國大鳥郡大鳥美波比神社を本國神名帳には正一位爾波比社と有り、又古事記訶志比宮段歌に邇本杼理と有るを明宮段歌には美本杼理と有り、又姓の壬生は爾布と云ふを、皇極天皇元年御紀には乳部此云美文と見えたるが如く、美と邇と相通ふ例なるを正して美豆も妍出の義なる上の説を明らむ可し、(瑞字を名義抄に麻許登とも阿良波流とも有るは、麻許登は精に當り阿良波流は右の精出又は妍出に當れるも奇しき事なり、又與志とも志流須とも加奈布とも云ふ訓見ゆ)○八坂瓊傳十三に出づ○曲玉は字の如くにて緒に貫き縮ねたるを以て云ふ稱なり、然るは此八坂瓊之曲玉を皇太神宮儀式帳には八尺鬘之曲玉とも有る、八尺は正字にて玉を多く貫連ねたるを以て八坂瓊と云ひ、其を一に統緒るが故に曲玉とは云へるなり、故古事記には八尺勾瓊と有るなり、此に如此有るに應へて下に瓊端瓊中瓊尾と云ふ事は此玉緒の本末を云へるなり、下章第三、一書に解其左鬘所纏五百箇統之瓊綸、而瓊響瓊瑤濯浮於天淳名井、誓其瓊端と有るを以て、一玉の端中尾に非ず連珠の初中後なるを曉る時は、即曲玉は緒に貫き縮ねたる玉なる事知らるゝなり、(然るを記傳七卷に「勾瓊は曲れる玉なり、細く長き玉の良曲れる兩端の曲れる處に孔有り、是緒を通せし所なる可し、今も時々地下より掘出づる事有り、是古の勾瓊なる可し」と云はれたれども、今俗に其勾瓊と云ふ物は其緒に貫ける端に出でたる玉にて、其形曲りて圓ならざれば然云ふべき名の狀には有れども、若然らむには八坂瓊曲玉と云ふは緒より外に續ける玉を云ふ稱に成れる者なり、此事下に又も云ふべし)已に傳十三に對馬國下縣郡住吉神社に傳はれる曲玉圖の事に

就て引出でたる藤田一正と云ふ人の文に、據圖玉皆青色、貫以赤絲、其狀頗類念珠、玉之如短管者累々乎相連百數、左右兩門大小相稱、其長三尺、又有橫相通者、凡三處、其管玉比左右稍小、皆統以勾玉、勾玉凡八、如鉤而有穴、可以相連、其上可以嬰頸、其中可以當胸、其下可以當腰と有り、此にて八坂瓊之曲玉の形狀を知べきなり、然れども其統る所に八有る鉤れる玉を勾玉と云ふ稱呼の如く心得て記せるは俗意なり、右の如く緒に貫き縮ねたるをこそ曲玉とは云へれ、争でか一玉の名には有るべき、但細管なるを管玉と云ひ、圓球なるを丸玉と云へれば、其に對へて勾玉と云ふ稱も後には出來れるにも有るべけれども、神代に曲玉と云ふは其全體の名なる事云ふも更なり、夫木集に麻賀理能玉と詠めるも曲れる玉と云ふ事なるをも思合す可し、(然るを或人古言本音考を著して右の賀を濁れるを麻加理と清みて眞清明の義に爲るは、本より拙き人の説なれば云ふにも足らざれども、横井千秋説に「勾曲など書けるは例の借字にて目赫玉なり、古事記仲哀天皇段に目之炎輝種々珍寶、御紀にも眼炎之金銀彩色と見えたるに同じ、然れば此は玉の世に麗はしきを稱美たる名にて、親のきまで照炫く由なり、然るを昔より唯其形の曲れる故の名と心得來れるは僻事なり、形の曲りたるは何の然計り愛たき事か有らむ」と云へる曲玉の説は宜しと雖も、目赫玉の説は然も有らまほしき事ながら猶其正を得ざるなり) 倭仲哀天皇八年御紀に筑紫伊都縣主祖五十迹手聞天皇之行、拔取五百枝賢木立于船之舳、上枝掛八尺瓊、中枝掛白銅鏡、下枝掛十握劍(中略)奏言、臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾、以曲妙御宇、且如白銅鏡、以分明看行山川海原、乃提是十握劍、平天下矣と見えたる、此事神皇系圖神皇實錄寶鏡開始天口事書等には天孫降臨の御時に三種神寶を皇御孫尊に授進ら

せられて天照太神の壽稱させ給へる大御言と記せれば、上代に定まりたる賀詞を以て奏せりし者なり、倭如八坂瓊之勾とは、八坂瓊は例の玉を緒に貫連けたる稱なるが、然して結纏めて右に云へる念珠の如く成せる其即曲玉と云ふ物なるが故に、其曲りて謂ゆる環の端無が如くなるを譬にして御宇の隈無きを壽稱へ申せるなり、曲妙を本に多幣爾と訓めれども妙字に泥みたる僻訓なり、賀茂翁の祝詞考に都婆良加爾と訓まれたるは下なる分明と相對て甚美たし、且都婆良加と須夫流と相通ひて彼御統と云ふにも合ひ、又其勾れる狀を圓なるにも由有りて實に動くまじき正訓なり、若て曲妙御宇と云ふは漏落つる事無く御世知食させ給ふ可しと云ふ事なれば、其も亦此曲玉の具さに備はれる狀に係りて聞ゆるを以て曲玉の説をなむ思定む可かりける、(本に曲妙を多幣爾と訓めるは何なる義ぞや、其は物の奇しく靈しき事に云ふ言にこそ有りけれ、天皇の御世所看す御事を何でかは然申し奉らむ、其上に八坂瓊の勾れるを以て妙なりとは云ふべきに非ざる者なり) ○進は此にては羽明玉神の進らるゝ事には有れども、其實は上にも云へる如く素戔鳴尊の天上に昇詣させ給ひて天照太神に觀え奉り給はむ事を御父太神に請奉らせ給へりけるに、其勅許し給へる御信として八坂瓊之曲玉を令賜給へるを、此にして奉進給へる所なるなり、(此玉を伊弉諾大神より授賜へる信物と云事は予が始て云出でたる事にて、臆説の如くには有れども然に非ず、上より次々説來れる如く事の運びの然しも無くては上下の義理相貫かざる者ぞかし) ○持其瓊玉は此に持と有るは其御頸に所要がせ御在し坐す御事を申せるなり、右にも註せるが如く八坂瓊曲玉はしも傳十三に已に云へる御頸玉にて、其御頸に懸て御胸より御腰に至る迄打延へ取懸くる物なるを第一、一書に已而素戔鳴尊以其頸所嬰五百箇御統之瓊(下略)と云ふ事見え、第三

一書にも素戔鳴尊合其左髻所纏五百箇統之瓊^一とも、又含^二嬰^三頸之瓊^一とも有り、下章第三、一書にも素戔鳴尊乃輻輳然解其左髻所纏五百箇統之瓊^一なども云ふ事の有りて、素戔鳴尊の御自其に因て御子を成し坐せる趣なるは僻事には有れども、其高天原に参上り坐す時に羽明玉神より八坂瓊之曲玉を得て御頸に所嬰させ給ひ、其御身に取装ひ御在し坐し、傳の此に在るからに、然る一説共に出來りし者となむ見えたりける、(古語拾遺には素戔鳴神受之轉奉^二日神^一と有るは餘りに事の早速なりし狀に過ぎたり、其上此にては羽明玉神の奉^レ迎られしは將^レ昇^レ天時と有りて未出立坐さるる以前の事なるを、彼書には昇^レ天之時と書して其天上に升り給ふ半途にての事と爲るも違へり) ○到^二之於天上^一也は正書の勅許之^二乃昇^三詣之於天^一也と見えたる是なり、口訣に持^二其瓊玉^一而到^二之於天上^一也者、素戔鳴尊請^二昇^三天於伊弉諾尊^一、勅許之^二以持^三玉昇^四天儀也^一と有り、此には然は云はざれども、其持たせる玉は伊弉諾尊より勅許し宣はせたる信に授け賜はせたる物なりければ、其を證據として持^レ参上らせ御在し坐すと云ふ意味を以て書けるなり、(然らざれば其註何の事とも聞えざるなり、若予が今聞取る如くならむには、已く予が意を得たる説と云ふべかりける者なり) ○疑^二弟有^三惡心^一は正書に始素戔鳴尊昇^レ天之時、溟渤以^レ之鼓盪、山岳爲^レ之鳴响、此則神性雄健使^レ然也、天照太神素知^二其神暴惡^一、至^レ聞^二來詣之狀^一、乃勃然驚曰、吾弟之來豈以^二善意乎^一、謂^レ當^レ有^二奪^三國之志^一歟と見えたる、歟は即疑の御辭にて此の疑に當れり、第一一書にも日神本知素戔鳴尊有^二武健陵^一物之意、及其上至、便謂弟所以^レ來者非^二是善意^一、必當^レ奪^二我天原^一と見え、下章第三一書にも日神曰吾弟所^レ以上來^二非復好意^一、必欲^レ奪^二我之國^一歟と有る此即此に疑^二弟有^三惡心^一と有る所由なる者なり、偕其素戔鳴尊はしも御誓の

時に誓勝たせ給へるが如く本より清明き御心に御在し坐せる御事は申すも更なり、且此度は伊弉諾尊の御許を請奉り、又八坂瓊之曲玉をさへに表物として賜はれる程の御事には有れども、傳十三にも云へるが如く御父母二神に事依され奉り給へるは第一に天照太神の疑ひ所思し看す所なるに、其神性の健く御在し坐すに任せて天地を震動もして参上らせ御在し坐し、かば日神の御方も驚き所思看て然る御疑は得させ奉り給へるになむ御在し坐しける、(又此時日神はしも素戔鳴尊の御勅許を請て参上らせ給ふ御事を所知看さず御在し坐せる御間の事なり、假令所知看して御在し坐せるにも有れ、其眼前の事の甚じからむには必しも疑の御心は出來させ御在し坐すべき御事なり、右に引ける正書に至^レ聞^二來詣之狀^一乃勃然而驚曰と有るを以て明らむ可し) 疑は轉^レ違^二の約りたる言なる可し、人の實として云ふ所をも此方には轉違へるならむと思ひ取るを云ふなり、下に汝心虚實將何以爲^レ驗と宣ひて、其より御誓を成して其御疑を定めさせ給へるを以て考ふ可し、天孫降臨章第二一書に疑汝二神非^二是吾處來者^一故不^レ須^レ許也と見え、其第五一書に天孫曰心之疑矣(中略)固非^二我子^一矣なども有り、萬葉四(二十丁)にも緘結師、妹情者、疑毛奈思と有り、十二(二十丁)に結義之、妹心者、疑毛無と有るも同じ訓なる者なり、(又其十二丁に得^レ田價^二異心鬱悒^一と作る得田價は假名の例なり右等の例の外多く書共に在る語なれども煩らはしければ引かず) ○起^レ兵は神武天皇御紀に兄猾聞^二天孫且^レ到^一、即起^レ兵將^レ襲^レと見え、又古事記同段に登美能那賀須泥毘古興^レ軍待向以戰と見え、又其水垣宮段に建波邇安王起^二邪心^一之表耳、伯父興^レ軍宜^レ行(中略)其建波邇安王興^レ軍待遮、各中挾^レ河而對立相挑と有る、興^レ軍を御紀には興^レ師と作り偕兵は當には都波母能と訓みて武器を云ふ稱なれども、此は伊久佐と訓む所なる事右に引ける例共を推

して知るべきなり、名義抄にも兵字に右の二訓有るなり、(七書直解と云ふ物を見るに、兵者戎器也、以人執兵亦曰兵と有りて、皇國にて兵器を都波母能と云ひ、其兵器を執る者を兵士と云ふに同じ) 倭此起兵と云ふ事は正書に乃結髮爲髻、縛裳爲袴、便以八坂瓊之五百箇御統、纏髻及腕、又背負千箭之鞞與五百箭之鞞、臂著稜威之高鞘、振起弓彌、急握劍柄、蹈堅庭而陷股、若沫雪以蹴散、奮稜威之雄詰、發稜威之噴讓、(下略)と有るを約め書されたる者なり、持統天皇御紀に射字を伊久佐と訓めるに就て、谷川士清説に射合箭の義なりと云へるは然も有るべき事なり、古事記水垣宮段に爾日子國夫政命乞云其庸人先忌矢可彈、爾其建波適安王雖射不得中、於是國夫政命彈矢者即射建波適安王と有るも、忌矢を射合すなり、又景行天皇十八年御紀に的邑と有るは、和名抄郡名に筑後國生葉(以久波)と有る地なり、孝德天皇三年御紀に射を伊久布と訓み、漢語抄に射梁以久波止古呂と有るなども射合より出でたる稱なり、然れば此にても正書には右の如く弓箭の事を具に擧げ、第一書にも背上負鞞又臂著稜威高鞘、手握弓箭、親迎防禦と有る即起兵と此に所見たる兵なる者なり、(故考ふるに伊久佐と云ふは右の如く箭を射合して争ふを云ひ、戰ふは叩合にて互に入交り相挑み争ふを云ふなり、其差別必有るべき言なり) 因云將軍を伊久佐能伎美と云ふは軍卒を伊久佐能登と云ふ其を將射合す事を成す長なる謂なり、御紀に軍卒又士卒又將卒又介胃之士など有るが如く、軍を爲る人の義なれば必然云ふべきなり、然るに其を唯に卒とも兵とも云ふ時は射合箭の義のみなれば兵士の稱ならぬが如しと雖も、鞞を負ひて仕奉る人を鞞負と云ひ、劍を佩て仕奉る人を帶刀とも云ふが如く、唯伊久佐とのみ云ひても兵士の稱と成れるなる可し、萬葉二(三十四丁)に鳥之鳴、吾妻乃國之、御軍士

乎、喚賜而、又大御身爾、大刀取帶之、大御手爾、弓取持之、御軍士乎、女騰毛比賜、六(二十五丁)に千萬乃、軍奈利友、言擧不爲、取而可來、男常會念九など有るは兵士を伊久佐と云へるなり、二十(二十七丁)に阿良例布理、可志麻能可美乎、伊能利都々、須米良美久佐爾、和例波伎爾之乎と有るも、皇御軍の兵士と成りて仕奉れるを云ふなり、如此く兵士の稱にも通はし云ふ事なり、(右に引けるが如く漢土にても戎具を兵と云ひ、其を執る者をも兵と云ふに同じきなり、但戰の事を伊久佐と云ふは當らず、其は伊久佐を爲ると云ひては聞えざる者なり) ○詰問は正書に奮稜威之雄詰、發稜威之噴讓、而徑詰問焉と有るに同じ所なり、傳十三に云へり、但此なるも正書なるも詰を詰に誤れり、今改む、詰は御紀に多祁毘とも多祁流とも訓み、名義抄に詰を古到反と有りて都具又加牟加布又都々志牟又阿良波須と訓み、詰字は去質反にて那自流とも伊佐牟とも勢牟とも登賀とも加古都とも登布とも都具とも有るが上に纂疏本には詰と作せ給へるに因れるなり、(前漢王嘉傳に吏詰問嘉と見え、史記註に詰責讓也と有り、又玉篇に詰問罪也と見えれば詰には非ざる者なり) ○吾所以來者古事記の此段に我那勢命之上來由者、必不善心と見え、下章第三一書にも吾弟所以上來非復好意と有りて、素戔鳴尊の上來坐る所以を宣へるに就て其參昇らせ給へる所以を此に申顯はし述べさせ給へる所なり、倭所以の字は漢文に以而來所と訓む所なると、又由とも故とも書る字義とを合せて考ふるに、由惠は因末にて其事の因起るより其然有る末と相併せて云ふなる可し、譬へば出雲風土記などに所以號出雲者又所以號意宇者など云ふ類、今出雲と云ひ意宇と號けたる據はと其末より本を原ね本より末を係けて所以とは云へるなり、又祝詞に安國登平久知食故云々、又夜能守日能守奉故云々など言の中間に置く

故も皆其義なり、又萬葉などには言の始に置くも有り、十(七丁)に故無、吾裏紐、令解、人莫知、及正逢と有るも依來る所を云へり、十二(十四丁)に何故可、不思將有、又(二十丁)君者不來、吾者故無など、語の下に在りながら打離れて故と其據を云へり、(帶木卷に「自然一つ故づけて爲出づる事も有り」と云へる、一は一藝の事なり、故づけては據めかしくしてと云ふ意なり、又餘りの故由心ばへ打添たらむにも云々と有る、故由は女の種姓の據慥なるを云ふと聞ゆ、何れも此の例共に異ならず)○實は眞事にて事の虚ならざる由を慥に云ふ辭なり、下章第三、一書にも故實以清心復上來耳と見え、又古事記にても其八俣遠呂智信如言來と見え、又神武天皇御紀に是實天神之子者必有表物と有り、又記の玉垣宮段に又因拜此大神誠有驗者など見えたる是なり、萬葉には四(五十一丁)に眞毛、妹之手二所纏牟、又(五十六丁)僞毛、似付而曾爲流、打布裳、眞吾妹兒、吾爾戀目八、七(三十四丁)に信有得哉、戀數鬼乎、又(四十一丁)世間者、信二代者、不往有之、十(十三丁)に信吾、命常有目八方、又(五十五丁)眞毛久々、成來鴨、十一(四十四丁)に眞毛君爾、如相有、十二(六丁)に佗言、眞言痛成友、又眞會戀之、不相日乎多美、又信吾命、全有目八目、十四(九丁)に麻許登可聞、和禮爾余須等布、又(二十五丁)麻許等奈其夜波、十五(三十二丁)に於毛波受母、麻許等安里衣牟也、十六(十四丁)に白玉之、緒絶者信、二十(二十二丁)に麻許等 and 和例、多非乃加里保爾、又(四十丁)麻已等奈禮、和我且布禮奈々など、眞をも信をも書ける共に此の實字と同じ事にて、此等は下なる虚實の實と同言同意なる物から、所に依りては事を慥に云知らする發語の眞と同じきも有る者なり、(然れども凡ては人の云ふ所に依りて其行ひを見、又其行ふ所を以て言を聞き、又我成す事の上にても其空しか

らざるを人に明らむる時に云ふ辭にて、文章などにも然云ふ事多かる者なり)因云此は歌詞にのみ限りたる事なれども、此實字に當りて萬葉に佐禰と詠める事多在り、十(十丁)に佐宿木花者、今日毛鴨散亂見、十四(十丁)に安志可流登、我毛左禰見延奈久爾、十五(三十四丁)に伎美爾故布良牟、比等波左禰安良自、又(三十五丁)夜須久奴流欲波、佐禰奈伎母能乎、十八(三十六丁)に由可牟登於毛倍騰、與之母佐禰奈之、二十(二十二丁)に伎美乎安我毛布、登伎波佐禰奈之など有る是なり、(但文には更に用ひたる例も無き物から、同意の語なれば心得置くべし、十四卷二十五丁に和我可流加夜能、佐禰加夜能、麻許等奈其夜波と有るは、葦を佐禰加夜と云ふにて、右とは異なれども其佐禰より應かせて麻許等と續けたるに心を著くべし、名義抄を見るに眞をも實をも誠をも信をも共に麻許登とも佐禰とも訓む字なるを考合す可き者なり)○欲與姊相見は第二、一書にも出でたり、傳十四に云へり、○珍寶は古事記訶志比宮段に西方有國、金銀爲本、目之炎耀種々珍寶多在其國、又神功皇后四十六年御紀にも便復開寶藏以示諸珍異、吾國多有是珍寶、欲貢貴國など見えたるが如く尊き寶なる由なり、若て此珍は四神出生章第一、一書に珍子と有るを、古事記には貴子と書かれたり、其義は已に傳七に委しく註せるが如し、偕又上に云へる瑞八坂瓊之曲玉の瑞と此珍とは相通へる義も有るにや、釋述義に瑞穂の事を釋を見るに、云千五百秋者是遠指長久之秋、必得珍之稻穂也と有る是なり、若然らむには天孫本紀の十種瑞寶も此と同じく十種珍寶と云ふ義になむ有りける、(又珍は本よりにて瑞も共に麗美しき心なる事云ふも更なれば、假令言の同じからざらむからに其義は等しきになむ歸べかりける)實は寶劍出現章第五、一書に杉及檉樟此兩樹者可爲浮寶也と有るは船を浮寶と云へるなり、天孫降臨章第

一、一書に八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物と見え、其第二一書に天照太神手持寶鏡授天忍穗耳尊と有るは、謂ゆる天津璽を寶と申奉れるなり、崇神天皇六十年御紀に武日照命從天將來神寶藏于出雲大神宮と有りて、下に甘美御神底寶御寶主也と見え、又垂仁天皇三十九年御紀に命五十瓊敷命、俾主石上神宮之神寶と有るは神財を寶と云へるなり、其八十八年の下に天日槍が將來れるをも神寶と云へるを、古事記には玉津寶と有り、又仲哀天皇八年御紀に愈茲國有寶國（中略）眼炎之金銀彩色多在其國と有るを、神功皇后御紀には財寶國と作て、右の金銀彩色の其國より多く出づるに因て云ふ稱なり、皇極天皇を天豐財重日足姬天皇と稱奉る豐財は、寶の饒足へる義の大御名なり、萬葉三（二十七丁）には不盡山をも寶十方、成有山可聞と詠み、五（八丁）に銀母、金母、玉母、奈爾世武爾、麻佐禮留多可良、古爾斯迦米夜母と詠めるなどは、金銀珠玉を寶と云ふに依りて子をも云ふなり、傳十二に註せる百姓を意富美多加良と云ふは、元大御田族の義にて出來れる稱なるが、其も江家次第などには公御財と書かれて大御寶の義に取成されたる者にて、其原別なりし事の一に合へる者なり、儲寶は高在と云ふ義にて、世に在らゆる萬物に勝りて高く貴き謂などにや有らむかし、（予先には天下の百姓を大御寶と云ふより轉りて財物を寶と云ふならむと思ひしかども猶ほ別なりけり、又金銀珠玉を寶と云へる其の稱を及ぼして百姓を然云ふと云はむも違ふ可し、言も意も似たるから混ひ易きことになむ有りける）○欲獻は唯に素戔鳴尊の御心として獻らせ給ふ謂には非ず、右に天照太神疑弟有惡心、起兵詰問と有るが如く、素戔鳴尊には根國に渡らせ給ふに就て辭見に參上らせ給へるのみこそ有りけれ、素より赤心に御在し坐し、かども謂ゆる神性の雄健く御在し坐しける故に、其御所爲共に就て此に天照太神

の甚しく疑はせ給へるを以て、不_レ敢別有意也とは申させ給へる物の、其にても猶證據と爲べき所無きが故に、先に御父大神より昇天の事を許可し宣はせたる御表の八坂瓊之曲玉をば其と無く獻らむには、天照太神の見行はし御在し坐して其御疑を開けさせ給へらむ事を期_レ奉らせ給へる者になむ有りける、（此は此一書の中にも殊に眼目と有る事にて少縁の由縁に非ざるを以て、此卷首より始めて條々に説著はせる者なり、纂疏に素尊以_レ曲瓊進_レ日神而表_レ赤心之明淨と註させ給へるも然る事には有れども、猶此の義を明らかに得させ給へる御説には非ざるなり、又或人の温潤の徳を獻呈すなど云ふなどは取るに足らざるなり）然る表物を以て事の虚實をしも定むる事は上代の常なり、此に引出て其一例を擧げ云はむには、神武天皇御紀に長髓彦乃遣行人言於天皇曰、嘗有天神之子、乘天磐船、自天降止、號曰_レ櫛玉饒速日命、（中略）夫天神之子豈有_レ兩種乎、奈何、更稱_レ天神子以奪_レ入地乎、吾心推_レ之未必信、天皇曰、天神子亦多耳、汝所爲_レ君、是實天神之子者必有_レ表物、可_レ相_レ示_レ之、長髓彦即取_レ饒速日命之天羽羽矢一隻及步鞞以奉_レ示_レ天皇、天皇覽_レ之曰_レ事不_レ虚也、と有るも此の例なり、後に文字てふ物の有りてこそ文書を以て證據には立つめれ、決めて遠き古昔には然る物し無かりつれば、今茲にて御父大神の勅許を請て參上り來給へる由を申させ給へらむにも、何を以てかは其必實なりけりとは所思し定めさせ御在し坐さむ、故羽明玉神をして令賜給へりし瑞八坂瓊之曲玉を以て事實を明し奉り給ふより外には爲させ給ふ可き道の御在し坐さ、りける其時の勢を推量り奉る可くなむ有りける、（然らざれば何を以てか玉を獻らせ給ふ由とか爲む、天孫降臨章第二一書下照姬命の歌に、天在や弟棚機の嬰がせる、玉の御統云々とも詠まれたるが如く、其玉の美麗しき事は天なるには如かざる事なるを、

何ぞ奇珍らしけに玉を獻らせ奉ふ事の御在し坐さむ、右の如く止事無き由來有るが爲にこそ取立て然は申らせ給へりし者なりけれ。○別は古事記に無異心と有る異字に相當れる語にて、許登は此外にて此物の外なる義なり、古事記御天降段に故別遣天迦久神可問と有るも、佗神を召す序に非ずして殊更に間に遣はさるゝを云ひ、此の天孫降臨章に故皇祖高皇產靈尊特鍾憐愛と有る特も、佗御子等とは取別けて憐愛し給へる由なり、餘此に准らへて知るべし、萬葉にも四(三十丁)に故妻戀爲乍、立而可去哉、七(四十丁)に殊放者、奥從酒管、十(三十五丁)に事更爾、衣者不摺、十二(二十九丁)に紫草乎、草跡別々伏鹿之、野者殊異爲而、心者同、十三(三十四丁)に琴酒者、國丹放管、別避者、宅仁離南など有る共に別の例なり、傳八に別處の事を云へる考合す可し、(右の四卷の故字は史記に許登佐良爾と訓めるに同じ、右の殊更と云ふも此外に又更にと云ふ意なれば此の別と同じ意なり)○不敢別有意也は正書御父大神に請奉らせ給へる御言に、吾今奉教將就根國、故欲暫向高天原與姊相見而後永退矣と申させ給ひけるに、勅許之と宣へるに就て參上れるにこそ有りけれ、此外に意有るに非ずと、其御表の瑞八坂瓊之曲玉を獻り給ふ御事に徴して聞え奉らせ給へる是なり、古事記に此時の事を爾速須佐之男命答白、僕者無邪心、唯大御神之命以問賜僕之哭伊佐知流之事、故白都良久、僕欲往妣國以哭、爾大御神詔、汝者不可在此國而神夜良比夜良比賜、故以爲請將罷往之狀參上耳、無異心と所見たる、是實に素戔嗚尊の御心に御在し坐すなり、此を記傳七(四十四丁)に「始に無邪心と白して又此に無異心と申し給ふは、今言しつる事の由の外に別意趣は無しとなり」と註されたるは、能も此の不敢別有意と有る文意をも兼ねて盡し究められたりし者になむ有る者なり)

りける、(此事已に上に、只爲暫來耳の下にも云へれども、餘りに此に相應ひて美く所思の故に又更に引出でたる者なり)

時天照太神復問曰、汝言虛實、將何以爲驗、對曰、請吾與姊共立誓約、誓約之間生女爲黑心、生男爲赤心、乃掘天真名井三處相與對立、是時天照太神謂素戔嗚尊曰、以吾所帶之劍今當奉汝、汝以汝所持八坂瓊之曲玉可以授予矣、如此約束共相換取

此は右の素戔嗚尊の申給へる御言に就て天照太神の判らせ給ふ所なり、偕此に物根を相換へさせ給ふ事の御約束御誓に前立て宣はせたるは異なる傳の如しと雖も、然には非ずなむ有りける、其は正書に於是天照太神乃素取素戔嗚尊十握劍(中略)又既而素戔嗚尊乞取天照太神髮及腕所纏八坂瓊之五百箇御統(下略)と見え、又古事記にも天照太御神先乞度建速須佐之男命所佩十握劍(中略)速須佐之男命乞度天照太御神所纏左御美豆羅八尺勾瓊之五百津之美須麻流珠而(下略)と有るは不意き狀の如くなるに、此の傳の如く先に其御約束御在し坐すと見奉る時は、殊更に義理に於て明らかなる所有る者なり、(乞取も乞度も自佗に屬て云ふのみにて其事相同じき者なり、偕

此傳にては瓊玉は素戔鳴尊の物なり、御劔は天照太神の御なり、是甚々正しき傳なるを、右に引ける正書又古事記共に此とは反様なるは皆がら誤の傳なり。故此に是時天照太神謂素戔鳴尊曰、以吾所帶之劔今當奉汝、汝以汝所持八坂瓊之曲玉可以授予矣と有る御約束の事有て下に共相換取と有る文は正書の乞取、古事記の乞度に當る所なり、如此して天照太神は三女神を素戔鳴尊は五男神を成出奉らせ給ひ畢て、然後に其物質に依て品定まる事にて、正書に出でたる事なるが、古事記にも於是天照太御神告速須佐之男命、是後所生五柱男子者物質因我物所成、故自吾子也、先所生之三柱女子者物質因汝物所成、故乃汝子也、如此詔別也と有るが如く、五男神は天照太神の御子と坐し三女神は素戔鳴尊の御子と坐す御事なるが上に、右の事有る時は此の結なむ甚能合へる者なりける、但正書古事記共に其詔別有るは此傳に勝りて宜しくは有れども上に物根を相換へさせ給ふ文無きは又此一書には劣れる所なれば、合せて心得より外は無き者なるぞかし、(思ふに正書古事記共に本は此傳も有りつらむを、物質の事をも傳へ僻めたりしより有りつる本の文をも已く削除たるにも有るべし、何れにしても事略たる事になむ)○復問曰は先に詰問はせ給へるに素戔鳴尊の申させ給へる御答に、御心の明く淨き程を明らめ奉らせ給へるを諸々しく聞看さへ給へれども、其云ふ所と神性の雄健く御在し坐す御行の上には猶許可させ給ふ所にも至らせ給はざりしから、又其言の上には就て問復させ給へる事、此に汝言虚實將何以爲驗と有るを以て明らむ可き者なり、(故先には詰問と有るを此には復詰問とは無きなり、然るは天照太神の御方に少かは然もやと聞看し分けさせ給ふ所有るが故なり)○汝言虚實將何以爲驗は正書に復問曰、若然者將何以明爾之赤心也と有り、古事記にも爾天照太御神詔然者汝心之清明何

以知と有る所是なり、右は紀に吾元無黒心、記に僕者無邪心とも又無異心とも有るに對へて、天照太神の其御心の清濁を質し詔給ふ所なる故に汝心と有るを、此に汝言と有るは素戔鳴尊の吾所以來者實欲與姉相見云々と忠立て申給ふ御言に就て虚實を正し給ふ所なればなり、汝言は伊麻斯我布許登能と訓めり、(又は伊麻斯我許登能にても那賀許登能にても有るべきなれども、古く訓來る所に從ふ可し、天孫降臨章第二一書に今者聞汝所言と有る言字は麻袁須と訓めれば、又は麻袁須許登能と訓みても有りぬ可し)○虚實は字の任に訓みては漢文の格なり、日月と書て都紀比と訓むが如く、此も倒反して麻許登伊都波理と訓むべき字なり、如此竝べ云へる例は多く物を糺彈す所に在る事にて、神功皇后四十六年御紀に因以祈天神曰、當遣誰人於百濟將檢事之虚實、當遣誰人於新羅將推問其罪と見え、應神天皇九年御紀に天皇則推問武内宿禰與甘美内宿禰、於是二人各堅執而爭之、是非難決、天皇勅之令請神祇探湯と有り、又允恭天皇四年御紀に一氏蕃息更爲萬姓、難知其實、故(中略)坐探湯瓮而引諸人令赴曰、得實則全、僞者必害、於是諸人各著木綿手纏而赴釜探湯、則得實者自全、不得實者皆傷、是以故詐者愕然之像退無進など所見たる是なり、萬葉四(五十六丁)に僞毛、似付而會爲流、打布裳、眞吾妹兒、吾爾戀目八と一歌に僞と眞とを二共に詠みたるも有り、(後の歌にも□□集に、僞と思ふ物から今更に誰が實をば我は頼まむ)と詠るなどの類此彼見えて珍らしからず、古事記序にも帝紀及本辭既違正實、多加虚僞と云ふ事有り)○虚を伊都波理と訓める言義は實の眞事なるに就て思ふに、其反なれば空在なる可し、神武天皇御紀に兄猾が事を潛伏其兵、權作新宮云々、願知此詐善爲之備と有る、權に宮を作りて事を成すは空けたる事を構へて謀を成す

なり、故詐イハツとは云へり、又長髓彦が言に奈何更稱ニ天神子ニ以奪ニ人地ニ乎、吾心推レ之ニ未必爲信ト云へるも、空けたる事を抑張テて人地を奪ヒ給ふにやと云ふなり、古事記訶志比宮段なる神の御言を信給はざる所に、爾天皇答曰、登ニ高地ニ見ニ西方ニ者不レ見ニ國土ニ、唯有ニ大海ニ、謂ニ爲レ詐神ト（下略）と有るも、空けたる事にして取合せ給はざるを詐爲すとは有るなり、神功皇后御紀に今御孫尊所望之國、譬如鹿角、以無實國也と有る、無實を宇都郡多流と訓みて顯宗天皇御紀に在る虚字の訓に同じく、又右に引ける允恭天皇御紀の詐字の傍訓に宇都波理とも有るは其語の本然りしに依れる者と所見たり、（通證に實者天載也、虚者忌敬破也など云へるは垂加派の末輩の説にして甚無益し、和訓栞に「何時晴の義暗昧の義なる可し」と云へるも笑ふ可し、予も亦先に思取りたる人笑の一説有り、伊都波理の言は氣逼なる可し、物を偽る時は其氣の逼りて伸びざる者なり、獄令凡察獄之官先備五聽ノの義解に、謂ニ五聽者一曰辭聽、觀ニ其出言不直則煩、二曰色聽、觀ニ其顔色不直則赧然、三曰氣聽、觀ニ其氣息不直則喘、四曰耳聽、觀ニ其聽聆、不直則惑、五曰目聽、觀ニ其眸子不直則眊然也と有りて、辭と色と氣と耳と目とを以て聽く事なるが、其不直にして言の煩らほしきも顔色の赧然たるも、氣息の喘ぐも耳の惑へるも眸子の眊然たるも皆共に氣の逼りて伸びざるに依れれば氣逼ならむかと云ひし事も有れども今は棄てき）○將ニ何以爲レ驗ノの驗は謂ゆる證據を云ふなり、纂疏に進雄尊獻珠表其赤心、然其言虚實猶未可ニ分別ト、故以レ生男子ニ欲見レ證驗、如レ此則赤黑不レ可ニ矯辨ト故也と註させ給へり、故其證驗と云ふは次に誓約之間生レ女爲ニ黑心ト、生レ男爲ニ赤心トと見えたる是を云ふなり、然るに其誓約の御中に赤心の見はれさせ御在し坐して男御子を成出で奉らせ給へる、此即第二一書に故素戔嗚尊既得ニ勝驗トと見えたる是なり、然るを天照太神はしも女御子を成出でさせ給へるを、右の生レ女爲ニ黑心トと云ふに當て天照太神に勝ち奉る驗を得給へるが如く説成し奉るは此の文意を能も相照らし考合さる僻事なり、若素戔嗚尊の共に違ひて女御子を生み奉らせ給ふなどの御事有りなむには、其こそ負る驗の見えさせ給ふとも云ふべかりけらし、驗の義は後の條に云ひてむ、偕此は已に傳十四にも云へる事なれども又少か云ふなり、（然るを古事記に爾速須佐之男命白ニ于天照太御神ト、我心清明、故我所生之子得ニ手弱女ト、因レ此言者自勝云而於ニ勝佐備云々と有る手弱女は、男子を誤れるが、此は誓驗に勝たせ給へる事を天照太神の女御子を成し給へるは我が若黒心有る時の狀に似たりとて、男御子を得給へる我が御上を誇らせ給へるなるが、其は遙に後の事なれば右の勝驗の論とは異なりと知るべし）○立ニ誓約トの立は上章第六一書に建ニ絶妻之誓トの建に同じ、偕正書には與レ姉共誓と有り、古事記にも各字氣比而生レ子と有りて立と云ふ事無きに、此傳々の中に此と次の一書に相對乃立ニ誓約トと有るのみなるが、其も立は上に屬て下に誓約曰と云ふ事なるなり、第一一書に相對而立誓曰と有るは、上章第六一書に相向而立と有ると同じ訓なる所なれば、右は唯に誓曰とのみ云ふ所なり、立は誓を成して事を定むる謂なるなり、○誓約之間は正書に誓約之中、此云ニ字氣誓能美難箇トと有るに同じ、傳十三に云へり、○生レ女爲ニ黑心ト、生レ男爲ニ赤心トは正書に如吾所生是女者則可レ以ニ爲ニ有ニ濁心ト若是男者則可レ以ニ爲ニ有ニ清心トと有るに等しければ、此の爲字は以爲と訓を同じく爲べき字なる事を曉る可きなり、偕此事を下章第三一書には於是素戔嗚尊誓之曰、吾若懷ニ不善ト而復上來者吾今誓ニ玉生兒必當レ爲レ女矣、如レ此則可レ以ニ降ニ女於葦原中國ト、如有ニ清心ト者必當レ爲レ男矣、如此則可レ以ニ使ニ男御ニ天上ト、且姉之所生亦同ニ此誓トと有りて大抵は同じ傳なる

を、終に且姉之所生亦同此誓と云へる一句は心得難き事なり、素戔鳴尊こそは日神に疑はれ奉らせ給へれば、其清き御心を明らかめ奉らせ給ふ可き爲に男御子を生出て誓に勝させ給へる験をしも見え奉らせ給ふ可き御事なりけれ、争でかは日神の其に競はせ給ふ御事の御在し坐さむ、此は傳十三より始めて次々云るが如く素戔鳴尊の赤心に依ては男御子成出で坐すべく、又日神は其に合せて女御子を成出で給へらむ、其にて疑はせ所思し御心を解かせ給はむと云ふ御約束なる者なり、然れば同此誓とは共に男御子女御子を得させ給はむと云ふ義にては非ざる者なり、(故先立て日神は三女神を生坐し、後に素戔鳴尊は五男神を生坐せるは共に平かなる者にして、右に同此誓と云ふ所なり、又此に反して日神の男御子を得させ給ひ素戔鳴尊の女御子を得させ給へらむには、其ぞ此誓に同じからざる者にて、凡ての事共徒に成以て行て甚じき大枉事の極みと云者也、克々心す可き事なり若て傳十四に已に云へるが如く、正書も此も下章第三一書なるも古事記も共に右の如く素戔鳴尊より申させ給へりし御言のみ有りて、天照太神の其に御對へ爲させ給へる御事の見えざるは何時しか傳へ漏らされたりし者なる可し、其は第一一書に於是日神共素戔鳴尊相對而立誓曰、若汝心明淨不有陵奪之意者汝所生兒必當男矣と見え、第三一書に日神與素戔鳴尊隔天安河而相對、乃立誓約曰、汝若不有奸賊之心者汝所生子必男矣、如生男者予以爲子而令治天原也と有る是なり、但予以爲子而令治天原と云ふまでは餘りに事に過ぎたる状態れども、右の如き御對の文は此に必しも無くては叶はざる所の者なり、(神祇本紀には此所を綴り合せて此の堀天眞名井矣の下に此文を出だし、次に二柱神の物根を相換させ給ふ所に續けたるは然る言なる者なり)○堀天眞名井三處の堀は常陸風土記新治郡條に即穿新井、

其水淨流、仍以治井因號郡號と有る穿にて、即井を治り給へるを云ふなり、此を其常陸國名を云へる所に新令掘井流泉淨澄尤有好愛と有り、又此井を掘る事は猶茨城郡條に郡東十里桑原岳昔倭武天皇停留岳上、進奉御膳時、令水部新掘清泉云々とも有り、偕此事は傳十三に云へるが如く天眞名井は天安河の瀬の中にて井と云ふべき所なるにて、尋常に云ふ堀井の事には非ざるなり、然るを此に三處を堀ると有るは巴と云ふ紋の形の如く此より彼へ廻り彼より此の水の巡り復る狀に物して、物を洗濯ける水の一處に滯らざる爲に物爲させ給へるにこそ有りけり口訣に堀天眞名井三處者殷勤之謂也と云へるは盡さるる所有るを、其下に以爲水原乎と云へるに味ひ無きにしも非ざるなり、(原は原の正字なり、説文に水泉本也、从三泉出厂下、後人但作原而加水於其旁、今經傳源流淵源字皆作源矣と云へる是なり、名義抄にも又原を原の正と見え、又厂字を嚴人可居と有り)偕三女神の天眞名井に就て止事無き由有る御事は已に其にも云へるが、猶豊前國宇佐宮は此三女神を神代より祀奉りて八幡の本宮に御在し坐すが、八幡本記四(四十一丁)に「馬城峰宇佐宮より五十町東南の隅に當れり、又御許山とも號す、社説に云ひ傳ふるは八幡大神菱形池にて神告有りし前に此所にて靈光を顯はし給ひけるに照曜く事日光の如くなりし故に、其光の移りし所を日足里と云ふ、後に八幡宮三所を此山に祭るとぞ、各石體なり、(一の石體高三間許、其二は此より低し)又御許山の絶頂磐石の中に奇異の神水有り(廣さ五寸深さ一寸六分)此水大水にも増らず、大早にも減らず大寒にも凍らず酌ども盡きずと云ふ(下略)と有り、此事通證に引ける玉木某が文に、三女神始降臨之處曰御許山、距神宮東五十町、絶頂有磐石、常湛清水、旱魃莫涸、雨雪不汚、稱之石清水、後遷祭於今